

写 令和 4 年第 1 回定例会

(3 月 7 日招集)

町 議 会 会 議 録

益 城 町 議 会

令和４年第１回益城町議会定例会目次

○３月７日（第１日）

出席議員	2
欠席議員	2
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	3
・ 諸般の報告（議席配付）	3
日程第１ 会議録署名議員の指名	3
日程第２ 会期決定の件	3
日程第３ 報告第１号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	4
日程第４ 議案第１号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第16号 令和３年度益城町一般会計補正予算（第９号）	5
日程第５ 議案第２号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第１号 令和３年度益城町一般会計補正予算（第10号）	6
日程第６ 議案第３号 令和３年度益城町一般会計補正予算（第11号）	8
日程第７ 議案第４号 令和３年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	8
日程第８ 議案第５号 令和３年度益城町下水道事業会計補正予算（第３号）	8
日程第９ 議案第６号 令和３年度益城町水道事業会計補正予算（第２号）	8
日程第10 議案第７号 令和４年度益城町一般会計予算	8
日程第11 議案第８号 令和４年度益城町国民健康保険特別会計予算	8
日程第12 議案第９号 令和４年度益城町後期高齢者医療特別会計予算	8
日程第13 議案第10号 令和４年度益城町介護保険特別会計予算	8
日程第14 議案第11号 令和４年度益城町下水道事業会計予算	8
日程第15 議案第12号 令和４年度益城町水道事業会計予算	8
日程第16 議案第13号 益城町一般職の職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第17 議案第14号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第18 議案第15号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第19 議案第16号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8

日程第20	議案第17号	益城町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	8
日程第21	議案第18号	益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	8
日程第22	議案第19号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関す る条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第23	議案第20号	益城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制 定について	8
日程第24	議案第21号	益城町消防団に関する条例の制定について	8
日程第25	議案第22号	益城町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定に ついて	8
日程第26	議案第23号	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約 の一部変更について	8
日程第27	議案第24号	公有財産の取得について	9
日程第28	議案第25号	工事請負契約の変更について	9
散会			36

○3月8日（第2日）

出席議員	37
欠席議員	37
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	37
説明のため出席した者の職・氏名	37
開議	38
日程第1 総括質疑	38
散会	78

○3月9日（第3日）

出席議員	79
欠席議員	79
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	79
説明のため出席した者の職・氏名	79
開議	80
日程第1 一般質問	80
5 番 富田徳弘議員	80
1 コロナ禍における災害時の避難対策について	
2 町長マニフェストの進捗状況等と次年度以降に取り組む事業	

	について	
	3 自治体を対象とした建物災害共済事業の災害見舞金について	
7 番	吉村建文議員	90
	1 行政におけるスマートフォンの活用について	
	2 L G B Tについて	
	3 教育環境について	
	4 企業誘致について	
3 番	上村幸輝議員	104
	1 子育て支援事業であるつどいの広場事業・ファミリーサポート事業について	
	2 待機児童対策について	
	3 潮井自然公園について	
	4 自治体対象建物災害共済熊本地震災害見舞金について	
2 番	西山洋一議員	116
	1 企業誘致の推進について	
	2 健康づくり応援ポイント事業について	
10 番	中川公則議員	124
	1 新庁舎建設に伴うこれからの行政サービスの在り方について	
	2 コロナ禍の現状について	
	3 町西部地区の大規模な区画整理事業に関する町の取組について	
	散会	128

○3月10日（第4日）

	出席議員	129
	欠席議員	129
	職務のため出席した事務局職員の職・氏名	129
	説明のため出席した者の職・氏名	129
	開議	130
日程第1	一般質問	130
	1 番 木村正史議員	130
	1 町長のマニフェストにある「子育てしやすい益城町」について	
	2 町の文化遺産の活用について	

3	新型コロナウイルスの3回目のワクチン接種と感染症対応 地方創生臨時交付金について	
8 番	甲斐康之議員	139
1	全国自治協会が運営する建物災害共済事業の「災害見舞金」 が減額された件について伺う	
2	子育て世帯への更なる支援拡充を求める	
9 番	榮 正敏議員	148
1	都市部と集落部との格差問題について	
2	認知症とヤングケアラーについて伺う	
11 番	野田祐士議員	155
1	木山地区土地区画整理事業の現状及び問題・課題点と今後 の取組みについて	
2	木山地区土地区画整理事業と県道熊本高森線4車線化事業 の関係性について（問題・課題点と今後に向けた取組み）	
3	建設発生土砂の処分問題と政治倫理条例の制定について	
4	小池竜田線（小池バイパス）沿線について	
	散会	166

○3月15日（第5日）

	出席議員	167
	欠席議員	167
	職務のため出席した事務局職員の職・氏名	167
	説明のため出席した者の職・氏名	167
	開議	168
日程第1	常任委員長報告	168
日程第2	議案第26号 工事請負契約の変更について	185
日程第3	議案第27号 工事請負契約の変更について	190
日程第4	議員提出第1号 ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議	194
日程第5	特別委員会委員辞任の件	195
日程第6	特別委員会委員選任の件	195
日程第7	議員派遣の件	195
日程第8	閉会中の継続調査の件	195
	閉会	196

3 月 7 日（月曜日）

令和4年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和4年3月7日午前10時00分招集

2. 令和4年3月7日午前10時00分開会

3. 令和4年3月7日午後0時17分散会

4. 会議の区別 定例会

5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

日程第4 議案第1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第16号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第9号）

日程第5 議案第2号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第1号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第10号）

日程第6 議案第3号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）

日程第7 議案第4号 令和3年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第5号 令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第6号 令和3年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第7号 令和4年度益城町一般会計予算

日程第11 議案第8号 令和4年度益城町国民健康保険特別会計予算

日程第12 議案第9号 令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第13 議案第10号 令和4年度益城町介護保険特別会計予算

日程第14 議案第11号 令和4年度益城町下水道事業会計予算

日程第15 議案第12号 令和4年度益城町水道事業会計予算

日程第16 議案第13号 益城町一般職の職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第14号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

日程第18 議案第15号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改
正する条例の制定について

日程第19 議案第16号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第20 議案第17号 益城町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程第21 議案第18号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を

改正する条例の制定について

日程第22 議案第19号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23 議案第20号 益城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第24 議案第21号 益城町消防団に関する条例の制定について

日程第25 議案第22号 益城町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 議案第23号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第27 議案第24号 公有財産の取得について

日程第28 議案第25号 工事請負契約の変更について

7. 出席議員（17名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 榮正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	16番 荒牧昭博君
17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君	

8. 欠席議員（1名）

15番 渡辺誠男君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	水上眞一君
総務課長	塘田仁君	危機管理課長	岩本武継君
企画財政課長	山内裕文君	企画財政課審議員	山口拓郎君
税務課長	深江健一君	住民課長	吉川博文君
福祉課長	松本浩治君	福祉課審議員	荒木薫君

こども未来課長	水 口 清 君	健康保険課長	松 永 昇 君
産業振興課長	姫 野 幸 徳 君	建 設 課 長	増 田 充 浩 君
都市計画課長	村 上 康 幸 君	都市計画課審議員	齊 藤 計 介 君
復興整備課長	米 満 博 海 君	街 路 課 長	荒 木 栄 一 君
新庁舎等建設課長	田 上 勝 志 君	学校教育課長	遠 山 伸 也 君
生涯学習課長	富 永 清 徳 君	下水道課長	吉 本 秀 一 君
下水道課審議員	福 島 恭 一 君	水 道 課 長	竹 林 浩 幸 君
代表監査委員	戸 塚 誠 司 君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

令和4年第1回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席をいただきまして、ありがとうございます。

なお、15番渡辺議員から欠席する旨の届出があっております。

議員定数18名、出席議員17名です。

ただいまから、令和4年第1回益城町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、7番吉村建文議員、16番荒牧昭博議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの9日間に決定しました。

次に、本定例会の日程について申し上げます。本日は、報告第1号について説明を受けた後、質疑を行います。次に、本定例会に提案されました25議案のうち、議案第1号及び議案第2号につきましては、先に議案の説明、質疑、討論、採決を行います。次に、議案第3号から議案第25

号までの23議案について説明を受けます。

明日8日は総括質疑、9日、10日は一般質問、11日は常任委員会書類審査、12日、13日は休会、14日は常任委員会現地視察、15日は常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでありたいと思います。

日程第3 報告第1号 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、報告第1号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。令和4年第1回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

ロシア軍がウクライナに侵攻し、国際社会は重大な課題をつけられています。攻撃により、多くの子どもを含む多くの住民の方々が亡くなるなど、甚大な被害が出ており、今も不安な毎日を送られております。現在、ロシアに対する強力な経済制裁が行われており、今後は、食料、燃料など、世界経済や私たちの暮らしにも大きな影響が出てくることが予想されます。世界中で反戦デモが行われ、国連緊急特別会合でも非難決議が出ており、国際社会で停戦に向けて行動することが非常に大事、重要だと考えております。

さて、新型コロナウイルスにつきましては、まん延防止重点措置が3月21日まで再延長されております。まん延防止措置により、商店や事業所に多くの影響が出ており、また、木山初市や郡市対抗駅伝、そしてジョギングフェアが中止となるなど、各種イベントや会合にも大きな影響が出ております。

町としましては、3回目のワクチン接種を開始し、3月中旬からは5歳から11歳までのファイザーワクチン接種を予定しており、引き続き感染防止に向けてしっかり取り組むとともに、様々な事業所支援や備えを行ってまいります。

また、3月5日土曜日には、木山中学校卒業式に出席しました。3年間、熊本地震や新型コロナの影響により体育大会や修学旅行が予定変更を余儀なくされるなど、中学生時代の大半がこれまで経験したことのない環境での生活となっております。しかし、みんなで団結し、協力し合い、見事に乗り切って卒業してくれました。益城町の全ての小中学生の頑張りに感謝しますとともに、子どもたちが益城町に住んでよかったと思えるような魅力的な町を目指すことを改めて決意をしたところです。

明るい話題としましては、広報ましきが、令和3年度熊本県広報コンクールの町村部門におきまして、2位に相当する入選を受賞しました。熊本地震発災直後から広報ましき災害臨時号などを届け続けてくれ、広報活動の大切さを改めて感じたところです。

そのような中、さらに充実させるため、正確な行政情報に加え、楽しい、待ち遠しいと言われるような広報にならないか提案をさせていただきました。その結果、わがまち散歩や頑張る町民

紹介、矢嶋楯子伝、職員の弁当紹介など、内容を一新してくれました。作成に当たり取材に御協力いただいた町民や議員の皆様、そして、地域に足を運び情報収集に頑張った担当職員に感謝したいと思います。

それでは、早速御説明を申し上げます。

報告第1号、損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について御説明申し上げます。

専決第12号でございます。本件は、里道を走行中の自動車が、里道の陥没により生じた穴にはまり、タイヤが損傷した物損事故における損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

相手方の申出を受け、調査しました結果、過失割合は町60%でしたので、修理費9,845円のうち5,907円を損害賠償として支払うことで和解いたしました。なお、損害賠償金5,907円につきましては、保険会社から直接相手方へ支払われます。以上が報告第1号となります。

○議長（稲田忠則君） 報告第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第1号「損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について」を終わります。

日程第4 議案第1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第16号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第9号）

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第1号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第16号令和3年度益城町一般会計補正予算（第9号）」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第1号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

専決第16号、令和3年度益城町一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出それぞれ3億2,850万円を増額し、総額を229億2,585万円とし、令和3年12月24日に専決処分しています。

7ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、国におきまして、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策が定められました。この経済対策の一つの事業として、18歳以下の子ども1人当たり10万円相当を給付することが決定しております。既に、児童手当の仕組みにより、昨年末に支給を開始した1人当たり5万円の給付金及び支給に必要な事務費につきましては、専決処分を行い、12月定例会で報告をさせていただいているところですが、今回はそれ以外の分の給付金につきまして専決処分させていただいております。

財源につきましては、全額国庫支出金となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 議案第1号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第16号令和3年度益城町一般会計補正予算（第9号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。したがって、議案第1号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第16号令和3年度益城町一般会計補正予算（第9号）」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 議案第2号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第1号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第10号）

○議長（稲田忠則君） 日程第5、議案第2号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第1号令和3年度益城町一般会計補正予算（第10号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第2号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

専決第1号、令和3年度益城町一般会計補正予算（第10号）は、歳入歳出それぞれ4億7,079万5,000円を増額し、総額を233億9,664万5,000円とし、1月7日に専決処分しています。

7ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により定められた国の経済対策の一つの事業で、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに対して、1世帯当たり10万円の現金を給付することが決定しているところです。このため、1世帯当たり10万円の給付金及び支給に必要な事務費を専決処分させていただいております。

財源につきましては、全額国庫支出金となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

ます。

○議長（稲田忠則君） 議案第2号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

14番中村議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。1点だけお伺いします。

支給対象についてですが、支給対象については、住民税非課税世帯及び家計急変世帯が支給対象となっておりますが、その際、2世帯住宅という1軒の家に2世帯がお住まいの場合ですが、その2世帯いずれも住民税非課税世帯だった場合には、それぞれ支給対象となるのか。

それとまた、2世帯で、片方だけが非課税で片方はもちろん住民税課税、片方だけが非課税で、もしくは扶養されてない場合、扶養されとる場合は当然支給対象外となっておりますが、扶養されていない場合はどうなのか、ちょっとお伺いします。1点です。

○議長（稲田忠則君） 荒木福祉課審議員。

○福祉課審議員（荒木 薫君） おはようございます。福祉課、荒木でございます。14番中村議員の御質問にお答えいたします。

質問内容といたしましては、支給対象者が非課税世帯で2世帯住宅の場合、両方非課税の場合それぞれ対象となるのか。

まず、その1件ですけれども、あくまでも住民票上の世帯ということになりますので、それぞれ対象となります。

また、2世帯住宅で、片方が課税、片方が非課税の場合ということですが、こちらもあくまでも住民票の世帯上ということになりますので、非課税の世帯の方がどなたも課税の世帯の方の扶養になっていないということであれば、非課税世帯のほうは対象になります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） ということは、2世帯でも片方が非課税の場合は支給されるということになるわけですね。2世帯であっても、一応届出は2世帯にしてあるけれども、実際は1世帯しか住んでないと。片方は独り暮らしだから安全のためにそこに住所を置いて、いかにも2世帯のように見せかけてあるというような世帯があるものですから、そういうところがどうなのかなどと思ってちょっと。扶養されてなければということですね。分かりました。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて、専決第1号令和3年度益城町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。

したがって、議案第2号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第1号 令和3年度益城町一般会計補正予算（第10号）」は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6	議案第3号	令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）
日程第7	議案第4号	令和3年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第8	議案第5号	令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）
日程第9	議案第6号	令和3年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第10	議案第7号	令和4年度益城町一般会計予算
日程第11	議案第8号	令和4年度益城町国民健康保険特別会計予算
日程第12	議案第9号	令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計予算
日程第13	議案第10号	令和4年度益城町介護保険特別会計予算
日程第14	議案第11号	令和4年度益城町下水道事業会計予算
日程第15	議案第12号	令和4年度益城町水道事業会計予算
日程第16	議案第13号	益城町一般職の職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第14号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第15号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第16号	議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第17号	益城町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第18号	益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第19号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第20号	益城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第21号	益城町消防団に関する条例の制定について
日程第25	議案第22号	益城町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第23号	熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部

変更について

日程第27 議案第24号 公有財産の取得について

日程第28 議案第25号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） お諮りいたします。

日程第6、議案第3号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から、日程第28、議案第25号「工事請負契約の変更について」までの23議案を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6、議案第3号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から、日程第28、議案第25号「工事請負契約の変更について」までを一括議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

まず、日程第6、議案第3号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から、日程第9、議案第6号「令和3年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第3号、一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出それぞれ17億2,849万4,000円増額しまして、歳入歳出総額251億2,513万9,000円とするものです。

第2表の地方債補正では、三つの事業債の追加及び12の事業債を変更しております。

歳入歳出予算補正で主なものとしましては、ふるさと納税の収入増による業務委託料の増額や普通交付税などの一般財源が増加したことに伴い、財政調整基金からの繰越金を減額するとともに、社会福祉振興基金に5億円の積立金を増額計上しております。

また、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託に2,100万円、農業施設整備費への補助金に5,738万2,000円。さらに、国の補正予算を活用した都市計画道路の整備費や飯野小体育館、木山中長寿命化改修整備費をそれぞれ増額しているところです。

その他、コロナ禍で実施できなかったイベントに係る費用などを決算見込みにより減額しております。

また、特別会計関係の補正につきましては、議案第4号、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で、112万8,000円の増額補正。議案第5号、下水道事業会計補正予算（第3号）では、資本的収入及び支出の収入に2,470万円、支出に2,600万円それぞれ増額補正しています。議案第6号、水道事業会計補正予算（第2号）では、収益的収入及び支出の収入に460万円、支出に800万円それぞれ増額、また、資本的収入及び支出の収入を6,631万4,000円、支出を3,689万円それぞれ減額補正しております。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。補正予算関係に

について説明をさせていただきます。

まず、議案第3号、令和3年度益城町一般会計補正予算書（第11号）を御覧いただきたいと思います。

1 ページを開けていただきたいと思います。

議案第3号です。令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）です。

第1条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ17億2,849万4,000円を増額しまして、歳入歳出それぞれ251億2,513万9,000円としております。

第2条で地方債の補正となっております。

5 ページをお願いいたします。

地方債の補正です。

1、追加で、三つの事業。土地改良施設突発事故復旧事業債については、大切畑の用水路関係、30万円の限度額。それから、河川等浚渫事業債については、130万円の限度額。それから、木造仮設住宅利活用事業債、福富仮設のフェンス設置等の事業費について、80万円の限度額を設定しております。

2の変更につきましては、12の事業債の変更となっております。臨時財政対策債につきましては、普通交付税の増額関係で臨財債の償還分としてのお話がありましたので、その分について1億6,320万円の減額をしております。

複合施設整備事業債については、緊急防災・減災事業債の活用により充当率が増えたことで、限度額が2億5,230万円で、2,430万円の増額です。

6 ページをお願いいたします。

三つ目の土地区画整理事業債、こちらについては5,000万円の限度額で、3,700万円の減額をしておりますが、令和2年度補正予算の活用により事業費を前倒ししておりますので、その関係で事業費の減少に伴い起債のほうも減額をしております。

その下の都市計画道路整備事業債につきましては、補正後が1億70万円で、6,750万円の増額、国の補正予算を活用するもので増額をしています。

それから、小学校施設整備事業債、その下の中学校施設整備事業債につきましても、いずれも国の補正予算を活用したもので、小学校施設整備事業債につきましては、飯野小学校の体育館の改修、中学校のほうは、木山中学校の校舎の長寿命化の分とエレベーター設置事業に係る事業債になっております。

9 ページをお願いいたします。

歳入になります。

地方交付税です。地方交付税の額の確定に伴いまして増額をしております。9億5,734万4,000円の増額で、交付決定額としましては39億5,734万4,000円となっております。

15款の分担金負担金につきましては、保育料等関係について、53万4,000円の減額。

17款の国庫支出金、1目の民生費国庫負担金では、949万3,000円の減額で、障害者医療費国庫負担金、それから児童手当関係の負担金の減額になっております。

10ページをお願いいたします。

2 項の国庫補助金で、1 目の総務費国庫補助金です。こちらのほうは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、それから、定住促進関係の社会資本整備総合交付金の増額関係で、1,273万9,000円の増額。

2 目の民生費国庫補助金につきましては、子どものための教育・保育給付交付金、それから、処遇改善臨時交付金等によりまして、4,110万4,000円の増額。

3 目の衛生費については、新型コロナのワクチン接種の補助金として、2,100万円の増額。

7 目の土木費国庫補助金については、11ページのほうで、都市計画道路の整備事業の補助金、それから、小規模住宅地区改良事業の補助金関係で9,153万9,000円の増額。

9 目の教育費国庫補助金につきましては、小学校の学校改善の交付金関係、それから中学校の学校改善の交付金関係、先ほどの起債と同様で、飯野小学校の体育館、それから木山中学校の校舎とエレベーターの設置関係で、8,565万4,000円の増額。

災害復旧費補助金につきましては、公立学校施設災害復旧費補助金で、益城中学校の仮設校舎の解体に伴う補助金分として、2,921万7,000円の増額です。

12ページをお願いいたします。

県支出金で1 目民生費県負担金、こちらのほうは、国庫の負担金と同様に、障害者自立支援関係の県の負担金、それから児童手当関係、災害救助費関係については、農地復旧の分についての財源組替えということで、合わせまして2,216万7,000円の減額です。

13ページでは、1 目の総務費の補助金、地方バスの補助金関係等で456万円の増額。

民生費県補助金につきましては、重度心身障害者医療費補助金関係等で、446万1,000円の減額。農林水産業施設補助金につきましては、産地生産基盤パワーアップ事業補助金、農業用施設の整備、ハウス関係の整備費に対する補助金関係で、6,036万6,000円の増額。

土木費県補助金につきましては、地籍調査事業費の補助金等により1,820万8,000円の増額です。

14ページをお願いいたします。

20款の寄附金です。ふるさと納税、それから企業版ふるさと納税で、合わせて5 億1,020万円の増額。

繰入金につきましては、財政調整基金繰入金のほうについては、3 億4,000万円の減額。熊本地震復興基金繰入金につきましては、先ほどの農地復旧関係の補助金との財源組替えで、2,816万9,000円の増額になっています。

15ページの23款4 目の過年度収入です。過年度の自立支援給付費の国庫負担金、県費の負担金関係、それから農地災害復旧関係の補助金等の過年度分の精算に伴う交付分ということで、4,110万2,000円の増額。

雑入では、社会雇用保険料等により1,210万6,000円の増額となっております。

17ページをお願いいたします。

歳出です。

2 款総務費です。1 目の一般管理費、こちらのほうは、再任用職員の方とか会計年度任用職員

さんの社会保険料等により400万円の増額。

企画費のほうでは、ふるさと納税に関する業務委託関係で1億8,210万円の増額。

諸費のほうは、有線放送関係の補助金関係で65万2,000円の増額です。

18ページをお願いいたします。

3款民生費です。1目の社会福祉総務費のほうでは、22節のほうで国庫県費等への返還金、前年度の事業の完了に伴う精算金の増額関係で、5億2,498万1,000円。

19ページのほうでは、積立金として、社会福祉振興基金の積立金、一般財源の増額によりまして、将来の社会保障費の増加に対応するための基金の積立てとしております。

社会福祉施設費のほうでは、新型コロナ指定管理者の事業継続のための応援の補助金として、200万円の計上です。

児童福祉総務費のほうでは5,191万6,000円の補正をしております、20ページのほうで、18節私立保育所等運営給付費、園児数の増加に伴い増額等をしております。

それから、児童措置費のほうでは、児童手当関係を969万円の減額。

21ページの4款の衛生費のほうでは、11目新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費のほうで、業務委託料として2,100万円の増額です。

22ページをお願いいたします。

6款の3目農業振興費です。産地生産基盤パワーアップ事業補助金としまして、農業用施設・ハウスの整備費用への補助金として、5,738万2,000円の増額。

農地費のほうでは、県営事業負担金等で830万1,000円の増額。

7款の商工費、2目の商工業振興費のほうでは、夏祭りの補助金と、コロナの影響により実施できなかったイベント関係の費用を減額しております、1,170万6,000円の減額。

観光費のほうも、「ONE PIECE」のイベントとか、それから魅力再発見ツアー等の減額によりまして、1,147万1,000円の減額です。

24ページの企業誘致推進事業費のほうでは、企業訪問等ができなかったことによりまして、212万2,000円の減額。

土木費の地籍調査事業では、国の補正予算を活用した業務委託料として、3,720万円の増額。

道路改良費のほうの社会資本整備総合交付金のほうでは、道路改良事業費として、こちらのほうも国の補正予算を活用しまして、通学路の安全対策費として880万円の増額。

都市計画総務費のほうでは、がけ地近接等危険住宅移転の補助金等の関係で、3,773万2,000円の減額です。

26ページのほうでは、土地区画整理費、令和2年度の補正予算活用により事業の前倒しをしたというところで、負担金関係を4,112万5,000円の減額。

街路事業のほうでは、都市計画道路南北線、丸菱西側の道路320メートルほどの延長を道路整備する国の補正予算の活用です。1億5,000万円の増額になります。

小規模住宅地区改良事業につきましては、測量設計とか工事費関係で、4,000万円の増額です。

消防関係の消防施設費です。熊本市の常備消防の委託料等を合わせて326万1,000円の増額です。

10款の教育費のほうでは、小学校の学校管理費です。8,500万円の増額で、飯野小学校の体育館の改修費用。28ページのほうでは、中学校の学校管理費で、木山中学校の校舎の長寿命化、エレベーターの設置関係で、2億6,400万円の増額。

社会教育費関係の文化会館運営費については、新型コロナウイルス指定管理者応援事業補助金、こちらのほうも、先ほどの憩の家と一緒に、事業継続のための応援の補助金として200万円の増額。

それから、文化会館の災害復旧工事に伴う補償費補助金です。4件分の計上で、202万3,000円の増額です。

体育施設費のほうも、指定管理者の事業継続のための応援の補助金として、200万円の増額。

11款のほうでは、公立学校施設災害復旧費で、益城中学校のリースの校舎の解体分です。5,010万5,000円の増額で、もともと事故繰越の予算として持っておりましたけれども、国庫補助がついたことによりまして、現年度予算のほうに組替えをしているというところです。

30ページのほうでは、予備費のほうを3億4,849万5,000円増額しております。

議案第3号につきましては、以上になります。

続きまして、議案第4号です。令和3年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）になります。

1ページをお願いいたします。

第1条で歳入歳出予算の補正で、歳入歳出をそれぞれ112万8,000円増額しまして、歳入歳出それぞれ40億7,410万9,000円としております。

6ページをお願いいたします。

歳入です。

国庫支出金で、災害臨時特例補助金で112万8,000円の増額です。コロナの影響によりまして、保険税減免分に対する補助金としていただいたものになります。

7ページが歳出です。

3款の分につきましては、国庫支出金の収入に伴いまして、財源組替えをしているというところ です。

9款の償還金です。こちらのほうは、過年度分の事業費の精算に伴う返還金として、117万7,000円の減額。

予備費のほうが、230万5,000円の増額をしております。

以上が、議案第4号になります。

続きまして、議案第5号です。令和3年度益城町下水道会計補正予算書（第3号）です。

1ページをお願いいたします。

令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）です。

第2条で業務の予定量の補正ということで、2,600万円の補正の予定量というふうにしております。

第3条で資本的収入及び支出の補正をしておりますして、予算第4条本文括弧書きのほうで、資

本的収入が資本的支出に対し不足する4億7,508万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額858万3,000円、それから、当過年度分損益勘定留保資金4億6,650万3,000円で補填するというふうにしておりまして、補正につきましては次のとおりというふうにしております。

収入につきましては、2,470万円の補正予定額。

2ページのほうで、支出については、建設改良費で2,600万円の補正予定額としております。

第4条では企業債の補正で、下水道事業債として、補正後が9億7,305万円、1,170万円の増額になっております。

4ページをお願いいたします。

補正予算関係の実施計画の明細になっております。

収入のほうで、資本的収入の建設改良債1,170万円で、マンホールトイレの設置分についての増額分となっております。

国庫補助金につきましても、同事業分の補助金として、1,300万円の増額。

支出のほうで、資本的支出で管路の改良費としまして、総合地震対策事業、総合体育館のマンホールトイレの設置の分として2,600万円の増額です。

国庫補助の追加交付に伴いまして、来年度予定しておりましたものを前倒して実施するというものです。

議案第5号につきましては、以上です。

続きまして、議案第6号です。令和3年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）になります。

1ページをお願いいたします。

第2条で収益的収入及び支出になっておりまして、収入のほうで460万円の補正予定額、それから、支出のほうで800万円の補正予定額というふうになっております。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出になります。

第3条です。予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額3億5,953万1,000円を3億8,895万5,000円に、当過年度損益勘定留保資金3億5,953万1,000円を3億8,895万5,000円に改め、次のとおり補正をするということです。

収入につきましては、6,631万4,000円の減額の補正予定額、それから、支出のほうも3,689万円の減額の補正予定額となっています。

第4条では地方債の補正で、補正後が1億5,130万円の限度額で、1億520万円の減額になります。

6ページをお願いいたします。

令和3年度益城町水道事業会計補正予算の実施計画明細書になります。

収益的収入及び支出の収入になります。水道事業収益になっておりまして、その他の雑収益としまして460万円の増額、木山地区区画整理に伴う給水管引込みの補償費というふうになっております。

支出のほうで、消費税分として、800万円の増額をしております。

7 ページです。

資本的収入及び支出、収入につきましては、企業債のほうは1億520万円の減額で、対象事業としましては、総合団地内の配水管布設工事、それから都市計画道路、空港ターミナルビル建設に伴うもの、それから西地区の区画整理事業関係の分を減額しております。

工事請負費のほうは、木山地区の土地区画整理、それから益城中央線関係に伴う補償費として4,500万円の計上。

補助金としましては、一般会計からの補助金につきまして、611万4,000円の減額をしております。

8 ページのほうでは、資本的収入及び支出の支出になっておりまして、水道事業の拡張事業の負担金、西地区の配水管の布設工事の負担金について、3,689万円の減額です。

議案第6号につきましては、以上になります。

以上で、補正予算関係についての説明は終わります。

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第3号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から、日程第9、議案第6号「令和3年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの説明が終わりました。

続いて、日程第10、議案第7号「令和4年度益城町一般会計予算」から、日程第15、議案第12号「令和4年度益城町水道事業会計予算」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第7号から議案第12号について御説明申し上げます。

令和4年度予算につきましては、令和4年度予算編成要領に基づき予算編成に当たっておりますが、令和4年度は、4月に町長選挙が予定されておりますことから、新たな投資的経費などの政策的経費を極力抑えた骨格予算で編成しております。

骨格予算でございますので、人件費、扶助費、公債費などの義務的経費及び施設管理費などの経常経費を中心に、熊本地震からの復旧・復興事業や新型コロナウイルス感染症対策など、切れ目なく実施すべきものを計上しております。

それでは、まず、議案第7号、益城町一般会計予算の規模は211億9,083万円で、前年度当初予算に比べ5億4,442万9,000円、率にして2.6%増となっております。

歳入総額に対する町税、分担金及び負担金、繰越金などの自主財源の割合は33.8%、地方交付税、国県支出金、町債などの依存財源の割合は66.2%となっております。熊本地震復興基金ほかの繰入金の減少もございまして、前年度より自主財源比率が小さくなっております。

一方、復旧・復興事業並びに都市再生整備計画事業の特定財源である国庫支出金や町債、地方交付税が大きくなっているため、依存財源の占める割合が依然として大きい状況です。

歳出予算の主なものにつきましては、熊本地震からの復旧・復興の取組としまして、役場新庁舎建設工事、益城中央線整備事業や益城中央被災市街地復興土地区画整理事業、横町線などの無電柱化を含めた都市計画道路整備事業、さらには避難路・避難地を整備する都市防災総合推進事業にかかる費用を計上しております。

新型コロナウイルス感染症への対応に係る取組としましては、前年度に引き続き、ワクチン接種体制確保事業費を予算計上しております。

町の発展を見据えたにぎわいづくりへの取組として、企業誘致の最前線である熊本県東京事務所への職員派遣費用、保育の受皿となる認可保育所などの整備交付金、昨年度から開始しました企業からの職員派遣により、企業との連携を図り、にぎわいづくりの充実への取組としまして、観光プロモーション業務や創業支援相談窓口の拡充、T S M C 進出に伴う関連企業誘致のための産業団地整備にかかる費用を予算として計上しております。

復興まちづくり施設及び布田川断層帯を活用しました記憶の継承への取組としまして、新庁舎における「熊本地震記憶の継承」展示デザイン委託、気軽に集える住民活動と交流の場、熊本地震の記憶の継承の場、災害に備える場となる復興まちづくりセンター運営費、国天然記念物に指定されています谷川地区の断層帯保存整備事業に予算を計上しております。

また、公債費につきましては、熊本地震からの復旧・復興事業などで借り入れました町債の元利償還額が、令和3年度より約5億円増加しております。この増加に見込まれる災害対策債や補助災害復旧事業債の毎年度の元金償還額に対しまして、95%が交付税措置されることになっております。

次に、特別会計につきましては、議案第8号、国民健康保険特別会計予算は、総額を37億1,276万円。

議案第9号、後期高齢者医療特別会計予算は、総額を5億5,953万2,000円。

議案第10号、介護保険特別会計予算は、総額を33億1,181万2,000円。

議案第11号、下水道事業会計予算は、予算の収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益を13億5,319万3,000円、下水道事業費用を12億8,567万9,000円、資本的収入及び支出の資本的収入を12億9,089万3,000円、資本的支出を17億734万8,000円とするものです。

さらに、議案第12号、水道事業会計予算の収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益を5億2,663万8,000円、水道事業費用を4億9,666万1,000円。

また、資本的収入及び支出の資本的収入を3億508万1,000円、資本的支出を7億1,829万9,000円とするものとございます。

令和4年度の当初予算につきまして、予算書により企画財政課長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩します。11時から再開します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。当初予算関係につきまして説明をさせていただきます。

まず、令和4年度益城町一般特別会計予算書の1ページを開けていただきたいというふうに思います。

町長のほうから説明もありましたけれども、令和4年度の当初予算につきましては、4月に町長選挙が実施されますので、政策的な経費を除く骨格予算として編成をさせていただいております。ただし、熊本地震からの復旧・復興事業及び新型コロナウイルス感染症対策という特殊な事情もございますので、これらに関する事業で継続的かつ早急な対応が求められる事業につきましては、骨格予算に盛り込んだ予算となっております。

このため、今回の骨格予算につきましては、通常とは異なり、より多くの事業を計上しているということになりますので、御理解をお願いしたいというふうに思います。

それでは、議案第7号です。益城町一般会計予算になります。

第1条で歳入歳出予算です。歳入歳出それぞれ211億9,083万円としております。

第2条では債務負担行為、第3条で地方債、第4条で一時借入金として最高額を30億円、第5条では歳出予算の流用について定めをしております。

7ページをお願いいたします。

債務負担行為の分としまして、四つの事業の債務負担行為を設定しております。

男女共同参画の分、それから定住促進、児童家庭システムの導入関係、まちづくり活動支援センター業務についての期間、限度額について定めております。

8ページをお願いいたします。

第3表のほうでは、地方債の関係です。起債の目的につきましては、27の事業について、起債の限度額、それから起債の方法、利率、償還方法等を定めております。

二つ目の新庁舎建設事業債につきましては、単独災害復旧事業債とか緊急防災・減災事業債を活用して26億6,340万円、緊急防災・減災事業債につきましては、防災行政のデジタル化関係で1億2,550万円、それから、下から三つ目でいきますと、県道整備事業債は4車線化の負担金に伴うもの、社会資本整備総合交付金事業債は、高速道路の下を抜けるアンダーパス、それから潮井公園線関係の事業債、それから、9ページのほうでは、二つ目で都市再生整備事業債は1億8,450万円の起債、それから、都市計画道路関係では3億5,820万円、都市防災総合推進事業では1億5,750万円を定めております。

次、12ページをお願いいたします。

収入です。

1款の町税です。1項の町民税になります。個人、法人合わせまして14億7,076万5,000円としておりまして、9,000万円程度の減額になっております。コロナの関係で法人税が減額になっているところなんです。

それから、固定資産税につきましては、固定資産税、それから国有資産等所在市町村交付金・

納付金合わせて18億525万8,000円で、1億5,000万円程度の増額になっております。熊本地震特例減税がなくなっているというようなところで増額の分、それから、コロナの減免もなくなったというところで固定資産税関係が増額になっております。

13ページでは、軽自動車税につきましては、1億1,282万7,000円で400万円程度の増額、たばこ税のほうは1億8,263万円で、60万円程度の増額になっております。

それから、16ページをお願いいたします。

7款の地方消費税交付金です。7億円で、こちらのほうは、前年同額を計上しております。

17ページの13款のほうでは、地方交付税です。40億8,551万4,000円で、3億3,000万円程度の増額となっております。増額のほうは、普通交付税のほうは35億円計上で、前年度より5億円の増額。特別交付税のほうは5億8,551万4,000円で、1億6,000万円程度の減額となっております。普通交付税のほうは、交付税措置の元利償還金に対する交付税措置の増額に伴い、5億円増額をさせていただいているところです。

18ページをお願いいたします。

15款の分担金及び負担金になります。こちらのほうは、2節のほうで老人ホーム入所者それから扶養義務者の負担金、3節のほうでは保育園の保育料関係、合わせまして9,004万1,000円としております。

16款の使用料関係につきましては、土木使用料のほうで住宅使用料が主なものになっておりまして、使用料の合計としましては、20ページのほうに掲載をしております、2億7,564万9,000円としております。

手数料のほうは、戸籍の手数料関係で、1,798万4,000円。

国庫負担金です。こちらのほうは、民生費それから衛生費関係の負担金で、合わせて9億1,025万6,000円。

主なものとしましては、障害者自立支援給付費国庫負担金、それから児童手当関係になっております。

国庫補助金です。総務費の国庫補助金につきましては、4,335万2,000円。

22ページをお願いいたします。

民生費のほうでは、3節のほうで子どものための教育・保育給付金、私立保育所の運営費関係、それから3節の下から三つ目で、保育所等整備交付金、こちらのほうは、私立保育所の新たな建設関係に対しての補助金になっております。一番下には、保育士等处遇改善臨時交付金等のほうも計上をしております。合わせて8億951万3,000円で、2億6,000万円程度の増額になっております。

衛生費のほうでは、コロナのワクチン接種の補助金関係で、1億6,041万3,000円。

23ページでは、土木費の国庫補助金で、14億5,502万3,000円で、都市計画道路関係の分を計上しております、5億6,000万円程度の増額となっております。

それから、教育費の国庫補助金のほうでは、9,000万円程度で、8,400万円程度の増額になって

おります。こちらのほうは、24ページのほうの7節の国宝重要文化財等保存活用補助金で、谷川の断層保存関係の整備費用への補助金となります。

25ページで、県支出金の民生費の県負担金のほうは、1億7,000万円程度、前年比で減額になっております。こちらのほうは、4節の災害復旧費の負担金のほうが2億円程度減額になっておりますので、仮設団地の農地復旧が終了したことで減額になっているというところです。

それから、26ページです。

県補助金で総務費の補助金です。こちらのほうも4億3,000万円程度の減額になっております。

1節の下から三つ目の熊本地震復興基金交付金、こちらのほうが4億3,000万円程度の減額になっております。仮設農地の復旧、それから、みんなの家の移設関係が終了したというところでの減額になっております。

民生費の県補助金のほうは、1億2,900万円程度になっております。1,700万円程度の減額で、項目としては上がっておりませんが、前年度にありました地域支え合いセンター関係の補助金がなくなっておりますので、その分で減額となっております。

新たなものとしましては、27ページの最後のほうに、保育士、予備保育士確保推進事業費の補助金とか、医療的ケア児保育支援事業補助金等を計上させていただいております。

5目の農林水産業費県補助金につきましては、5,559万7,000円で、4,500万円程度の減額になっております。こちらのほうも、去年は強い農業・担い手づくりの交付金、農業施設整備関係の補助金がありましたけれども、その分が今年度は計上されていないというところでの減額になっております。

29ページの県の委託金です。こちらのほうは、6,754万4,000円で、選挙費のほうで県議会議員の分、それから参議院議員の分が新たに計上されておりますので、増額となっております。それから、本年度には衆議院議員選挙のほうがありましたので、1,400万円程度は衆議院議員の分が減額になっております。

31ページです。

寄附金になります。9億30万円の計上になっておりまして、前年同額で、ふるさと納税、それから企業版ふるさと納税の分を計上しております。

32ページです。

繰入金で基金繰入金です。19億624万5,000円で、2億5,000万円程度の減額になっております。こちらのほうは、9節のほうで復興基金の繰入金が1億7,000万円程度の減額になっております。その他の部分につきましても、少しずつ基金繰入れのほうは減額をさせていただいているというところになります。

34ページをお願いいたします。

諸収入です。雑入で9,872万5,000円の計上で、社会雇用保険料とか、それから35ページのほうでは、後期高齢者医療健診業務の委託等を計上しております。

歳入関係につきましては、以上になります。

38ページをお願いいたします。

1 款議会費です。議会費につきましては、1 億1,415万6,000円の計上で、ほとんど前年と変わらないような計上になっております。議員さん方の報酬、それから職員の給料がメインになっております。

40ページをお願いいたします。

2 款の総務費です。一般管理費で10億194万3,000円の計上です。2,400万円程度の増額になっておりますけれども、こちらの増額分としましては、42ページの役務費、11節のほうで再任用の社会保険料、それから、43ページの一番上のほうで、会計年度任用職員の社会保険料、この辺が増額になっております。

それから、44ページのほうの12節の一番最後のほうですけれども、広報紙のアドバイザー業務委託料、これは令和3年度同額です。それから「熊本地震記憶の継承」の展示デザイン業務の委託料2,500万円、こちらのほうも同額を計上しております。今年度はまちづくりセンターのほうをやりましたけれども、来年度、令和4年度では、新庁舎の4階に、記憶の継承に係る展示業務を行うというところで計上しております。

それから、46ページの18節です。最後から三つ目で、地域おこし企業人交流プログラム、1,120万円、2 名分です。令和3年度はお一人分の計上になっておりましたけれども、来年度は2 名分で、本年度はJALのほうから来ていただいておりますが、来年度はANAからも来ていただくというところで、2 名分の計上をしております。

それから、財産管理費になります。3 億3,143万3,000円、1 億800万円程度の減額になっております。

47ページの24節、減債基金積立金、2 億7,000万円程度の計上ですが、こちらのほうが1 億円程度減額になっているというようなところです。

12節のほうでは、庁舎関係の清掃とかごみ収集、庁舎の警備関係の分を計上しております。

48ページをお願いいたします。

電子計算機運用費です。1 億7,919万9,000円、4,400万円程度の増額です。電算機器の運用費用関係になっておりますが、12節のほうで、49ページの上から三つです、新庁舎ネットワーク実施設計の委託料。昨年、令和3年度で債務負担行為の設定をさせていただいた費用になります。それから、ネットワークの運用保守業務、それから電算機器の仮設庁舎からの新庁舎への移設関係の費用という形で計上しておりますので、この辺が増額の主なものというところです。

50ページです。

4 目の企画費です。6 億6,845万4,000円、5,400万円程度の減額です。令和3年度では土地開発公社への貸付金9,000万円をこちらで計上しておりましたので、その分が影響して減額になっているというようなところです。

主なものとしては、12節関係、それから、13節のほうでふるさと納税業務関係の費用、それから、まちづくりアドバイザーの業務委託、それから新規としましては、総合計画策定業務の

委託料1,400万円等の計上になっております。それから、53ページのほうでは、地方バスの運行対策の補助金、定住促進関係の補助金等を計上しております。

54ページをお願いいたします。

防災費です。1億576万3,000円で、2億2,000万円程度の減額です。こちらのほうは、防災行政無線の整備の費用が減額になっておりまして、56ページのほうの14節の工事費、防災行政無線デジタル化工事請負費のほうが、来年度は7,656万円の計上ということで、こちらのほうが減額になっております。17節のほうでは、防災関係の資機材関係の購入費のほうも計上をしております。

60ページをお願いいたします。

徴税費です。徴税費、税務総務費、それから賦課費、徴収費等を計上しておりますが、大体前年度並みの計上となっているところになります。

それから、69ページをお願いいたします。

令和4年度で予定されている選挙関係の費用になりまして、参議院議員選挙に1,694万7,000円、それから、70ページのほうでは、県議会議員の選挙が558万4,000円、こちらの二つの選挙につきましては国県支出金で賄っております。

71ページのほうは、町長選挙費に1,458万5,000円、72ページのほうには、町議会議員の選挙費として267万9,000円を計上しております。

75ページをお願いいたします。

3款民生費です。

社会福祉総務費で、11億1,494万6,000円の計上で、5,000万円程度の減額となっております。

減額の主なものは、人件費関係が3,000万円程度の減額になっていること、それから、77ページのほうの12節地域支え合いセンターの委託料、こちらのほうが3,000万円程度減額になっております。

あと、委託費のほうでは、重層的支援体制整備の移行準備業務の委託料とか、第4期地域福祉計画の策定業務委託料等を計上しております。

79ページのほうでは、18節の一番最後のほうに被災者の転居費用の助成金とか、民間賃貸住宅の入居者の入居支援助成金等の計上をしております。

扶助費のほうでは、障害者自立支援の医療費、それから、介護訓練等の給付費等の計上。

80ページの一番上のほうでは、障害児通所給付費等の計上になっております。

81ページの老人福祉費では、6億7,006万2,000円で、2,600万円程度の増額となっております。

こちらのほうでは、82ページ、7節の敬老祝金、それから、12節のほうでは高齢者タクシー券交付業務の委託料関係、それから、84ページのほうでは、19節のほうで老人保護措置費、27節のほうでは介護保険特別会計への繰出金等の計上になります。

86ページをお願いいたします。

後期高齢者医療費です。5億9,974万7,000円で、5,000万円程度の増額となっております。18

節のほうで広域連合への負担金、17節のほうでは特別会計への繰出金の計上です。

88ページのほうでは、児童福祉総務費、18億2,384万円、3億8,000万円程度の増額になっております。こちらのほうは、93ページの18節の一番最後、保育所等整備交付金、私立保育所の整備に対する交付金で2億550万円の計上をしておりますので、こちらのほうが新規で計上されているということ、それから、18節の一番上です。92ページですけれども、私立保育所等運営給付費です。11億円程度の計上ですが、こちらのほうも6,800万円程度増額になっております。

それから、94ページのほうでは、児童措置費として、児童手当に6億3,929万円。

児童福祉施設費では4億4,196万7,000円で、町立の五つ保育園の運営費になっております。職員の人件費関係、それから、96ページの12節のほうでは保育士派遣業務委託料のほうを計上しております。

97ページの一番下では、災害救助費で2,352万6,000円、2億3,000万円程度の減額。仮設住宅の農地復旧関係が終了したことに伴い、大きく減額となっております。

それから、99ページの仮設住宅運営費のほうも1,269万円で、1億4,000万円程度の減額。みんなの家の移設関係の費用が令和4年度ではないということで、こちらのほうも大きく減額になっております。

100ページをお願いいたします。

4款の衛生費です。

保健衛生総務費、4億8,904万8,000円。こちらのほうは、職員の人件費関係、それから、102ページのほうの18節のほうでは特定不妊治療、それから一般不妊治療関係の助成金、27節で国民健康保険特別会計、それから水道事業会計への繰出金関係を計上しております。

103ページです。

2目の予防費のほうでは、2億3,075万9,000円。こちらのほうは、104ページのほうの12節で子どもの4種混合の定期予防接種の業務委託料、それから、四つ目のほうで母子保健健診業務委託料関係等の健診関係の費用が主なものになっております。

3目の環境衛生費では2億1,271万円で、18節のクリーンセンターへの負担金関係が主なものというところです。

106ページのほうでは、健康増進事業費5,707万円、7節のほうでは自殺対策の講師謝礼とか、12節のほうではましき健診の業務委託料関係の減少になっております。108ページのほうの18節では、健康ポイント関係の負担金として計上をしているところです。

110ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業です。1億5,737万2,000円で、大体前年同額を計上しております。12節のほうでワクチン接種等業務委託料が主なものになっております。こちらのほうは、全額国庫支出金というふうな財源内訳になっております。

清掃費の塵芥処理費です。1億932万7,000円。こちらのほうは、前年同額で、12節のほうではごみ収集、粗大ごみの収集業務の委託料等の計上、18節の方ではリサイクル推進事業の助成金等

を計上しております。

112ページのほうでは、し尿処理費3,621万6,000円で、御船地区の衛生施設組合の負担金が主なものになっております。

6 款の農林水産業費です。

農業委員会費のほうに1,321万1,000円、農業委員さん方の報酬関係。

それから、2 目の農業総務費のほうでは8,589万6,000円で、4,000万円程度の減額については、こちらのほうは、職員の人件費関係が減額になっております。内容としましては、人件費が主なものというところです。

114ページの農業振興費のほうでは、2,737万4,000円で、4,300万円程度の減額ですが、昨年度、担い手づくりの交付金、農業用施設整備関係で4,300万円程度の計上をしておりましたので、その分が減少になっているというところになります。こちらのほうは、117ページのほうで、有害鳥獣防止対策の補助金とか、新規就農者の経営発展事業の補助金関係を計上しております。

5 目の農地費では、1 億6,713万9,000円にしております。

119ページのほうで、18節になりますが、県営事業の負担金とか資源向上支払交付金、農地、水関係の交付金関係を計上させてもらっております。

次に、123ページです。

7 款の商工費です。

商工総務費では、2,754万1,000円で、こちらのほうも人件費が主になりまして、600万円程度の増額になっております。

124ページです。

商工業振興費で、5,267万8,000円で、2 億200万円程度の減額になります。惣領にぎわい拠点の整備費、それから、チャレンジショップの用地が令和3年度で計上されておりましたので、その分が減額の主なものというところです。

12節のほうでは、創業支援相談窓口運營業務の委託とか、いくばい笑店街の現状復旧の委託関係が計上をされております。

18節のほうでは、起業・創業事業費の補助金とか、経営発達支援事業の補助金等の計上です。

126ページの観光費のほうでは1,762万9,000円で、12節のほうで「ONE P I E C E」のイベントの費用、観光プロモーション業務の委託関係の計上、それから、18節のほうでは教育旅行語り部の方の支援の補助金とか、にぎわい活性化イベントの補助金等の計上です。

企業誘致推進事業費では、1 億3,463万5,000円の計上。

12節のほうで企業誘致動画広告業務の委託料に100万円、128ページでは、産業用地基本設計業務の委託に1 億1,869万円の計上です。

8 款の土木費です。

土木総務費、4 億2,619万4,000円で、1 億6,500万円程度の減額になります。こちらのほうも人件費関係の減額になっております。職員の給料手当関係、それから、130ページのほうの18節

の一番下、派遣職員の人件費の負担金、こちらのほうも3,000万円程度減額になっております。

132ページです。

道路維持費のほうでは、10節の修繕料とか、委託料の12節のほうで道路の雑草処理業務の委託、道路等の安全管理点検業務の委託関係、あとは機械の借上料とか材料代を合わせて2,330万1,000円の計上。

道路新設改良費のほうでは、工事請負、県道整備の負担金関係で、合わせて8,723万2,000円の計上となっております。

134ページのほうでは、社会資本整備総合交付金1億3,101万4,000円で、潮井公園線、それから通学路の安全対策、益城台地の区画整理、西地区と中地区を抜けるアンダーパスの整備関係の費用関係で計上しています。

135ページの一番下の都市計画総務費のほうでは、8億1,910万9,000円で、1億5,000万円程度の減額になっております。

この減額の主なものとしましては、139ページの繰出金、27節です。下水道事業会計繰出金のほうが資金平準化債の借入れを行うことで減額になっているというところです。

それから、139ページでは、排水路の整備費に4,000万円で、高遊原地区の排水路の整備工事費。

5目の公園費のほうでは、1億5,785万4,000円を計上しております。1億円程度の増額になっておりまして、140ページのほうで、工事請負費のほうに、潮井自然公園の工事費1億2,700万円の計上をしております。

141ページでは、土地区画整理費で7,370万5,000円。18節のほうで、益城中央土地区画整理事業の負担金、6,947万5,000円の計上。

それから、142ページのほうでは、街路事業で、測量設計とか工事費、公有財産の購入とか補償費関係で、9億9,969万4,000円の計上となっております。前年度からしますと、8億4,000万円程度の増額になっております。

143ページでは、都市防災総合推進事業には3億5,300万円の計上、こちらのほうも工事請負費とか設計業務、公有財産の購入、補償費関係。

144ページでは、復興まちづくりセンターの運営費2,454万1,000円で、管理人さん関係の人件費関係、それから警備委託、機械借上料等を計上しております。

145ページのほうでは、都市再生整備計画事業費のほうに4億8,158万5,000円で、11の事業を実施するということで、そちらの測量設計とか、工事費、公有財産の購入費関係を計上です。

146ページのほうでは、都市・地域交通戦略推進事業費7,000万円で、駐輪場の整備関係になります。こちらのほうの設計と用地購入、合わせて7,000万円です。

それから、住宅管理費です。1億870万6,000円で、2,500万円程度の減額になっておりまして、こちらのほうも人件費のほうが減額になっております。

事業の主な内容としましては、147ページのほうに、12節で公営住宅の指定管理料、それから、住宅明渡し訴訟業務の委託料関係の計上になっております。

9 款の消防費です。

非常備消防費では6,145万1,000円で、1,550万円程度の増額となっております、主なものとしましては、団員報酬の見直しの増額によりまして、全体的な費用も増額をしているというところ です。団員関係の費用につきましては、交付税措置により全額国のほうから見ていただけるとい うふうになっております。

149ページの消防施設費のほうでは、4 億766万9,000円。主なものとしては、12節の熊本市消 防局常備消防事務委託料が主なものとなっております。

150ページのほうでは、工事請負費の中で防火水槽関係の工事、それから、広崎の消防団詰所 の工事費を計上しております。

152ページをお願いいたします。

10款の教育費です。

事務局費で2 億3,744万5,000円の計上です。事務局職員関係の人件費関係、それから、154ペー ジの12節のほうでは、教育 I C T タブレット端末運營業務の委託料、それから支援員の配置の 委託、17節のほうでは I C T 機器の購入等を計上しております。

157ページをお願いいたします。

小学校の学校管理費です。2 億2,424万9,000円で、1 億3,000万円程度減額になっております が、令和3 年度では広安小学校の拡張用地の購入費がありましたので、その分が減額になってい るところです。

こちらの主なものとしましては、158ページのほうで、10節のほうでは学校関係の光熱水費、 燃料費、それから12節のほうでは、159ページのほうに、学校送迎用バス運行業務の委託料で 3,900万円の計上。160ページのほうに、工事請負費としまして、広安西小学校の施設整備費に 1,000万円、多目的ホールの外壁と放送設置設備関係の工事関係になっております。

教育振興費のほうでは3,761万7,000円の計上で、消耗品とかコミュニティスクールの補助金、 要・準要保護関係の費用になっております。

中学校の学校管理費は8,695万3,000円で、報酬のほうでは、パートタイムの会計年度任用職員 の方の報酬、それから162ページのほうでは、光熱水費とか消耗品代、12節のほうでは知能・学 力テストの業務委託関係、その辺等を計上しているというところ です。

164ページのほうでは、中学校の教育振興費に3,702万6,000円、教育図書関係の購入費、英語 検定チャレンジの補助金とか、要・準要保護の援助費になっております。

165ページの幼稚園費では、1 億607万9,000円、町立の二つの園の運営費関係になります。職 員の人件費関係、それから施設の補修等の費用になっております。

168ページをお願いいたします。

社会教育総務費です。1 億3,275万9,000円です。こちらのほうも職員の人件費等が主なもので、 7 節の報償費のほうでは、放課後子ども教室の謝金とかの計上をしております。

それから、171ページのほうでは、18節のほうで派遣職員の人件費の負担金、それから、自治

公民館災害復旧費の補助金とか、地域コミュニティ施設の再建支援補助金等の計上です。

173ページをお願いいたします。

文化会館の運営費です。4,574万2,000円になっております。こちらの主なものは、指定管理委託料のほうの3,983万4,000円が主なものというところです。

175ページです。

文化財保護対策費で1億8,998万円、8,900万円程度の増額になっております。

177ページのほうの工事費のほうで、布田川断層帯保存整備事業費のほうに1億6,967万円で、谷川地区の断層の保存の整備費用の計上分というところです。

それから、18節のほうでは、指定文化財等災害復旧事業の補助金に800万円の計上をしております。杉堂の潮井神社への補助金を予定しております。

9目の交流情報センター運営費のほうでは、図書館の運営費になりますけれども、9,498万7,000円の計上です。

181ページをお願いいたします。

保健体育総務費です。4,054万6,000円の計上になっております。

保健体育関係の職員の人件費、それから、183ページの12節のほうでは、JFAこころのプロジェクト「夢の教室」実施委託料に240万円、18節のほうではジョギングフェアの補助金220万円、ロードレースの補助金等を計上しております。

それから、一番下のほうの2目の体育施設費です。5,152万4,000円で、1億5,000万円程度の減額となっております。総合運動公園のLED化の工事の関係、飯野グラウンド用地の購入、その辺が減額の主なものです。

184ページのほうには、12節のほうで体育施設の指定管理料に4,500万円の計上になっております。

3目の学校給食費のほうでは、1億5,917万8,000円で、学校給食センターの運営費に係る費用を計上しております。

188ページをお願いいたします。

11款災害復旧費です。

宅地災害復旧費では、1,335万6,000円で、3億3,000万円程度の減額で、事業の終了に伴い大きく減額をしております。委託料に建物調査の委託料のほうを800万円計上しております。

それから、基金事業関係においては、共同墓地の復旧に4,000万円、それから、地盤改良化400万円、雑種地等災害復旧費のほうに500万円の計上です。

189ページの一番下のほうには、その他公共施設・公用施設災害復旧費で28億4,035万円、新庁舎関係の建設費用を計上しております。

191ページのほうには、公債費で、元金・利子合わせまして24億4,154万8,000円で、5億1,000万円程度の増額というふうになっております。

予備費には、5,279万9,000円の計上です。

192ページからは給与費明細の分を掲載、それから、202ページのほうで債務負担行為の調書を受け、202ページと203ページ、それから204ページのほうには地方債の調書のほうを計上しております。

議案第7号につきましては、以上です。

続きまして、議案第8号です。令和4年度益城町国民健康保険特別会計予算です。

第1条で歳入歳出予算、歳入歳出それぞれ37億1,276万円としております。

第2条では一時借入金の方で、最高額を3億円というふうに定めております。

211ページです。

歳入になります。

国民健康保険税になります。一般被保険者の国民健康保険税は6億9,414万8,000円で、3,000万円程度の減額になっております。被保険者数の減少とか、コロナによる所得の減による影響ということで減額になっております。

それから、213ページです。

県支出金で保険給付費等交付金です。25億376万3,000円で、大体前年同額を計上しております。繰入金としましては、一般会計からの繰入金で3億690万9,000円、800万円程度の減額となっております。

214ページでは、繰越金に前年度より1億円減額した2億円の計上をしているというところになります。

216ページをお願いいたします。

歳出予算になります。

総務費で一般管理費です。1,900万5,000円で、1,100万円程度の減額で、システム改修分が令和3年度にはありましたけれども、令和4年度にはシステム改修の計上がないというところで減額になっております。

11節のほうでは、電算共同処理手数料とか、市町村事務処理システム回線使用料、12節のほうではレセプト点検の業務委託料等の計上になっております。財源としましては、一般会計からの繰入金という形になります。

219ページをお願いいたします。

保険給付費です。療養諸費関係で、主なものとしては、一般被保険者の給付費になっております。併せて療養諸費としましては、20億9,617万4,000円ということで、一般被保険者の診療報酬とか、治療用装具の一般被保険者の療養費、レセプトの審査の支払手数料というものが主なものになっております。

2項では高額療養費で、一般被保険者高額療養費としまして3億27万8,000円。

220ページのほうでは、出産育児一時金として1,260万7,000円。

221ページのほうでは、国民健康保険事業費納付金としまして、一般被保険者医療給付分として6億3,516万9,000円の計上です。

222ページのほうには、後期高齢者支援金分としまして2億851万5,000円の計上、介護納付分としましては7,812万6,000円の計上です。

223ページのほうでは、保健事業費として普及費のほうに1,925万6,000円。

12節のほうでは、国保の人間ドックの健診分とか、特定健診の業務委託料の分とかを計上しております。

224ページです。

特定健康診査等事業費のほうでは3,045万1,000円で、12節のほうに健診の業務委託、それから指導業務の委託のほうを計上です。

基金積立てとしましては、国保財政調整基金積立金に1億円の計上。

一番最後の予備費は、2億143万4,000円の計上をしております。

議案第8号につきましては、以上です。

続きまして、議案第9号です。

227ページをお願いいたします。

令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計予算です。

第1条で歳入歳出予算で、歳入歳出それぞれ5億5,953万2,000円としております。

第2条では一時借入金で、最高額を5,000万円と定めております。

232ページです。

後期高齢者医療保険料になります。特別徴収、普通徴収を合わせまして4億1,751万3,000円で、1億円程度の増額となっております。被保険者数の増によるもの、それから保険料率の改定が変更になったということでの増額となっております。

5款の繰入金では、一般会計からの事務費、保険基盤安定の繰入金として1億3,761万4,000円。繰越金が280万円の計上です。

234ページをお願いいたします。

総務費の一般管理費のほうは498万9,000円で、233万6,000円の増額になっております。保険証の切替えて保険証等を2回送付するということで、通信運搬費のほうが増額になっているというところです。

徴収費につきましても、印刷製本、通信運搬費、合わせて175万9,000円。いずれも一般会計からの繰入金が財源になっております。

235ページのほうでは、後期高齢者医療広域連合納付金です。こちらのほうは、5億4,838万1,000円の計上で、1億1,424万9,000円の増額となっております。

予備費のほうでは、289万3,000円の計上です。

議案第9号につきましては、以上になります。

議案第10号です。令和4年度益城町介護保険特別会計になります。

第1条で歳入歳出予算で、歳入歳出それぞれ33億1,181万2,000円としております。

第2条は一時借入金で最高額を3億円、第3条では歳出予算の流用について定めております。

243ページです。

歳入の保険料です。第1号被保険者の保険料6億9,129万8,000円で、大体前年度と変わらない額の予算額というふうになっております。

244ページです。

国庫支出金の介護納付費負担金です。5億4,934万7,000円。

それから、国庫補助金のほうでは調整交付金、それから地域支援事業の交付金関係で、合わせて2億1,309万6,000円の計上になっております。

支払基金交付金では、介護給付費交付金と地域支援事業関係の交付金、合わせて8億5,121万3,000円。

県支出金の県負担金では、介護給付費負担金として4億3,800万6,000円。

246ページをお願いいたします。

県補助金で、地域支援事業の交付金関係で、2,857万9,000円。

それから、繰入金で、一般会計からの繰入金としまして、合わせて4億8,935万4,000円になっております。

248ページのほうでは、繰越金を5,000万円。

249ページからが歳出予算になります。

総務費では、一般管理費624万9,000円で、256万7,000円の減額になっております。こちらのほうも、令和3年度でシステム改修があったものが令和4年度ではないというところでの減額になっております。

250ページのほうでは、徴収費に132万6,000円。

それから、251ページのほうでは、介護認定審査会費に649万8,000円、認定調査等費には2,225万9,000円で、会計年度職員の報酬関係を計上しております。

252ページのほうで、趣旨普及費までの総務費関係につきましての財源については、いずれも一般会計からの繰入金となっております。

252ページの一番下で、保険給付費です。

居宅介護サービス給付費、それから、253ページのほうでは施設介護の給付費、それぞれ全部合わせまして27億2,421万1,000円というふうになっておりまして、1億3,000万円程度の給付費の伸びがある見込みという形になっております。

保険給付費の介護予防サービス等諸費につきましては、介護予防サービスの給付費関係で、合わせて1億2,113万7,000円となっております。

255ページのほうでは、高額介護サービス費に7,322万3,000円、高額医療合算介護サービス費には1,069万3,000円の計上です。

256ページのほうでは、特定入所者介護サービス費に1億513万5,000円。

地域支援事業費としましては、介護予防・生活支援サービス事業費のほうに1億1,425万3,000円の計上です。

258ページのほうでは、3項の包括的支援事業・任意事業費のほうに包括的支援事業、それから任意事業、262ページで、合わせて合計の7,986万1,000円の計上です。

それから、264ページのほうで、予備費のほうとして3,189万7,000円の計上をしております。

議案第10号につきましては、以上です。

続きまして、議案第11号です。令和4年度益城町下水道事業会計予算書になります。

1ページをお願いいたします。

第2条で業務の予定量として、排水処理戸数等の定めをしております。

第3条では収益的収入及び支出。

それから、2ページのほうで、第4条で資本的収入及び支出、第5条では債務負担行為、第6条で企業債として限度額を7億9,250万円、第7条では一時借入金の限度額を10億円、第8条では予定支出の経費の流用関係を定めております。

4ページをお願いいたします。

第9条では議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員の給与費9,076万1,000円。

第10条では他会計からの補助金として、一般会計からの繰入金4億9,200万円としております。

31ページをお願いいたします。

予算の実施計画の明細になります。

収益的収入及び支出の収入になります。下水道事業収益で、営業収益、下水道使用料関係で4億9,437万9,000円。

それから、営業外としましては、一般会計からの補助金とか分担金、負担金、それから企業債関係で8億5,881万4,000円というふうになっております。

32ページをお願いいたします。

支出になります。下水道事業費用としまして、トータルで12億8,567万9,000円。

営業費用の管渠費としましては、修繕料等により4,007万円。

ポンプ場費、令和4年度に供用開始をしますポンプ場の管理費になりますけれども、2,103万9,000円、人件費とか光熱費関係になっております。

33ページでは、処理場費として2億1,973万5,000円で、14節のほうでは光熱水費、18節のほうで浄化センター福田処理場の維持管理費等の計上です。

34ページのほうでは、19のほうで汚泥の運搬料、25節のほうでは水処理施設用の薬品代等の計上です。

総係費のほうでは1億2,556万円で、職員の給料関係。

それから、35ページのほうでは、18節のほうで下水道使用料の徴収事務の委託料の計上、31節のほうでは区域外流入負担金の計上。

36ページです。

減価償却費のほうでは7億2,530万円で、建物構築物、機械装置関係の減価償却代、資産減耗

費のほうでは固定資産の除却費として5,042万円の計上、営業外費用では企業債の利息分と一時借入金の利息分9,628万5,000円、予備費のほうには700万円の計上です。

資本的収入及び支出の収入になります。

資本的収入の企業債のほうで7億9,250万円、下水道事業関係の分、それから資本費平準化債を1億6,000万円計上しております。

他会計の補助金としては、一般会計からの補助金として、1億4,197万2,000円。

国庫補助金のほうは3億4,140万円と、受益者負担の1,502万1,000円の計上です。

38ページのほうが、資本的収入及び支出の支出になります。

建設改良費で、管路の建設費3億4,612万4,000円で、27節のほうでは益城第1下陳地区の管路の築造工事費の計上。

管路の改良費としましては3億6,105万円で、18節の委託料のほうで下水道事業認可業務の新住宅エリア分の計上とか、27節の工事請負費のほうでは総合地震対策の工事、第二南北線の污水管の築造工事、益城の管路の改築工事等の計上。

負担金としましては、益城中央線、それから区画整理関係の負担金として計上をしております。

ポンプ場の建設改良費で1億2,599万8,000円。18節のほうで福富本村内水ポンプの実施設計業務、27節ではポンプ場の建設工事等の計上をしています。

40ページで、処理場建設改良費として、処理場の設備の改築更新業務、それから、污水場の耐水化設計業務等により2億1,300万円の計上。

企業債の償還金としまして、6億6,117万6,000円の元金償還金のほうを計上しております。

議案第11号につきましては、以上です。

議案第12号です。令和4年度益城町水道事業会計予算になります。

1ページの第2条で業務の予定量を次のとおりとするということで、給水戸数、配水量等の定めをしております。

2ページが、収益的収入及び支出、それから3ページが、資本的収入及び支出になっております。

4ページで、地方債の第5条で定めておまして、限度額を2億620万円としております。

第6条では議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費7,046万5,000円と定めているというところです。

23ページをお願いいたします。

予算の実施計画、明細書になっております。

収益的収入及び支出の収入になります。益城町の水道事業収益としまして、営業収益、水道使用料関係で4億630万2,000円。

営業外収益としましては、一般会計からの補助金、固定資産減価償却差額等により6,633万6,000円。

収益的關係の支出については、営業費用としまして、16節のほうでは水質の検査、それから、

配水管関係の電気保安の点検とか、メーターの取替費。

それから、修繕料としては、送・配水管、給水管等の修繕料を合わせて3,973万4,000円の計上。

総係費のほうでは1億8,650万2,000円で、職員の人件費、それから25ページのほうでは、12節のほうで電気費等の光熱水費関係、26ページのほうでは、16節の委託料で水道施設台帳作成業務の委託料、18節のほうで電算システムの機器の賃借料とか、そういうものを計上させていただいているというところになります。

27ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出になります。支出の続きになります。

減価償却費のほうで2億1,740万円、構築物とか機械装置関係の減価償却。

営業外費用としましては、支払いの利息関係で2,684万9,000円。

消費税のほうに1,000万円の計上です。

予備費のほうに500万円の計上をしております。

次が、28ページで、資本的収入及び支出の収入になります。

企業債の利息のほうで2億620万円、総合団地内の配水管と木山の区画整理関係、中央線関係、都市計画道路、空港ターミナル部分の計上というふうになっております。

工事の負担金としましては、水道加入金の負担金で1,320万円。

補助金のほうは、一般会計からの補助金として3,168万8,000円の計上です。

29ページになります。

資本的関係の支出になっておりまして、水道事業建設改良費のほうでは、拡張工事のほうの委託料、それから西地区の区画整理関係の負担金、工事のほうでは益城中央線、それから都市計画道路関係の工事を合わせまして2億9,756万4,000円。

改良事業費のほうでは、委託料のほうでは、木山の区画整理関係の設計、それから、水道施設の撤去の設計関係。工事のほうでは、総合団地内関係、それから木山の土地区画整理、空港ターミナルビル関係、合わせまして2億6,798万2,000円の計上です。

企業債の償還につきましては、元金分として1億4,812万1,000円となっております。

議案第12号につきましては、以上になります。

当初予算関係の説明につきましては、以上です。

○議長（稲田忠則君） 日程第10、議案第7号「令和4年度益城町一般会計予算」から、日程第15、議案第12号「令和4年度益城町水道事業会計予算」までの説明が終わりました。

続いて、日程第16、議案第13号「益城町一般職の職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第28、議案第25号「工事請負契約の変更について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第13号、益城町一般職の職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

今回提案しました条例改正は、人事院勧告に基づき、一般職職員と任期付職員の期末手当についての改定及び職員派遣に伴う地域手当を支給するためのものです。

まず、益城町一般職の職員の給与に関する条例の改正について御説明申し上げます。

改正内容は、民間企業との均衡を図るため、職員の期末手当の支給率を0.15月分引き下げ、再任用職員につきましては0.1月分引き下げるものです。

また、他自治体などへの職員派遣に伴い、地域手当を支給するための条文を追加するものです。

次に、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正について御説明します。

これは、任期付職員の期末手当の支給率を0.1月分引き下げるものです。

なお、例年であれば、ボーナス支給の基準日となる12月1日より前に国が給与法の改正施行を行います。令和3年度は、基準日までに改正法が成立しなかったため、本来であれば昨年12月に行われる予定でありました期末手当の引下げ相当額につきましては、国に準じて令和4年6月の期末手当で調整することとなります。

議案第14号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました条例改正は、人事院勧告に基づき、町長及び副町長の期末手当について改正を行うものです。

改正内容は、町長等の期末手当の支給率を0.1月分引き下げるものです。先に提出しました議案第13号と同様に、本来であれば昨年12月に行われる予定でありました期末手当の引下げ相当額につきましては、国に準じて令和4年6月の期末手当で調整することになります。

議案第15号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました条例改正は、人事院勧告に基づき、教育長の期末手当について改正を行うものです。

改正内容は、教育長の期末手当の支給率を0.1月分引き下げるもので、先に提出しました議案第13号と同様に、本来であれば昨年12月に行われる予定でありました期末手当の引下げ相当額につきましては、国に準じて令和4年6月の期末手当で調整することとなります。

議案第16号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました条例改正は、人事院勧告に基づき、議員の期末手当について改正を行うものです。

改正内容は、議員の期末手当の支給率を0.1月分引き下げるものです。先に提出しました議案第13号と同様に、本来であれば昨年12月に行われる予定でありました期末手当の引下げ相当額につきましては、国に準じて令和4年6月の期末手当で調整することになります。

議案第17号、益城町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました条例改正は、他自治体などへの職員の赴任に伴い、移転料、着後手当などを支給するため改正するものです。

議案第18号、益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました条例改正は、議案第13号で提出しました、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により地域手当を支給することに伴い改正するものです。

議案第19号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回提案しました条例改正は、議案第13号で提出しました、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正により地域手当を支給することに伴い改正するものです。

議案第20号、益城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

益城町固定資産評価審査委員会条例は、地方税法に基づき固定資産の価格に関する不服審査の手續などを想定している条例でございます。

今回の改正は、押印見直しの取組の一環として、審査請求者に求めていました審査申請書及び口述書への押印及び署名を不要とするものでございます。

また、評価委員及び職員が作成する調書への「署名押印」を「署名又は記名押印」に改めるものです。

議案第21号、益城町消防団に関する条例の制定について御説明いたします。

今回の提案につきましては、消防組織法の改正に合わせ、消防団員の確保と処遇改善を図るため、消防団員の年額報酬等の基準が示されたことに伴いまして、町消防団に関する条例を改正するものです。

主な改正としましては、団員の年額報酬の改定と新たに火災や災害などに出動した際の出動報酬を支払うこととしたものです。

まず、団員の年額報酬の改定額につきましては、一般の団員は2万500円から3万6,500円へ、班長は3万2,000円から4万円へ、副分団長は4万4,000円から4万5,500円へ、それぞれ増額するものです。

なお、団長、副団長、指導員及び分団長につきましては、現行のままとしております。

次に、出動報酬につきましては、火災の消火活動などのために消防団員が出動した場合には、1日を単位として8,000円、ただし、出動時間が4時間に満たない場合は4,000円とします。

また、訓練や災害などの警戒出動の場合は、1日を単位として2,000円としております。

なお、本町の消防団に関する条例は、昭和29年の制定からこれまで、団員の定数や資格要件など必要に応じ一部改正を重ねてまいりましたが、今回、消防組織法等の関係法令の改正と併せ町消防団に関する条例を全体的に整理するため、今回条例の全部を改正するものです。

議案第22号、益城町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し

上げます。

今回提案しました条例改正は、町が設置しています就学指導委員会に関しまして、国の中央教育審議会におきまして、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援につきましても助言を行うという観点から、教育支援委員会（仮称）といった名称とすることが適当であるとの提言を踏まえ、条例名などの改正を行うものです。

本町におきましては、委員会の設置目的に鑑み、名称を「就学支援委員会」としております。

議案第23号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について御説明を申し上げます。

今回の規約の変更は、熊本県市町村総合事務組合同規約第3条第10号に規定する交通災害事務から、宇城市が令和4年6月30日をもって脱退するため、規約の一部変更を行うものです。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、関係地方団体の議会の議決を経る必要がありますので、今回提案するものです。

議案第24号、公有財産の取得について御説明を申し上げます。

本議案は、益城町飯野町民グラウンドを新設するため、新たに土地を取得しようとするものです。

取得予定地は、飯野小学校北側の農地で、熊本地震後に飯野小学校仮設グラウンドとして使用していた土地及びその隣接地で、益城町大字砥川字久保田地内の5筆、面積は1万870平方メートルです。

買収価格は、4,456万7,000円となっております。

議案第25号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和3年6月定例会におきまして議決いただきました議案第81号、横町線道路改良工事（その3）の請負金額の変更を行うものでございます。

当初契約金額2億1,808万6,000円を2億4,459万1,070円に変更するもので、2,650万5,070円の増額となります。

本工事は、横町線道路拡幅における木山橋の架け替えに伴い、橋台の築造及び配水施設の付け替え工事を行うものです。

変更の理由としましては、秋津川右岸の橋台仮設工におきまして、想定外の大きな岩石に当たり、矢板の打ち込みが困難となりましたため工法を変更する必要性が生じたためです。また、土質試験の結果、流用土の支持力不足が判明しましたため、建設発生土の再利用ができず、盛土材の購入が必要となりました。

以上の2点を変更したことにより増額するものです。御審議のほどよろしくお願いいたします。
○議長（稲田忠則君） 日程第16、議案第13号「益城町一般職の職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第28、議案第25号「工事請負契約の変更について」までの説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

散会 午後0時17分

3 月 8 日（火曜日）

令和4年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和4年3月7日午前10時00分招集
2. 令和4年3月8日午前10時00分開会
3. 令和4年3月8日午後3時12分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（17名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 榮正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	16番 荒牧昭博君
17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君	

8. 欠席議員（1名）

15番 渡辺誠男君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	水上眞一君
総務課長	塘田仁君	危機管理課長	岩本武継君
企画財政課長	山内裕文君	企画財政課審議員	山口拓郎君
税務課長	深江健一君	住民課長	吉川博文君
福祉課長	松本浩治君	福祉課審議員	荒木薫君
こども未来課長	水口清君	健康保険課長	松永昇君
産業振興課長	姫野幸徳君	建設課長	増田充浩君
都市計画課長	村上康幸君	都市計画課審議員	齊藤計介君

復興整備課長	米 満 博 海 君	街 路 課 長	荒 木 栄 一 君
新庁舎等建設課長	田 上 勝 志 君	学校教育課長	遠 山 伸 也 君
生涯学習課長	富 永 清 徳 君	下水道課長	吉 本 秀 一 君
下水道課審議員	福 島 恭 一 君	水 道 課 長	竹 林 浩 幸 君
代表監査委員	戸 塚 誠 司 君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、15番渡辺議員から欠席届の届け出がっております。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、説明を受けました議案の総括質疑を行います。

日程第1 総括質疑

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

初めに、議案第3号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から、議案第6号「令和3年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

4番下田議員。

○4番（下田利久雄君） おはようございます。4番下田です。

1点だけ質問したいと思います。令和3年度益城町一般会計補正予算中ページ22ページ、6款の農林水産業費1項の農業費18節の負担金及び交付金です。産地生産基盤パワーアップ事業補助金の5,738万2,000円について伺います。ハウス整備用という説明でしたが、これは農家からの申出があったんですか。あったとすれば、件数を教えてもらいたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 姫野産業振興課長。

○産業振興課長（姫野幸徳君） おはようございます。産業振興課の姫野です。4番下田議員の質問にお答えします。

令和3年度一般会計補正予算のページ22ページ、農業振興費負担金補助及び交付金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金、こちらが低コスト耐候性ハウス22棟を整備するというような事業でありまして、支援対象がJAですとか、農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体ということになります。今回の申請は、農業法人からの申請でありますので1件です。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） 1件で5,700万円。分かりました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

5 番富田議員。

○5 番（富田徳弘君） おはようございます。5 番富田でございます。

今同僚議員から質問がありました、同じく議案第3号一般会計補正予算（第11号）中、同じところで22ページ、産地生産基盤パワーアップ事業補助金についてもう一度お尋ねいたしますが、ハウスなどの農業施設の建設ということでありましたが、これは今、これがあつたのは法人ということでしたけれども、この事業は個人向けにはないのか。また、農業施設ということなんで、農業機械のほうには、この事業は適用されないのかお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 姫野産業振興課長。

○産業振興課長（姫野幸徳君） 5 番富田議員の質問にお答えします。

質問箇所は、先ほどと同じ箇所です。まず、これは個人向けの事業者に対して、取り組む方に対しての補助はないのかということですが、先ほど説明しましたように、JAと農事組合法人、農地所有適格法人、その他農業者が組織する団体ということです。お一人では対象にならないということで、少なくとも組織ということですから、二人以上で、何らかの組織をもって申請すれば対象になるということになります。

それから、次の質問が、これは農業用施設、ハウスが対象になっているけど、機械の購入あたりは適用ないかというような御質問ですが、この農業機械の購入ですとか、リース事業、こちらでも対象になります。補助率は、国庫補助の2分の1ということになっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

3 番上村議員。

○3 番（上村幸輝君） おはようございます。3 番の上村です。

議案6号令和3年度益城町水道事業会計補正予算書から1点だけお伺いさせていただきます。間違いでした、議案5号でした。令和3年度益城町下水道事業会計補正予算書中、ページとしては最後のページになります。

この中で総合地震対策事業ということで、総合体育館マンホールトイレ設置ということで予算が組まれておりますが、このマンホールトイレ、こういった形式のやつなのか。結構今タンクを埋めて設置するタイプのものなのか、污水管へそのまま接続するタイプのものなのか、その辺を。あと個数とか、そういったものをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 吉本下水道課長。

○下水道課長（吉本秀一君） おはようございます。下水道課長の吉本です。3 番上村議員の御質問にお答えします。

今回の総合体育館への設置予定のマンホールトイレにつきましては、道路の下に埋設しております下水道本管から総合体育館の敷地内へ下水道管を引き込みます。次に、貯留弁のあるマンホールを設置いたしまして、内径45センチの塩化ビニール管を敷設しまして、一定間隔で直径20センチの塩化ビニール管を立ち上げまして、これにマンホール蓋を設置するものです。

災害などの有事には、このマンホールの蓋を開け、仮設のテントと便器を組み立てて使用した

しまして、敷地内の下水道管に一時貯留してから流すものでございます。この場合、おおむね平均して約2,000リットルの貯留が可能でございまして、1日に約1,500人分が利用できることになっております。

また、トイレと併せて耐震性貯水槽も設置いたします。断水時の汚染除水を確保しております。

また、工事費に関しましては、総合体育館への設置基数につきましては、トイレを5基1組で計算いたしまして、総合体育館の避難者収容人数が1,360人でございますので、国土交通省のマンホールトイレ整備運用のためのガイドラインに図り、100人当たり1基の計10基の設置を予定しております。そのため、通常の小中学校の避難所より設置基数が多いため、ほかの避難所より工事費が高くなっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 今、説明で分かりにくかったんですが、貯留式、ため込むタイプのやつなんですかね。そのまんま本管に接続するという、流すというものではないということですかね。

○下水道課長（吉本秀一君） 貯留型になります。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。特に一つ心配していたのが、熊本地震の際に、やっぱり本管が結構破損箇所があったりして、特に集落とかのほうでは、何ともない家はそのまま水洗を使われたりするものですから、汚水管から汚水が吹き上げていた、こういったことが結構あったもんで、その面がちゃんとできるのかということの一つ心配しておりましたが、じゃあ、地震の際は、その辺は心配いらないということですかね。

○下水道課長（吉本秀一君） そうですね。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。議案第3号令和3年度益城町一般会計補正予算の中から1点だけお伺いします。

ページ29ページ、11款4項1目公立学校施設災害復旧費の中の使用料及び賃借料で、仮設校舎リース料5,010万5,000円、これが予算の組替え、現年度から事故繰越から現年度へ組替えのような説明だったんですが、ちょっと分かりにくかったんで、内容を説明してもらえますか。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 遠山学校教育課長。

○学校教育課長（遠山伸也君） おはようございます。学校教育課長の遠山でございます。14番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第3号令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）、ページが29ページの11款災害復旧費4項文教施設災害復旧費1目公立学校施設災害復旧費中13節使用料及び賃借料の件でございます。益城中学校の仮設校舎のほうのリース料ということで、こちらについて解体分になります。

事業費につきましては、ここに掲載のとおり5,000万円ほど上がっております。当初、こちら

は事故繰越のほうで予算化して処理を進めていたところですが、補助が付くということになりまして、改めましてその分を予算組替えで行ったものでございます。

そのうち国庫支出金のほうが、国庫の基準額による算定が4,300万円ほどになります。そのうち2,080万円が災害復旧費の、こちら地方債ですね、失礼しました。国庫のほうで2,921万7,000円というふうに財源の組替えでなったところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） これリースじゃなくて解体料ということですかね。国庫のほうで2,921万7,000円、前の補助が4,300万円とかさっき言われたのは何なの、4,300万円と2,080万円は、どういうあれだったのかちょっと、ここに出ている国庫支出金は2,921万7,000円で、地方債が2,080万円で、この中の予算の組替えということですかね。分かりました。以上です。じゃあ、解体費ということですね。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。議案第3号の一般会計補正予算の中でお尋ねいたします。

まず11ページの一番上の都市計画補助金の中で、崖地建設等移転国庫補助金が829万3,000円ほど減になっておりますので、ちょっと内容を教えていただきたいと思います。

それと16ページ、町債の中で区画整理事業債が3,700万円ほど減になっておりますけれども、これについても内容のほうを、すみませんけど教えていただきたいと思います。

それと再三の質問で大変申し訳ないんですが、先ほどから質問がっております農林水産業費の産地生産基盤パワーアップ補助金なんですけれども、これ1件というふうな話だったんですけれども、申請の周知というののやり方について、どういうふうな形でやられていたのかについて教えていただいてよろしいですか。以上です。

○議長（稲田忠則君） 村上都市計画課課長。

○都市計画課長（村上康幸君） 都市計画課の村上です。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

議案第3号令和3年度益城町一般会計補正予算書（第11号）中、まず歳入になります。11ページ、崖地建設等危険住宅移転事業ですが、この事業の内容は、崖地に建設する住宅の方が安全な場所に移転する場合の移転元の住宅の除却費用及び移転された場合の新しく家を建てられた場合の住宅ローンの利子補助の事業となります。

なお、昨年は2件を要請しておりましたが、申請がございませんでしたので、実績としては0ということで、今回減額補正をさせていただいているところです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 米満復興整備課長。

○復興整備課長（米満博海君） 復興整備課長の米満です。11番野田議員の御質問のお答えします。

議案第3号令和3年度益城町一般会計補正予算書（第11号）中の16ページでございます。町債

の分でございます。土地区画整理事業債が3,700万円の減額だということで、その詳細をということでございます。

こちらにつきましては、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の県事業の負担金が減額になったことによる起債の減額でございます。令和3年度に木山地区の区画整理事業が熊本県で行われ、その事業費が確定しました。その分の減額で3,700万円が起債の減額というふうになっております。

こちらにつきましては、26ページをお願いしたいと思います。26ページ、8款4項6目の土地区画整理事業費、こちらのほうが負担金が4,112万5,000円減額になっております。そのうちの約90%が起債でございまして、その金額が3,700万円となっているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 姫野産業振興課長。

○産業振興課長（姫野幸徳君） 11番野田議員の質問にお答えします。

先ほどの産地パワーアップ事業ですけど、どのような周知を取っていたのかという質問ですけど、周知の方法は、ちょっと確認はしておりませんが、先ほど申しましたように農業協同組合とか関係団体も対象になっておりますので、この事業の周知はされていると思っております。

今回の件につきましては、希望される事業者の方が相談においでになって、この事業をつないだというような経緯があるということを確認しております。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 産地生産基盤パワーアップ事業補助金のほうは、つないだということで分かりました。

今、土地区画整理事業債のほうで、26ページのお話があったんで併せてお尋ねしておきますけれども、この事業費4,112万5,000円というのは、前の説明では、前倒ししているということで、今お話があったと思います。それで今回の区画整理事業債が3,700万円減になっていると。今どのような状態で進んでいるのかについてお尋ねしていいですか。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 米満復興整備課長。

○復興整備課長（米満博海君） 野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

事業費に関しましては、野田議員がおっしゃったとおりでございまして、令和2年度に前倒した分が今年度減額ということになっており、その関係で4,112万5,000円が減になっているところでございます。

また、区画整理事業のほうは、今私の頭の中になるのが、換地の進み具合ということで、今仮換地指定が11月1日現在で68.8%仮換地指定が進んでいるというふうな状況でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村でございます。

令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）から、ページまず25ページです。土木費の社会資本整備総合交付金で道路改良等工事費で880万円計上されています。昨日の説明では、通学路の安全対策というふうにおっしゃっていたんですけれども、その具体的な内容をお知らせください。

それから、26ページ、土木費の街路事業費で、都市計画道路改良費は1億5,000万円計上されています。これも昨日の説明では、南北線の丸菱の320メートルというふうに聞いたんですけれども、これも具体的な内容をお知らせください。

それから、27ページの教育費小学校費学校管理費で、飯野小施設整備費で8,500万円、これは体育館の改修というふうに聞いたんですけれども、これも詳しく説明をお願いいたします。

それから、28ページ、学校管理費工事請負費で木山中施設整備費で2億5,000万円、これは校舎とエレベーターがつくということだったんですけれども、これも詳しい内容をお知らせください。以上です。

○議長（稲田忠則君） 増田建設課長。

○建設課長（増田充浩君） 建設課長の増田でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

令和3年度益城町一般会計補正予算書（第11号）中、ページ数でいきますと25ページ、8款土木費2項道路橋りょう費6目社会資本整備総合交付金事業内14節工事請負費880万円、通学路の安全対策という話を聞いているけれども、その内訳はという話だったかと思います。

こちらにつきましては、現在益城町におきましては、通学路の安全対策ということで、路側等のカラー舗装とか、交差点のカラー舗装、各地をやっておりますが、今回補正に上げましたところは、まず府内安永線、ここに妙見橋というのが町道の橋がかかっておりますけれども、こちらのほうの路側帯と交差点のカラー舗装、どちらかといえば路側帯、角と、もう一つ本土山高山線、こちら旧443号になります。こちらのほうの路側帯のカラー舗装。それから、平田黒石崎線、第二平田橋というのがございますが、こちらのほうの路側帯をカラー舗装をということで、今回補正予算で上げさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 荒木街路課長。

○街路課長（荒木栄一君） おはようございます。街路課の荒木です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第3号令和3年度益城町一般会計補正予算書（第11号）中、26ページ、8款4項8目14節工事についての御質問にお答えさせていただきます。

工事箇所は安永です。この間まで仮設住宅があったところで、丸菱のすぐ西側になります。都市計画道路南北線になります。施工予定延長は320メートル、幅員12メートルの道路改良工事費で、路盤までの計上になります。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 遠山学校教育課長。

○学校教育課長（遠山伸也君） 学校教育課長の遠山でございます。7番吉村議員の御質問にお

答えます。

まず、令和3年度益城町一般会計補正予算書（第11号）中、27ページ、10款教育費2項小学校費1目学校管理費14節の工事請負費の詳しい内容ということでございましたけれども、補正予算書には、飯野小の施設整備費というふうに上げておりますが、こちらにつきましては、飯野小の屋内運動場、体育館のほうはかなり老朽化しておりますので、長寿命化対策として修理を行うところにしております。

内容としましては、体育館の床の張換え、それと屋根等の防水、それと外壁の修理、そういったところを予定しております。

こちらについては、国の補正予算、学校施設整備費、あちらのほうを使わせていただくような計画としております。

それと続きまして、28ページ、3項の中学校費1目の学校管理費14節の工事請負費でございます。こちらにつきましては、2億5,000万円計上しておりますけれども、まず校舎がだいぶ古くなっておりますので、外壁あたりもかなり損傷等劣化、あと塗装になかなか汚れとかそういったものがついておりますので、そちらのほう外壁の補修を主にやるところでございます。

それとエレベーターの工事ということで、来年度車椅子のお子様とかが入学の予定となっておりますので、そちらのほうの対応として、今の校舎の北側の棟、そちらの体育館よりのほうに外づけというか、校舎につけるような形で設置しようということで計画をしているところです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

まず1点が26ページの都市計画道路改良費ですけれども、内容は南北線の丸菱の320メートル、12メートルの幅員ですということ、これはいつから工事が始まっていつまでに終わるのか、その工事計画をお知らせください。

それから、28ページの木山中の施設の整備費ですけれども、これは車椅子のお様がいらっしゃるということで、エレベーターをつけるのが一つと、あと外壁の塗装等を計画していらっしゃるということなんですけれども、車椅子のおさんは、小学校から中学校に上がるわけですから、小学校ではもうエレベーターのこのお子さんの設置は済んでいるというふうに考えてよろしいんでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 荒木街路課長。

○街路課長（荒木栄一君） 吉村議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

工事計画の時期についてご質問ですけれども、用地のほうが完了しましたので、発注の準備を進めておりますので、早急に発注したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 遠山学校教育課長。

○学校教育課長（遠山伸也君） 学校教育課長の遠山でございます。7番吉村議員の2回目の質問にお答えいたします。

中学校のエレベーターということで、今の小学校がどうなっているかというところでございますが、小学校のほうでは、恐らく今は2階とか使わないような方向では考えているかと思います。ただ、過去にはそういったところで階段に昇降機とか、そういったものの対応はやっていた経緯はあるかと思いますが、そこはもう一つ確認して報告させていただいてよろしいですか。申し訳ございません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の回答ありがとうございます。

そのエレベーターについてなんですけれども、これは国のほうで補助金というか、そういった形で出ると言うんですけれども、当然、もう益城中学校はエレベーター設置されています。広安西小学校もエレベーター設置されています。今後、エレベーター設置というのは、必要になることが十分考えられますし、また、災害時での避難所でも小学校の体育館、中学校の体育館、避難所としてもその役割があると思いますので、エレベーター設置については、年間の計画を立てて、国の予算をちゃんとうまい具合に利用して設置するような形をとっていただきたいというふうに要望いたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで議案第3号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から議案第6号「令和3年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの質疑を終わります。

次に、議案第7号「令和4年度益城町一般会計予算」から議案第12号「令和4年度益城町水道事業会計予算」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

9番 榮議員。

○9番（榮 正敏君） おはようございます。9番 榮です。

令和4年度益城町一般会計予算書内の77ページ、3款1項1目12節委託料、この中で重層的支援体制整備事業移行準備業務委託料2,807万9,000円とありますが、これはどのような準備を行っているのか。それから、この準備業務をどこに委託しているのか。自分たちで準備室を立ち上げてやっているのではなかったのか。

それと177ページ、10款6項6目13節と14節、この13節の中で機械借上料、その下にライセンス使用料、この機械借上料は分かりますけど、ライセンス使用料の17万6,000円、これはどういったライセンスなのか。それと今度は14節工事請負費布田川断層帯保存整備事業1億6,967万円、この金額は谷川地区の布田川断層の保存だけの工事費なのか、それともほかの何かも含まれているのか。

それと256ページ、2款7項1目18節の負担金補助及び交付金特定入所者介護サービス費1億503万5,000円、この特定入所者介護サービスとは何か。特定とあるなら普通があるのか。特定と決めつけてありますので。

それから、もう一つ、その下の18節負担金補助及び交付金特定入所者介護サービス費10万円とありますけど、この予防サービス費に10万円って何ができるんだろうかと思ひまして、この10万円とは何をやっているのか、これをちょっと聞きたいと思ひます。以上、お願いします。

○議長（稲田忠則君） 荒木福祉課審議員。

○福祉課審議員（荒木 薫君） おはようございます。福祉課の荒木でございます。9番衆議員の御質問にお答えいたします。

議案第7号令和4年度一般会計予算書、77ページ、3款1項1目12節重層的支援体制整備事業移行準備業務委託料でどのようなことを行うのかと、どこに委託をするのかという御質問だったと思ひます。

まず、どこにというところで、社会福祉協議会のほうに委託をする、現在もしております。令和3年度から引き続きということになります。昨年の3月議会でも答弁させていただいている内容と重なる部分もございますけれども、改めて御説明させていただきます。

重層的支援体制整備事業とは、これまでの子ども、障がい者、高齢者などの属性ごとによる事業展開を、属性ごとではなく包括的に事業を行えるような仕組みづくりを行う事業となっております。

具体的には、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮などの相談支援などの取組を生かしつつ、地域住民の複雑、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

そのための基盤づくり、移行準備として、令和4年度も昨年に引き続き、コミュニケーションソーシャルワーカー3名と地域サロンコーディネーター2名を配置いたします。

令和3年度におきましては、これまでの取組、課題などを含め、再度見直しをし、関係機関や民生委員、児童委員の皆さんなどに事業内容などの説明を行いました。民生委員さんからは、年齢にとらわれない様々な相談や、関係機関からは、既に関わっているケースに関連する複数機関の調整があるなど、さらに地域や関係機関との連携を密に取りながら、体制整備を進めているところでございます。

令和4年度もしっかりとした基盤づくりを行い、令和5年度からの本事業移行、重層的支援体制整備事業実施に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 富永生涯学習課長。

○生涯学習課長（富永清徳君） おはようございます。生涯学習課の富永でございます。9番衆議員の御質問にお答えしたいと思います。

議案第7号令和4年度益城町一般会計予算書中、ページ数が177ページになります。10款6項6目13の使用料及び賃借料になりますけれども、ライセンス使用料17万6,000円についてお尋ねと思ひますけれども、こちらに関しましては、文化財の報告書、こちらの関係のソフトの作成のライセンス使用料ということになります。

次に、14の工事請負費1億6,967万円、布田川断層帯の保存整備事業、こちらのほうは、谷川

地区の工事の分だけかということのお尋ねだと思います。こちらの分は、議員がおっしゃられましたとおり谷川地区の覆屋と外構の分の工事費になります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永 昇君） 健康保険課の松永です。9番衆議員の御質問にお答えします。

益城町介護保険特別会計の256ページ、2款7項1目特定入所サービス費の1億503万5,000円と3目特定入所者介護サービス費の10万円になりますけれども、こちらは、所得の低い人の負担を軽減するための制度でありまして、介護施設等の居宅費と食費については、保険給付費の対象外となっておりますので、所得の低い人は負担限度額を設けられておりまして、申請により限度額の負担を軽減することができます。

介護入所の介護予防のサービス費につきましては、すみません、ちょっと今詳しい資料がございませんので申し訳ないんですけども、委員会のほうで答えさせていただきたいと思います。すみません。

○議長（稲田忠則君） 衆議員。

○9番（衆 正敏君） 最初の質問です。重層的支援体制事業の準備、これは昨年度町長が立ち上げて、頑張っているところだと思いますが、各課のまとめたいろんなあれが出てきますんで大変だろうと思いますが、これは私がいつも言っている認知症絡みの介護、それと子どもの貧困対策と絡んできますんで、しっかりと作り上げていってほしいと思います。よろしく願いしておきます。

それから、社会教育費の文化財、このライセンス使用料とあったのがちょっとはつきり分かりませんでしたけど、要するに、この資料を作成して提出するのに資格を持った企業というのでなければその書類作成ができないから、このライセンス使用料があるということと聞きましたけれども、それでよろしいですか。はい。

それから、谷川地区の布田川断層帯、しっかりと予算つけていただきました。頑張っている覆屋を造ってください。

それから、最後の質問でしたけど、負担金の特定、これは施設に入所する人たちの保護の関係、等級とか、そういうので特定と分けてあるわけですか。何かそういうふうに聞こえましたけど。所得制限が。

○議長（稲田忠則君） 課長、後で答弁してください。

質問してください。

○9番（衆 正敏君） そういうふうに私の聞き取りでは、人の差、要するに所得関係の差額で特定と特定じゃないというのを分けてすみ分けしているということで、そういうふうに聞こえましたので、それでいいんでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（稲田忠則君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永 昇君） 9番衆議員の2回目の質問にお答えいたします。

所得の低い人の負担を軽減するというような制度となっておりますので、所得の関係で区分を

していくような形になります。よろしいでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 私がちょっと聞いたところでは、特定、この入所される施設は特定の方だけを限定した施設が特定入所者になっているんで、この特定施設入所者介護サービス費、特定の施設に入所する、普通の施設はその人たちは入れないから、特定施設に入るから特定施設入所者介護サービス費、そういうふうになるんじゃないだろうかと思いますけど、この文言に関して、そういうふうにするのであれば、そこをもう一回お願いします。

○議長（稲田忠則君） 松永健康保険課長。

○健康保険課長（松永 昇君） 9番榮議員の3回目の質問にお答えいたします。

特定の入所者に対しての介護サービスということになりますんで、先ほども申し上げましたとおり、所得に対して区分があるというような形になります。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩いたします。11時5分から再開いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

4番下田議員。

○4番（下田利久雄君） 4番下田です。

令和4年度益城町一般会計予算の中のページ20ページ、16款使用料及び手数料1項の使用料6節の四賢婦人記念館入館料10万2,000円についてです。何人ぐらいが年間入館されるかということと、ページ175ページ、4目の四賢婦人記念館運営費13節使用料及び賃借料で、入館料発券機のリース料が36万9,000円としてあります。これ費用対効果で見ても26万7,000円の赤字と思うんですね。だから、入館料をただにしたほうがいいんじゃないですか。お伺いします。

○議長（稲田忠則君） 富永生涯学習課長。

○生涯学習課長（富永清徳君） 生涯学習課の富永でございます。4番下田議員の御質問にお答えします。

議案第7号令和4年度一般会計予算の20ページになります。6節の四賢婦人記念館の入館料10万2,000円の件ですけれども、こちらに関しましては、大人の入館料200円掛ける500人の10万円、それから、小中学生入館料の100円の20人分2,000円、これの10万2,000円を計上しております。

それから、歳出の分になりますけれども、175ページです。175ページの10款6項4目の13使用料及び賃借料の36万9,000円、入館料の券売機のリース料ということで、こちらが36万9,000円というところで、収入よりも結局支払いのほうが多いということで無料にしたほうがいいのかというこの御提案ですけれども、今のところ、潮井公園のほうが今整備中ということで、今後見学者等

が増えると思いますので、一応今のところは無料にするところは考えていないということで、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 下田議員。

○4番（下田利久雄君） 道路整備も予定されておりますので、集客に出来ちかとなると、ただにしてから、すればするしこ赤字なんか、そげんこってあるんですな。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

3番上村議員。

○3番（上村幸輝君） 3番の上村です。令和4年度益城町一般会計予算書から幾つか質問させていただきます。

まず一つ目が、ページ数が122ページ、6款農林水産業費2項林業費、この中の2目林道維持費、この中の委託料で、新しい事業なのかなと思います。林道点検診断保全整備事業委託料、これが200万円組んであるんですが、町道のほうが昨年こういった形式になったかと思いますが、この林道のこの事業については、どのような事業なのか、ちょっと内容をお願いします。

それと、続いて125ページ、7款商工費1項商工費、この中の2目商工業振興費、この中の12節委託料、これの中で、これは昨年もあったんですが、中心市街地活性化基本計画フォローアップ業務委託料、これが446万6,000円計上してあります。昨年は、たしか約90万円程度の計上だったかと思います。今回結構増えておりますが、その内容はこういったものなのかを教えてください。

それと、ページ数193ページの職員数、これが今日訂正があって、ちょっと数がまた変わったんですが、今年度308名、前年度が325名、確かに減ってはおります。ただ、全体的な印象としては、ほとんど変わってないような気がしているんですが、地震前に比べてその年ごとにどれぐらい推移しているのか、その辺を教えてください。

それと204ページの地方債の前々年度における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書において、令和2年度末の現在高が約440億円、そして、令和3年度末現在見込み高482億円、そして、当該年度年度末現在見込み額が約503億円というふうに調書には見込まれております。この中で、町の実質の負担額、実際どれぐらいの負担額になるのかというのを教えてください。以上です。

○議長（稲田忠則君） 姫野産業振興課長。

○産業振興課長（姫野幸徳君） 産業振興課の姫野です。3番上村議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、当初予算のページ数が122ページ、林道維持費の委託料、林道点検診断保全整備事業委託料についてですけど、昨年の町道の管理委託料の例示をされましたけど、今回のこの委託料については、特定する事業でありまして、川内田林道林道橋保全整備設計業務の委託費になります。総事業費が200万円で、国の補助が2分の1というような事業であります。

それと、次の125ページ、商工業振興費です。その12委託料の中の中心市街地活性化基本計

画フォローアップ業務委託料、こちらは令和3年3月に策定しました計画で、令和3年から令和7年まで実施する事業です。

委託先は、未来創生ましきを予定しておるところです。内容につきましては、イメージパース作成であるとか、調査費、それから、人件費が主な事業内容になっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。3番上村議員の御質問、議案第7号令和4年度益城町一般会計予算書中、193ページ、一般職の職員数についてのお尋ねかと思えます。

今年度が308名、前年度が325名ということで、あまり変わらないというところでの御質問でございますが、ここの20名程度の差につきましては、任期付の職員が減になったというところで、令和3年度については70数名いたのが、50名まで下がっているというところでございます。

それから、これまでの推移ということでございますが、震災前につきましては、正確な数字ではありませんが約260名、それから、任期付の職員、派遣職員等をいただいて最大で400名まで膨れ上がったところでございます。徐々にではございますが、派遣の終了、それから、任期付職員につきましても業務の終了とともに少なくなってきた、今年度については308名まで人数が落ちたというところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。3番上村議員の御質問にお答えをいたします。

議案第3号のページが204ページ、地方債関係の調書になります。令和4年度末残高に対する町の実質負担についてはどれくらいかという御質問ですが、令和2年度、3年度、それから、4年度末の残高を記載しておりまして、令和2年度末につきましては、既に終了しておりますので、確定した金額というふうになっております。

それから、令和3年度末につきましては、現在まだ借入れ等も済んでおりませんので、現年度分、それから、繰越関係の起債関係をどれくらい、今予算化している分を全部借り入れた場合に、一応今のところでは480億円ぐらいを見込んでいますところでは。

それから、令和4年度につきましても、令和3年度で全部借り入れた後に、さらに令和4年度での予算化しているものを借り入れた場合に、503億ぐらいになるというような数字で計上しているところになります。

令和4年度末の現在高に対する町の実質負担としましては、大体町の負担としては3割程度を見越しておりますので、大体150億円ぐらいになるのではないかと考えております。実際にまだ細かく積み上げる必要があろうかと思いますが、そこまでの計算はできていないというところでは。以上です。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） おおむね分かりました。

まず、林道点検診断保全整備委託事業、これについて川内田林道の場所は特定された場所の整備ということですよ。分かりました。

あとは、フォローアップ業務委託料、これについても、令和3年度から7年度までの継続事業、その中で未来創生ましきに委託するという、その事業であるということでした。

あと、まず職員数についてなんですが、大体震災前260名、これぐらいということでした。多くて400名まで膨れ上がったと。これについて、指定管理委託等随分と進んでおりまして、それによって職員数の削減、経費の節減に努めるということだったかと思います。

確かに、復旧・復興においても、これにおいても、以前に比べれば随分と落ち着いてきて、それに伴いもう少し落ちていくのかなと思っていたんですが、そこまで思うほどの削減にはなっていないなと思います。

これについては、例えば、260名がもともとの数だったということであるなら、それから進んだ指定管理委託、こういったことで浮く人員というものは、またそれから削減されていくのかどうなのか、それを一点と、あと、先日、令和4年度からの第5次益城町行政改革大綱が策定されました。その策定に当たっては、諮問機関である益城町行政改革推進委員会から答申がっており、その中には、附帯意見として本町の財政状況は、本大綱の財政状況の項目に記載してあり、震災復旧・復興事業等によって厳しくなることが予想されると。町職員は、今後さらに厳しい財政状況になれば、職員自らがその影響を被ることがあるということを強く認識し、常に歳出削減の意識を持って本大綱に取り組んでいただきたいと、そういうふうになりました。

もちろん、次年度からの策定に当たってのことではあるんですが、これまでも分かっていたことかと思います。先ほど実質負担150億円程度になるのではなかろうか、そういう見込みでありましたが、どんどん膨らみ続ける地方債、本当に大丈夫なのかと思うんですが、その見解はどうでしょうか。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。3番上村議員の2回目の御質問、指定管理等が進んで業務委託等を行って、その分についての職員削減ということでの御質問かと思えます。

指定管理については、これまでも震災前からいろんなところで業務を委託しているところがございます。指定管理については、管理的業務につきましては、民間ができるところは民間にというところで指定管理を進めているところもございます。

職員については、管理的業務から外れた部分については、専門的業務に当たるというところで、業務の効率化、より専門的なところに当たるというところで指定管理を行っているというところがございますので、指定管理での人数の削減ということでは考えておりません。

ただ、いろんな業務で指定管理が入ることによりまして、当然これまで行っていた業務が削られるという部分もありますので、その点については、新たな業務、また、増大した業務への職員の転換とか、そういったところを考えていくのかなと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） ちょっと分かりにくかったんですが、いま一度伺いますんですが、簡単に言えば、指定管理委託、そういった事業に出したとしても、職員数は一向に変えないと、その分浮いた人員については、新しい業務をやってもらうということなんですかね。それだとどんどん増え続けるんじゃないか、経費がかかりすぎていくんじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 3番上村議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

指定管理で浮いた人員については、指定管理についてどんどん施設の管理が増えれば、その分について本来業務が削減できる部分について、余剰人員が出るんじゃないかというところがございますけれども、先ほど申しましたように、管理業務について職員が行わないでいい部分については、これまでも民間にお願いをしているところです。

人員の削減をしないのかというところがございますが、当然業務が指定管理等で浮いた業務で人員が削減できれば、その点については、当然見直しは出てまいりますけれども、先ほど申しましたように、専門的な業務に当たっていく、また国からの業務の地方自治体への業務移管等もございますので、そういったところへも当然対応してまいりますので、全体的なところを見ながら職員の配置については考えていくということになるかと思います。

○議長（稲田忠則君） 先ほど2回目の上村議員の質問の中で、財政の点につきまして質疑してありました。ここで山内企画財政課長よろしくをお願いします。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。上村議員の質問にお答えさせていただきます。

行革大綱の答申の中で、財政状況が厳しくなる、職員もしっかり取り組む必要があるということ、それから、地方債の見解についてはどうかという御質問ですけれども、財政状況につきましては、職員のほうにも、予算編成の説明会等において、中期財政見通し等において大変厳しい状況にあるということは、既に認識はさせていただくように説明会等も開催をしておるところです。

予算編成におきましても、シーリングの設定をするなど厳しい状況にあることを全職員が認識するような形で、予算編成にも取り組んでいるような状況になっております。

それから、地方債の見解ということですけど、議員言われましたとおり、地方債がどんどん増えて、令和4年度末でも500億円になるという見込みになっております。地方債の借入れにつきましては、交付税措置が緩やかなものを借入れをしていくというふうな方針の下で借入れを進めておりますので、単純に地方債が増えたので負担がどんどん増えていくのは、当然増えてはいきますけれども、交付税措置等により、普通交付税も令和3年度では、もともと地震前は二十一、二億円しかなかったのが、令和3年度末の決定額としては39億円を超える交付税措置の決定をいただいておりますので、歳入のほうも増えていっているという状況にあります。

また、令和3年度においては、一般財源が浮いた関係で福祉基金のほうへの繰り入れの予算も

5億円計上することができておりますので、ある程度、今のところふるさと納税がたくさん全国からの応援でいただいておりますので、そういう状況の中で、財政運営としては何とか中期財政見通しのような状況にはなっていないという状況にあるかと思っておりますので、このまま引き続き歳入確保に取り組みながら、地方債の償還、職員の人件費の削減とか、そういう状況にならないように取組を進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

5番富田議員。

○5番（富田徳弘君） 5番富田です。議案第7号の145ページ、16節町の駐輪場購入費7,920万円と、146ページ、同じく16節駐輪場用地購入費4,900万円、これに対しての場所、面積単価を分かれば教えていただきと思います。

○議長（稲田忠則君） 姫野産業振興課長。

○産業振興課長（姫野幸徳君） 産業振興課の姫野です。5番富田議員の質問にお答えします。

当初予算の145ページ、12目都市再生整備計画事業費の中の16公有財産購入費、町の駐車場用地購入費ということですが、3点、場所、面積、単価ということですが、場所については、これは木山の区画整理事業で換地された公社が取得した用地を町の駐車場として整備することとしております。

これが、最終段階の換地計画ではない時期に予算編成しておりますので、概数になりますけど、面積が2,400平米、単価については、県が示した区画を参考に平米当たり3万2,700円で一応見込んでおるところです。

目的は、資料に上げたんですけど、町中の物産館とか、町の商店街、あるいはコワーキングスペースとか、シェアハウスとか、そこら辺りの駐車場、これからにぎわいをつくって、人の交流が増えると思いますので、そこを見込んだところをの計画になっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 米満復興整備課長。

○復興整備課長（米満博海君） 復興整備課長の米満でございます。5番富田議員の御質問にお答えをいたします。

議案が第7号令和4年度益城町一般会計予算書中の146ページでございます。8款4項13目16節の地域交通戦略推進事業費の用地購入費4,900万円でございます。内訳をということでございます。

駐輪場の整備計画は、いよいよ事業化になりまして、復興整備課のほうで執り行っていく形になります。公有財産用地のほうは、場所のほうは広崎、中惣領、馬水、上野添、この4か所を購入していくというふうなことでございます。

4か所で約870平米ほど購入したいというところでございまして、単価的には、平均ではございますが5万6,000円ぐらいになるのかなというところで計画をしています。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。議案第7号令和4年度益城町一般会計予算の中から、3点ほど質問させていただきます。

まずページ47ページ、2款1項2目24節の積立金のところですが、この減債基金積立金で2億7,184万8,000円とありますが、この減債基金につきましては、歳入不足を補うためだと思うんですが、32ページの繰入金のところ、減債基金から5億3,711万7,000円繰り入れてあるわけですね。この同一予算内で5億円繰り入れて、約半分の2億7,000万円をまた元に戻すというのは、こういうようなシステムを取らないといけないのかなんなのか。決算前あたりは、繰入金は戻していったりしますが、同一予算内でこのように半分は戻してあるというのはどういうことなのか。この辺ちょっと疑問に思いましたので教えてください。

それから、ページ128ページの7款1項4目の12節の委託料で、産業用地基本設計業務委託料というのが1億1,869万円ですか、組んでありますが、産業用地ということですが、この場所はどこなのか、それと面積はどれくらいあるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

次に、ページ145ページの8款4項12目の16節、ですから、145ページの一番下のほうですけど、今一つ、町の駐車場については、同僚議員のほうから質問がありました。これは分かりましたけど、まちかど広場用地購入費、それから、狭小用地購入費というのは、これは以前4車線化のあれで残地を公社が買った分ですかね。それを町が買うということなのか。その辺をちょっと教えてください。

それから、その下の惣領地区公園用地購入費1億8,500万円ですけども、これについて場所と、それから、これも面積、それから、平米単価を教えてください。

これと、今回は予算が骨格予算ということだったんですが、その中でこの産業用地の基本設計料とか1億円を超える予算、それと公園のほうも1億円を超える予算で購入されるようにしてあるわけですけども、骨格予算で組まなきゃならなかった理由というのも教えていただきたいと思います。

その3点よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 14番中村議員の御質問にお答えいたします。

ページが47ページの積立金関係、減債基金としての積立て、それから、歳入のほうでも減債基金の繰入れがあるけど、両方に組む必要があるのかというふうな御質問だと思います。

積立ての財源としましては、家賃の低廉化、公営住宅の、その分を財源として積立てをするものです。また、繰入金のほうは、歳出予算の地方債の元金利子の償還、返済費に充てるものとして組んでおります。

低廉化の補助は、そのまま公債費に充てることはできませんので、公営住宅の返済分であれば、低廉化の補助を充てることはできますけれども、それ以上に低廉化の補助を直接公債費に充てることはできませんので、それぞれ歳入と歳出別々に予算化をさせていただいているというところになります。

それから、骨格予算のほうにつきましても、私のほうで説明をさせていただきたいと思います。骨格予算につきましては、昨日も少し説明をさせていただいておりますが、4月に町長選挙があるということで、政策的な経費を極力除いた感じで骨格予算として編成をさせていただいたというところ です。

しかし、今回は、熊本地震からの復旧・復興、それから、コロナウイルスの関係等があつて、その関係に関する継続的、早急に対応する事業については、骨格予算のほうに入れさせていただいているというような状況です。特に、熊本地震からの復興事業については、生活再建と関連するようなものもございますので、多くの事業が骨格予算の中に編成をされているというようなところ です。

先ほどのお尋ねがありました都市再生整備事業関係につきましては、中心市街地の活性化計画を作成する上で、国県とは、この都市再生整備事業を活用したいろんな事業をやっているということで相談をさせていただいているところ です。令和3年度について要望いたしまして、本要望を行い、今月中には内定等をいただけるような状況になっております。

また、この事業につきましては、土地区画整備地内とか、県道の4車線化沿いとかいうところで、これらの事業との連動もすることになりますし、事業の進捗を図る上で必要になる、住民生活に直結するような事業であり、早急な対応が求められるような事業だということ、それから、こちらの事業につきましては、昨年の12月の全員協議会、そして、今年の1月の災害の特別委員会のほうでも、議員さん方のほうには、あらまし事業内容については説明をさせていただいておりますので、今回骨格予算のほうに入れさせていただいているというような状況です。

それから、単独事業、その他の国庫の補助事業につきましても、令和3年度に要望を行って、本要望を行っているようなものにつきましては、骨格予算のほうに含めさせていただいております。

それから、単独事業で産業用地の基本設計のほうのお尋ねだったかと思いますがけれども、こちらのほうも令和2年度、3年度、2か年で適地調査等を予算計上させていただいて、現在進めているというような状況です。令和4年度からは、基本設計に入りたいということで、今回当初予算、骨格予算のほうに入れさせていただいております。

企業誘致関係につきましては、令和2年度から少し力を入れて取組を進めてきておりますけれども、それに加えて菊陽町にT S M Cの進出が決定しておりまして、菊陽町の周辺の市町村においても、それぞれ企業誘致に向けた取組が加速されているというような状況にあります。

本町においても、当然このチャンスを逃すわけにはいかないということで、今回は、産業団地の早期な整備が必要であるということで、骨格予算のほうに入れさせていただいているような状況になっております。

補助事業、単独事業につきましても、本年度までにある程度設計をやったものとか、議員さん方に説明をさせていただいたものとか、そういうものの部分について、骨格予算の中に入れさせていただいておりますので、少し事業費として膨らんでいるというような状況にあります。以上

です。

○議長（稲田忠則君） 姫野産業振興課長。

○産業振興課長（姫野幸徳君） 産業振興課の姫野です。14番中村議員の質問にお答えします。

議案第7号の一般会計予算の128ページ、商工費の中の委託料ですけど、産業用地基本設計業務委託料ということで、今企画財政課長から説明があったとおりなんですけど、令和4年度に基本設計、用地測量、地籍調査、関連法令の手続き業務、こちらを予定しているところです。

T S M Cの令和6年度生産開始というのが決まっておりますので、これはできるだけ早く整備して、分譲を目指したいというふうに考えております。そのために令和4年度に用地測量、地籍調査、基本設計に取りかかりたいというところです。

予算要求が昨年の11月ぐらいに予算要望しておりますので、当時は特定の場所とかが決まっておりますので、約15ヘクタール分の調査費を見込んだところで計上しております。

場所はどこかということですけど、令和3年度に実施しております基本調査、この結果が年度末、もう少しして確定するというような状況です。最終の詰めの段階をしておりますので、あしたの一般質問の答弁に間に合えばということで調整させていただきます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 米満復興整備課長。

○復興整備課長（米満博海君） 復興整備課長の米満でございます。14番中村議員の御質問にお答えをいたします。

令和4年度益城町一般会計の予算書中145ページでございます。8款4項の12目16節、一番下のほうになります、まず、まちかど広場購入費560万円の件でございます。

ここは、内容的には、横町線のほうをポケットパークとして造っていきたいということになります。面積が、予算計上としては111平米の5万円で計上をさせていただいているところでございます。

それから、その下の狭小用地購入費2,390万円、こちらは公社で買った分を買い戻すのか、または直売かというふうなお話でございました。用地交渉を今少しやっていたところなんですけど、直接買収をさせていただくと、直買いということになります。

こちらのほうは、今4か所を計画しているというふうなところでございます。合計で430平米ほど4か所で買収を行いたいということで、単価のほうも5万5,000円で予算を計上させていただいているというふうな状況でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 齊藤都市計画課審議員。

○都市計画課審議員（齊藤計介君） 都市計画課の齊藤でございます。14番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどと同じく145ページの16節公有財産購入費の中で、惣領地区公園用の用地購入費1億8,500万円の場所と面積と単価についての御質問だったかと思えます。

場所につきましては、惣領の県道熊本高森線、旧益城病院の北側、病院の職員の駐車場として使用されていた土地を公園用地として予定をさせていただいております。

公園用地の単価につきましては、平米単価約6万円を算出しております、これは近郊の不動産取引などの実績を基に計上をさせていただいております。

面積につきましては、約3,000平米規模の公園を確保することを目的としております。

惣領地区は、今年度末に策定します立地適正化計画において、都市機能誘導区域の地域拠点区域として位置づけをしております。当該公園の整備により、本町の課題でもある一時避難地としての機能を持つ公園の不足解消にもつながり、良好な都市空間の確保という観点からも、このような中規模の公園を整備することによりまして、地域コミュニティとしての憩いの場や惣領地域拠点のにぎわいに資する場として、ゆとりある住環境の形成、また有事の際の一時避難地としての機能も果たせるものと考えております。

また、事業費につきましては、新年度におきまして用地測量及び不動産鑑定を行い、適切に事業を行ってまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 2回目の質問を行います。

この減債基金の積立てと繰入れ積立てについては、公営住宅の低廉化のやりくりということで、やりくりじゃないけど、そっちのほうから回さなければならないということで分かりました。

それから、産業用地基本設計業務委託料というのは、適地調査ということで、五つを候補に挙げて、その中の二つに絞ったという話までは聞いておったですけど、その分の一つだということですかね。大体5ヘクタールということですけども、まだこれ用地買収は終わっとらんのですかね。用地買収前ですか、用地買収はもう終わってるんですか。その辺ちょっと伺いたいんですけど、用地買収ができてないのに基本設計業務委託料1億1,800万円ということは、基本設計で1億1,800万円ということは、もう実施設計になったら相当の金額に、また何倍かになるでしょうし、相当の事業費になるかと思うんですけども、こういう事業をやるのに、先ほど骨格予算についての説明はありましたけれども、こういうのは骨格予算で組むのはどうかなというあれもありますが、用地買収が終わっているのかどうか、これをちょっと教えてください。

それから、狭小用地購入は直買いということで分かりました。

それから、惣領地区公園のところは約3,000平米で、平米単価6万円ぐらい見てるけど、これはまだ鑑定をしてからはっきりした値段は出すということですね。大体場所も分かりました。益城病院の北側ということで、今駐車場になっているところだと思いますけれども、あの辺の地区の生活状況というか、ゆとりある生活で、皆さんがそういう生活ができるようにということでつくるといって、それで、これもこういうふうな骨格予算、当初予算で急がなきゃいかんようなあれなのかと、1億8,500万円、今までこれはずっと計画してきたことなのかと思いますけど、その辺が骨格予算に組んだ理由というか、さっき企画財政課長のほうからいろいろありましたが、担当のほうでどうしてもここで組まないかんだったというようなことがあれば、ちょっと教えていただきたい。以上、2回目とします。

○議長（稲田忠則君） 姫野産業振興課長。

○産業振興課長（姫野幸徳君） 中村議員の2回目の質問にお答えします。

まず、基本設計ができないと地元にも説明できません。年度当初から急いでやりまして、地権者の説明会を取り急ぎ行いたいというふうに思っておるところです。用地買収はその後になるということになります。そういう意味でも、ぜひ年度当初からこの事業には取りかかりたいというふうに思います。

先ほど2回目の質問で中村議員のほうからお話がありました2か所に絞るというお話ですけど、これは昨年の適地調査の段階で、優先順位をつけて一、二か所から取り組めばというような表現だったと思いますので、そこはちょっと訂正させていただきたいと思います。

それから、5ヘクタールというお話がありましたけど、予算要求の基本設計には15ヘクタール分を見込んでいるところですよ。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 齊藤都市計画課審議員。

○都市計画課審議員（齊藤計介君） 都市計画課の齊藤です。14番中村議員の2回目の御質問、惣領公園用地が骨格予算として組み込む必要があるのかという御質問だったかと思います。

この事業につきましては、都市再生整備計画事業の中の一つでございまして、先ほど財政課長のほうからも御説明ありましたように、国のほうに予算要求を既に行っておりまして、一体的に事業を進める必要があるというところですよ。

また、先ほど説明もいたしましたけど、この公園整備は、良好な都市空間の確保という観点からも大変重要な事業でありまして、整備には複数年を要することから、今年度国のほうへも本要望として計上した事業になっております。このため、国の要望と整合を図るためにも、町の当初予算に計上させていただいておるところでございまして、以上でございまして。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 3回目ですけれども、産業用地基本設計のほうについては、地権者への説明を行うために基本設計が終わって、大体こういう形になるんだということを説明するために、説明会を開くための基本設計と、もちろん後々ずっとあるでしょうけれども、そういうような説明だったかと思います。中心市街地活性化とか、そういうためのというのは、先ほど企画財政課長のほうから説明もありました。

これ場所は大体どの辺りかは言えないですか、まだ、場所については。分かれば教えていただきたい。よければ教えていただきたいですね。

それから、惣領地区公園用地のほうについては、都市政策審議会だったですかね、こっちのほうであれまして、国のほうに予算要求を一体として行うということで今やっているんだというような話だったんですね。分かりました。

だから、この産業用地について、よければ場所がどの辺りかというのが分かれば教えてください。以上です。

○議長（稲田忠則君） 姫野産業振興課長。

○産業振興課長（姫野幸徳君） 中村議員の3回目の質問にお答えします。

何か所でどこを優先的に進めるかというのは、現在の令和3年に進めております令和3年の基本調査の中で示していくというようなことになっております。年度末ということで、今最終の調整をしておりますので、本議会で回答できるように結論を出していければというふうに思っております。以上です。

（「議長、休憩動議」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君） 動議が成立しましたので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、会議を再開します。

午前中の中村議員の質問に対しまして、産業用用地、場所はどの付近ですかということで質問がございました中で、その件につきまして明確な答弁がございましたので、ここで姫野産業振興課長に答弁をしていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○産業振興課長（姫野幸徳君） 14番中村議員の質問に対して補足して答弁させていただきます。

午前中の答弁で、最終調整をした上で、明日の一般質問でお答えできればというふうにお答えしたところでした。言葉が足りなかった部分があるとすれば、おわび申し上げたいと思います。

午前中の会議の後に最終調整を行いました。その中で、基本的な方針を決定いたしましたので、お答えしたいというふうに思います。

産業用地整備基本設計で優先的に進める場所は、グランメッセ熊本の第2空港線を挟んで北側の場所を予定しているところです。以上になります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。質問をさせていただきます。

まず、同僚議員が質問をした点について、再度確認をさせていただきたいと思います。

まずは、一般会計予算書のほうの193ページの職員数のお話です。先ほど総務課長のほうから、指定管理等、または震災前が260人程度だったということがありましたけれども、今回308人、再任用15人となっております。少しずつは減っていつているようでありますけれども、これはいつまでに、どのくらいの人間にすべきかというのを、ちょっと質問でさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと、また同僚議員が言われた部分ですけれども、ページの20ページの四賢婦人記念館料10万2,000円と、174ページのこれも四賢婦人館の運営費の中の入館料券売機リース料36万9,000円、これ費用対効果が損なわれているということについて、どのように考えているのかをいま一度質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。11番野田議員の議案第7号令和4年度一般会計当初予算書の193ページ、職員数のところでの御質問、この後どのような形で人数を減らしていくのか、いつまでに減らしていくのかということだったかと思います。

今年度策定をしました行政改革大綱の中で、人員の推移をたしか載せておりますが、その中では令和7年度までに震災当時の人数にするというところで記載をしておったかと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富永生涯学習課長。

○生涯学習課長（富永清徳君） 生涯学習課の富永でございます。11番野田議員の御質問にお答えしたいと思います。

午前中の四賢婦人記念館のまず利用料、それと券売機のリース料、そちらの関係で費用対効果が料金に対して支払いのほうが多いということで、どう考えているかということで、そういう質問だと思いますけれども、そちらに関しましては、リース料に関しましては、5年契約でやっておりまして、5年後には少し安くなるというところで担当者より聞いております。

先ほども申し上げましたとおり、公園化を今やっておりますけれども、そちらのほうで、公園化をすればある程度公園の利用者も増えまして、入館者も増えてくると思われまので、そういったところで最終的には、入館者も増えてくるのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） ありがとうございます。

人員のほうは令和7年度までに震災前に戻したいというお話でありました。

また、四賢婦人館の費用対効果については、もうリースを行っているからということで、あと潮井公園の工事が終われば利用者が増えてくるということで、そこまではそのままにしていこうというお話でありました。

まず、今回の骨格予算ですけれども、先ほど企画財政課長が言われたように、骨格予算といたしましては、基本的に行政運営に必要な事務的経費、これは必ず必要です。それと継続的事業経費、いわゆる、これは年間の所要見込み額で計上していくものというふうな理解であります。

その中で、先ほど同僚議員からも言われましたように、それ以外の経費がだいぶん入っていると、骨格予算の中に。前年度の予算より、逆に骨格予算と言いながら上がっていると、要因はいろいろあるかもしれませんが、前年度一般会計よりも骨格予算のほうが上がっているんだというのに対して、どのように考えておられるかですね。

先ほどの課長の答弁では、必ず必要な経費ですよと言われますけれども、これはどの課長も自分の仕事の上では、全部必要な経費としか言わないんですよ。それは仕事をする上で当然のことだと思いますけれども、この骨格予算の成り立ちについて、本当に骨格予算ですかという質問と、あと、先ほど企画財政課長等の説明によると、厳しい財政状況、行財政対策が重要になってくると、今厳しい財政状況であると。これを課長も含めた全職員で共有して進んでいくんだとい

われましたけれども、この予算で、今企画財政課長にこれ聞いてもいいんですけども、今の生涯学習課長の回答、それについてどのような認識をされているのかを教えてください。以上です。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。11番野田議員の2回目の質問にお答えいたします。

骨格予算だが前年度予算よりも上回っているが、本当に骨格予算になっているのかということ、それから、厳しい財政状況の中、四賢婦人記念館のリース料の関係はどうかというような御質問だったかというふうに思います。

骨格予算につきましては、中村議員の御質問にもお答えしましたように、通常時とはちょっと違うような、熊本地震の関連とか、コロナの感染症対策とかいう部分で、予算的には大きくなっているというふうに考えております。

今御質問にありましたように、人件費等の義務的な経費とか、施設の管理の経常的な経費の部分というのは当然入っておりますし、前年度までに債務負担行為で設定したものについても、予算計上をさせていただいております。

そのほか熊本地震関係で事業の進捗を図る上で必要な経費、先ほどの都市再生整備計画などにつきましては、土地区画整理事業とか、県道の4車線化の事業との関連もございますので、そういうところの部分の事業の進捗をしっかりと図る上で、骨格予算の中で計上しているというところ です。

そのほか、年度当初に実施するようなものについても計上をさせていただいております。あと、団体運営等に必要な補助金等も計上させていただいているところです。あと国庫補助事業絡みが今回は大きな予算のウェートを占めている部分と、あとは新庁舎の建設の部分が大きな金額になっているかというふうに思います。国庫補助事業が相当数ありますので、それと新庁舎の分で、昨年度よりも金額的には、骨格予算としての計上にはなりますが、昨年度よりも大きくなっているというようなところです。

街路事業あたりも、相当昨年よりも金額が大きくなっておりますし、都市計画事業においては、都市計画決定を行って事業認可をいただき、継続的に実施する事業になっておりますので、街路事業とか、都市防事業とかいうのは計上をさせていただいております。

あと単独事業につきましても、高遊原地区の排水工事などの単独事業になりますけれども、その予算につきましても、今年度の予算の12月に設計費等を計上させていただいておりますので、早急に東海大学も開校することもありますので、早急にやる必要があるというところで、骨格予算のほうに含めておりますので、そういうたくさんの事業が、熊本地震からの復旧、それから、企業誘致関係とか、そういうものがあって、骨格予算であるけれども予算的に大きくなってしまっているというふうな状況にあります。

それから、厳しい財政状況の中、リース料との関係はということですけど、確かに収入と歳出を比較した場合に収入が少ないという状況にあらうかと思います。リース料のほうも、契約を事

前に5年契約で済ませておりますので、なかなか今さら変えることもできないという状況にあらうかと思いますので、再度再リースをする場合には安くなるかもしれませんが、その後新規等を入れる場合には、再度しっかり検討を行って、リースでまた再度行くのか、もしくはこのリースはやめて、人件費あたりで対応するのかとか、下田議員から提案があったように無料にして、何も取らないでリース料も何も要らないようにするとかいうところも含めて検討させていただいて、どのようにするかの対応をしていきたいというふうに思います。

四賢婦人館の収入を増やす部分についても、当然教育旅行等もありますので、そういうところの部分をしっかりアピールしながら、教育旅行とかでもしっかり使っていただいて、できるだけ多くの方が入館していただくように取組をしていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 企画財政課長より御回答をいただきました。

まず、骨格予算についてですけれども、本当に必要な予算というのが骨格予算と、コロナ等に関しての予算について省きなさいというつもりは全くございませんし、すべきではないという認識では一致しているところです。

ただ、本当に骨格ですかと言われると、全て必要ですよと言われれば骨格になるという意味合いでしか取れませんので、ちなみにですけれども、骨格予算以外にあとどれぐらいの予算を今回、令和4年度に組むのかだけを質問させていただきたいと思います。

それと、先ほどリース料の件ですけれども、年間26万9,000円の減になります。一般会計200億円の中では、本当に細かい部分ですけれども、そういう細かい部分をきちんと精査していかないと行財政改革にはなっていないのではないのでしょうか。そういう意味で、もしそのままこれをやられているということであれば、この予算自体がちょっと考えないといけないと、ある意味、でたらめになっているんじゃないでしょうか。町としての取組と、実際やっていることが、言っていることとやっていることが違うという予算になると、とても困ると思うんですね。

それについて、でたらめにならないようにするためには、早速ですけれども、今の部分について、四賢婦人のリース料についても、早速取り消すぐらいのお話にしないと、200億円に対しての20万円を取り消してどうするんだという声もあるかもしれませんが、小さいところからやるべきだと思っておりますが、最後の質問ですかね、3回目の質問として、この2点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。11番野田議員の3回目の質問にお答えさせていただきます。

骨格予算の再編成になっていて、肉付け予算ではどの程度予定しているのかというような御質問、それから、リース料をすぐやめたらどうかというような御質問だったかと思います。

肉付け予算につきましては、骨格予算に含めていないものにつきましては、単独事業で政策的な影響が大きい、自由度が高いようなものとか、施設の修繕とか改修、学校とか文化会館、それ

から、町道の改修とか、そういう部分、防犯灯の整備の費用とか、あとは都市計画の見直しに関する業務委託だったりとか、あとは機械借上料の町道の整備とか農道の整備の部分、あと工事のほうでも町道の整備とか、調整池の浚渫の部分とか、あと車両購入等の備品購入代とか、あと新規の補助事業的なものというのは、今回骨格予算からは省かせていただいております。

その金額の積み上げにつきましては、細かな数字を持っておりませんが、単独費がほとんどになりますので、あんまり大きな何十億円とか、10億円とか、20億円とか、そういう大きな金額にはならないんじゃないかなというふうに思っております。

あとほかにも4月に町長選挙のほうが予定をされておりますので、その選挙の公約の中で示された事業が新たに加わってくるようなこともあろうかと思っておりますので、そのような際には、肉付け予算、6月予算では入ってくるようになるかというふうに考えております。

○11番（野田祐士君） 幾らですかね、質問の内容は。

○企画財政課長（山内裕文君） 金額のほうは、まだ具体的に積み上げはしておりません。10億円、20億円というような大きな金額には、単独事業がほとんどですので、大きな金額にはならないんじゃないかなというふうに考えております。また6月補正の中で、その辺は見積もって積み上げていくというような形で予定をしております。

それから、リース料ですけど、5年契約の多分長期の継続契約で契約を交わしております。当然今解約をしますと、解約できないこともないと思いますが、解約すれば、当然残りの年数分の費用を支払うというような形になるかと思っておりますので、1年分の予算計上分を削減すれば終わるというようなことではありませぬので、一旦契約したものについては、5年間はしっかり活用させていただくということできたいというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。私は議案第7号令和4年度益城町一般会計予算の中から3点総括的質疑をさせていただきます。

まず1番目に、今までにも随分話が出てきておりますけれども、骨格予算についてであります。今回の当初予算は、4月の町長選挙を控え、骨格予算として編成したとの説明がありました。

ものの本によると骨格予算編成の基本的な考え方は、義務的経費、これは扶助費、人件費、公債費等毎年の行政運営に必要不可欠な経費については、年間の所要見積額を計上します。町民生活に欠かせない医療や福祉等の費用など、また継続的な事業を行う必要があるものについては、年間の所要額を計上、さらに年度当初から事業を行わなければならない事業、執行に支障をきたすものについては計上する、こういうふうになっております。

新規事業、投資的事業等の政策的経費は、町長選挙後に新しい首長の下で補正予算として編成する、こういうふうになっていると思います。

そこで今まで同僚議員の質問と執行部側の答弁がありました。それで、本当に骨格予算とはどういうものかということで、やっぱりまとめると新しい首長になって予算を見たとき、これは変

えられないという事業を組み立てられたもの、これがやっぱり骨格予算だろうと思うんです。

ですから、今までやられてきた中で継続的なもので、これは国との調整とかなんかいろいろあるんですけど、新しい首長が、いやこれは俺はやりたくない、これはこういうふうにならず、これとこれは入れ替える、こういうことになるのであれば骨格予算じゃないかと思います。

ですから、私は、そういう観点から1番目の質問は、本当に今回の4年度の当初予算、これは骨格予算として皆さん編成されたんですかというのを1番目の質問にします。

2番目、議案第7号の204ページの地方債調書、これは同僚議員が質問をしました。3年度末の町債は約482億円で、この中の3分の1、3分の2が国からの支援をいただく地方税等の措置、3分の1が町単独で負担しなければならないだろう。本当は3年度、4年度比較的地震に近いところは、町の負担額がもう少し少ないかもしれません。

でも、もうそういう話が出ましたので言いますが、482億円とこういうふうに見積もられています。これをちなみに、今我が町の世帯数、これが1月末現在1万3,884世帯です。世帯数1世帯当たりで割りますと、単純計算で1世帯約100万円です。100万円町の借金を抱えている、こういうことになります。皆さんも当然御承知だろうと思います。

そういう中で、いかに厳しい財政、厳しい財政と言いながら財政規律を保って、借金を増やさないようにされたのか。つまり、今年度予算でそういう努力はどういうふうになされたのか、そこについて2番目の質問とします。

それから、3番目なんですけど、3番目は、最後に指定管理者事業についてであります。今まで同僚議員の質問に執行部のほうからもいろいろ御答弁いただきました。

今大きいところは、議案第7号の66ページの皆さん御承知の住民窓口業務委託料3,206万円、それから、84ページの憩の家指定管理料1,826万円、それから、147ページの公営住宅指定管理料6,860万円、それから、173ページの文化会館運営費の指定管理料3,983万円、それから、184ページ、2目の体育施設費の中の体育施設指定管理料450万円、そして最後に、186ページの学校給食費学校給食調理等業務民間委託料9,108万円、大体6個の事業が一番大きいだろうと思うんですが、この6個の事業合わせて2億9,514万3,000円となっておりますけれども、それぞれこの予算書に掲げられています。

この予算書に上げるに当たって、やはり本当にこのままでいいんだろうか、どこか手直しするところはないんだろうかと、こういうふうにな当然検討されたと思うんですよね。それで、その検討された状況等があったならば教えていただきたい。

そして、さらに、この約3億円の経費というのは純増なのか、どこかでその分だけペイしているのかどうか、これを併せて教えていただきたいと思います。

1問目は、本当に骨格予算なのか。それから、2問目は、本当に町債が増加して厳しい財政難で、本予算はどういうところを増やさないように努力されたのか。それから、3問目は、指定管理者事業の個々の分析状況、それから、3億円、これをどこかで取り返されているのか。これについて質問します。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。12番宮崎議員の御質問にお答えいたします。3問御質問があつておりまして、骨格予算のこと、それから、地方債関係の関係、それから、指定管理者、三つあつております。

まず骨格予算としましては、先ほどから御質問にお答えしておりますけれども、熊本地震の復旧・復興、これが一番大きく金額が膨らんでいるようなところになろうかと思います。こちらにつきましては、やはり継続的な事業で、早急に対応が必要な事業というところで、今回は計上をさせていただいているところです。

特に、国庫の補助事業につきましては、事業を実施するにあたっては、2年ほど前から国との交渉をやりながら、前年度では概算要求を行い、そして、本要望をして、内定をいただいて、実施する年度において決定を受けて実施をしていくという形になります。その関係で継続的に実施しているものということで、取組を骨格予算のほうに計上させていただいているところです。

新しい町長になった場合に、事業やめることができないということもあろうかという御質問があつておりましたけれども、当然、街路事業等においても、今用地交渉とか終わっておりまして、道路等の整備も進んでおります。こちらのほうも、新しい町長が街路の整備としてはいらないということであれば、強引にやめることも可能ではありますが、一般的には用地交渉まで終わってできているのであれば、道路の土地までできているのであれば、最後の完成まで目指していくという形であろうかと思いますので、その事業についても、しっかり早めに整備を進めていくということもありますので、当初予算のほうに骨格予算として計上させていただいていると。ほかの国庫事業についても、同様に町民生活に密接に関係するような事業が多くありますので、骨格予算として計上をさせていただいたというようなところです。

それから、地方債の関係です。借金を増やさない努力は何かやったかというふうなことであったかと思います。地方債につきましては、どんどん増えておりますけれども、増える中で、一方では、先ほども質問にお答えしておりますが、普通交付税の交付税措置がございます。この交付税措置も、建設地方債においては、借入れをしないと交付税措置はいただけないというふうなシステムになっておりますので、道路を造る場合にも基金があるから、補助ぐらいについては基金で対応していくというふうになると、全額一般財源での対応となりますけれども、借金をすると当然その起債については財政支援がついてきますので、基金で対応するよりも地方債の借入れをやったほうが良いという形になります。そういうことも含めて、起債のほうが大きく膨らんでいくというふうな状況にあります。

また、事業においても、ある程度ほとんど必要な事業だというところで、スピード感をもって対応しているところでありますので、建設事業については、地方債の借入れはある程度は仕方がないという状況にあるかと思います。

また、一方で臨時財政対策債、こちらは普通交付税に代わる起債になりますけれども、こちらについては、令和3年度の予算のほうでも、発行可能額よりも1億5,000万円、今回補正予算と

しては減額させていただいております。で、借入金を1億6,000万円減らすというふうな手続きをしているところです。

この臨時財政対策債については、発行可能額の金額で交付税措置をしていただけますので、借入れをする必要はないというところになりますので、借りなくても普通交付税から頂けるようなもので減額対応可能なものについては、今回のように減額をしていきたいというふうに考えております。

それから、指定管理者の関係です。指定管理者で予算を上げるにあたって、それぞれ検討、研究をしたのかというような御質問だったかと思います。指定管理者の期間がそれぞれありますので、毎年度検討をやって委託料のほうを変更していくというわけにはいきません。年数複数年の契約をしておりますので、その周期が来るまでは、今の委託料の中で行っていくという形になるかと思っております。

そういう状況にありますので、指定管理においては、更新の時期が来ますので、その更新する前にしっかり検証は行っていきたいというふうに思います。毎月指定管理の委託業者のほうからは、業務報告が上がっておりますので、その中で金額面ではない部分の委託の運営はちゃんとできているのかどうかというのは、担当課のほうでしっかり見て、指導するべきものについては指導していったらいいというような状況にあります。

更新時期が来たときには、しっかり検証を行って、費用対効果も含めて検証を行い、再度指定管理として委託をしたほうがいいのかということも含めて検討する必要があるかというふうに考えております。

こちらの指定管理の検討につきましては、今回作成しました行革大綱の中でも、重点取組の一つとして挙げておりますので、更新が来た段階では、検証をしっかり行いたいというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 今、山内課長からる答弁をいただきました。大体予想された答弁だろうと思うんですが、1番目の骨格予算については、今皆さんが執行部としてずっと継続事業で、これは継続だと、そう思うとそれは何でもみんな継続になってしまいます。じゃなくて、先ほど言いましたように、ふるいのかけ方が、やっぱり新しい首長が来られて、この予算書を変更しないで済むという体制づくりをするのが、骨格予算だろうと思うんですよ。ですから、ちょっと変更されそうなやつについては、これはやっぱり骨格予算の中に上げたらかしいと私は思います。

そういう観点から、本当に、例えば128ページの7款商工費4目企業誘致推進費中の今まで出ました産業用地基本設計業務委託料約1億1,869万円とか、145ページの土木費12目16節公有財産購入費等の惣領地区公園用地購入費1億8,500万円、同じく町の駐車場用地購入費7,920万円、これは大きい金額の中で、こういうのをもう既に決めて予算書の中に入れておくというのは、私はいかがかと思っております。もう次の首長は黙って予算書は執行せいと圧力、こういうふうに感じると思っています。現体制で続けば全然問題ないんでしょうけど、やっぱりそれは、ですから、この予算

書の全てが私が言ったようなあれじゃないと思うんですが、やっぱりある程度常識的なやつは外しておかないといかん、こういうふうに私は思います。

そこで、今言ったようなやつについて、本当に骨格予算として上げたほうがいいのがどうか、もう一回聞きます。皆さん上げたんですから、これが必要だというのは重々分かっていますけど、もう一回聞きます。

それから、2番目の町債の増加についての私の質問、これは、いかに町債を増やさないように本予算を編成するに当たって考慮されたのか、これが私の質問です。るる答えていただいたんですが、そういうのもあるんでしょうけど、例えばこういう事業はやめようとか、こういうところは精選してしまおうとか、ドッキングさせようとか、そういうのが当然予算を編成するに当たってはだいぶんに出てくると思うんですよ。だから、そこらあたりについてもう一回再度伺いをしたい。こういうふうに思います。

それから、3番目の指定管理者についてですけど、るる、確かに何年契約でやっているから、それを1年ごとに見直すことはできないとか、いろいろあるかもしれませんが、ただここを我々心配するのは、非常に民間に落とした関係でサービスがよくなったとか、こういう話は聞きます。しかし、サービスが悪くなったという話も聞きます。そして、ある時期具合が悪くなったら、これはまた町がその仕事をやることだってあるんですよ。そうすると、町職員のノウハウがなくなったらもうできない。今後ずっと未来永劫指定管理という話にもつながってまいります。

そこらあたりも含めて、毎年毎年指定管理はやっぱりちゃんと見直して、本当に必要だったらそういうふうにしなきゃいかん、こういうふうに思います。

それで質問は、要は、この指定管理で仕事がなくなった人たちが何か職務上おるですよ。先ほど総務課長からも答弁ございました。総務課長の答弁は、実際の生首と編成上の人間とこれが混在しているような感じがしました。仕事がなくなったからといって、職員はあなたあしたから来ないでいいですって、こういうことはできません。どこかに行って仕事してもらいましょう。ですけど、その分野の仕事がなくなって、そこに金をつぎ込んだる以上は、金を節約するためには、トータルな話の中で人員を減らしたり、予算を削ったりしなきゃいかんと思うんです。ですから、そのところを質問として確認をしたいんです。ですから、人員、これはどこにどういうふうに配置して、何年後に減らすんですか。指定管理者について質問をさせていただきます。以上です。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。12番宮崎議員の2回目の質問にお答えいたします。

私のほうから、骨格予算で産業用地の基本設計の分とか、惣領の公園の分、町の駐車場の分とか、本当に必要なのかということ、それから、地方債の増加で何か工夫したようなものがあるのかというところの分についてお答えをさせていただきます。

骨格予算につきましては、産業用地についても、令和2年度から適地の調査とか実施しながら

進めてきておりまして、T SMCの進出によって早急に対応が必要だということで、こちらのほうは骨格予算として計上させていただいたところです。

あと惣領の公園の分と町の駐車場の分につきましては、都市再生の整備計画の事業の中の一つとして計上させていただいております。都市再生の整備計画の中には、区画整理地内の公園の整備だったりとか、4車線化の工事に伴う狭小用地の整備だったりとか、ポケットパークの整備とか、そういうものが含まれておりまして、住民生活に密着するような、関連するような事業になっておりますので、1年分合わせて国庫補助で予定している事業について国のほうには申請をしていく必要がありますので、そういう事業と同じように予算計上をさせていただいているというところなんです。

あと地方債の増加で工夫したものというところですけど、こちらのほうは、地方債については、事業等を峻別する上で、やる・やらない等の判断の中で、事業を実施するかしないか、そちらのほうでしっかり検討させていただいているというところなんです。その中で、建設地方債で普通交付税措置がある起債が充当できるものについては、建設事業債については、しっかり借入れをしていくというところでやっております。

地方債を減らすということではなくて、地方債を減らすための工夫ということではなくて、事業をするかしないか、そちらのほうで判断をしていくというような状況です。以上です。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 12番宮崎議員の御質問、指定管理を行うことによる人員の削減をいつまでに行うのかということかと思います。

一つ具体的な例を申し上げますと、学校給食センターになりますが、調理のほうは民間のほうに委託をしております。それまでの業務につきましては、町職員であります調理員のほうが給食の調理を行っていたというところで、先ほどの御質問の中にもありましたとおり、町職員でございますので、事業が終わったからといってすぐにそこで解雇、退職ということにはなりませんので、ほかの部門に配置をいたしております。学校用務員等々に配置をして、定年を迎えれば定年というところで、新たな採用はせずに会計年度任用職員等で対応しているところでございます。

そういったところで指定管理での人員の減については、退職不採用等で行っているところでございます。

また、全体的な指定管理での人員の減についてどうやっていくのかというところについては、先ほど申し上げましたように、国からの事業が下りてきたり、また、復旧・復興で今非常に人が足りない状況もございますので、先ほどの御質問でもお答えしましたとおり、令和7年度をめどに震災当時の人数にしていきたいということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） もう最後の質問だと思いますが、まず、骨格予算については、いろいろ質問しました。だけど、やっぱり執行部の考えと私の考えと、どうしてもやっぱり整合しませんので、要は私のほうは、骨格予算であれば、次の首長さんが予算の変更ができないもの、これに

ある程度限定すべきだと。今までの政策の継続的なやつまで含めて骨格予算に上げるのはいかがかということであります。

それから、2番目は、町債等のどうやって辛抱していくかという話なんですけど、この中でちょっと気になるのは、先ほど言おうと思ったんですが、町債の中で、要は地方税措置ができるものは何でもやっちゃおうと、事業として。それはちょっとおかしいですね。まあ、必要なやつはないですよ。だけど、地方税なり措置ができる、補助金になるべく来る、こういうやつは何でも事業をやろう、それを優先してやろうじゃなくて、全体がもう膨らんできているんですから、なるべく全部にわたってなるべく少なくしていく。その中でどうしてもやらないかんのは地方税措置になるべく多いほうがいい。こういうふうな考え方に立っていただければありがたいなというふうに思います。どうもやっぱりどんどん増えていっている。やっぱり非常に財政は厳しいと片方で言いながら、片方はどんどん増えていくと。本当にこの人たちは財政規律とか、それから、行財政改革をやる気があるのかなと、どうしてもついつい思ってしまうようなところもありますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それから、最後の指定管理者のところですが、定員をどういうふうにして、いつごろまでに減らすか。そして、ここの中で、人員が書いてございますよね。令和7年度に255名になる。だけど、この255名のうち、本来は指定管理者で減る人間が何名ほど考慮されているんですか。これを最後の質問にします。

いいですか、もう一回言いますよ。この第5次益城町行政改革大綱というのが出されています。私も何回も読みました。この中で職員の動き、令和7年度に251名になるようになっています。だけど、これは多分、今のままで指定管理者制度がいったとすれば、何名ほど減る話になるんでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 12番宮崎議員の再度の御質問、行政改革大綱で示しております令和7年度職員数255名という数字、ここまでもっていく中で、指定管理に伴う業務が少なくなったことに伴う減について何を見込んでいるのかというところかと思いますが、行政改革大綱の中で見込んでおりますのは、現在の復興・復旧の業務、それから、既存の業務、そういったもろもろの進捗を見た上で人数を出しているというところでございますので、具体的に各指定管理の業務で何人この中に減を見込んでいるかについてはちょっと把握はできませんので、お答えは控えさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。また質問が多くなりますけれども、よろしくお願ひいたします。

令和4年度益城町一般会計予算中、ページ数でいきます、127ページ、18節の負担金補助金及び交付金で、教育旅行語り部育成支援補助金で226万円計上されております。これは、今コロナ

禍で語り部さんたちに話してもらう機会が大変少なくなっておりますけれども、この育成支援は絶対必要だと思いますので、語り部に何名を対象とされていらっしゃるのか、どういう形で育成していくのか、そのことが分かれば教えてください。

次のにぎわい活性化イベント等補助金500万円、これも毎年補助金出してあると思うんですが、今年もどういう形で、どこでやるのか教えていただきたいと思います。

それから、137ページ、委託料まちづくり協議会活動支援業務委託料として970万円計上してあります。現在、まちづくり協議会は幾つあるのでしょうか。今後増える予定はあるのでしょうか。お尋ねします。

それから、138ページ、まちづくり高付加価値空間創出事業助成金で2,390万円計上してあります。これは具体的にどういったものなのか教えてください。

続きまして、140ページ、土木費都市計画費の14節工事請負費の潮井自然公園整備工事費で1億2,700万円計上されております。これはどこをどう整備するのか教えていただきたいと思います。

それから、142ページ、街路事業費、これは都市計画道路測量設計業務委託料で5,807万2,000円、それから、工事請負費で都市計画道路改良費が1億7,347万8,000円、無電柱化推進計画事業費が5,000万円、町単独事業工事費で2,000万円、道路用地購入費が1億6,350万円、それから、21節の工作物等補償費で4億7,550万円計上してあります。これは具体的にどこなのかというのを教えてください。

それから、145ページ、都市再生整備計画事業債計上事業費で工事請負費で、カラー塗装等高質化整備工事費として2,200万円計上されております。これもどういうことなのかお教えいただきたいと思います。

それから、154ページ、教育費一般教育総務費で12節の委託料で小中学校 I T C 支援員配置事業委託料で860万9,000円、これは I C T 支援員 2 名なのか 3 名なのか教えてください。

それから、156ページ、語学指導費で外国語指導業務委託料として1,056万円、これも 2 名なのか 3 名なのか、それを具体的に教えてください。

それから、159ページ、12節の委託料で、学校送迎用バス等運行業務委託料で3,904万6,000円、これは多分中央小学校のことだと思うんですが、これはいつまでやる予定なのかをお教えてください。

それから、171ページ、教育費社会教育費で18節の地域コミュニティ施設等再建支援補助金で2,200万円計上されております。この地域コミュニティ施設等がどこに何か所あるのかお教えください。

最後に、203ページ、債務負担行為で翌年度以降にわたる部分についてというところなんですけれども、町営住宅指定管理業務委託で、前年度までの支出額が5,145万円、これは期間 1 年ですから、その隣の期間 2 年で1億5,434万9,000円計上されています。単純計算すると 2 年ですから5,140万円の 2 倍で1億円ちょっとぐらいじゃないかと思うんですが、これが 3 倍ぐら

いに増えているのは一体どういうことなんでしょうか。お教えいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 姫野産業振興課長。

○産業振興課長（姫野幸徳君） 産業振興課の姫野です。7番吉村議員の質問にお答えします。

議案第7号の令和4年一般会計予算の中ですけど、ページ数が127ページ、観光費の中の負担金補助及び交付金教育旅行語り部育成支援補助金ということですけど、どこの被災地においても、語り部の人材確保というのが非常に課題になっております。当町も例外なくそういう課題に直面しております。

そういう中で、語り部をより多く養成しようという趣旨の補助金であります。一応NPO法人に委託することを予定しております。何人が対象かということですけど、これは受講者の数によりますので、できるだけ多くの方に参加していただきたい。中身については、先進地の事例研修であるとか、参加する受講生に対する講座あたりを予定しておるところです。

次に、にぎわい活性化イベント補助金ですけど、こちらは地域の団体でありますとか、任意の団体がにぎわい活動に寄与するような事業を提案された場合に、町もそれを支援していこうというような事業になりますので、これも実際に何件の申請があったという話じゃなくて、前年の実績をベースに予算計上させていただいております。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 米満復興整備課長。

○復興整備課長（米満博海君） 復興整備課長の米満です。7番吉村議員の御質問にお答えします。

まず、ページが137ページです。8款4項1目12節の委託費の中で、まちづくり協議会活動支援交付金570万円予算を計上しているが、一体まち協は幾つあるんだというような質問だったかと思います。現在27のまちづくり協議会がございます。そのうちの二つは少し休止中だというふうなところでございます。まちづくり協議会は27ございます。

これは、各種町協議の運営相談とか、役員会の相談支援とか、まちなみ協定の支援とか、そういうことをこの中でやっていくというふうな形にしております。

それから、145ページです。145ページの8款4項12目の14節工事請負費カラー舗装等高質化整備事業費2,200万円上がっているが、これはどこなのかということですが、これは木山の区画整理内の横町線を高質化するというふうなところで、場所が復興整備課のほうでは、はが小児科さんから南のほうに木山橋のほうに行く舗装を高質化していくというふうな事業になります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 齊藤都市計画課審議員。

○都市計画課審議員（齊藤計介君） 都市計画課審議員の齊藤です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

予算書138ページ、8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費の18節負担金補助金及び交付金の中で、まちづくり高付加価値空間創出事業助成金2,390万円の内容についてということで御質問だと思います。

こちらまちづくり高付加価値空間創出事業助成金2,390万円につきましては、昨年度から実施している事業でございますが、本町の地域や個人において、地域独自の創意工夫に基づき、その地域に良好な地域環境の創出を図り、人々が外を歩きたくなる環境を形成し、にぎわいを促進していくため、各地域の地域らしいまちなみや景観の統一を図り、良好な空間、雰囲気を出していく取組に対しまして補助金の交付を行っております。

益城町総合計画及び益城町都市計画プランにおいても、沿道を人々が歩き集うことによりにぎわいのある都市空間の形成を図ることを目標としておりまして、令和2年8月に国土交通省から推進しているウォカブル推進都市宣言を行い、居心地がよく歩きたくなるまちなみの形成に向けた様々な取組にチャレンジしながら、ウォカブル推進都市にふさわしい町を目指すこととしております。

財源としましては、復興基金創意工夫分を予定しておりまして、補助の内容としましては、まちづくり協議会などによるまちなみ協定の策定に対して、最大350万円の補助と、そのまちなみ協定に基づく個人及び法人等の事業に対して3分の2を支援することとしております。最大50万円の補助を行うこととしております。これで以上になります。

また、次に140ページの5目公園費の14節工事請負費の中で、潮井自然公園整備工事費の1億2,700万円の内容についての御質問にお答えいたします。

今年度、潮井公園の整備につきましては、大型遊具施設の設置に向けた契約とそれに伴う造成工事を今工事の契約を行っているところです。

来年度につきましては、その造成工事の上に遊具が設置されることとなりますが、その仕上げの部分としての工事の部分と、あと一つ、中に布田川の河川がありまして、それから潮井神社のほうに向かうところまでが工事の対象区域となっております。その中ほどの区域に対しまして、水辺でお子様方等周辺の方々が遊びに来られたときの水辺の整備や、一部河川護岸を取り壊した形で自然のり面をして、遊びに来られた方が優しく自然に触れあっていただけるような広場づくりをすることを計画しております。

また、以前からあります水田の棚田を利用した植物あたりの栽培ができるような整備も併せて整えていくようにしております。

内容につきましては、以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 荒木街路課長。

○街路課長（荒木栄一君） 街路課の荒木です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第7号令和4年度益城町一般会計予算書中142ページ、8款4項8目の吉村議員の12、14、16、21節についての御質問にお答えさせていただきます。うちのほうが4街路区まとめておりますので、結構多くなりますけど、早口でちょっと説明させていただきます。

まず、委託料なんですけど、この中で土地評価業務委託3件で1,500万円とか、不動産鑑定の検証鑑定、意見書を求める不動産鑑定、工作物の調査業務委託、用地点検業務委託、そして、補償関係が再補償関係が4件ございます。そういったのと、今度は横町線の無電柱化推進計画の不

動産鑑定あたりの意見書あたりもいただくようになっております。

工事するには、家屋の調査業務委託あたりが9,100万円、第2南北線10件、横町線に2件、それと無電柱化のほうに横町線が1件ございます。それと工事監督支援業務で第2南北線に950万円、横町線の無電柱化推進計画に950万円、委託料として8,621万6,000円の計上をお願いしております。

続きまして、14節の工事請負費2億4,347万8,000円について御説明いたします。

まず、第2南北線馬水のバス停から北に向かったところに3,400万円の工事を計上しております。そして、横町線の木山神社側の、さっき復興整備課の米満課長が言いました、町のほうが東側のほうを受け持つようになっておりますので、その分の工事費1億3,947万8,000円の計上でございます。それと横町線の地中化の工事費を5,000万円計上させていただいております。

そして、補助事業でできない、どうしても取り付け道路関係あたりが補助額でできない部分を、町の単独工事費として2,000万円の計上をお願いしております。

それと16節になります。用地購入費です。全ての街路で東西線のほうで4件で4,300万円とか、第2南北線のほうに13件で4,200万円とか計上させていただいております。合計の1億6,700万円計上をお願いしているところでございます。

最後の補償費です。4億7,550万円です。これは全て東西線のほうに家屋の補償費等を1億3,800万円計上させていただいております。第2南北線に16件で約3億2,600万円計上させていただいております。そして、電柱移設の補償費として合計9か所に1,000万円の補償費を今回計上させていただいております。以上になります。

○議長（稲田忠則君） 遠山学校教育課長。

○学校教育課長（遠山伸也君） 学校教育課長の遠山でございます。7番吉村議員の質問に答弁をいたします。

3点あったかと思います。まず、1点目が令和4年一般会計予算書中の154ページ、10款1項2目の12節委託料の中で、小中学校ICT支援員配置事業委託料で配置する支援員が何名かという御質問だったかと思います。これにつきましては、文科省の指針が4校に一人ということになっております。現状同様、今二人を入れておりますので、また二人を予定どおり配置をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、156ページ、10款1項3目語学指導費の中の12節委託料外国語指導業務委託料、こちらにつきましては、民間企業のインタラックというところに、教育を受けた外国語の指導員あたりの派遣をされてますので、そちらのほうから2名の派遣を依頼するということで、委託というところで計上をさせていただいているところでございます。

続きまして、159ページ、10款2項1目学校管理費の中の12節委託料、その中で159ページの下から4番目学校送迎用バス等運行業務委託料、これにつきましては、おっしゃるとおり中央小学校の送迎バスの委託料でございます。いつまでかという御質問だったかと思います。

県のほうから説明をいただいているところですけれども、現在通常の通学路として使っており

ました寺迫橋の下のボックス辺り、あの辺が今工事をやっております、まだ通れない状況です。この後、交差点の東側、あちらのかさ上げを今やっておられまして、あちらと、また南側、こちらのほうもやっておられます。

最終的には、交差点そのものを1.8メートルだったかと思いますが、その程度全体的にかさ上げをされるということなので、それまではどうしても通学路の安全からいきますと、現状からあまり改善できないということでございます。そちらが年度いっぱいかかるだろうということと、御回答いただいておりますので、早く終われば早く元に戻して、通学路で通行をさせたいというふうに思っております。一応年度内いっぱいということで予定をしているところです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富永生涯学習課長。

○生涯学習課長（富永清徳君） 生涯学習課の富永です。7番吉村議員の御質問にお答えしたいと思います。

令和4年度の一般会計の予算書の171ページになります。10款6項1目の18負担金補助及び交付金の一番下になります地域コミュニティ施設等再建支援補助金の件で、まずこちらに関しましての事業の内容なんですけれども、こちらは熊本地震で被災いたしました地域集落における地域コミュニティの場として長年利用されてきた施設等の再建に要する経費を支援するというので、こちらに関しましては、支援対象経費の2分の1以内で、上限が1,000万円になっております。

具体例を申し上げますと、神社、お堂、それから、ほこら等になります。今回予算で計上しておりますのが、まず1,000万円を1地区、それから、200万円を1地区、100万円を10地区というところで、一応予算を計上しております。

議員の御質問の件なんですけれども、どこに何か所あるかという御質問だと思いますけれども、これに関しましては、神社、お堂に関しましては、すみません、こちらの手元に資料がありませんけれども、把握できていると思いますけれども、ほこらの箇所まではちょっと把握できておりませんので、すみません、お答えしたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 村上都市計画課長。

○都市計画課長（村上康幸君） 都市計画課の村上です。7番吉村議員の御質問にお答えします。

議案第7号令和4年度益城町一般会計予算書中、ページで言いますと203ページに当たるかと思いますが、債務負担行為の部分で、町営住宅指定管理業務委託ということで、まず左側から限度額が2億1,000万円、その右側の前年度までが5,145万円ということで、その右側に1億5,434万9,000円と約3倍になっているということでお尋ねですが、この数字の内訳を申しますと、まず前年度までが、こちらのほうは当初予算にも掲載してありますような1年の年額は6,860万円になっております。この中で、支払いのほうは、年間4期に分けて支払いを行ってところで、1回当たり1,715万円を年に4回ということで、こちらのほうの数字は現在のところ3回分のお支払いをしているところでございます。その右側になりますと6,860万円の2年分プラス1,715万円を足した分となります。数字の内訳としては、そのようになります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） いいですか。

この議案第7号当初予算につきまして質疑ございませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） なければ、ここで暫時休憩いたします。午後3時から再開いたします。

休憩 午後2時50分

再開 午後3時00分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これで議案第7号「令和4年度益城町一般会計予算」から、議案第12号「令和4年度益城町水道事業会計予算」までの質疑を終わります。

次に、議案第13号「益城町一般職の職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第22号「益城町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 12番宮崎です。私は、この条例改正等で2件ちょっと質問をさせていただきます。

まず、議案第13号益城町一般職の職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1ページ目、第10条の3、真ん中ぐらいいですが、2、地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とするということで、1級地から7級地まで書いてございます。具体的に、この1級地から7級地というのはどこを指すのか、これについて質問をいたします。これが議案第13号。

次に、2番目の質問は、これも同じように議案第19号です。外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この中の次のページ、1ページ目の本文の下の方に、一番最後ですけれども、第4条第1項中住居手当の次に地域手当を加える。この地域手当というのが具体的に外国でどういうものを指すのか、これについて質問をいたします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 総務課長の塘田でございます。12番宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目が、議案第13号益城町一般職の職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、1ページの10条の3の2号のほうで、地域手当の級地が1級地から7級地まで区分をされているけれども、どこに当たる

のかというところでございます。

これにつきましては、まず1級地につきましては、東京都特別区となります。2級地につきましては、それぞれいろいろな都市名がございますが、主なところで申しますと2級地については大阪市、3級地については名古屋市、4級地については神戸市、5級地については福岡市、6級地については仙台市、7級地につきましては札幌市等々でございます。よろしいでしょうか。

次に、議案第19号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例についてから、改正分の中で、第4条第1項中住居手当の次に地域手当を加えると、この地域手当はどこを指すのかということでございますが、まずこの議案第19号の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等の条例の改正につきましては、給与条例のほうで地域手当をうたい込みましたので、それぞれ地域手当の明記が必要な条例を改正するということで、この19号についても改正を行っているところでございます。

具体的に地域手当が外国のどこかということについては、まだそういった状況、派遣があっておりませんので、どこを指すかというのはちょっとお答えできませんので、申し訳ありません。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 今総務課長から答弁ございましたけれども、ちょっとびっくりですね。といいますのは、条例は、これはもちろん法律に準ずるやつですよ。ですから、これで一定の疑義のないようにしておかなきゃいかに、まだそれがないから今度という話は、これは条例の制定として不適じゃないかと思います。

まず、13号のほうなんです、この13号の1級、2級、7級、まあ大体想像はつくんですけども、具体的に、これは改正ですから、もともとの本文にはそう書いてあるわけですね。書いてあるんであれば問題ないと思います。書いてないんだったら、これの中にどこかにつけ加えておかないと、附則か何かで、でないとみんな完結してないですよ、この条例が、13号。

それから、次のやつ、とりあえずこっちの文章を変えたからここも変えておく、そういうやり方もあるにはあるんでしょうけど、基本的には条例ではそういうやり方はしないです。やっぱりこの条例として完結をさせておかないと、ああいういろんな解釈でもってやられるような条例を作ったたらみんな困ってしまうと思いますので、もしそういうのであれば、なるべく早く資料を手に入れて、これにつけ加えてください。地域手当というか、地域手当の地域の方は、アジアなのか、ヨーロッパなのか、多分南極なのか知らんけれども、そういうところをきちっとつけ加えとったほうがいいと思います。いかがですか。2回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 12番宮崎議員の2回目の質問にお答えをいたします。

議案第13号の一般職の職員の給与に関する条例の中で、地域手当について先ほど1級地から7級地を御説明させていただきましたが、これの地域を条例に定める必要があるんじゃないかというところですね。

○12番（宮崎金次君） 附則でつけとかなないと分かりません。

○総務課長（塘田 仁君） 条例については、あくまで地域手当の支給について率等を定めておりまして、職員を派遣する赴任地に応じて率が変わってまいります、それについては規則で定めるということになっております。規則の中で1級地について東京都特別区というところで制定をするという形になります。他の自治体でも、ほかのところも調べてみましたけれども、規則の中で定めてございます。

同様に、19号についても、外国の地方公共団体に派遣される職員の手当の中に地域手当を支給できるように条例を改正しておりますが、これについても、具体的な派遣先が決まりましてから規則等の中でうたい込むということになります。これも同様に他の自治体も、そのような形をとっております。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） 多分、ほかの自治体もそういうことでやっているというんだったら、それは右に倣えだとは思いますが、多分その大きな根拠は、国の中で何か決めてあると思うんですね。ですから、そういうやつを資料として、もしくは、参考としてつけておくというのは、私は悪いことではない、みんなが疑問に感じる。よろしくお願いします。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで議案第13号「益城町一般職の職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第22号「益城町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」までの質疑を終わります。

次に、議案第23号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」から、議案第25号「工事請負契約の変更について」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これで議案第23号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」から、議案第25号「工事請負契約の変更について」までの質疑を終わります。

なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案第3号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から議案第25号「工事請負契約の変更について」までの23議案については、お手元に配付しております常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託します。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から議案第25号「工事請負契約の変更について」までの23議案につきましては、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

散会 午後 3 時12分

3 月 9 日（水曜日）

令和4年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和4年3月7日午前10時00分招集
2. 令和4年3月9日午前10時00分開議
3. 令和4年3月9日午後3時41分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 5番 富田徳弘議員
7番 吉村建文議員
3番 上村幸輝議員
2番 西山洋一議員
10番 中川公則議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 榮正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本貢君 | 14番 中村健二君 | 16番 荒牧昭博君 |
| 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 15番 渡辺誠男君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|--------|-------|---------|-------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 桶谷哲也君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 総務課長 | 塘田仁君 |
| 危機管理課長 | 岩本武継君 | 企画財政課長 | 山内裕文君 |
| 福祉課長 | 松本浩治君 | こども未来課長 | 水口清君 |

健康保険課長	松 永 昇 君	産業振興課長	姫 野 幸 徳 君
産業振興課審議員	廣 岡 俊 治 君	都市計画課長	村 上 康 幸 君
都市計画課審議員	齊 藤 計 介 君	新庁舎等建設課長	田 上 勝 志 君
学校教育課長	遠 山 伸 也 君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、15番渡辺議員から、欠席をする旨の届出があっております。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は9名です。一般質問は、本日と明日10日の2日に分けて行います。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に富田徳弘議員、2番目に吉村建文議員、3番目に上村幸輝議員、4番目に西山洋一議員、5番目に中川公則議員、明日10日は、1番目に木村正史議員、2番目に甲斐康之議員、3番目に榮正敏議員、4番目に野田祐士議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、富田徳弘議員の質問を許します。

5番富田徳弘議員。

○5番（富田徳弘君） おはようございます。5番富田でございます。今回は、一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。

また、本日は、3月定例会の一般質問に際し、議会傍聴として、テレビ視聴の皆様には、早朝より、お忙しい中、傍聴においでいただきまして、誠にありがとうございます。併せまして、日頃から町議会に対し、関心を持っていただきまして、重ねてお礼申し上げます。

それでは、本日は、さきに通告いたしておりました、一つ、コロナ禍における災害時の避難対策について、二つ、町長マニフェストの進捗状況等と次年度以降に取り組む事業について、三つ、自治体を対象とした建物災害共済事業の災害見舞金について、この三つの項目につきまして質問いたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

一つ目の質問としまして、コロナ禍における災害時の避難対策について、2点お伺いいたします。

新型コロナウイルスのオミクロン株による感染拡大は、昨年末の段階で、450人程度だった全国の新規感染者は、年明けから急増し、熊本県においても、1月21日から3回目のまん延防止等

重点措置が適用され、当初2月13日までであったものを、3月21日まで再延長されるなど、依然として厳しい状況が続いております。

こういった状況の中、町民の方のコロナ禍における避難については、感染症対策により避難所の収容人数が減少することや、何より3密が生まれやすい空間に対して、町民の多くの方が不安を覚えるケースがこれまで以上に大きくなっているのではないのでしょうか。

町も、コロナウイルス感染症に対応した避難所運営については、他の自治体に先駆けて、訓練等も実施されるなど、積極的に取り組まれているのは承知しておりますが、コロナウイルス感染症の拡大は、依然として先が見えない状況が続いているところであります。

そこで、今回の一つ目の質問は、こうしたコロナ禍における避難対策について、2点お尋ねいたします。

まず1点目、大規模な災害が発生した際のコロナ対策に関わる避難所の収容人数などの町の避難計画についてお伺いいたします。

コロナウイルス感染症に対応した避難計画については、これまでと違って、避難所が密にならないような空間の確保など、感染症の予防、蔓延防止の対策が必要になると思います。こうした中で、町が計画または想定する避難所の収容人数等はどうなっているのでしょうか。また、災害の規模によっては、避難者が計画する収容人数をオーバーするケースも想定しなければならないかとは思います。そういった場合の対応、対策はどうされるのか、お伺いいたします。

次に2点目、避難所における環境の整備についてお伺いいたします。

熊本地震後においても、大型台風の来襲や大雨洪水警報が発令する際に、町は、これまでに幾度となく避難所を開設し、対応されてきたところですが、避難所へ避難される方、人数はどうだったのでしょうか。避難される方は、思ったほど避難されず、避難所によっては、対応のために参集した職員だけだったという避難所もあったのではないかとも思われます。

なぜ避難所に避難される方が少ないのか。なぜ避難所に行こうとされないのか。コロナ禍の中、避難について密が生まれやすい空間に対して、町民の多くの方が不安を感じられて、避難所への避難をやめたケースや熊本地震を被災した家の建て替えや宅地復旧等により、これまでより安全性が増すなど、避難せずに済んだケースもあったかと思います。

避難所への避難については、多くの方が避難所にはエアコンもなく暑い。体育館の床は固い、冷たい。トイレに行くのも不便だ。個人の空間が取れないなどプライベートスペースの確保が困難である。避難所にはテレビもなく、情報が入ってこない。状況が分からない。家で我慢しておったほうがよいといった思いから、避難をとどまる傾向があるのではなかったのでしょうか。

こういったことから、避難所の環境の整備について、特に指定避難所となっている小中学校体育館の空調設備の整備についてお聞きしたいと思います。

昨年の猛暑異変については、統計的に見ても、1994年頃から2020年までの平均値において、夏の平均値、平均気温は、多くの地域で上昇しているようです。猛暑多発など、夏場の異常な暑さにより、熱中症で救急搬送されたといったニュースや熱中症対策についても、テレビや新聞等でも報道されております。

こういったように、熱中症の危険性は年々増している中、益城町の小中学校においては、教室への空調設備の設置については、計画的に整備されておりますが、体育館については設置されておられません。小中学校の体育館は、災害時の指定緊急避難所場所となっております。暑さによる2次被害を起こさないためにも、小中学校の体育館へ空調設備を整備されてはいかがでしょうか。

以上、一つ目の質問として、コロナ禍における災害時の避難対策について。

1点目、大規模な災害が発生した際のコロナ感染症対策を想定した避難所の収容人数など、町の避難計画について、町で計画または想定する避難者の収容人数はどうなっているのか。

また、避難者が収容人数をオーバーした場合の対応、対策はどうなっているのか。

2点目、避難所における環境の整備について、指定避難所となる小中学校体育館へ空調システムを整備してはいかがか。

以上、2点お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。令和4年第1回益城町議会定例会も3日目を迎えております。今回は一般質問ということで、9名の議員の皆様の質問をいただいております。本日は、5名の議員の皆様に質問していただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、5番冨田議員のコロナ禍における災害時の避難対策についての御質問にお答えさせていただきます。

5番冨田議員の一つ目の御質問の1点目、大規模な災害が発生した際のコロナ感染症対策を想定した避難所の収容人数など、町の避難計画について、町で計画または想定する避難者の収容人数はどうなっているのか。また、避難者が収容人数をオーバーした場合の対応、対策はどうされるのかについてお答えをします。

避難者の収容人数などの避難計画につきましては、令和3年度町地域防災計画におきまして、町総合体育館や町公民館分館、各小中学校の体育館など、21の施設を避難所として指定をしております。コロナ禍を想定していない災害時の収容人数としましては、避難者1人当たりの専有面積をおおむね2平米としまして、21の指定避難所全体で5,100人を収容することができる計画としております。

議員御指摘の新型コロナウイルス等感染症対策につきましては、令和2年5月に感染症に対応した避難所の設営や運営について訓練を実施し、密状態の回避、共用部分や動線の確保、パーティションの導入などにつきまして、具体的な検証を行い、有効性を確認したところです。

コロナ禍において避難所を設置しなければならないことになった場合には、この感染症対応訓練の検証結果を基に、1人当たりの占有面積をおおむね4平米とすることや広い動線の確保、感染者や濃厚接触者用のスペースの確保など、感染症対策を行いながら避難所を運営しております。

しかし、その結果、21の指定避難所全体で収容することができる避難者数は2,550人と半減するため、その対策の一つとして、阿蘇くまもと空港ホテルエミナースと提携しております、災害時の被災者の受入れに関する協定につきまして、避難者の健康管理や有症状者への対応などに協力いただけるよう見直しを行ったところです。

また、国が推奨しております、多種多様な避難形態への対応につきましても、本町では、町内一円に避難地公園、避難緑地公園を整備し、駐車場を確保することで、車中避難への対応を充実させており、避難者の分散化が図れるものと考えております。

なお、避難所の収容予定人数を上回った場合の対応としまして、事例を申し上げますと、令和2年9月の台風10号接近時に、避難所として開設しました町総合体育館におきまして、通常の収容予定人員である680人に対し、6割程度となる400人が避難されたタイミングで、次の避難所を新たに開設し、避難者の受入れを行っております。

このように開設しました避難所の実際の避難状況を注視しながら、早めに次の避難所を開設することで、密を避け、感染症対策を十分に行った避難所の運営が実現できると考えております。

また、併せまして、防災行政無線やホームページ、ましきメールなどによって、町民の皆様へ避難所の開設情報の周知を図ってまいります。新型コロナウイルス感染症につきましては、新たな変異株による感染拡大が続いており、画一的な対応が困難な面もありますが、町としましては、基本的な感染対策の徹底や、状況に応じた的確な避難所の運営によりまして、町民の皆様が安心して避難できるよう取り組んでまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目、避難所における環境の整備について、指定避難所となる小中学校体育館へ空調システムを整備してはいかにかについてお答えをします。

町では、地域防災計画に基づき、町全体の基幹避難所として、町総合体育館と車中避難者用に広安小学校を指定しております。また、このほかに、中核避難所や補完避難所として、町内の小中学校体育館や公民館分館などを指定していますが、このうち、空調システムが整備されているのは、町総合体育館と交流情報センター、公民館分館などとなっております。

そのような中で、台風接近時や大雨洪水警報発表時における避難所の開設状況と避難者の状況に関しましては、令和2年9月の台風第10号接近時の対応を例に挙げますと、まず、基幹避難所であり、空調システムが整備された町総合体育館を避難所として開設しており、483人が避難されました。併せまして、避難者の増加が見込まれましたことから、広安西小学校体育館及び空調システムが整備された町保健福祉センターを避難所として開設しており、それぞれ15人と66人が避難されており、三つの避難所を合わせて564人が避難されております。

このときは、9月初めであり、熱中症対策としまして、避難者の方に、ペットボトル飲料水と併せまして、保冷剤や冷却剤を配布しており、避難された皆様からも評価をいただいているところ です。

しかしながら、広安西小学校体育館に避難された方は15人にとどまっており、議員御指摘のとおり、小中学校の体育館に空調システムが整備されていないことも要因となっていると考えられます。

このような状況を踏まえ、熱中症などが懸念される時期に、多くの避難者が見込まれる場合には、基幹避難所であり、空調システムが整備されている町総合体育館について、避難者スペースや共用スペースの区割りを見直し、最大で900人の避難者を受け入れるなど、工夫した運営を行うこととしております。

議員御指摘のとおり、避難所における猛暑対策、熱中症対策として、空調システムの整備が大変有効な手段であると認識をしておりますが、当面は、空調システムが整備された総合体育館などの受入れ能力の確保に努めますとともに、保冷剤や冷却剤などを配布することで対応することとしており、小中学校体育館の空調システムの整備につきましては、今後に向けた課題として、その必要性や効果につきまして、しっかりと研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 1回目の御答弁ありがとうございました。

1点目のコロナ感染症対策を想定した避難所の収容人数など、町の避難計画については、町総合体育館ほか学校体育館など、21の施設を避難所として指定していること。収容人数については、令和2年5月に実施した感染症対応訓練の検証結果を基に1人当たりの専有面積を約2倍して、21の指定避難所全体で2,500人としていること。また、感染症による収容人数の減少対策として、阿蘇くまもと空港エミナースと災害時における施設等の利用に関する協定を改めて昨年10月に締結されたこと。さらには、避難地公園等を整備し、駐車場を確保することで、車中避難への対応を図れたことなどが、コロナ感染症対策についての避難計画については、分かりました。

次に、避難者が収容人数をオーバーした場合の対応、対策については、令和2年の台風10号来襲の際に、実際に対応されたとのことですが、新型コロナウイルス感染症は、各個人の感染症、感染拡大防止への取組やワクチン接種率の向上により一定の効果が見られるものの、感染拡大を繰り返す状況は依然として続いている状況です。災害の状況によっては、避難の長期化なども想定されます。しっかりとした対応・対策をお願いしたいと思います。

2点目の避難所における環境の整備、指定避難所となっている小中学校体育館の空調システムの整備については、キュービクルの改修や断熱材を施すなど、町費による工事が必要となり、厳しい状況である。災害の発生時により、エアコンが必要な事態となった場合には、特別教室等の使用を検討するとの答弁でありましたが、そこで、2回目の質問として、小中学校体育館の空調システムの整備について、再度町長にお伺いいたします。

令和2年の人吉球磨地方を襲った集中豪雨災害の際にも、避難所となった施設に空調設備がなかったため、熊本県において、エアコン等の冷房設備が応急的に設置されたと聞いております。災害の規模によっては、こういった仮設の空調設備が設置できないケースや設置までに相当の日数を要することも想定されます。

今回の質問に当たり、学校体育館に空調設備を設置された自治体について確認いたしましたところ、熊本県内においては、隣の菊陽町で整備が進められているようです。菊陽町では、熊本地震を契機として、避難所となる学校体育館の整備に向けた検討を進められ、また、エアコンについては、風が避難者に当たり過ぎたり、ほこりが舞ったりすることで生じる健康被害も考慮し、風を通さずに、空調効果を生み出す輻射パネルとエアコンを組み合わせたハイブリッド型の空調システムを整備されたと聞いております。

さらに、このハイブリッド型の空調システムは、暖房としても使えるため、災害時の避難だけ

ではなく、冬場の集会や卒業式など、年間を通じて活用できるといった状況であるとも聞いております。

災害時には避難所となる学校体育館です。小中学校体育館への空調設備について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番富田議員の一つ目の御質問の2回目、指定避難所となる小中学校体育館へ空調システムを整備してはいかにかについてお答えをします。

議員の御質問にありました菊陽町の状況を申し上げますと、菊陽中学校体育館の空調設備につきましては、都市ガスを熱源として、一般的な空気式の室内機と輻射パネルを併用したハイブリッド方式の採用など、最新の設備を導入されており、設計委託費などが約500万円、整備費用が約1億2,000万円、整備期間が約6か月であったと伺っております。

また、さらに、小中学校体育館に国の補助金などを活用し、空調設備を整備する場合、断熱材が施されていることが要件となっており、体育館の改修工事が必要となる見込みです。加えて、空調機器の設置に伴うキュービクルの改修工事も必要となり、町に多額の財政負担が発生いたします。

併せて、小中学校体育館は学校教育施設でありますことから、児童生徒の日常的な施設利用につきましても、学校教育としての必要性につきましても、しっかりと検討することが重要であると認識をしております。

町としましても、熱中症のリスクなどに対する小中学校体育館への空調設備設置の有効性を認識しているところですが、このようなことから、当面は、大規模災害時など、避難所として使用する場合、空調機器を設置している特別教室などを活用することや災害時応援協定を締結している企業から空調機器を借り受けることで対応したいと考えております。

今後も引き続き、避難所としての環境改善と学校教育施設としての在り方について熟慮し、空調設備に係る整備方針や整備のための財源確保について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 2回目の質問に対し、大規模災害時において空調機を利用する場合に、当面は特別教室等の活用や災害時応援協定を締結している企業から空調機器を借りての対応を考えている。また、学校体育館への空調設備の整備については、避難所の環境改善と学校教育施設の在り方について熟慮し、整備方針や整備のための財源確保について検討するとの答弁をいただきました。

学校体育館に空調設備を整備することにつきましては、子どもたちの熱中症リスクを抑え、児童生徒の安全を守る上でも、空調設備を整備しなければならないのではないかと思います。事業費等も多額なものになるとは思いますが、災害時の避難所場所ともなる学校体育館です。整備に向けた検討、取組をよろしくお願いいたします。

それでは、二つ目の質問に移りたいと思います。

西村町長は、さきの12月議会において、3期目を目指すとの出馬表明をされました。そこで、二つ目の質問は、西村町長2期目の任期もあと少しとなっておりますが、町長が掲げられたマニフェストの現在の進捗状況等と次年度以降に取り組む事業についてお伺いしたいと思います。

まず1点として、町長が2期目に当たり、マニフェストとして掲げ、取り組んでこられた事業の進捗状況についてお伺いいたします。

町ホームページに掲載されております、町長マニフェスト進捗状況管理表には、「被災者の住まい再建 さらに加速」「一刻も早い復興整備 近い将来の賑わいへ」「震災から立ち上がる町民主役のまちづくり」「地域みんなで育てる 子どもは町の宝物」「農業・商工業・観光業を連携 「益城ブランド」づくり」「地域のみんなで見守る 福祉が充実したまちへ」の6項目について、目標とそれぞれの進捗状況等が公表されております。

この公表されている管理表の進捗状況から、矢印で表記されている事業についてお尋ねしたいと思います。この矢印の表記は、取組を進めているが、令和3年度末まで達成が見込めない、または準備中を含むと説明されておりますが、職員地区担当制の導入や震災記念公園の整備などに、この矢印がついております。このほかにも、矢印がついている事業もありましたが、特に、この職員地区担当制の導入と震災記念公園の整備の2点について、現在の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

また、2期目の任期満了を迎えるに当たり、西村町長が掲げられたマニフェストについて、総括してどうだったのか、お聞きしたいと思います。

次に2点目として、3期目を目指される西村町長は、令和4年度以降、特に力を入れて取り組もうとされている事業は何なのか。現在、町長マニフェストに掲げられている事業に加え、新たな取組を考えておられるのでしょうか。お伺いいたします。

以上、二つ目の質問として、1点目、町長マニフェスト進捗状況管理表の中、矢印がついている二つの事業、職員地区担当制の導入、震災記念公園の整備について、現在の状況はどうなっているのか。併せて2期目の任期満了を迎えるに当たり、町長が掲げられたマニフェストを総括してどうだったのか。

2点目、令和4年度以降、特に力を入れて取り組もうとされている事業は何なのか、お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番富田議員の二つ目の御質問の1点目、町長マニフェストに掲げられた事業の進捗状況、マニフェストを総括してどうだったのかについてお答えします。

まずマニフェストにつきましては、2期目の町長選挙に臨む上で、今までの経験を最大限に生かし、復興を望む全ての人々の思いを背負い、本町の復興をさらに加速させることが私の使命という思いで、議員の御質問にもありましたように、六つの選挙公約を掲げ、各種事業の目標や方向性をまとめ、町民の方々にお示ししたものです。

このマニフェストの進捗状況につきましては、各種事業の取組状況の結果を毎年度ホームページと広報紙でお知らせしており、今回、令和2年度末の進捗状況を2月の広報紙とホームページ

で公表をしたところです。

議員お尋ねの令和2年度の進捗状況を矢印で表示しているものにつきましては、令和3年度末までに達成が見込めないものや準備中のものとして整理したもので、3事業が矢印表記となっております。

一つ目の職員地区担当制の導入につきましては、コロナ禍の状況で取組ができなかったところですが、今後、他自治体の事例を参考に、人事研修の一環として導入を検討しています。

二つ目の震災記念公園の整備につきましては、中心拠点として、新庁舎南側に公園を整備予定であり、令和4年度末の完成を目指し、現在、基本設計を行っております。

三つ目のICTを農業分野に導入、生産性向上や農業者の負担軽減につきましては、1戸当たりの経営面積が小さい農家が多く、所有農地が分散しているため、機械の効率的利用を阻んでいきますことから、まずは、農地集積により生産性の向上を図った上で、ICT導入に取り組んでいくこととしているところです。

また、マニフェストの総括としまして、全29事業中17事業が実施済みまたは達成済み、9事業が進行中となっており、おおむね着実に取組ができているものと思っております。

先ほど述べました3事業に加え、進行中であります9事業につきましても、実施済みまたは達成済みとなるよう引き続き取組を加速させてまいります。

次に、二つ目の御質問の2点目、令和4年度以降、特に力を入れて取り組む事業についてお答えをします。

昨年の12月議会におきまして、3期目を目指し出馬表明をさせていただきました。3期目を目指すに当たりましては、前回と同様に、マニフェストを作成し、町民の方々に選挙公約としてお示しさせていただく予定にしております。

2期目のマニフェストは、4年前の作成時点で、熊本地震からの復旧・復興事業に要する費用が多額となり、中期財政見通しにおきましても、財源不足が見込まれていましたので、財政状況にできるだけ負担をかけないような内容として取りまとめたところです。

この4年間では、熊本地震からの復旧・復興事業の実施に加え、収入を増加させる取組にも力を入れてまいりました。その結果、少しずつではありますが、人口も増加し、湖池屋様をはじめ、企業誘致も進み、税収の増加につながっています。

さらに、全国の皆様方からの御支援による、ふるさと納税が大きく寄附額を伸ばしている状況です。このような状況が続けば、中期財政見通しでも、財源不足の改善が図られていくものだと思います。

このように、4年前とは大きく状況が変わりつつありますので、3期目を目指すに当たってのマニフェストにおきましては、町の未来を見据えた新たな事業も加えたものにしたいと考えております。町民からの要望の多い商業施設やスポーツ施設を充実させるほか、健康づくりや高齢者向けの福祉施策も併せて充実させることで、便利で楽しく生き生きと暮らせる環境を整えます。また、ワンランク上の子育てしやすいまちづくりや被災経験を生かした災害に強いまちづくりも目指します。

さらに、TSMCの進出により、企業誘致も今が最大のチャンスだと捉えておりますので、産業団地の整備など、攻めの産業振興にも取り組みたいと思っております。

当然、熊本地震により、自宅再建が出来ず、仮設住宅などにお住まいの方々もおられますので、熊本地震からの生活再建や復旧・復興事業、さらに、町の発展を見据えたにぎわいづくりにも、これまでどおりしっかり取り組んでまいります。

このマニフェストにつきましては、しかるべき時期に、3期目の選挙公約として、改めて公表をさせていただきます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） 御答弁ありがとうございました。

1点目の町長マニフェスト進捗状況管理表の矢印がついている事業の現在の取組状況等について。職員地区担当制の導入については、コロナ禍の影響で取り組めなかったが、今後、他自治体の事例を参考に導入検討していること。震災記念公園の整備については、新庁舎南側に、令和4年度末の完了を目指し、基本設計を行っているということで、取組状況等については分かりました。

次に、町長マニフェストの総括として、全29事業の項目のうち、26事業が実施済みや達成済み、また、既に取り組が進行中である。また、矢印がついている三つの事業と合わせ、進行中の9項目の事業についても、早期に実施または達成済みとなるよう、引き続き取組を加速させる。

2点目の令和4年度以降、特に力を入れて取り組もうとされる事業については、町民から要望が多かった商業施設やスポーツ施設の充実、健康づくりや高齢者向けの福祉施策の充実、子育てしやすいまちづくり、企業誘致への取組として、産業団地の整備も考えているとの答弁であったと思います。

熊本地震から復興に向けて、さらに魅力あるまちづくりへと発展するよう取り組まれることを期待しております。

それでは、三つ目の質問に移りたいと思います。

三つ目の質問といたしまして、2月6日の熊日新聞の1面に掲載された記事、自治体を対象とした建物災害共済事業の災害見舞金についてお伺いいたします。

2月6日の熊日新聞の1面に、災害見舞金大幅減、県内10市町村、益城は8億8,000万円との大見出しで、併せて3面に関連記事として、運用の帳尻合わせ、被災地で建物災害見舞金、途中で減額との見出しで記事が載っており、突然のことで驚いているところです。

そこで、三つ目の質問は、今回の熊日新聞に掲載された記事に関し、2点お聞きいたします。

1点目、自治体を対象とした建物災害共済事業とはどういったものなのか。併せて、自治体共済の災害見舞金制度とはどういったものなのか。また、今回の見舞金給付率を引き下げることによって、協会は、熊日新聞の取材に対し、該当する自治体に丁寧に説明し、理解していただいていると、承知しているとの記事も載っていましたが、全国自治協会からどのような説明がなされたのか。自治体共済の災害見舞金に関し、これまでの経緯についてお伺いします。

2点目、益城町など10市町村が減額を提示されたとあり、特に益城町の差額は8億8,000万円

にも上るとありました。全国自治協会の熊本地震災害見舞金の大幅な減額提示に対し、町は今後どのような対応を取られるのかお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番富田議員の3つ目の御質問の1点目、「2月6日の熊日新聞掲載の災害見舞金大幅減について伺う」についてお答えします。

初めに、全国自治協会が運営しております建物災害共済事業につきまして御説明いたします。

この事業は、町村財政の安定及び健全な発展に寄与するため、昭和23年4月に発足し、地方自治法第263条の2の規定に基づき、町村などの委託を受けて、町村の建物などが火災などの不慮の災害によって生じた損害に対して、一定の災害共済金を給付して、町村の損害を総合救済することを目的としました共済事業です。

事業の対象となる物件は、自治体が所有、使用、管理する建物、工作物、動産となっており、対象となる災害は、火災、落雷、爆発、物体の飛来、車両の衝突、接触、土砂災害、風水害などとなっております。

なお、地震は免責とされているため、地震災害による損害につきましては、災害見舞金が給付されることになっております。

次に、今回の新聞報道につきまして御説明します。

さきに御説明しました建物災害共済事業による災害見舞金につきましては、地震により被災した物件の損害額の15%を災害見舞金として支給するとの協会の規定に基づき、平成29年度より支給が開始されております。

災害見舞金の給付につきましては、協会の規定により、災害発生の前年度末である平成27年度の基金残高の5%が支払い限度額となっております。

協会では、熊本地震での災害見舞金につきまして、平成29年6月時点での被害調査結果に基づき、基金残高の5%に収まるとの判断の基、協会規定により損害額の15%を災害見舞金として給付を開始されました。しかし、今年度、協会が改めて損害額調査を実施したところ、被害総額が基金残高の5%を超えることが判明したため、災害見舞金の給付率を損害額の15%から9.726%に引き下げることになったと伺っております。

このように、協会が規定に基づき給付率の引下げを実施した場合、益城町への給付金は、約8億8,000万円減額となる見込みです。

次に三つ目の御質問の2点目、今後、町はどのような対応を行うのかについてお答えします。

今回の災害見舞金の給付率の変更、引下げにつきましては、協会からは、規定に基づく給付率の引下げであるとの説明を受けたところではありますが、新聞報道にもありますように、東日本大震災では、災害見舞金の総額が基金残高の5%を超える支払いとなった後も、給付率を引き下げることは行わず、等しく被災した自治体に給付が行われております。

熊本地震のみ、支払い途中での給付率の引下げを行うことは、被災自治体間での不公平が生じることとなります。また、被災が甚大であるがゆえに、災害見舞金請求が遅れている自治体の給付率が大幅に減額されることになれば、共済制度の相互救済の趣旨からも逸脱するものと思われる

ます。

本町としましては、同一の被害である平成28年熊本地震により被災している自治体間で災害見舞金の給付に格差が発生する、今回のような共済事業の運営に対し、先月、私自ら全国自治協会理事長と面談し、強く改善を求めるとともに、文書でも要望を行ったところです。その後、協会としても、外部有識者を中心として検討組織を立ち上げ、誠心誠意、十分な検討を進めていくとの回答をいただきましたので、その状況を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田議員。

○5番（富田徳弘君） ただいまの町長の答弁で、全国自治協会の建物災害共済事業と災害見舞金制度と合わせ、これまでの経緯については分かりましたが、今回の災害見舞金が大幅に減額されることにより、町の熊本地震からの復興事業などに影響出ないのか、心配しているところであります。

町は、今後も復旧事業等に伴う起債の償還と併せ、復興事業を継続して着実に推進していくための財源を確保する必要があります。

西村町長をはじめ、執行部におかれましては、事業の合理化等による歳出の削減や新たな自主財源の獲得に向けた取組など、将来に向けた財源確保に努めていただきますよう要望し、三つ目の質問を終わります。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 富田徳弘議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時から再開します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。7番公明党の吉村建文でございます。

仮庁舎でモニターを御覧の皆様、日頃より町政に関心を持ってくださり、ありがとうございます。

世界に目を向けると、2月24日にロシアがウクライナで軍事侵攻を始めて、連日、そのニュースが報道されております。戦争は絶対悪であります。即時停戦を強く訴えていきたいと思っております。

転じて、国内では、いまだにオミクロン株の影響で油断ができない状況です。ワクチン接種も3回目接種も済んだ方も増えておりますし、子どもの接種も始まろうとしている状況です。

熊本地震から5年11か月の月日がたちます。まだまだ仮設団地で生活を余儀なくされている町民の方々もおられますが、最後のお一人まで寄り添って生活再建に取り組んでまいりたいと思

ます。

本日は、5点にわたって質問をさせていただきます。

1点目、行政におけるスマートフォンの活用について。

2点目、L G B Tについて。

3点目、教育環境について。

4点目、企業誘致について。

以上4点にわたって質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

初めに、行政におけるスマートフォンの活用についてであります。

熊本市と大津町では、昨年5月に、スマートフォンアプリである公式LINEアカウントの運用を開始いたしました。LINEに友だち登録をしていただくと、町ホームページの更新情報等を町民皆様のスマートフォンに随時お届けすることが可能となるサービスであります。

これは大変便利で、緊急情報の配信や防災情報など、情報の検索が可能となります。ただし、アカウントの運用方針などは明確に打ち出さなくてはなりません。この取組につきまして、現在コロナ禍でもあり、可能な限り、接触機会を減らすために、オンラインを活用する必要があり、町民と役場の連絡体制に関しましても、現在の状況を1日も早く改善すべきであると思います。

今回提案をする、町民と行政をつなぐ連絡体制の構築は、従来のように、行政自らが公共サービスを提供するだけではなく、町民に行政が行う公共サービスに立体的に参加してもらい、様々な施策を実現させようという取組であります。そのためには、簡単に行政に参加できる仕組みをつくる必要であり、スマートフォンを活用することで、行政と町民の距離を身近にすることができそうです。

先行事例として、山形市が開設しているこのLINE公式アカウントをリニューアルされ、情報発信の向上に効果を発揮しております。

1、新型コロナや子育てなどに必要な情報の受信、選択設定が可能に。

2、道路や公園、河川の損傷や不法投棄の通報。

3、ごみの種類を入力すると分別方法や収集日を自動応答の三つの機能が加わり、利用者から好評を博しているなど、本町でも、まずはLINEの公式アカウントを導入すべきではないでしょうか。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の一つ目の御質問の1点目、行政におけるスマートフォンの活用についてお答えをします。

総務省が実施しております、令和2年度の通信利用動向調査によりますと、ノートパソコンやタブレット端末を含むモバイル端末の世帯保有率は96.8%、うちスマートフォンの保有率は86.8%。個人の保有状況としましては、スマートフォンの保有率が69.3%となっております。また、13歳から59歳の年齢層では、約9割が保有しており、60歳から79歳の年齢層でも、スマートフォンの保有率が、携帯電話の保有率を上回っている状況です。

このように、多くの方々が日常生活において、スマートフォンを使用されておりますので、これを活用した連絡体制を構築することは大変重要であり、災害発生時などには、特に有効な連絡手段になると認識をしております。このため、本町では、安心安全メールやホームページなどによる情報発信に加え、LINEやツイッター、インスタグラムといったSNSを活用できる体制を整えたところです。

例えば、LINEを活用した取組としましては、町から様々な情報を発信するとともに、トーク画面には、防災情報や休日当番医情報、ごみの出し方などのメニューを表示し、容易に情報が取得できるようにしているところです。

また、メニューとして表示する内容や件数につきましては、しっかり検討を行い、町民の皆様にとって、タイムリーな情報を掲載してまいりたいと思っております。

また、町民の皆様から通報できる仕組みとしましては、町のホームページ上に簡易的な電子申請や住民アンケートに利用できる仕組みを本年度より導入しており、道路や水路、公園の異常を町に連絡できる状況となっております。しかし、申請フォームにたどり着くまでが分かりづらい状況にありますので、LINEのトーク画面のメニューに追加するなど、改善を図りたいと考えております。

いずれにしても、町が発信する情報を町民の皆様に受信いただくためには、まずは友だち登録をしていただかなければなりません。LINEの登録者数は徐々に増加しているものの、まだ少ない状況にありますので、登録者の増加に向けた工夫を行い、町からの情報をスムーズに町民の皆様にお届けできるよう、今後も研究をしてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

私も行政におけるスマートフォンの活用については、その重要性を認識しており、何とか本町においても、その活用方法を模索しておりました。他の自治体の活用方法を調べていくと、熊本市や大津町が進んでいることが分かりました。都市の大きさを考えると、大津町の取組が参考になると思い、2月15日に大津町役場に行って、総務部長以下3名の方々にお話を聞いてまいりました。

私も議員として、行政に関わる者として、意識が高いほうだと思いますが、大津町の担当者から益城町さんも公式アカウントをお持ちですよと言われたときは啞然といたしました。

まず、本町でLINEの公式アカウントを導入されたのはいつですか。大津町では、総合政策課デジタル推進係を新たに設置して、人材を配置して、専門知識をフル活用して、行政のデジタル化を図っているそうですが、本町においても、そのような体制を取ることはできないものでしょうか。

有効な連絡手段となると認識しているのであれば、LINEの公式アカウントはいつ登録されたのか。登録されたのであっても、これを活用するには、友だち登録をしてもらわないといけません、現在何名の人が友だち登録をしているのかお尋ねします。

先ほども申し上げましたが、私ですら、公式アカウントを町が登録しているのを知らなかった。

公式アカウントを登録したことを、町民の方々に周知徹底されたのはいつなのか。これもお尋ねします。

登録者が増加するための工夫を行い、町からの情報がスムーズに住民の方々に届くように、今後も研究していくとのことですが、もっとスピードアップをしてもらわなくてはならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の一つ目の御質問の2回目についてお答えします。

L I N Eにつきましては、大変多くの方々が利用しているアプリであることから、町の情報を発信するツールとして大変有効であると考え、令和元年10月から導入しております。その翌日には、広報紙におきまして、より一層迅速に、正確な情報を町民の皆様にお届けするため、SNSと連携した情報発信を開始することをお知らせし、併せてL I N EアカウントのQRコードを掲載しております。それ以降、4回ほど広報紙に掲載しており、さらに、本年1月からは、裏表紙のカレンダーページに、毎月QRコードを掲載しているところです。また、町ホームページにおきましても、「益城町の最新情報をSNSで発信中」という表題でお知らせを表示しております。

このように、一定の周知を図ってきたところですが、登録者は1,600人程度にとどまっており、さらに増加させなければならないと考えております。

また、現在、全国の自治体からの派遣職員や任期付職員の採用により、復旧・復興事業に取り組んでいるところであり、新たな部署の設置などは難しい状況です。しかしながら、L I N Eを活用した情報発信は大変有効だとの思いは、導入当初から変わりはありませんし、積極的に活用していかなければならないと考えておりますので、他市町村の取組なども参考にしながら、登録者数の増加や発信内容の充実などについて、しっかりと研究し、取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の回答ありがとうございました。

L I N Eの公式アカウントを導入されたのが令和元年の10月という回答をお聞きして、そんなに早くから導入されていたとはびっくりいたしました。また、広報紙にも載せていたとの発言、また、それ以降4回も広報紙に掲載されており、本年1月からは、裏表紙のカレンダーページに、毎月QRコードを掲載されているとのこと。私も確認しましたが、ちゃんと掲載されていました。

しかしながら、QRコードが載っているだけでは、何のことか分からないのではないのでしょうか。それは、友だち登録をしているが、公式アカウントを導入して2年以上もたっているにもかかわらず、いまだに1,600人しかいないことが証明しているのではないかと思います。

また、新たな部署の設置は難しいとの回答ですが、私は、新たな部署をつくってくださいとは言っていません。誰か1人でも、その分野にたけた人がいるのであれば、その人に責任を持たせて、もっとこのL I N Eの活用を図ってほしいと思うのであります。

今回の議会でも報告ありましたが、町道のくぼみに車の車輪がはまって事故があり、損害賠償

の事例がありましたが、これは今回だけでなく、何回も似たような事例が上がっています。LINEを使って双方向での情報発信ができれば、こういう事態も減らすことは可能であると思います。近隣の自治体にお話をお聞きになってはいかがでしょうか。情報化が進む中、利用できるものは積極的に取り入れていくべきだと思います。

町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の一つ目の御質問の3回目についてお答えします。

LINEを活用しました情報発信につきましては、先ほども述べましたように、広報紙や町ホームページなどにより広報に努め、町民の皆様へ周知を図ってきたところです。また、令和2年6月定例会では、一般質問で、町ホームページとの連携を図り、情報発信を行っていくという答弁をさせていただいております。さらに、今月からLINEのトーク画面下部のメニューに、新型コロナウイルスワクチン接種の予約や関連情報を表示するなど、リニューアルを図っており、3月号の広報紙でお知らせしているところです。このように、その時々をの情報をメニューに表示するなど、工夫をしながら情報発信を進めております。

議員御提案の道路のくぼみなど、町民の皆様から通報できる仕組みにつきましては、1回目の御質問にもお答えしましたとおり、簡易的な電子申請や住民アンケートに利用できる仕組みを本年度より導入しており、道路や水路、公園の異常を町に連絡できる状況となっています。

しかしながら、町ホームページ上の申請フォームにたどり着くまでが分かりづらい状況にありますので、LINEのトーク画面のメニューに申請フォームを追加するなど、改善を図りたいと考えております。

いずれにしても、LINEを活用した情報発信をしっかりやっていきたいという思いは、私も吉村議員と一緒にございますので、しっかりした取組を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 次に、LGBTについて質問させていただきます。

皆さんも既にお聞きになったことがあると思いますが、Lはレズビアン、女性同性愛者、Gはゲイ、男性同性愛者、Bはバイセクシュアル、両性愛者、Tはトランスジェンダー、性同一性障がい等の略で、近年、全国の自治体において、LGBTなどのセクシュアルマイノリティーに対する理解に向けた行政の取組が加速していると認識しております。

本町においても新たな人権課題として捉えておりますので、行政職員として、LGBTに関する基本的知識を身につけ、行政に求められる対応や支援の在り方を検討するためのLGBTに関する職員研修はどこまで進んでいるのかをお伺いいたします。

また、令和元年4月に実施された、LGBTなどのセクシュアルマイノリティーに対する理解に向けた行政の取組が加速していると認識しております。本町においても、新たな人権課題として捉えておりますので、行政職員として、LGBTに関する基本的知識を身につけ、行政に求められる対応や支援の在り方を検討するためのLGBTに関する職員研修はどこまで進んでいるの

かお伺いたします。

また、令和元年４月に導入実施された県議会議員選挙、町議会議員選挙の投票入場券について、性別記載方法の見直しを行っております。今後はその他の申請届出等における性別記載の有無に関する見直しをやっているのかどうかをお伺いたします。

次に、パートナーシップ制度は、自治体がＬＧＢＴのカップルに対して、２人の関係が結婚と同等であると承認し、証明書などを発行するもので、国内で同性婚が認められない中、2015年11月に、東京都渋谷区と世田谷区で日本初となるパートナーシップ制度が始まりました。自治体によって制度の詳細は異なりますが、公営住宅に家族として入居が認められたり、パートナーが病院に緊急搬送をされた際、家族として面会できるなどの配慮が目安となります。

一方、あくまで自治体の相続や税制、在留資格などの法的拘束力はないとされています。支援団体の同性パートナーシップネットによると、2021年５月１日現在、同制度を導入しているのは、大阪、茨城、群馬の３県のほか、102区市町を数え、全国の人口カバー率は約４割近くに上っております。認定ＮＰＯ法人虹色ダイバーシティの調べでは、昨年３月末時点で、全国1,741組に証明書が交付されております。2021年６月１日現在では、106自治体へと導入自治体が広がっております。

県内におけるパートナーシップの導入自治体は、熊本市、大津町が導入しております。本町の導入に向けた検討は行っているのかお伺いたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） ７番吉村議員の二つ目の質問の１点目、ＬＧＢＴに関する職員研修はどこまで進んでいるのかについてお答えします。

職員研修につきましては、職員の人権意識の高揚を図り、一人一人が差別を許さない、なくすなどの行動ができるよう、毎年、人権研修を実施しております。性的少数者に関する研修につきましては、人権担当部署の職員を中心に、国や県などで開催される研修への出席などを通して、性的少数者を取り巻く現状や課題について知見を深めているところであり、今後は、町職員全体に対する効果的な研修の実施に向けても検討してまいりたいと考えております。

次に、二つ目の御質問の２点目、申請、届出などにおける性別記載の有無に関する見直しについてお答えします。

性的少数者の方々が申請書や届出書などの性別欄への記入に抵抗を感じておられるという課題につきましては、町としても認識しており、性別欄の記載方法について見直しが必要であると考えております。議員御指摘のとおり、平成31年４月に実施されました県議会議員選挙及び町議会議員選挙以降、投票所入場券の性別欄を廃止しており、併せて、期日前投票用紙請求書兼宣誓書につきましても、性別記入を廃止したところです。

そのほかに、本町では、現在約100件ほどの性別欄がある申請書などを使用しております。今後、これらの申請書などを対象に、性別欄の必要性について調査検証し、廃止や記載方法の工夫などの見直しを行ってまいります。

最後に二つ目の御質問の３点目、パートナーシップの制度導入についてお答えします。

国内でも、お互いをパートナーとして認めることを宣誓した同性カップルを公的に証明する、パートナーシップ制度を導入する自治体が増えています。熊本県内では、平成31年に熊本市、令和3年に大津町で導入されました。これまでの実績としましては、熊本市が9組で、大津町はゼロ組となっております。

また、公益社団法人マリッジフォーオールジャパンの調査によりますと、全国では100以上の自治体が導入しており、2,537組の同性カップルが公的証明を受けています。この制度は、市町村が定める要綱などに基づき、一方または双方が性的少数者であるお二人がお互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを首長に対し宣誓する制度で、宣誓された内容に基づき、宣誓書の写し、宣誓書受領証などを交付するものです。

なお、制度を利用する場合には、自治体により様々な条件があり、例えば、お互い20歳以上であること、双方に配偶者がいないこと、近親者でないことなどが要綱などで定められております。

先ほど述べましたように、本制度は、市町村の要綱などに基づくものであり、議員御指摘のとおり、お二人の関係が法的に保障されるものではなく、婚姻、相続、税制、在留資格などの法律上の要件が満たされるものではありません。あくまで自治体独自で、法に抵触しない範囲での配慮を求めているものです。

この制度の導入に当たりましては、特に職員の基本的な知識や対応及び住民や事業者などの理解が重要であると認識しており、まずは、性的少数者に関する理解を深めるための啓発や研修に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

LGBTに関する職員研修に、今後は町職員全体に対する効果的な研修の実施に向けて研究を行っていききたいとのこと、ぜひとも早期の実現を目指す体制を整えていただきたいと思います。

ちなみに、町として、LGBTに関係する人数とかは掌握等しておられるのでしょうか。お尋ねいたします。

また、本町では、現在約100件ほどの性別欄がある申請書等を使用しているとのこと、これらの申請書等を対象に性別欄の必要性について調査して、廃止や記載方法の工夫等の見直しを行うとのことですが、いつ頃までにしたいと考えられておられるのでしょうか。

パートナーシップ制度についても、本町における実態を掌握するところから始めないといけませんし、順序として、町職員の意識の向上に向けて研修、そして住民の皆様への啓蒙、研修が必要となると思います。できれば、その道筋等を明らかにしていただければ幸いです。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の二つ目の御質問の2回目の1点目、LGBTに関係する人数は掌握等をしているのかについてお答えします。

民間団体の調査によりますと、日本国内のLGBTをはじめとする性的少数者の割合は、人口の8%から10%前後、つまり、10人から13人に1人であると言われております。LGBTについ

ては、極めてプライベートかつデリケートな情報でありますとともに、その人のアイデンティティーの一つでもあります。また、誰かにLGBTであることを打ち明けることは、家族や友人、職場の同僚などとの関係が大きく変わる可能性もあり、自己表明、いわゆるカミングアウトすることをためらっておられる方も多くいらっしゃると思います。このような状況から、町として、LGBTに関係する人数を掌握することはしておりません。

次に二つ目の御質問の2回目の2点目、性別欄のある申請書などの見直しをいつまでに行いたいのかについてお答えをします。

各種申請書などの性別欄の取扱いにつきましては、判断基準や記載方法など、全庁的に統一した考え方を示し、令和4年度中には、不必要な性別欄の廃止や記載方法の見直しを行いたいと考えております。

最後に、二つ目の御質問の2回目の3点目、パートナーシップ制度に関する職員の意識向上の研修及び住民への啓蒙、研修に関する道筋などについてお答えします。

議員御質問の取組につきましては、現在改定中の町人権教育啓発基本計画に沿いまして進めていくことになると考えております。LGBTに関しましては、先ほども申し上げましたように、非常に個人的であり、また、繊細な取扱いを必要とする情報でありますので、まずは、町職員の意識向上に向けた研修を実施していくことが第一歩であると考えます。併せて、町民の皆様にも理解を深めていただくことが重要であり、そのための啓発や研修も必要です。

今後は、パートナーシップ制度を導入している自治体の事例を参考に職員研修を行うなど、庁内の機運を醸成し、性的少数者の方々も安心、安全に暮らせるまちを目指してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 次に、教育環境について質問をさせていただきます。

令和3年度補正予算額のうち、1,312億円が公立学校施設の施設整備に充てられることになりました。その事業内容の中に、トイレの改修等も入っております。私も何度も一般質問で取り上げていますが、小中学校におけるトイレの洋式化の進捗状況と今年度の補正予算への取組についてお伺いいたします。

次に、これも昨年の6月議会で質問をさせていただいた、町内小中学校体育館への大型送風機の設置はどうなっているのでしょうか。

コロナ禍がまだまだ継続している現在、オミクロン株の影響が低年齢の子どもたちに広がっています。今、小中学校の先生たちも、その対応に相当なエネルギーを費やしておられることと思います。また、体育館には、災害時の避難所としての役割もあり、その際の熱中症と換気対策も必要となります。

今後、各学校の現状や既に導入されている自治体での活用方法、感染症対策として、有効性等について調査し、大型送風機の導入について検討してまいりますとの御回答をいただきましたが、どのようになっているのかお伺いいたします。

次に、小中学校における通知表の回数を3回から2回にしている学校が増えていますが、本町

では、どういう方針で臨まれるのでしょうか。

熊本市小学校長会によると、通知表を年2回にする案は、以前からあったが、導入は見送られておりました。きっかけになったのが、コロナウイルスによる一斉休校で、1学期の通知表がなくなり、子どもと向き合う時間が増え、現場の先生からも高評価であったと熊日新聞で取り上げられていました。先生方の働き方改革にも寄与するのではないかと考えておりましたが、教育長の所感をお伺いいたします。

最後に、GIGAスクール構想で、生徒1人にタブレット端末が支給されて、学校における小学生のかばんの中身も大変多くなっていますが、置き勉をしている学校の現状はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の三つ目の御質問の1点目、小中学校におけるトイレの洋式化の進捗状況と今年度の補正予算への取組についてお答えします。

まず、小中学校のトイレの洋式化の状況につきましては、議員もおっしゃったとおり、昨年6月議会において、同様の質問をいただいております。それ以降、特に変更はございません。学校のトイレ改修につきましては、詳細な調査、設計が必要となるため、町内学校施設の総合的な長寿命化に踏み込んだ形で計画的に実施することとしております。

議員御指摘の公立学校社会体育施設整備に係る国の補正予算については、町内学校施設の長寿命化計画に基づき、既に具体的検討を進めておりました飯野小学校屋内運動場及び木山中学校校舎の改修を実施する予定としております。

なお、トイレ改修については、令和6年度に実施予定としておりました広安小学校を1年前倒しし、令和5年度に実施することとし、令和4年度の肉づけ予算として、6月議会に設計費を提案する予定としております。

次に、三つ目の御質問の2点目、体育館の送風機の設置はどうなっているのかについてお答えします。

体育館の送風機導入に関しましても、昨年9月の定例会で同様の御質問をいただいております。議員御提案の大型送風機について、改めて導入自治体等に確認したところ、換気対策や児童生徒の熱中症対策として、一定の効果があることを把握しております。一方で、感染症対策につきましては、空気の循環または攪拌によるウイルス飛散等の影響については、なかなか検証が難しく、引き続き課題として検討する必要があると考えております。

感染症対策に関しましては、現在、学校では、始業式などの全校集会では体育館を使用せず、ズーム形式で行い、また、体育の授業等では、県の指針に基づき、児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動を控えるなど、感染拡大防止に努めているところでございます。

また、熱中症対策に関しましては、大きめの扇風機を導入するなど、学校ごとに、それぞれの状況に合わせた予防対策に努めているところでございます。

教育委員会といたしましても、今後も児童生徒の安全確保及び健全育成のため、引き続き新型

コロナウイルス感染症の影響を確認しながら、大型送風機の導入を含め、それぞれの学校が状況に応じた適切な対策を講じることができるよう、情報提供及び予算確保を行ってまいりたいと考えております。

次に、三つ目の御質問の3点目、小学校における通知表の回数を3回から2回にしている学校が増えているが、本町ではどうかについてお答えします。

議員御指摘のとおり、県内では、学校を2学期制とし、通知表も年2回としている自治体があります。また、3学期制でも、教職員の負担軽減等のために、通知表の作成について、年に2回とする自治体もあります。

本町は、上益城郡内の他町と同様、3学期制を実施しておりまして、通知表を年に3回作成、配付しておるところでございます。学期末に学習の成果や状況を保護者に明確に伝えることは大変重要なことと認識しております。また、保護者の皆様が、各学級ごとの通知表を通じて、子どもの学習状況や生活状況を把握し、夏休みや冬休みなどを有効に活用していただくことも期待されます。

しかし、議員御指摘のとおり、現在、通知表の作成には相当の時間を要しており、教職員の負担を軽減するためには、これを見直すことも有効であると考えております。教職員の負担を軽減することは、子どもと向き合う時間を増やすことにつながります。教職員が子どもたちの指導に専念できる環境を整え、教育の質の向上を図るため、通知表の内容簡素化などに関しましても、今後、郡内の他町とも連携しながら、よりよい方策を検討してまいりたいと考えております。

最後に、三つ目の御質問の4点目、小学校のかばんの中身も大変多くなっているが、置き勉をしている学校の現状はどうなっているかについてお答えします。

近年の教科書等の大型化や紙質の向上によって、ランドセルが重くなる傾向にあり、それを毎日背負うことによる子どもたちへの健康上の問題が指摘されています。そのため、毎日家庭学習で使用するものを除き、教科書等を学校に置いたままでよいと認める仕組みを置き勉と呼んでいますが、町内の小学校でも、令和2年度からこの置き勉に取り組んでいるところです。この置き勉をしてよいものについては、各学校が各学年ごとに十分検討した上でリストを作成し、子どもたちに示すとともに、家庭にも配布しているところでございます。

宿題などで、家庭で使うことの多い教科の教科書やワーク類を除き、ただ単に持ち帰るだけで、家庭では使わないものは、学校に置いておけるように整理しておりまして、現在、町内全ての学校で子どもたちの体に負担をかけ過ぎないように、こうした配慮を行っているところです。

これまでのところ、置き勉により、家庭での学習に支障が出ていないと認識しておりますが、今後とも、保護者の皆様からも、家庭での実情等について御意見をいただきながら、十分な家庭学習の確保と子どもたちの健康への配慮を両立できるように取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

小中学校のトイレの洋式化の進捗状況については、昨年の6月議会での質問以降、特に変更は

ないとのことですが、トイレ改修については、広安小学校を1年前倒しして、令和5年度に実施することになったということをお聞きして安心いたしました。

また、体育館の送風機の設置については、換気対策、熱中症対策、感染症対策の観点から検証されたみたいですが、特に、熱中症対策に関しては、大きめの扇風機を導入するなど、学校によってそれぞれ状況に合わせた予防対策に努めているとのことでしたが、具体的にどのような対策を取られたのか、各学校ごとにお知らせください。

どうしてここまでお尋ねすると申しますと、各学校の体育館は、町民の皆様にとって、災害時の避難所にもなっているからです。熊本地震から約6年がたとうとしていますが、地震だけでなく、異常気象による風水害など予想されるからです。

次に、小学校における通知表の回数を3回から2回にできないかについてであります。教職員の負担を軽減することにもつながりますが、先生方にもっと子どもたちに向き合うことが大事になると思うからです。

上益城郡内の教育委員会では、みんな横並びで改革しようとする雰囲気があるのではないのでしょうか。一つの町が先行して実施して、その効果を見るということも大事だと思いますが、教育長の見解をお伺いいたします。

最後に、学校における置き勉強の現状について質問させていただきましたが、一昨年から取り組んでおられ、現在、町内全ての学校で、子どもたちの体に負担をかけ過ぎないように、配慮がなされていることをお聞きして安心いたしました。

体育館での大型送風機の件、通知表の件、再度お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 吉村議員の三つ目の御質問の2点目の2回目、熱中症の対策として、学校ではどのような対策が取られているのかについてお答えします。

町内の各学校における熱中症の対策の基本的な取組としましては、令和2年度から環境省と気象庁が運用を始めました熱中症警戒アラートを活用しますとともに、活動前から窓を開けての換気やカーテンによる太陽光の遮蔽、水筒の持参による小まめな水分補給などを行っています。

また、文部科学省の指導等に基づき、人体と外気との熱のやり取りに影響が大きいとされる湿度、日射・輻射などの周辺の熱環境、気温の三つの要素に基づく暑さ指数の計測装置を導入し、計測された指数の高さに応じて、児童生徒の屋外活動を中止し、室内に入れるなどの対策を講じております。

そのほか、広安小、益城中央小を除く5校では、さきに述べました対策と併せ、大型扇風機を数台導入し、体育の授業や部活動時において、換気対策として活用しているところでございます。

学校における熱中症対策については、教育委員会といたしましても、その重要性を認識しておりまして、児童生徒の安全を守るため、各学校の取組に対し、引き続き支援してまいりたいと考えます。

次に、三つ目の御質問の3点目の2回目、上益城郡内の教育委員会では、みんなで横並びで改革しようとする雰囲気があるのではないかと。一つの町が率先して実施して、その効果を見ると

いうことも大事ではないかについてお答えします。

郡内の教育委員会では、心身ともに健全な児童の育成や保護者の期待に応えるとともに、学校教育活動における教育活動が円滑に行われることを目的といたしまして、定期的に情報交換や意見交換を実施しているところでございます。

先月の郡教育長会議におきましては、3学期制で通知表を2回配付するという件について協議がなされ、今後次の2点について慎重な協議を重ねる必要があることが確認されました。

1点目は通知表の回数についてです。

学校が2学期制であれば、通知表の配付を2回とすることは理にかなっておりますが、3学期制において、通知表を2回配付することになりますと、各町の教育委員、あるいは郡及び町のPTA執行部、各学校の保護者の皆様方にも、その趣旨等について丁寧に説明いたしますとともに、意見収集を図る必要があります。

2点目に、教職員の抜本的な負担軽減につながる通知表の在り方についてです。

配付の回数を減らすことが、教職員の負担軽減につながるという発想だけでなく、通知表そのものの役割・様式等から検討し、改善していくことが、教職員の抜本的な負担軽減につながることを論議していく必要があります。

なお、郡教育長会では、来年度、郡校長会と連携し、通知表の改善について、内容の検討や配付の時期を検討していくこととしております。

また、それぞれの自治体によって、教育方針や教育環境、財政事情等異なることから、各町がおのおのの教育課題に応じて、独自の対策に取り組む事例は多くあり、全てにおいて同一步調で取り組んでいるわけではございません。

児童生徒の健全育成や教職員の負担軽減の面から、必要に応じて、各町が課題解決に向けた施策を実施し、その教育効果を見ることも大切であると考えます。

教育委員会としましても、教職員の働き方改革を進めることは、子どもたちの健全育成につながる大変重要な課題であると認識しております。引き続き様々な角度から検討を行いながら、教職員が子どもたちとより真剣に向き合い、つながりを深めていくことができますよう教職員の負担軽減に取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 最後に、企業誘致についてお伺いいたします。

昨年の12月議会の一般質問において、同僚議員から、台湾積体回路製造、TSMCの菊陽町進出決定を受け、企業誘致に関する質問がありました。

益城町でも、町半導体関連企業誘致推進本部を立ち上げました。周辺の菊池市、合志市、大津町、西原村、御船町、熊本市もそれぞれ誘致対策本部を立ち上げている状況ですが、既に県も各自治体の予算を計上して、その対応に当たるとしてはいますが、本町での現状をお伺いいたします。

次に、益城町の優位性、空港や高速インターなどを生かし、復興の目玉にもなる新たな工業団地の適地調査が進んでおり、今年度に一、二か所に絞り込んでいるとのことですが、現状をお聞かせいただきたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の四つ目の御質問の1点目、TSMCに関する半導体関連等企業誘致推進本部の現状についてお答えをします。

世界的な半導体メーカーであります台湾のTSMCの進出に当たりましては、国が工場建設に関わる補助金制度を創設し、半導体の専門人材育成を進めるなど、まさに、国家プロジェクトとして事業が進んでいます。このTSMCの進出は、立地する菊陽町だけではなく、本町を含む周辺市町村の発展に大きく寄与することが期待され、県をはじめ、多くの市町村で半導体関連企業の誘致推進本部が設置されております。

本町は、空港とインターチェンジを有しており、交通利便性がよいことから、進出する企業にとりましても、魅力的な場所だと考えております。しかしながら、進出企業を受け入れるための用地の確保や従業員の住まいとなる住環境の整備など、取り組むべき課題もあります。

こうした課題を解決し、本町への企業誘致、雇用機会の拡大、そして定住を促進するため、昨年12月に益城町半導体関連等企業誘致推進本部を立ち上げました。

第1回会議では、TSMCの進出情報の共有や推進体制について検討し、先月開催しました第2回会議では、現時点で想定される課題につきまして、議論を行ったところです。この課題の一つである産業団地の整備につきましては、令和4年度当初予算におきまして、基本設計や用地測量などの経費として1億1,869万円を計上しております。

そのほかにも、新規雇用者の定住促進に向けた対策などにつきましても、検討を進めることとしており、必要に応じて予算化を図ることで、本町の発展につなげてまいりたいと考えております。

次に、四つ目の御質問の2点目、新たな工業団地の適地調査の現状につきましてお答えします。

本町は、熊本地震からの復興に向けた重要な柱の一つに、企業誘致を掲げ、TSMCの進出が決定する前から、産業団地の整備に向けた適地調査を進めてまいりました。この調査では、町内全地域を対象として、法規制の有無、交通利便性、インフラ整備の状況など、客観的な複数の指標に基づき、評価を行ってまいりました。その結果、グランメッセ熊本北側の評価が最も高くなっており、まずはここを第1候補として、産業団地の整備に向けた基本計画の策定を進めているところです。来年度は、基本設計や地権者説明、法規制解除に向けた検討などを行い、基本計画を具体的に進めてまいりたいと考えております。

TSMCの関連企業を含め、本町の発展につながる企業の誘致に向け、引き続き全庁挙げてスピード感を持って取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

昨年12月に、益城町半導体関連等企業誘致推進本部を立ち上げ、産業団地の整備については、令和4年度当初予算において、基本設計や用地測量などの経費として1億1,869万円を計上していること、よく分かりました。

先ほども申し上げましたように、このTSMCに関しては、今年1年があらゆる場面において、

勝負どころになると考えております。ほかの自治体も必死で取り組んでいくと思います。情報戦に打ち勝っていくことが大事であります。1億1,869万円を予算計上されたことは絶対に必要なことだと思います。また、新たな工業団地の適地調査において、グランメッセ熊本北側を第1候補として、産業団地の整備に向けた基本計画の策定を進めているとのことを初めて知りましたが、着実に進めていただきたいと思います。

昨年、6か所を先行設定されていたわけですが、その他の5か所を切り捨てたわけではないですね。あくまでも町のほうで優先順位をつけたとの理解でよろしいですね。確認です。副町長を中心に進められているプロジェクトチームの構成はどうなっているのでしょうか。各課横断で構成されていると思いますが、何名ぐらいメンバーはいるのでしょうか。

現在、毎日のようにTSMC関連の記事が報道されていますが、しっかり勉強されて、本町の発展につながる企業誘致に向けて、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の四つ目の御質問の2回目の1点目、他の5か所は切り捨てたわけではなく、町のほうで優先順位をつけたとの理解でよいかについてお答えをします。

候補地につきましては、先ほども御説明しましたとおり、複数の客観的な指標に基づき、評価を行ったもので、最も評価の高くなった場所がグランメッセ熊本北側となります。他の5か所の中にも、企業誘致が期待できる場所や法規制などへの対応が可能になることで、産業団地として整備に着手できるような場所があります。TSMC関連をはじめとして、今後も、本町への進出を希望する企業からの相談は続くと考えておりますので、そうした需要に応えることができるよう、次の候補地の検討も継続し、産業団地の整備に係る財政負担や人員体制も考慮した上で、誘致のチャンスを逃さぬよう、整備の可否を見定めてまいりたいと考えております。

次に、四つ目の御質問の2回目の2点目、プロジェクトチームの構成及び人数はどうなっているかについてお答えをします。

益城町半導体等企業誘致推進本部のプロジェクトチームは、副町長をリーダーに、教育長、政策審議監、土木審議監をサブリーダーに、関係課長などをメンバーとして約40名で構成をしております。プロジェクトチームでは、企業誘致に必要な施策の検討を行っており、産業団地の整備をはじめ、様々な課題に応じて、具体的な取組を実施することとしております。

現時点では、TSMCに関連する進出企業や従業員の雇用に関する情報が十分とは言えませんが、県などを通じて情報収集に努めており、プロジェクトチームでしっかりと対応を図ることで、本町の発展につなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ぜひとも、このTSMCに関連する進出企業等、町のほうで十分検討していただきたいと思います。特に、情報戦でありますので、しっかり情報収集していただいて、町の発展につながるように努力していただきたいと思います。以上です。

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から再開します。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

上村幸輝議員の質問を許します。

3番上村幸輝議員。

○3番（上村幸輝君） こんにちは。3番の上村でございます。今議会におきましても、一般質問の機会を与えていただきまして誠にありがとうございます。

また、本日は傍聴席モニター前の皆様方におかれましても、日頃より町政に関心を持っていたき深く感謝いたします。

本日は、1、子育て支援事業であるつどいの広場事業、ファミリーサポート事業について。

2、待機児童対策について。

3、潮井自然公園について。

4、熊本地震災害見舞金について。

以上の四つのことについてお尋ねしたいと思います。

それでは、傍聴席のほうに移らせていただきます。

（自席より発言する者あり）

質問席のほうに移らせていただきます。緊張しております。

では、笑いも取れたところで、頑張って質問したいと思います。

それでは、早速一つ目の質問の子育て支援事業であるつどいの広場事業、ファミリーサポート事業について質問させていただきます。

昨年11月の広報ましき等で、令和4年度から令和6年度における益城町つどいの広場事業と益城町ファミリーサポート事業の子育て支援事業の業務運営団体が募集されておりました。その後、これはホームページ等でも削除されたようで、内容が分からなくなっておりました。

先日、本事業が行われておりますつどいの広場とんとんを訪ねてみました。現在、NPO法人の子育て応援おきな木さんがこの事業を受託して運営されておまして、次年度からの事業募集についてお話を伺うと、現在、つどいの広場事業と出張広場事業、ファミリーサポート事業の三つの事業を受託、展開していますが、つどいの広場事業についてが、運営予算というものが非常に厳しいとそういった話でした。

そもそもこの事業、公募された事業ですので、これに対して、応募をされた、受託された事業ではあります。ですので、その予算範囲内で行うということが基本ではありますが、受託された事業者の方におかれては、これまでもいろいろと工夫しながら運営のやりくりというものをされてきたようでした。

次年度の募集要項では、つどいの広場事業が基本分の事業費500万円が1年当たりの予定上限

額となっております。火曜日から日曜までの9時30分から15時30分までの5日間の祝祭日関係のない開所、それに、もちろん水光熱費を含んだ金額となっております。

現在、受託されているNPO法人の子育て応援おおきな木さんに限って言えば、これまでの事業を受託し、運営してきた経験で熟考しましたが、予算的に非常に厳しい内容に変わりがなかったため今回は見合せをしましたということでした。

現在の事業費予算は、役場職員の1人分の人件費にも満たないぐらいの事業費であり、子育て支援事業の必要性和重要性から考えると、事業費及び要領の見直し等が必要ではないかと思います。

現在、この募集も含めて、どのような状況になっているのでしょうか。

1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問の1点目、公募していた子育て支援事業であるつどいの広場事業、ファミリーサポートセンター事業の現在の状況についてお答えをします。

この二つの事業につきましては、令和元年度から令和3年度の3年間は公募により選定した事業者と町との委託契約に基づき運営していただきました。今年度で契約期間が終了しますことから、令和4年度以降の3年間の事業委託につきまして、町内に活動拠点があります団体を対象に公募しました。

事業内容につきましては、総合運動公園内に施設を移しましたことから、休日における利用者の増加を見込み、開所日に土曜日を含めた仕様とし、委託金額を増額して公募を行ったところです。しかし、残念ながら応募がなかったため、現在、運営を委託している事業者、来年度も継続して事業を実施していただくよう、国の事業費基準額を基に協議を行っているところです。

本事業は子育て世帯への重要な施策であることは十分認識しており、来年度も事業継続できるようしっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 1回目の答弁ありがとうございます。分かりました。

ホームページから削除された理由は、公募はしたけど全く応募がなかったということでしたか。どうなっていたんだろうと不思議には思っていました。

委託金額を増額して公募を行ったということですが、それでも応募がなかったということですよ。なぜ応募がなかったのか。そのなぜというものは、きちんと検証のほうはされているのでしょうか。

先ほどの答弁内容に、町内に活動拠点のある活動団体を対象にとありましたが、確かに、それ以上に公募範囲を広げれば、体力のある大手企業とか社会奉仕のイメージ戦略を兼ねて応募もあるかもしれません。ですが、安易に広げるのではなく、前回、一般質問でも町内事業者の参入機会の確保に努めているというふうにありましたので、極力、地元事業者が参入できるような事業費と要領であるべきだと思います。

また、国における来年度の事業費基準額を基にとありましたが、その基準額というものは、ここまでしか事業予算は組めませんよと、そういう上限額を決めたものなのでしょうか。それとも、あくまで目安的なものなのでしょうか。

先ほど申しましたように、役場職員1人分の人件費にも満たないぐらいの予算の中で、とても重要な役割を担っていただいている事業です。

先ほど、事業費及び要領を見直した上で、再度公募を行っていくと、そういった言葉をいただいたところではありますが、見直しを行うに当たっては、先ほど申しましたことを考慮していただきたいと思いますが、どうでしょうか。いま一度お願いいたします。

そして、この事業により、今年度、昨年4月以降から今年の1月までの期間に、この事業を通して、71件の子育て育児相談と、ほかにDV疑い、発達障がい、鬱など、26件の気づきというものがあったとのこと。

また、ここを利用されていらっしゃる保護者の方々からは、つい閉じ籠もりがちになる育児ですが、ここへ来るようになって子育て仲間も増えて、とても楽しいといったことや、育児の悩みや不安も多くの方と共有でき安心できましたといったこと。また、ちょっとしたことは、わざわざ専門機関まで行かなくても、ここでの講座等で相談等もできるため、とても助かっています。そういった声が幾つも聞かれました。

これだけ頼りにされている重要な事業ですので、今後もずっと続けていっていただきたいと願っていますが、どうでしょうか。

2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問の2回目の1点目、応募がなかった点について検証したかについてお答えをします。

公募が不調に終わった後に、今年度受託していただいている事業者に対し、どういった点で応募が難しかったのか、聞き取りを行うなど、募集要領等の検証を行いました。その結果、応募がなかった要因は、開所日数の増加に伴い、これまで、休日だった祝日等に人員を配置することによる人件費への影響によるところが大きいと考えております。

次に、一つ目の御質問の2回目の2点目、国における来年度の事業費基準額を基にとあったが、その基準額は上限を決めたものか。目安的なものか。また、事業費及び要領の見直しに当たっては、極力地元事業者が参入できるよう考慮いただきたいについてお答えします。

本事業は、国の補助事業として行っており、事業費の3分の2について、国及び県から補助を受けております。議員お尋ねの事業費基準額は、補助対象となる事業費の上限として定められており、熊本県よりも最低賃金が高い自治体を含めた全国统一のものです。

今回の公募につきましては、その上限に近い金額を示したところではありますが、実施する事業の内容によって基準額が変わるため、今後、町内事業者の意見も伺いながら、事業内容の精査、応募いただきやすい条件を検討してまいります。

最後に、一つ目の御質問の2回目の3点目、本事業の継続についてお答えをします。

本事業は、子育て世帯に優しいまちづくりを進める本町にとりまして、大変重要な取組であると認識をしており、熊本地震による活動拠点の移転を繰り返しながらも、これまで何とか事業を継続してきただけに、今回、応募がなかったことを重く受け止めております。このため、私自身も現在受託いただいている事業者の方に直接お会いし、素直な思いをしっかりと聞かせていただきました。こうした協議の結果、現在は、事業継続に向けた事業内容や実施方法の見直しに入ったところであります。

今後とも、町内の子育て支援事業者の育成に努めながら、来年度以降も継続して事業が実施できるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 2回目の答弁ありがとうございます。

まず1点目の検証については、今回のように応募がない場合には、特に必要なものかと思えます。一般的に、PDCAサイクルというふうに言われていますが、プラン、計画、DO、実行、チェック、評価、アクション、改善。どうなのか、どういう状態にあるのか。そういったことをしっかりと見極めて、改良・改善していくことで、よりよくなっていくものだと思います。分析の内容については分かりました。

2点目の基準額については、補助額の上限ではなく、補助対象となる事業そのものの一つの事業費の上限額ということですね。分かりました。ただ、答弁いただきましたように、実施する事業の内容により基準額というものが変わるということでした。このため、今後は、町内事業者の意見も伺いながら、事業内容の精査や応募いただきやすい条件の検討に取り組んでいくということですので、これからも変にこの事業の質が落ちることのないよう、子育て支援を必要とされる方々が安心して利用できるように、よりよいものを提供できるようお願いいたします。

そして、3点目について、先ほど申しましたように、私もこの事業の利用者の方々のお話を伺っておりました。その声というものは、どれもこの事業を必要とするものばかりでした。

答弁いただきましたように、子育て世帯に優しいまちづくりを進める本町にとって、重要な取組であるという認識の下、次年度以降もしっかりと取り組んでいただきますようお願いいたします。次回の質問に移らせていただきます。

それでは、二つ目の質問の待機児童対策について。

昨年の第3回定例議会で補正されました益城町一般会計補正予算に、保育所や認定保育所の保育士不足に対応するため、予備保育士雇用事業補助金と派遣保育士の委託料の計上がありました。

予備保育士雇用事業補助金については、私立の保育園やこども園に対する事業で、53名分の計上となっております。また、派遣保育士委託料については、町事業でありまして、この事業導入により、9月当時の待機児童、保育児童、保留児童も含んでおりますが、68名から31名への待機児童解消を見込むということでありました。

以前、待機児童対策について質問したときに、保育士が不足しているため、定数の募集ができない。そのため、保育士を募集しているがなかなか応募がない、そのような答えが返ってきたように思います。

そこで質問ですが、1、現在の待機児童数、これは保留児童も含んでおりますが、待機児童数はどうでしょうか。

2、この事業の取組状況とその成果というものはどうでしょうか。

3、保育園通所者数と幼稚園通園者数の割合比率はどのように推移をしておりますでしょうか。

以上3点、1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の二つ目の御質問の1点目、現在の保留児童を含む待機児童数はどうかについてお答えします。

令和4年2月時点で、保留児童を含む待機児童数は81名です。

次に、二つ目の御質問の2点目、取組状況とその成果はどうかについてお答えします。

私立の保育施設などを対象としました予備保育士雇用事業につきましては、認可保育所5施設に取り組んでいただき、事業開始前の68人の保留児童に対し、29人の児童の利用につなげることができました。また、町立保育所における保育士確保のために行いました派遣保育士委託につきましては、派遣事業者に応募がなく、保育士確保には至りませんでした。途中、派遣委託料の増額も行いましたが、申込みがなく残念な結果となりました。

なお、1点目でお答えをしましたとおり、令和4年2月時点での保留児童などは81名に増加していますが、その要因は、事業取組後に、転入または職場復帰などで新規に保育所を申し込まれた方がいるためです。

最後に、二つ目の御質問の3点目、保育園通所者数と幼稚園通園者数の割合比率はどうかについてお答えします。

直近の3年間の状況では、令和元年度の保育所利用数は1,271人、幼稚園利用数は271人です。保育所利用が82%、幼稚園利用が18%になります。令和2年度の保育所利用数は1,259人、幼稚園利用数は217人です。保育所利用が85%、幼稚園利用が15%になります。令和3年度では、保育所利用数が1,281人、幼稚園利用数は181人です。保育所利用が88%、幼稚園利用が12%となっており、年々保育所利用の割合が増加しています。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 1点目については、保留児童を含む待機児童数は、2月時点で81名ということで分かりました。言うなれば、81件に上る御家庭で困っておられると、そういうことですよ。9月時点と比べて増えている要因について、その要因については分かりました。

そして、2点目の事業の成果・効果については、私立の保育施設対象の予備保育士雇用事業では、68名の保留児童に対し、29名の保留児童解消ができたということで、おおむね想定されておりましたような効果が得られたということが伺えます。

ただ、町立保育所に対しての派遣保育士委託料については、派遣事業者からの応募がなかった。このために、途中で委託料の増額も行ったけど、それでも駄目だったということですよ。非常に残念に思います。

そして、3点目の保育園と幼稚園の利用者の割合比率については、全体的な若干の少子化とい

うものは見られているようですが、徐々に保育園希望のニーズが高まってきているということも伺えます。これは、核家族化の進行もありますが、日本の社会状況、これが、生活をしていくために、共働きして働かなければならない。そんな状況も要因となっているものと思います。

2回目の質問です。

1点目、保留児童を含む待機児童数ですが、例年、年度末近くになるほど数が増えるのでしょうか。それとも、その年々で違うのでしょうか。

そして2点目、2月時点の待機児童数が現在81名ということですが、81件の御家庭で困っておられると。このことについて、どのように思っているのでしょうか。

そして3点目、派遣保育士委託について。委託料の増額も行ったが応募がなかったこととのことでした。この事業とは別ですが、役場のホームページに、以前、時給983円で保育士が募集されていました。資格の必要ない職種なら別ですけど、保育士という資格の必要な資格職ですよ。思うんですけど、このような子育てへの支援に関するようなことについて、民間と意識、感覚のずれというものがあるのではないかと思います。これについてはどうでしょうか。

以上3点、2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の一つ目の御質問の2回目の1点目、保留児童を含む待機児童数は、例年年度末近くになれば増えるのかについてお答えをします。

保留児童数は、例年年度末に近づくにつれて増加する傾向にあります。その要因は、年度途中での転入や職場復帰のため、保育所を申し込まれる方がいらっしゃるためです。保育所で受け入れることのできる児童数は、施設の規模と保育士の数によって決まります。したがって、施設に余裕があっても、保育士が確保できなければ、児童を受け入れられないということにもなります。そのため、年度途中で申し込まれても、利用ができないことが多く、その結果、年度末には保留児童が多くなる傾向になっております。

次に、二つ目の御質問の2回目の2点目、81件の困っている家庭がいることについてどのように思っているのかについてお答えします。

待機児童ゼロ人を町の大きな目標の一つとして掲げ、これまでも様々な施策に取り組んでまいりましたが、現状では、まだ目標を達成することができておらず、非常に残念に思っております。町としましても、待機児童を持つ家庭に対し、認可外保育施設に預ける際の保育料の負担軽減のため、補助金を交付したり、企業が設置している企業主導型保育園を案内するなど、できる限りの解消策に取り組んでいます。また、保育所希望者数に対して、保育所数が足りていないことが根本的な要因の一つであると認識しており、令和元年度に策定しました、子ども子育て支援事業計画を早急に見直し、保育所の新設に向け取組を進めているところです。

最後に、二つ目の質問の2回目の3点目、役場募集の保育士の時給が安いのではないのかについてお答えします。

まず、町で募集している保育士は、会計年度任用職員ですが、保育士に限らず、全ての職種において、会計年度任用職員の報酬は、職員の給料表を基に定めております。また、保育士につき

ましては、担任を受け持つ保育士と担任を受け持たない保育士では時給に差があり、担任ありは1,119円で、担任なしは983円となっています。今回の募集におきましては、担任なしの保育士を募集しておりますので、時給983円となっております。町内の民間保育士の時給平均と比較しますと、民間は951円であり、本町の保育士のほうが高い金額となっております。

また、町内の民間保育士が報酬以外にどれほどの手当を受給されているかは把握しておりませんが、本町では、保育士に対し、特殊勤務手当を支給していますことから、民間に比べて遜色のない時給であると考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 2回目の答弁ありがとうございます。

1点目の年度末での保留児童、待機児童、これの増減については、年度末近くになれば例年増える状況であること。そして、なぜ増えるのかという、その増える状況の要因、併せて、待機児童を解消できない単純明快な回答、よく分かりました。

2点目の81件の困っている家庭がある。このことについては、私も益城町の大きな目標である待機児童。答弁でおっしゃられたように、待機児童ゼロ、非常に残念に思いますが、それ以上に、益城町には、みんなで子育て応援しますという「すすくえがお益城っ子プラン」というすばらしい計画があり、それをもってしても、この現状があります。困っておられる御家庭に本当に申し訳なく思います。

町としては、認可外保育所の保育料補助や企業主導型保育所への案内など、家庭への負担軽減を行っている。その中で、そういった補助を行っているということで、町の内容は分かりました。

また、先ほど答弁の中で、子ども子育て支援事業計画を見直すとありましたが、1回目の質問で伺った幼稚園と保育所の利用状況のここ数年間の推移状況を考えれば、計画にある保育料の見込みと提供体制での見込み数と提供数の数が、人口減少化というものは考慮してあったようですが、熊本地震以来、本町において、これはどこでもそうなのかもしれませんが、共働きの家庭が増えたことや、それにより、幼稚園から保育所へと需要が移っていることなど、徐々に変化していた社会情勢等は計画では考慮してなかったようで、見込み数、提供数ともに、私も見直しが必要だと思っておりました。

3点目の保育士の時給については、民間よりも高いと、そういった金額設定なんですね。求人情報とか、多くそういった話を耳にしておりましたので、てっきり民間より安い時給なんではないかと、そういうふう感じておりました。でも、実際応募さえあれば、特に何の問題もないのかなと、これについては思っております。分かりました。

それでは、3回目の質問なんですが、先ほどの答弁内容にありました、根本的な待機児童問題として、保育所が足りないことが要因であるため、保育所の新設に向け、取り組んでいるというふうにありましたが、これについては、町立なのか民間なのか、また、時期等についてはどうなのか、どのような計画となっているのでしょうか。

また、補助金の活用により、民間保育所では、29名の待機児童解消ができておりました。一方、

町では、派遣保育士委託公募に応募してもらうことができず、その補助金活用には至っておりません。待機児童対策が民間にできるということであれば、町にもできないことはない、というふうに思います。

益城町子ども子育て支援事業計画、地域支援の輪の中で、子どもとその保護者が益城町で子育てができてよかった、益城町で子育てがしたいと思ってもらえるような子育て支援が充実したまちづくりを目指すというふうにあり、町全体で子育てができる環境づくりに向け、子育て中の親だけでなく、町の宝、将来の夢である次代を担う子どもへの支援を行うとともに、若い世代が安心して子どもを産み、子育てをしたいまちづくりの推進をするというふうにあります。

計画書だけの言葉ではなく、本腰入れて待機児童対策に取り組んでいただきたい、そう思いますが、その考えはどうでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の二つ目の御質問の3回目の1点目、保育所新設の時期などについてお答えします。

保育所の新設につきましては、民間事業者への公募を実施する予定です。公募時期につきましては、当初予算成立後、速やかに行うこととしております。

次に、二つ目の御質問の3回目の2点目、町としてどのように待機児童対策に取り組むかについてお答えをします。

議員御指摘のとおり、町立保育所の待機児童対策としまして、令和3年度に新たに取り組みました、派遣保育士委託事業につきましては、応募がなく実績はありませんでした。しかし、従来から行っておりまして、町保育士としての会計年度職員の随時採用により、町立保育所では25名の待機児童の解消につながっております。子育て支援を重要施策と位置づける本町にとりまして、待機児童の解消は、議員御指摘のとおり喫緊の課題です。

今後も引き続き先進事例の取組などを参考に、保育士の確保をはじめ、様々な対策について、積極的に検討し、できるだけ早期に待機児童を解消できるよう取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。待機児童の問題には本当に困っておられる切なる声があります。早期対応をよろしくお願いいたします。

それでは、三つ目の質問の潮井自然公園について。

平成23年3月の公園化予算検証から11年、平成28年の熊本地震による布田川断層露見での天然記念物指定や震災遺構の保存等、影響もありましたが、ようやくここに来て、潮井自然公園像が少し想像できるような状態に近づいてきたような感があります。

また、これまで、阿蘇くまもと空港民営化等を見据え、このような観光資源を活用した地域交流人口の拡大、ひいては、本町の経済効果につなげるといった観光力への力入れを言ってきたところもあり、非常に私自身気になるところであります。

さて、昨年末に、潮井自然公園複合遊具設計設置工事公募型プロポーザルの審査結果が出てい

ましたが、それはどのような計画となっているのでしょうか。

また、これまで紅葉や大賀ハスなど、植栽をはじめ、水遊び場や釣堀など四季折々に、この場に人の足を運ばせる、もしくは足を運びたくなる、そのような提案がなされてきましたが、そういう声は忘れずにきちんと取り入れてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の三つ目の御質問の1点目、昨年末に潮井自然公園複合遊具設計設置工事公募型プロポーザルの審査結果が出ていたが、どのような計画となっているのかについてお答えをします。

潮井自然公園は、地元のコミュニティーの場として、地域に潤いを与えるとともに、議員の御質問にあるとおり、観光資源としても活用することで、交流人口の拡大やそれによる経済効果が期待できる、本町にとって大変重要な公園です。公園の本来の魅力である貴重な歴史や豊かな湧水に加え、熊本地震を契機として、国による布田川断層帯の天然記念物の指定や県による潮井神社の熊本地震震災ミュージアム構想への位置づけなどの新たな魅力が加わりますとともに、本町としても、四賢婦人記念館を移築するなど魅力の向上を図ってまいりました。

これらの魅力を最大限生かして、多くの方に訪れていただける公園とするには、行政の考えだけではなく、地元の方々の御意見や公園の利用者となる子育て世代、学校関係者、学生などの若い世代の求めるニーズを適切に取り込んで今後の整備を進めていく必要があります。

このため、庁内の若手職員によるワーキンググループでの議論を基に、地元の御意見をお聞きするとともに、専門家である熊本大学の御協力を得ながら、幅広い層によるワークショップを開催し、様々なお考えを聞かせていただきました。

今回、プロポーザルにより整備する大型複合遊具は、ワークショップにおいて設置の希望が高かった施設の一つであり、本町としても、町内外から注目され、より多くの方に公園を訪れてもらい、楽しんでいただき、また、愛着を持っていただくために、適切な施設であると考えています。

その具体的な計画ですが、まず、設置場所は、布田川右岸の四賢婦人記念館のあるエリアとしています。この場所は、公園入り口の駐車場に隣接する場所で、家族連れの方などが利用するのに適した場所であると考えています。また、四賢婦人記念館が設置されている場所より一段下がった場所に設置することで、保護者の方が一段高い上の位置から遊具を利用する子どもたちの安全確認などを容易にできる計画としています。

整備する遊具につきましては、幅広い利用が可能となるよう、小学校高学年から中学生程度までを対象とした施設のほか、小学校低学年から幼児も利用できる遊具も整備することとしています。

プロポーザルにおける審査では、これらの基本的な考えに沿っていることを前提に、周辺の景観や環境に調和しているか、耐久性にすぐれているか、維持管理が容易であるかなどの観点から審査し、選定を行ったところです。

次に、三つ目の御質問の2点目、これまで、紅葉や大賀ハスなどの植栽をはじめ、釣堀、水遊

び場など、四季折々にこの場に足を運ばせるための提案がなされてきたが、きちんと取り入れてもらえるのかについてお答えします。

先ほども申し上げましたとおり、潮井自然公園の整備に関しましては、若手職員を中心としたワーキンググループでの議論を基に、地元の御意見をお聞きし、公園の利用者となる幅広い層によるワークショップを開催し、様々な考えを聞かせていただいております。

これらの考えとともに、議員御質問の紅葉や大賀ハスなどの植樹や植栽、水遊び場の設置など、四季折々の自然を感じられるよう、これまでの提案内容も踏まえて、公園の整備を行ってまいります。

なお、整備に当たりましては、当初決めた計画内容でそのまま完成させるという考えではなく、例えば、今年度整備しました内容を踏まえて、地元との意見交換やワークショップを開催するなど、常に地元や利用者の意見をお聞きしながら、柔軟な発想で整備を進めてまいります。

こうした取組により、潮井自然公園が多くの方にその魅力を感じていただき、震災遺構の教育旅行に御活用いただくなど、地域の大切なコミュニティーの場であることはもとより、本町のにぎわいに大きく寄与する観光スポットの一つとして、四季を通して潤いとにぎわいのある公園となると考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 詳細に答弁いただきありがとうございます。

1点目のプロポーザルによる計画については、熊本大学等の協力を得ながら、幅広い層の様々な考えを聞きながらワークショップで設置する。要望の高かった施設の一つである大型複合遊具を設置するということですね。その基となったワークショップの開催に当たっては、庁舎内の若手職員等によるワーキンググループの議論を基に、一番大事な地元の意見も取り入れてあるということでした。

また、審査ポイント等については、一番重要と思えるような耐久性であったり、メンテナンス、こういったものであったり、そういったこともきちんと審査されているということで内容は分かりました。

2点目については、先ほど同様に、ワーキンググループでの議論を基にと、地元意見として、意見、そしてワークショップ開催による幅広い利用層の考えの聴取、併せて紅葉や大賀ハス、水遊び場など、四季折々に沿った、これまでの提案内容も踏まえて整備を行っていくということで分かりました。

また、答弁に、常に地元や利用者の方の整備内容に関する意見を聞きながら、柔軟な発想により整備を行っていくとありましたが、確かにそのとおりだと思います。造っても、造りっ放しでそのまま放置のようなものではなく、ぜひ、四季折々に、絶えず人に足を運ばせるような魅力のある公園、末永く地域に親しまれるような公園となるよう、そういった整備をよろしく願います。

それでは、四つ目の質問に移ります。

これについては、先ほど同僚議員からも質問がありまして、ほぼほぼ内容的には近いものでは

ありますが、一つの住民の方の声も含まれておりますので、いま一度よろしくお願いします。

では、四つ目の自治体対象建物災害共済の熊本地震災害見舞金について。

2月6日の熊日新聞記事に、市町村や広域連合が掛金を払い、加入している自治体が対象の建物災害共済事業から給付される熊本地震災害見舞金が大幅に減額され、益城町では8億8,000万円の減額という記事がありました。これについての対処はどうなっているのでしょうか。ちょっとこれはかぶってしまうんですけど。

また、毎年報告されている益城町の中期財政見通しがありますが、財政状況も非常に厳しい状態で推移しております。あくまで、災害見舞金という性質のものであるため、それをどの程度当てにされていたのか、当てにはされていなかったのか。これは分かりませんが、建物損害額の15%という規定があったようですので、何らかの影響が出るのではないかと思います。

見込まれる影響はどうでしょうか。

1回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の四つ目の御質問、熊日新聞掲載の災害見舞金、大幅減についての対処、また、それにより見込まれる財政への影響についてにお答えします。

まず、平成28年熊本地震に伴う被災した公共施設に対する災害見舞金につきましては、支払限度額とされている災害発生年度の前年度末の基金残高の5%を超えることとなりましたことから、給付率を15%から9.726%に引き下げるとの説明を受けたところです。

しかし、午前中の富田議員の質問にもお答えしましたとおり、過去の災害では、途中から率を引き下げることではなく、被災した自治体に等しく災害見舞金の給付が行われております。また、既に給付を終えた自治体に対しては、当初の給付率である15%から変更せずに返還も求めないということになっており、被害が大きく災害見舞金の請求に時間がかかっている自治体のみが減額の対象となっております。

本町としましては、同一の災害である平成28年熊本地震により被災した自治体間で災害見舞金の給付に格差が発生する今回のような共済事業の運営に対し、先月、私自ら全国自治協会理事長と面談し、強く改善を求めるとともに、文書でも要望を行ったところです。

その後、協会としても、外部有識者を中心とした検討組織を立ち上げられ、誠心誠意十分な検討を進めていくとの回答をいただきましたので、その状況を注視してまいりたいと考えております。

次に、財政への影響についてお答えをします。

毎年9月に作成し、報告をしています中期財政見通しにつきましては、災害見舞金の額の算定には、再建に要した費用の確定や協会による査定額が必要で、収入時期を見通すことが困難でありましたことから、収入の見積りには入れておりません。したがって、中期財政見通しでの収支がさらに悪化するような影響はございません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 町としては、全国自治協会理事長との面談を行い、強く改善を求める要

望を行ったということですね。また、協会としては、検討組織を立ち上げ、十分な検討を進めていくということなので、それを注視していくということですよ。分かりました。

記事の中で、取材に対する協会の回答が記述されておりまして、該当する自治体には丁寧に説明し理解していただいていると承知していると、そういうふうにくくられておりましたために、本町の対応が非常に気になっておりました。数字だけ見ると、15%から9.726%への引下げということではありますが、熊本地震という同一災害において、15%の満額給付が完了している自治体に対しては、その返還を求めないということであるならば、あくまで15%が基準ですので、本町の場合、記事にあったように、49棟中31棟については15%給付ですが、残りの18棟については4.81%の給付ということになります。

もしこれで、このまま線引きということになれば、申請は早い者勝ちという構図が成り立ち、被害が大きかったために、それだけ時間を要したということであっても、申請、そのプロセス、スピード感は適切であったのかと、そういった問題にもなりかねません。

ただ、見舞金という性質上、収入見積りに入れてないということですので、予算関係等、中期財政見通しに影響しないということがせめてもの救いかなというふうに思います。

いずれにしても、住民の方々に反映されるべき利益が逸失されてしまうことは絶対に避けなければなりません。全国自治協会の検討動向を注視するということではありましたが、検討結果を待つのではなく、このような理不尽な扱いに対しては積極的に声を上げていただきたい。減額対象となっている自治体は、本町以外に9市町村あります。協力して改善の要望を求め続けるべきだと思いますが、どうでしょうか。

2回目の質問といたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番上村議員の四つ目の御質問の2回目、減額対象となっている自治体と協力して、改善の要望を求め続けるべきと思うが、いかがかについてお答えします。

今回の災害見舞金の給付率引下げの提示を受けた自治体につきましては、議員御指摘のとおり、本町を含め10自治体となっております。その中で既に協会に対し、災害見舞金の給付率引下げに対する改善要望書などを提出した自治体は半数に上ると伺っております。

1回目の質問でも申し上げましたとおり、本町としましては、既に私自ら全国自治協会理事長と面談し、強く改善を求めますとともに、文書でも要望を行っております。

また、協会からは、外部有識者を中心とした検討組織を立ち上げ、今回の熊本地震の事案も含め、検討を行うとの連絡を受けております。そのため、現時点で重ねて関係自治体で協力して、要望を行うことは考えておりません。今後、協会での検討状況を注視しながら、その対応状況によっては、関係自治体との協力も視野に入れ、適切に対処してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 上村議員。

○3番（上村幸輝君） 分かりました。新聞記事にも、協会がいろんな案を模索して、年内には結論を出すというようなことが載っていたようです。とにかく、住民が理不尽な不利益を被ることのないよう切にお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 上村幸輝議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。2時35分から再開します。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時35分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西山洋一議員の質問を許します。

2番西山洋一議員。

○2番（西山洋一君） 皆さん、こんにちは。

今回も一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。特にまた、お昼後の一番厳しい時間帯でございます。声をちょっと大きめに、質問させていただきたいと思います。

それでは、今回は2点について質問させていただきます。

まず1点目は、企業誘致に関する問題について、そして2点目は健康づくり応援ポイント事業について質問させていただきます。

それでは、質問席に移させていただきます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1点目の企業誘致の推進について、3点質問をさせていただきます。

午前中の同僚議員からの質問内容と重複する部分が、質問内容、それから答弁の内容にも重複する部分が多々あるかと思いますが、よろしく願いをいたします。

まず企業誘致についてですが、TSMCが菊陽町へ進出が決まりましてから、新聞、それからネット関係で報道は非常に過熱気味であります。周辺の自治体におきましても、非常に慌ただしい状況になってきているのではないかというふうに思います。

そのような状況の中で、TSMC本体の話題は出るんですが、そのほかの関連企業に関する情報というのが、まだあまり見えていないというのが現状ではないかと思います。そのような中で、菊陽町やその周辺地域に関しては、もうTSMCが来ること自体で、雇用人数が1,700人ということで、もう既に交通渋滞が懸念されていると。そのような中、道路の整備も検討が進められているという状況であるかと思います。

また、県におきましては、大型工業団地を2か所建設すると予定しているという報道がありまして、半導体関連企業から工業用地に関する問合せが相次いでいるという情報が新聞等でも出ております。

そのような中でも、この関連企業の進出に関しては、詳細な情報というのは、そんなに報道されていないという状況かなというふうに思っております。

このような状況の中で、今、現段階で分かっている範囲で結構ですけども、周辺自治体を含めて、この関連企業の進出の状況がどうあるのかというのをまず教えていただきたい。

それから2点目の質問なんですが、こちら先ほど言いましたように、同僚議員との質問とは

とんどかぶってしまいます、重複してしまいますが、益城町におきましては、T SMCの菊陽町への進出の話が出る以前から、もう産業団地の整備に取り組んでおります。

さきの議会における一般質問でも、適地予算の現状について質問を申し上げましたけれども、現在、適地調査により最終候補地6か所を選定しているということから、3月までには絞り込みをするという御答弁をいただいております。そのような状況の中で、今、絞り込みができた段階の状況についてお伺いをいたします。

それと3点目の質問になりますが、産業団地の整備に関しましては、さきの議会におきまして、民間の開発動向とも連携をするというような町長答弁があったというふうに記憶しております。確かに、これからいろいろな事を進めていく上においては、これは個人的な考え方です。民間のほうスピード感であったり、コストパフォーマンス等々においてもたけているのかなというふうにも思いますが、この民間との連携というのは、具体的にどのようなケースを想定されておられるのか、教えていただきたいというふうに思います。

まず1点目は、T SMC関連企業の進出に関する情報。

2点目につきまして、産業団地候補地の最終絞り込みについて。

3点目につきまして、産業団地の整備に関して、民間との連携の考え方についてお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の一つ目の御質問の1点目、T SMCの菊陽町進出が決まってから半導体関連産業の周辺地域への進出の動向はどうなっているのかについてお答えをします。

関連企業の業種や規模、進出時期などの情報は本町の企業誘致、定住促進などの施策を検討する上で大変重要になります。このため、県や周辺市町村、有識者から積極的な情報収集に努めているところです。T SMCの進出報道以降、国内関連企業からの相談は確実に増えています。相談内容は半導体材料やメンテナンス製品などを保管、配送するための拠点確保に関するものが多くなっております。そのほかにも、材料や治工具などの製造工場や人材派遣会社に至るまで、様々な業種の企業から相談が寄せられている状況です。これら多くの企業がT SMCの稼働する令和6年末までの施設整備を検討されており、既に造成が終わっている産業団地や規制が少なく、短期間で開発可能な用地を希望されています。

本町におきましては、県の工業団地である臨空テクノパークに関心を持たれる企業が多く、製造業を中心に相談はあるものの、現時点で立地が決定したという情報は得ておりません。なお、台湾企業の進出可能性につきましても、県を通じて確認しておりますが、現在のところ、台湾企業からの進出相談はないと聞いております。

引き続き情報収集に努め、関連企業の誘致に加え、定住促進につながる施策を検討してまいりたいと考えております。

次に、一つ目の御質問の2点目、産業団地の候補地絞り込みと整備状況、スケジュールについてお答えします。

議員御質問のとおり、本町は企業誘致を熊本地震からの復興に向けた重要な柱の一つに掲げ、T SMCの進出が決定する前から、産業団地の整備に向けた適地調査を進めておりました。吉村議員の御質問にお答えしたとおり、適地調査において評価の高かったグランメッセ熊本北側をまずは第1候補として、現在、基本計画の策定を進めているところです。来年度以降、基本計画に基づき、基本設計、地権者説明、用地測量、各種規制の解除に向けた手続を行い、令和7年度の方譲開始を目指したいと考えております。

このグランメッセ熊本北側は益城熊本インターチェンジから近く、熊本市内や阿蘇くまもと空港へのアクセスも大変よい場所となります。このため、半導体関連を含む物流や製造業など、様々な企業に興味を持っていただけるものと考えております。

令和4年度からは、本町として初めて熊本県東京事務所へ職員を派遣しますとともに、庁内体制の強化を図り、産業団地整備と企業誘致の両輪を回していける体制を整えることとしております。これまで、私たちが先頭に立ち、企業誘致を進めてきたところですが、T SMCの進出により千載一遇のチャンスが訪れていますので、これをしっかりと捉えられるよう、さらに攻めの姿勢で職員一丸となって取り組んでまいります。

最後に、一つ目の御質問の3点目、産業団地の整備に関して、民間の開発動向と連携に関する具体的な考えについてお答えします。

産業団地の整備には多額の費用と労力がかかりますことから、このリスクを低減し、民間のノウハウを活用することは、行政にとってメリットがあると考えております。他の自治体では、行政と民間の連携や民間主体の事業に対する支援という方法で、産業団地の整備を進めている事例もあります。行政と民間の連携は、民間資金などの活用による公共施設などの整備などの促進に関する法律、いわゆるP F I法に基づく事業であり、現在、愛知県岡崎市で初めて産業団地の整備に適用されているところです。

また、民間主体の事業に対する支援につきましては、玉名市などが実施しており、一定の条件を定めた上で、民間の開発事業を募集し、費用の一部を支援されています。

いずれの方法にも一長一短がありますことから、行政主体での開発を基本としつつも、候補地に合った整備手法を採用することが重要です。そのため、現在策定を進めている基本計画において、各手法の評価を行っているところです。この結果も踏まえ、最適な手法を選択した上で、産業団地の整備を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 1回目の答弁ありがとうございました。

今、それぞれ御答弁いただきましたけれども、グランメッセ熊本の北側を今6か所の中から最終候補地として絞り込んで、これから法的な解除等手続に入っていくというお話でございました。

このグランメッセ熊本北側を最終候補地として絞り込んで、これから基本計画等が進んでいくものだというふうに思いますが、ただ、この適地調査におきましては、全体で6か所、適地を選出されていると思います。これも同僚議員の質問とかぶるところではありますが、残る5か所も、それなりに優良な候補地であろうというふうに思います。

まずは、先ほどの第1候補地を計画策定から入り、手続に進んでいくということでございますが、それから具体的に地権者もしくは地域関係者への説明等が始まるとした場合、残った5か所の候補について、今後、どのような取扱い、また、進め方を考えておられるのか、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の一つ目の御質問の2回目、残った5か所の候補地の今後の取扱いをどのように考えておられるかについてお答えします。

最終候補地に選ばれなかった他の候補地につきましても、適地として高い評価となっている場所があります。これらの場所につきましても、条件が整いえさえすれば、産業団地としての整備が可能になることも考えられます。TSMC関連をはじめとして、今後も、本町への進出を希望する企業からの相談は続くと考えておりますので、そうした需要に応えることができるよう、次の候補地の検討も継続し、産業団地の整備に係る財政負担や人員体制も考慮した上で、チャンスを逃さぬよう整備の可否を見定めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） ありがとうございます。

それでは、3回目の質問に移らせていただきます。

残りの5か所についても優先順位をつけて、次の候補地としての準備を進めていくということでございますので、ぜひ第1候補が、ポシャらないとは思いますが、ぜひ第2候補等にも早めに関心を持って準備をしていただきたいというふうに思います。

産業団地の整備については、取組方針については分かりました。

それでは、3回目の質問になります。

ちょっとこれまでの質問内容とは違った角度から企業誘致に関連して伺いたいというふうに思います。

熊本地震からの復興に向かう、これからの益城町をどのようにつくり上げていくかというのが、今後町民の皆様にとっても大事になってくる、興味のある事柄だというふうに思います。

さっきの町民アンケート結果も大分前にされたものですが、益城町において最も満足度が低かった3項目、これはまず1番目に安全な道路整備。2番目に商業やサービス業が少ない。3点目にスーパーや商店等の買物事情が悪いというふうなビッグスリー、益城町で満足度が低いビッグスリーというふうに私は思っておりますが、その中で、まず1番目の道路整備に関しては、今、街路事業によりまして、東西南北整備されております4車線、横町、木山の区画整理事業を含めて、この辺はこれが早く出来上がることを心待ちにしたいというふうに思います。

次に、企業誘致に関連するのは、次の2点目、3点目。商業やサービス業の充実、それから、スーパーや商店等の買物事情等についてでございます。将来、安全で住みやすく生活利便性に富んだ、配慮したまちづくりが必要になってくると思うものですが、地域住民の方々、私、若い人とかお年寄りの方にもよく話を伺ったりするんですが、例えば、東町にあるサンロードシティのようなスーパー、それから、あそこはユニクロですかね、衣料品店。それからホームセン

ター、そして、電気製品店が連なるような駐車場を広く持って、いつ行っても安心して車が止められて、安心して買物ができるような、そういう買物スペースがほしいと。益城町にあればいいなど。

ただ、益城町の状況を見ますと、住む上での立地条件については、非常に恵まれている町だとは思いますが、周辺市町村の状況から見ると、益城町に企業というか、商業施設等を誘致した場合に、今までもポツンとできて、いつの間にか潰れていたというようなケースが多々ありましたけれども、そのような状況にならないためにも、今回、適地調査を行っていただいた用地等を、場所にもよりますけれども、そういう商業地として利用できるようなところがあれば、ぜひ検討をしていただきたいというふうに考えております。

ただ、企業誘致、もしくは新たな商業施設を誘導していくとなりますと、道路整備が必要不可欠な条件であるというふうにも思いますので、まず、将来を見据えて、この道路網を中心として、商業地区の整備を進めていくことが、新たに進出してくる企業や商業施設にその環境を提供できるというのではないかというふうに思っております。

また、話は変わりますけれども、この商業地区として、益城町で以前から期待されておりますのが、東地区の土地区画整理事業地内において、商業地というのが計画されているのではないかとこのように認識をしております。この東地区土地区画整理事業が、計画が出来上がって早期に実現することが一番望ましいという思いではおりますが、もしかすると、この計画が進展しないという心配も私は思っております。

この東地区の土地区画整理事業にめどが立たないような状況となった場合には、この将来の益城町のまちづくりには新たな商業用地を選定する必要もあるのではないかとこのように思いますけれども、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の一つ目の御質問の3回目、商業地区や施設の整備についてどのように進めていくのか。また、東地区土地区画整理事業地内の商業用地の計画めどが立たない場合、新たな商業地区の設定を考えるのかについてお答えします。

現在、検討を進めている産業団地につきましては、益城町企業誘致戦略に基づき、製造業や物流業、研究開発系などの企業を誘致する方針としており、商業施設などは対象としておりません。しかしながら、商業施設などの誘致につきましては、本町として取り組むべき重要な課題の一つでありますことから、別途対応を進めているところです。

具体的には、今年度末策定予定の立地適正化計画と整合を図り、持続可能な都市運営を推進するため、市街化区域内の居住誘導区域と都市機能誘導区域において、都市機能の維持、充実を図るよう、商業施設などの誘致に向けた施策を検討してまいります。

また、益城台地東地区につきましては、当該区域の地権者を主体とした組合施工により、区画整理事業を行われているところです。事業認可の内容は、住宅系と商業系の街区を配置した計画となっており、商業施設の立地も予定したものとなっております。しかしながら、現在組合では、事業計画の事業推進方法について計画を見直し、事業計画の変更認可取得に向けて作業を行われ

ているところで、町としましても、早期計画変更の策定及び事業の推進に向けて、組合運営の技術的助言など、引き続き支援を行ってまいります。

なお、本町の大部分を占める市街化調整区域におきましても、商業施設などの立地が認められるよう、熊本都市圏の1市3町で構成する市街化調整区域活性化連絡協議会を通じて、県に対して、地区計画制度の見直しを要望しているところです。

こうした取組を通じて、町民の生活利便性を高めるとともに、新たな定住者の増加にもつながってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） 3回目の答弁ありがとうございました。

まさに、TSMCの関連で住宅地も必要になってきますし、このような施策というか、対応が必要になってくるのかなと思いますので、ぜひ前向きにお取組をいただきたいというふうに思います。

それでは、二つ目の質問に移らせていただきます。

2点目は健康づくり応援ポイント事業についてお伺いをいたします。

まず、健康づくりポイント事業はスタートして約2年が経過しようとしております。これは町民の皆さんの健康づくりの施策として定着しつつあるものかなというふうに感じております。町民の皆さんが自らの健康を気にかけて、健康増進を図るという目的で、元気に楽しく取り組んでおられる姿というのをよく目にすることがございますが、結果として健康寿命が延びていくというのは一番本人にとっていいものであるというふうに思っております。

そこで、この健康づくり応援ポイント事業への現在の参加者の状況、それから、本年度から熊本市の健康アプリに参加して、若い世代が取り組みやすいようにしていくということでありましたけれども、この若者の参加にどれほどこの効果があったのかお聞かせをいただきたい。

次に2番目の質問ですが、この健康づくり応援ポイント事業の参加者には500ポイントを達成するとすばらしい参加賞、そしてさらには、3月末において、抽せんで100名に町で使える商品券が当たると。これも、利用者から直接喜びの声というのを聞いております。

そこで、この500ポイントというのは、1回大体参加すると、20ポイントが付与されますけれども、一つの活動でですね。週1回活動されている方で、大体月4回から5回、1か月に大体100ポイント程度、大体半年程度で500ポイントがたまる。

そのような状況の中で、前回、質問で申し上げました、毎日ウォーキングをされているとか、しょっちゅうジムに通われて健康づくりをされているというような方であれば、1か月、2か月で500ポイントを達成してしまうということも考えられますので、そのような方たちが1年間継続して、将来に向けて健康を維持するために頑張って喜んでいただけるような施策の検討をお願いしておりましたが、この検討はなされているのかお尋ねをいたします。

まず1点目は、約2年経過した、この健康ポイント事業の参加者の状況と本年度から加入した健康アプリに若い人たちがどれだけ参加効果があったのか。2点目は、新たなポイントを起こして、楽しんでいただけるような施策の検討をされているのかお伺いします。よろしくお願いま

す。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の二つ目の御質問の1点目、令和3年度までの参加者の推移と若者の参加状況についてお答えします。

この事業は、健診による病気の予防や健康づくりの意識を高めることを目的に、町が指定する健康づくりに関する事業などへ参加したり取り組んでいただくことで、ポイントを付与するものです。500ポイントの達成者には、参加賞との交換、また、抽せんで100名には町内で使用できる商品券が当たるなど、楽しく、無理せず、気軽に健康づくりの習慣化を図っていただける事業となっております。事業への参加者は、令和2年度に966名、令和3年度には1,057名となっており、多くの方々に参加していただきました。

また、若者の参加状況につきましては、令和2年度に、30代1名、40代5名、50代8名の計14名であったものが、令和3年度には、10代3名、20代37名、30代58名、40代71名、50代75名の計244名に増加しております。これは、熊本連携中枢都市圏の14自治体が、熊本市が既に運用しているスマートフォンを利用した健康アプリに参加したことにより、若い世代への利用につながったことも要因ではないかと考えております。

今後も、健康づくり応援ポイントカードとアプリを併用しますとともに、引き続き周知に努め、利用者拡大を図ってまいります。

次に、二つ目の御質問の2点目、ポイント数に応じて喜んでいただける施策の検討は進んでいるのか伺うについてお答えします。

今年度で健康づくり応援ポイント事業は2年目となります。昨年度は500ポイントをためた方への参加賞として、手拭いを配布しておりましたが、今年度は、より実用性のあるものと考え、真空ステンレスタンブラーを配布しております。多くの方々から使い勝手がよいなどの御好評をいただいております。また、昨年度から引き続き、抽せんで100名の方に、町内で使える商品券を用意しており、3月下旬には発送する予定です。

今後も、参加賞や商品券のみならず、ポイント数に応じた魅力ある商品の提供など、目標達成時に喜びが得られるような施策も引き続き検討してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） ありがとうございました。今、答弁がございましたように、参加賞は手拭いからタンブラーに変わって、これは、いただいた方々から、先ほど言いましたように非常に好評を得ております。また、特に抽せんで1万円の商品券が当たると、当たった方からも「ああ、毎日しよってよかった」というふうな声をいただいておりますので、このように楽しみながら健康づくりができるという施策でありますので、ぜひ継続して前向きな取組をお願いしたいと思います。

ただ、ここでは、先ほど500ポイントはすぐたまってしまいうんじゃないかというお話をしましたけれども、この500ポイントの参加賞の申請時期が月別に分かっているのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番西山議員の二つ目の御質問の1点目の2回目、令和3年度の月別の参加賞交換者数についてお答えをします。

令和3年度の参加賞交換者数につきましては、交換期間の令和3年6月1日から令和4年3月1日までに341名の方が交換をされております。月別には、6月が17名、7月が26名、8月が22名、9月が30名、10月が50名、11月が25名、12月が50名、1月が58名、2月から3月1日までが63名となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西山議員。

○2番（西山洋一君） ありがとうございます。私は、もう少し前倒しといいますか、早い時期に申請があっているんじゃないかというふうに思っておりましたが、大体後半に集中しているということで、あまり早くポイントをためられる方はそんなにおられないのかなということを、今認識をいたしました。

ただ、先ほど言いましたように、毎日、ウォーキングとかジムとか、いろんな個人でされている、団体で活動される方は週に1回とかの人が多いかもしれませんが、そのような人もおられますので、ぜひ、この健康づくりの目標というのを楽しみながらできるような取組というのにも必要じゃないかというふうに思います。

ただ、今回の一般会計の予算書におきまして、健康づくりポイント事業にどれぐらいの経費がかかっているのかというのをちょっと見てみましたら、合計で約350万円の予算が計上されておりました。社会保障費等が、日本国全体でも、高齢化社会で年々増加する傾向にある中におきまして、この事業は健康寿命を延ばすということで、非常に将来の社会保障費の抑制も含めて、町民の皆さんの健康増進にとどまることなく、そしてまた参加される方々の人との交流が増加することで、今問題になっている認知症の予防、もしくは先ほども言いましたが、健康寿命の延長というようなことにも寄与する事業だと思いますので、ぜひ継続してやっていただきたいと思います。

ただ、先ほど人数をお聞きしましたけれども、全体が約100人程度増えている中で、若者が230人ほど増加しております。ということは、全体的には高齢者の方が減っているのかなということで、ぜひ高齢者の方々に、この事業のいいところの周知であったり、また、末永くポイントを頑張っためれば喜んでもらえるような、町長答弁にもありましたような施策も引き続き検討していただきたいということをお願いしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 西山洋一議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。3時20分から再開します。

休憩 午後3時09分

再開 午後3時20分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中川公則議員の質問を許します。

10番中川公則議員。

○10番（中川公則君） 皆さん、こんにちは。10番中川でございます。

今般、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。本日は最後の質問ですが、お疲れと思いますが、いましばらくのお付き合いをよろしくお願いいたします。

さて、コロナ禍の感染拡大が続く中、益城町でも罹患された方々には心からお見舞いを申し上げます。一日も早い終息を願うばかりでございます。

それでは、先に通告しておきました、新庁舎建設に伴うこれからの行政のサービスについて、まず1点。

2点目に、コロナ禍の現状についてということで2点目。

3点目に、町西部地区の大規模な区画整理事業に係る町の取組についてということで、以上、大きく3点について御質問をいたします。

それでは、質問席のほうに移らせていただきます。

それでは、まず1点目に、新庁舎建設に伴うこれからの行政サービスの在り方についてということでお尋ねをいたします。

現在、着実に復興事業の一つとして新庁舎建設が進んでおります。完成に向けて日々努力されておられることに敬意を表するところでございます。来年には、いよいよ新庁舎での業務がスタートするわけですが、特に、町民の皆さんに接する窓口や行政サービス、また、職員の皆さんの仕事の進め方なども大きく変化すると予想されます。

町民の皆さんにとって、今まで以上に利用しやすく、また親しみやすい窓口や行政サービスとして、今後の業務全体がどのように変わっていくのか。予想される状況で結構ですけれども、よろしく分かる範囲でお尋ねをいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

第1点です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番中川議員の一つ目の御質問、来年新庁舎での業務がスタートするが、町民の皆さんに接する窓口業務、行政サービスなど大きく変化すると予想される。今後、どのように変わっていくのかについてお答えします。

新庁舎の建設工事につきましては、関係者の皆様、周辺住民の皆様、そして議員の皆様の御理解、御協力のおかげをもちまして、順調に進んでおります。2月末の進捗率は32.1%となっております。予定どおり令和5年5月の開庁を目指しております。

新庁舎における窓口業務改善に向けた取組につきましては、平成30年3月に策定しました、益城町新庁舎建設基本構想基本計画に基づきまして、将来にわたって、効率的で質の高い町民サービスを柔軟かつ的確に提供することを可能とし、町民にとって親しみやすく、利用しやすい窓口となるよう検討を行ってまいりました。

平成30年5月には、その目標を達成するため、役場内に副町長を本部長とする新庁舎等建設推

進本部を組織し、下部組織としまして、窓口サービス分科会を設置し、質の高い町民サービスの実現のため、目標達成に向けた業務の調査分析を進めてまいりました。この分科会では、基本計画で掲げた基本理念、人に優しく、町民に親しまれる庁舎を実現し、かつ町民の満足度を高める窓口環境を整備するため、これまで総合案内機能の充実、ワンストップサービス窓口の整備、町民への親切な対応の三つの方針を掲げ、検討を行ってまいりました。

1点目の総合案内機能の充実につきましては、町民の方の出入りが多い場所に総合案内を設置し、誰もが迷わず目的の課に移動できるようなフォロー体制を構築するとともに、分かりやすいサイン表示、手続に必要な申請書の記載の支援、受付発券機システムの設置、申請書様式の見直しなど、手続の簡素化などを進めてまいります。

2点目のワンストップサービス窓口の整備につきましては、転入届や死亡届など、ライフイベントに係る手続の際、関連する手続申請書を窓口で一括して印刷し、手続漏れを防ぐなど、町民の方が二度手間にならないよう工夫をします。

また、ライフイベントに係る手続につきましては、各担当者がリレー方式で対応するなど、町民の方が最小限の移動で手続が完了できる窓口体制を整えてまいります。

3点目の町民への親切な対応につきましては、職員の接遇の一層の充実を図ることはもとより、新たに教育委員会事務局を1階に配置するなど、子育てに関する手続などをできるだけワンフロアで完結できるよう配慮するなど、利便性の高い配置を工夫することとしています。

さらに、子ども連れの方も安心して来庁できるよう、子ども関連の手続が多い窓口付近にはキッズコーナーを配備するほか、プライバシーに配慮し、安心して相談ができる相談ブースや相談室を整備します。

新庁舎建設に合わせた窓口業務の改善につきましては、このたび策定しました第5次益城町行政改革大綱におきましても、重要な取組事項に掲げており、令和4年度を試行期間として整備を進め、令和5年度の新庁舎開庁時にはスムーズに新しい窓口業務を開始できるよう万全の準備を整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中川議員。

○10番（中川公則君） 答弁ありがとうございました。

やはり最初のスタートのときが一番大事でございまして、先ほど言われましたように、ワンフロアで全て対応ができるような相談室とか子ども関係の癒やしの場とかをつくっていただいて、本当、役場が変わってきたなというような形で、イメージで頑張っていただきたいと思います。これからも協議会等を密にしながら、来年の5月といいますか、もうすぐ時期的に来るわけでございますけれども、負担のないような形で対応できるような形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、2点目の質問でございますけれども、コロナ禍の現状についてちょっと質問をいたします。

コロナ禍のまん延防止延長が続く中、役場窓口となるべく非接触をしたい、リモートでの行政サービス等を受けたいと希望される町民の皆さん方、特に若い世代の方の期待度は高いと思われ

ます。これは、行政のデジタル化を進める国のDX構想の推進とも連動するものと思いますが、町として、今後コロナ禍の中、今後どのようにデジタル化に取り組まれるのか、町長のほうにお尋ねをいたします。分かる範囲で結構でございます。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番中川議員の二つ目の御質問、コロナ禍の中、どのようにデジタル化に取り組むのかについてお答えします。

新型コロナウイルスの熊本県における感染状況は、1月からオミクロン株による感染が急拡大しましたが、まん延防止等重点措置が適用され、飲食店などに営業時間の短縮等が要請されたことなどにより、現在では、その勢いは弱まりつつある状況です。

本町におきましても、基本的な感染対策の要請に加え、3回目のワクチン接種を実施し、感染対策に取り組んでいるところです。

このようなコロナ禍の状況では、人と人との接触の機会を極力減らすことが感染対策に有効となりますので、役場における行政手続におきましても、オンラインなどでできるよう進めていかなければならないと考えています。デジタル技術を活用した行政事務の効率化や住民サービスの向上につきましては、国も強力に推進しており、本町では、令和4年度から、子育て関係や介護関係の各種手続について、マイナポータルを通じたオンライン手続が可能となる予定です。こうした国が推進する手続に加え、犬の登録申請や道路占用許可申請などの手続につきましても、運用開始に向けて準備を進めているところです。

なお、各種手続で本人確認が必要なものにつきましては、マイナンバーカードによる確認となりますので、オンライン化の充実と併せて、マイナンバーカードの普及促進にも取り組んでまいります。

また、町税や保険料、上下水道料などの支払いにつきましても、PayPayやLine Payでのスマートフォン決済を追加導入し、収納方法の選択肢を増やしたいと考えています。

これらの行政手続のほかにも、交流情報センターにおきまして、本年2月から電子図書館をオープンしており、図書館に出向くことなく、自宅などからスマートフォンなどを活用し、手続をすることにより、電子データ化された書籍を借りて読むことができます。このようなデジタル化の推進につきましては、コロナ禍におきまして、役場窓口などでの接触の機会を減らすための有効な環境整備であるとともに、町民の皆様の利便性を大きく向上させるものであると考えております。

今後も、ライフステージに応じた行政手続が手軽にできるような仕組みを構築するなど、町民の皆様が早期にこれらのメリットを享受できるよう、デジタル化の推進に努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中川議員。

○10番（中川公則君） 答弁ありがとうございました。

できる限り、スマートフォン決済とか図書館等の電子図書館の、決済とかと貸出しにつきましても、簡素化できる部分については、そういう形で簡素化しながら、行政サービス等を上げてや

っていただきたいと思います。特に若い方々は、役場に来て手続がどうのこうのという言葉が非常にございますけれども、できればリモート関係とかデジタル関係の手続等でできるような形のものを今後考えていかれるようお願いをいたします。

それでは、3点目でございますけれども、町西部地区の大規模な区画整理に関する町の実施についてお尋ねをいたします。

御存じのように、町西部地区につきましては、西部地区の面積23.2ヘクタール、住宅が予定されております400区画、計画人口が1,300人と予想されております。また、中地区におきましても、敷地面積8.2ヘクタール、住宅地160区画、計画人口の500人と予想されておりますが、今後の町西部地区、中地区、東地区も含めて、今後、住宅新築ラッシュとなるものと思います。大幅な人口増加が予想されるわけでございます。

このように、人口重心は、さらに西部寄りに傾いていくと思われませんが、新庁舎のスタートを機に、西部地域での行政サービスの利便性向上も必要であり、特に、惣領にあります保健福祉センターでの役場支所の活用等も含め、総合的に考えていく時期に来ているかとも思います。

全体的に考えてみますと、相当な人口が増えてくるということになりますと、インフラ整備等もそうでございますけれども、道路あるいは、いろいろとそれに伴って改良していく部分も出るかと思っておりますけれども、このことについて、町長の西部地区人口増加の問題について、今現在、どのように考えておられるのか、分かる範囲で御説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番中川議員の三つ目の御質問、町西部地区の大規模な区画整理事業による人口増加が見込まれる町西部地域での行政サービスの利便性向上についてにお答えします。

現在、本町の西部地域で進められている益城第1土地区画整理事業につきましては、いずれの地区も組合施工により事業を行っております。各事業の進捗状況ですが、まず、西地区では、令和3年5月から本格的な造成工事に着手し、約400区画、計画人口1,300人の住宅地を整備する計画となっており、令和5年度中の完成を予定されております。また、中地区につきましては、現在事業計画の変更認可を県に申請中であり、認可後の事業着手に向けて準備を進めているところで、約160区画、計画人口500人の住宅地を整備する計画となっております。

東地区につきましては、現在事業計画の変更を行うべく検討作業を行われているところで、当初計画では、計画人口1,800人となっておりますが、今のところ具体的な区画数などは決まっていない状況です。

いずれにしても、これらの事業が完成すれば、本町の西部地域である広安地域地区の人口がさらに増加することとなります。

議員お尋ねの行政サービスの利便性向上につきましては、今年度策定しました第5次行政改革大綱におきまして、四つの改革目標の一つに「行政サービスのさらなる向上・事務事業の見直し、より質の高い役場へ」を掲げております。その中で、行政手続のスマート化、益城版行政サービスのDX推進計画の策定及び実施、マイナンバーカードの利活用方法の推進などを定め、取組を始めているところで。

今後は、町民や事業者が行う申請、届出、報告などの行政手続のオンライン化を進め、役場へ出向くことなく、いつでも、どこからでも申請などができるようになることで、全ての町民の皆様の利便性の向上が図られるよう取組を進めてまいります。

また、新庁舎におきましては、総合案内やワンストップサービス窓口の設置など、来庁される方々が短時間でスムーズに行政サービスを受けられるよう、利便性の高い窓口体制の構築に向けて、現在詳細な検討を進めているところです。

併せて、第5次行政改革大綱におきまして、取組事項に掲げております、保健福祉センターへの役場支所の設置につきましては、現在、健康づくりの拠点施設となっている保健福祉センターへ支所機能を追加することで、各種業務への影響がないのか、費用対効果が見込めるのか、人員の配置が適正に行えるのかなど、様々な課題につきまして、多方面から検証を行い、慎重に検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 中川議員。

○10番（中川公則君） 答弁ありがとうございました。

私が思ってますのは、やはり惣領の保健福祉センターでの役場支所の活用という形も当然考えていかなければならないと思っております。非常に千七、八百人の方々が一遍にではございせんけれども、建築された方々が随時いろいろな手続等でほとんど毎日来られるような形になろうかと思しますので、役場支所機能がそこで満たされるように、ひとつ町長のほうにお願いをしたいと思っております。

これは益城町にとっては、非常に、民間の開発の土地区画整理でございますけれども、人口が増えて、益城町がいいなという形で居続けられることを私たちも切に望むわけでございます。そういうことで、人口増につきましても、いろいろ対応をお願いしたいと思います。

以上、私は大きな点の3点について御質問いただきましたけれども、建設的な御答弁をいただきまして、よろしく願いをしておきます。今後、益城町がますます発展できるように、お互いに頑張っていかなければならないと思っております。

以上、これもちまして私の質問を終わらせます。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 中川公則議員の質問が終わりました。

これで本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後3時41分

3 月 10 日（木曜日）

令和4年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和4年3月7日午前10時00分招集
2. 令和4年3月10日午前10時00分開議
3. 令和4年3月10日午後3時04分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 1番 木村正史議員
8番 甲斐康之議員
9番 榮 正敏議員
11番 野田祐士議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 木村正史君 | 2番 西山洋一君 | 3番 上村幸輝君 |
| 4番 下田利久雄君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 松本昭一君 |
| 7番 吉村建文君 | 8番 甲斐康之君 | 9番 榮 正敏君 |
| 10番 中川公則君 | 11番 野田祐士君 | 12番 宮崎金次君 |
| 13番 坂本 貢君 | 14番 中村健二君 | 16番 荒牧昭博君 |
| 17番 坂田みはる君 | 18番 稲田忠則君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 15番 渡辺 誠 男 君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 金 原 雅 紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 町 長 | 西村博則君 | 副町長 | 濱田義之君 |
| 教 育 長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 桶谷哲也君 |
| 土木審議監 | 持田 浩君 | 総務課長 | 塘田 仁君 |
| 企画財政課長 | 山内裕文君 | 福祉課審議員 | 荒木 薫君 |
| こども未来課長 | 水口 清君 | 健康保険課長 | 松永 昇君 |
| 産業振興課長 | 姫野幸徳君 | 都市計画課長 | 村上康幸君 |

都市計画課審議員	齊 藤 計 介 君	復興整備課長	米 満 博 海 君
新庁舎等建設課長	田 上 勝 志 君	学校教育課長	遠 山 伸 也 君
生涯学習課長	富 永 清 徳 君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、15番渡辺議員から欠席する旨の届出があっております。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問となっております。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に木村正史議員、2番目に甲斐康之議員、3番目に榮正敏議員、4番目に野田祐士議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、木村正史議員の質問を許します。

1番木村正史議員。

○1番（木村正史君） マスクを外させていただきます。おはようございます。1番木村です。
本日ここで一般質問を行えることに大変感謝いたします。

最近、テレビもあまり流れなくなっておりますパラリンピックですけれども、今月20日が最終となっております。アルペンスキーの大滑降や大回転でも、日本人の方が下半身不随になりながらメダルを授与されております。こちらのほうも応援していきたいと思っております。

本日質問させていただく内容は、町長のマニフェストにある「子育てしやすい益城町」について、2番、町の文化遺産の活用について、3番、新型コロナウイルスの3回目のワクチン接種と感染対策地方創生臨時交付金についてとなります。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それではまず、町長のマニフェストにある「子育てしやすい益城町」について伺いたいことがあります。

12月の定例議会において、3回目の町長選への出馬を表明されましたが、前回の選挙戦で町長選挙のマニフェストとして町長が特に力を入れてこられたテーマの一つに、「地域みんなで育てる子どもは町の宝物」ですが、私も、今後の益城町の発展のためにかなり重要なことと考えております。私自身、まだ高校生の子供がいます。子育ての中で感じたことを、必要と思うことを、来月から行われる町長選のマニフェストや3期目の町政に取り入れていただくと大変うれしく思います。

子育て世代が増えるということは、単純に人口増というわけでもなく、子育てをこれから行われる人、御夫婦、もしくは子育てを行われている保護者の方々は、食品や医療など消費量が高くなる傾向にあると思います。その需要を補うスーパーマーケットやサービス業、販売店への益城

町での支出が増えていくことも考えられます。また、これからの益城町の発展のためにも、子育てしやすい、住みやすい益城町、住みたくするような益城町にしていかなければなりません。

そこで、町長の3回目の挑戦に当たり、改めてその思い、決意をお伺いします。

続きまして、特に子育て世代の関心の高い待機児童の解消、放課後の子どもの居場所づくり、子育てを支える仕組み、居場所づくりなどについて、お伺いします。

まず、待機児童の解消についてですが、私の職場にも子どもを保育所に預けパートに来られている方々がいます。パート従業員の方は事業所にとって大切な戦力です。しかし、保育所が決まらず、働きに行けない方々もいます。先ほども申しましたが、子どもが生まれると、食料品や衣類、ほかにも買物が増え、家のローンや貯蓄などお金がかなり必要になってきます。そのためにも、待機児童ゼロを目標に頑張りたいと思っています。

また、放課後や休日の子どもの居場所づくりですが、両親ともにパートではなく正社員として働く保護者の方や、ひとり親家庭で正社員として働く方々もかなりいらっしゃいます。介護職や医療関係、販売店やサービス業、保険関係、3交代制の工場など、仕事が不規則で帰りが遅い、休日にも仕事でいない、休日にいたとしても夜勤明けで動けない、そういった職業の保護者は山ほどいます。そんな保護者のニーズとして、子どもたちの放課後や休日の居場所づくりが必要になります。

次に、子育てを支える仕組み、居場所づくりですが、誰でも子育てを行うのは初めてとなります。いろんな悩みをみんな持っています。子どもができる前にアパートで暮らしていたときは、御近所付き合いから遠ざかり面倒くさくて逃げたりすることもできました。仕事なども、周りとうまくいかなければ、辞めて転職することができました。しかし、結婚し、子どもができ、つのすみかとして家を建てた場合、PTA活動や御近所付き合いなど、逃げたり、途中でやめることはできません。引っ越したばかりで近くに相談する人もなく、逃げる場所もなかなかありません。

そういった方々が安心して相談できる場所、子育てを行う保護者を支える仕組み、居場所づくりなどについて、子育てを応援できる対策、新規事業を含め、充実・強化していこうとするものがあれば、教えていただきたいと思います。

最後になります。私にも、先ほど申しましたとおり、高校生の子どもがいます。高校生になり、医療費がかかるようになりました。うちの場合、小学校の頃に比べると、体調を崩したり、けがをする頻度は減りましたが、部活動でけがをする頻度は増え、けがも場合によっては「自転車での通学ができず、バスを使っています」とおっしゃる家庭もありました。

また、子どもが高校生になり、ほかにも何かとお金がかかるようになりました。学費や教科書が今まで無料だったものがお金が必要になり、また、制服や体操服も種類が増えます。ネクタイや冬用、夏用の制服で全く物が変わったりして、意外と出費が増えます。子どものふだん着もおしゃれになります。親が選んだものは着たくないと言います。とにかくお金がかかるようになります。

現在、益城町における子ども医療費の助成は中学生までです。高校生になった途端、いろいろ

とお金がかかるようになってきます。12月の定例議会において同僚議員の方より、子ども医療費の高校生までの無償化についての質問がありました。町長が検討を急ぐと答弁されましたが、結論は出ましたでしょうか。子育て世代もかなり注目していると思います。方向性だけでもお示しいただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和4年第1回益城町町議会定例会の4日目を迎えております。本日は一般質問ということで、4名の議員の皆様の質問をいただいております。

それでは、1番木村議員の子育てしやすい益城町についての質問にお答えさせていただきます。

1番木村議員の一つ目の御質問の1点目、町長の決意についてお答えします。

2期目のマニフェストの柱の一つに「地域みんなで育てる 子どもは町の宝物」を掲げ、これまで様々な取組を行ってまいりました。例えば、放課後や休日などにおける子どもたちの居場所づくりや、親同士の交流を促進する子育て広場の充実、小中学校におけるコミュニティスクールの導入、地域と一体となったキャリア教育の推進など、子どもたちの心身の健やかな成長を支え、子育て世帯の負担を軽減する取組を多面的に展開してまいりました。

それらの成果もあり、子育てしやすい町という評価をいただいておりますが、一方で、町の復興に伴う人口増加や、共働き世帯の増加による保育ニーズの増加などから待機児童問題を解消できていないなど、道半ばの取組があることも事実です。

そこで、3期目の挑戦に当たりましては、“ワンランク上の子育てしやすい町”をキーワードに掲げ、単に保育環境を整えるだけではなく、保育所や放課後の子どもの居場所などの質を高めることや、産前、産後、子育ての切れ目ない支援制度の構築、小中学校における教育水準を高めることなどにチャレンジしたいと考えております。

子育てや教育はまちづくりの基盤であり、これらの環境を充実させることは、将来に向けた大事な投資だと考えております。本町で子育てしたいと誰もが思えるようなまちづくりを強い決意をもって進めてまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目、子育て世代への取組についてお答えします。

子育て世代の関心が高い、待機児童の解消につきましては、保育士の確保が重要でありますことから、予備保育士雇用事業及び派遣保育士委託事業に取り組み、解消を図りました。派遣保育士委託事業につきましては、派遣事業者から応募がなく保育士確保には至りませんでした。予備保育士雇用事業につきましては、認可保育所5施設で計29人の児童利用が行われるなど、待機児童の解消に一定の成果が上がったものと考えております。

しかしながら、現時点で81名の保留児童がいることや、今後さらに保育所のニーズが高まっていくことを考慮し、保育所の新設にも併せて取り組んでおります。既に子ども・子育て支援事業計画の見直しに着手しており、さらに令和4年度当初予算案には、新たに民間保育所の施設整備を支援する保育所等整備交付金を計上しております。できるだけ早期に保育の受皿を拡充できるよう、取組を進めてまいります。

また、子どもの居場所づくりにつきましては、これまでも、放課後児童クラブの設置や、全小学校における放課後子ども教室事業としてのそろばん教室、中高生向けのコワーキングスペースの開設などに取り組んでまいりました。しかし、近年のコロナ禍の影響によるイベントの中止や外出自粛などによって、子どもが健やかに過ごせる機会が減っているように感じております。これまで以上に居場所づくりの必要性を認識しているところです。そのため、これまでの取組をさらに充実させるとともに、子育て支援や居場所づくりに意欲のある民間事業者と連携しながら、こども食堂などの新たな居場所づくりに取り組んでまいります。

また、来年度の新規事業として、子育て世代包括支援センターを保健福祉センター内に開設します。妊娠から出産、就学前までの様々な段階に応じた子育て相談にワンストップで対応できるようになり、切れ目のない支援が可能になります。また、親子の日常の生活状況や困りごとなどを把握しやすくするため、特に支援が必要と思われるケースの早期発見も期待できます。保健、医療、福祉の関係機関との連携を深め、包括的な支援を展開できるよう努めてまいります。

最後に、一つ目の御質問の3点目、高校生までの子ども医療費無償化についてお答えします。

令和3年12月定例会におきまして、子ども医療費の助成対象を高校3年生まで拡大した場合、助成額は年間2,500万円程度増加すると試算し、答弁したところです。子育てしやすいまちづくりを目指す本町としましては、子どもの健康に対する親の不安解消や家庭の経済的負担の軽減を図る上でも必要であると考えており、具体的な検討を進めているところです。

今議会に上程している令和4年度当初予算案はいわゆる骨格予算となっていますため、6月議会において改めて高校生までの子ども医療費無償化に必要な予算を提案させていただき、秋頃からの助成開始を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木村議員。

○1番（木村正史君） 1回目の答弁ありがとうございます。

決意として、3期目の挑戦に当たっては、“ワンランク上の子育てしやすい町”をキーワードに挙げ、単に保育環境を整えるだけでなく、保育所や放課後の子どもの居場所等の質を高めることや、産前、産後、子育ての切れ目のない支援体制の構築、小中学校における教育水準を高めること等にチャレンジしていきたいとのことでした。子どもへの教育・勉強は未来への投資に本当につながってくると考えております。私も同じように考えておりますので、こちらのほうはよろしく頑張ってくださいたいと思っております。よろしくお願いします。

また、子育て世代への取組について、待機児童の解消ですけれども、予備保育士雇用事業については、認可保育所5施設で29名の児童の利用が行われるなど、待機児童の解消に一定の成果が上がったとのことですが、これは私も、9月定例議会のほうで聞かせていただきまして、すばらしいことと思い、議会広報のほうにも書かせていただいたと思います。しかし、3月の時点で81名の保留児童があったことや、今後、保育所のニーズが高まっていくことなどを考慮し、子ども・子育て支援事業の計画を見直し、令和4年度当初予算に保育所等整備交付金を計上していただくとともに、令和5年度の保育所の新設に向けて取組を行っていくということでした。4月1日時点だけでも待機児童をゼロにできるように頑張ってくださいたいと思っております。

続いて、子育てを支える仕組みや居場所づくりについてですけれども、来年度の新規事業として、子育て世代包括支援センターを保健福祉センター内に開設します、妊娠から出産、就学前までの様々な子育ての相談にワンストップで対応できるようになり、切れ目ない支援が可能になるとのことでした。こちらのほうも、やはり、新しく益城町に住もうとされる方、そういった方の後押しになればと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問となった高校生までの医療費無償化についてですけれども、こちらは本当に来年度、大丈夫なのでしょうか。こちらについてだけ、もう一度町長のお答えをよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番木村議員の2回目の質問にお答えします。

子ども医療費につきましては、まだまだ骨格予算ということで、肉付け予算の中でまた提案されて、皆さん方に議案として上げさせていただきますので、よろしくお願いいたします。進める方向で考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 木村議員。

○1番（木村正史君） ありがとうございます。子どもを持つ親として、これは大変うれしく思います。できる限り実現できるように頑張っていたきたいと思います。

続いて、次の質問に移りたいと思います。

町の文化遺産の活用についてお伺いします。

昨年、私の家から二、三百メートルぐらい離れた場所にできた災害公営住宅の建築場所から、弥生時代の土器が出土しました。私にとってその遺跡は何の関係もなく、利害も全くありませんが、なぜかしら誇らしく感じ、うれしく思いました。家族や御近所の方も同じような感じです。また、九州自動車道の工事のときにも何か所も遺跡が発見されました。

このように、益城町は古くから栄えた地域であり、ほかにも、民間の方の寄附や寄贈された貴重な資料を含め、かなりの遺産の集積があると聞きます。これらは現在、旧校舎の古い建物に保管されているようですが、空調管理の手狭さと課題があり、建物自体の解体も迫られ、近い将来に行き場を失うおそれがあります。しかし発想の転換をして、集積された文化遺産を適切に調査・保存し、積極的に町内外の人に展示・公開することで、町民の知的好奇心に応えるばかりか、地元の歴史に触れ、地元への愛着が強くなることはとても大切なことだと思います。

益城町で育った子どもたちが、大きくなり都会へ出ていった後、益城町を思い、自らの故郷を誇りに思えることは、ふるさと納税やUターン就職など、目に見える利益以上にいろいろ益城町のためになることがあると思われます。また、工夫次第では、交流人口を呼び込む拠点にもなり得ると思います。この点について、町長のお考えをお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 1番木村議員の二つ目の御質問、町の文化財の活用について、まず、益城町は古くから栄えた地域であり、民間から寄附や寄贈された貴重な資料を含め、かなりの文化財の収蔵があると聞いているがについてお答えします。

本町の記録は、古くは奈良時代の文献に見られ、地理的要因から交通の要衝として栄えた地域であり、豊かな歴史と文化が形成されております。本町の歴史や文化につきましては、埋蔵文化財発掘調査の成果や益城町史編さん事業、古文書等による文献調査で明らかになっているところでございます。

本町では、これまでの埋蔵文化財発掘調査による出土遺物や、町史編さん時に収集された古文書、熊本地震により新たに発見され、町民から寄贈・寄託された歴史資料など、貴重な文化財を数多く所蔵しております。また、町民から寄贈された古文書の中には、豊臣秀吉や加藤清正の貴重な資料も含まれ、日本史上において大変重要な歴史的事象が本町に存在していたことがうかがえます。

次に、文化財は旧校舎の古い建物に保管されているようであるが、空調管理や手狭さという課題があり、近い将来行き場を失うおそれがあるのではないかについてお答えします。

現在、町所蔵の文化財につきましては、旧中央小学校特別棟に収蔵しております。当該建物には電源がないことから、照明器具、空調機器、セキュリティー設備が使用できず、保存環境に注意を払う必要がある文化財につきましては、熊本県教育委員会の協力により、熊本市南区城南町にある熊本県文化財資料室や、宇城市松橋にある熊本県博物館ネットワークセンターに収蔵しております。今後も、復旧・復興に伴う公共工事等により、埋蔵文化財発掘調査による出土遺物はさらに増加することが予想されます。また、議員御指摘のとおり、複合施設の建設に伴い、現在収蔵している建物の解体も予定されているため、これら貴重な文化財をどのように収蔵していくのか、その在り方について検討を急いでまいります。

最後に、収蔵された文化財を適切に調査・保存し、積極的に町内外の人々に展示・公開することで、町民の知的好奇心に応えるばかりか、工夫次第では交流人口を呼び込む拠点にもなり得ると思うがについてお答えします。

文化財を発掘し、その価値を見だし、展示等による公開活用を行うことで、町内外へ広く発信し、町民の郷土愛醸成に寄与することは、町として重要な責務であります。教育委員会では、文化財の公開活用事業として、令和元年度より、交流情報センターミナテラスにおいて、期間限定の企画展示「刻のかけはし展」を実施しております。期間中は町内外から多くの観覧者があり、復旧・復興に伴う文化財公開活用の好事例として、文化庁からも高く評価されております。また、今年度は企画展示に併せて、親子で文化財に親しむイベントとしまして「まが玉づくり教室」を実施しました。このイベントも大変好評で、町の文化財に対する子どもたちの関心が高まるきっかけにつながったものと考えます。

これら事業に対する参加者の反応やアンケートの結果から、町民の文化財に対する興味関心は高く、いつでも気軽に文化財に接することができる常設展示へのニーズは高いと感じております。また、議員御指摘のとおり、町外からの交流人口の拡大の拠点としても期待できることを踏まえながら、今後文化財の収蔵、展示施設の整備について検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木村議員。

○1番（木村正史君） 御答弁ありがとうございます。

こちらの文化遺産の活用について、私も一般質問のこの文章をつくるときに、もっともっと知りたい、益城町のことをもっと知りたいなと思い、少しだけでもと思いまして、飯田山常楽寺、朝来山の福田寺などについて、少し調べてみました。常楽寺のほうは、ネットで調べるとかなり情報が出てきます。しかし、朝来山の福田寺については全く情報が出てきません。図書館に行って調べてみないとほとんど分かりません。調べてみるとやはり歴史はかなり古く、鎌倉時代からかなりの方が、あちらのほうの山に登って、福田寺のほうに登られていたということまでは分かりますが、その後、私も何度か登りましたが、遺跡等は全くなく、山の山頂にも、多分家が建っていたらと思うような敷地はありますけれども、整備もしてなく、木も切ってなく、山に登る道も分け入って登らないと登れないような状態です。かなりもったいないと思いますし、多分、福田寺のほう調べて古い歴史があるような気はするんですけども、なかなか調べることができませんでした。

もっともっと益城町について知りたいと思いますし、益城町の歴史についても知りたいと思います。もっと益城町は文化展示について、その設備について、頑張ってもいいのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、新型コロナウイルスについて質問させていただきます。

新型コロナウイルスについて質問ですけれども、これは私は自分で調べまして、2年前の9月に初めて質問させていただきました。そのときには8月に初めて益城町で陽性者が出たということもあって、そういった方の精神的な被害が起きないようにということでお願いしたかと思えます。また、去年の9月にも同じように一般質問をさせていただきました。

今回3回目のワクチン接種と同じ時期になりましたので質問させていただきますけれども、まず1点目、現在、3回目のワクチン接種が行われていますけれども、接種状況についてお伺いします。何割程度の接種率になりますか。できれば年代別に接種状況をお願いいたします。

続きまして、ワクチン接種も3回目となり、もう打たないと思っている町民の皆さんもいらっしゃるかと思います。私も仕事場で話を聞くと、「できれば打ちたくない」「ワクチン接種後に仕事ができなくなって、あまり打ちたくない」という方も多くいらっしゃいます。しかし、「やっぱり仕事柄打たなければならないのであれば、会社から言われれば打ちます」ということなんですけれども、そういったこともあり、3回目のワクチン接種が少なくなるかと思えますけれども、ワクチン接種はいつ頃までに終了予定でしょうか。

3番目に、第5波のコロナウイルスワクチンの接種を行っていますが、第6波、第7波については、どういうふうにお考えですか。町長のお考えをお伺いします。

最後に、感染症地方創生臨時交付金について、本年度行った事業支援についてお伺いします。また、今後の支援についてどういうお考えをお伺いします。

以上、4点お願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番木村議員の三つ目の御質問の1点目、3回目のワクチン接種状況に

についてお答えをします。私自身も3回目を先月、モデルナで打ったんですが、少し腫れたかなという程度で何事もなく終わったんですが、また進めているところです。

まず、3回目のワクチン接種は、18歳以上で、2回の接種後6か月を経過した方を対象として実施しております。令和4年3月3日現在の接種率は、全人口の21.8%です。

年代別には、65歳以上の高齢者が対象人口の55.0%、60歳から64歳が12.5%、50歳代が12.8%、40歳代が12.5%、30歳代が10.2%、20歳代が6.9%、18歳から19歳が1.4%です。若年層では、まだ2回目から6か月が経過していない方も多いため、接種者が少ない状況です。

なお、ワクチンの予約状況につきましては、モデルナ社製のほうが比較的予約が空いているため、接種しやすい傾向にあります。

次に、三つ目の御質問の2点目、3回目接種の終了時期についてお答えします。

国は新型コロナワクチンの接種の実施時期を令和4年9月30日までとしております。現在、1回目と2回目の接種も継続しており、2回目を終了した方で6か月を迎えられる方は、9月末までに3回目接種を実施することになっております。

最後に三つ目の御質問の3点目、今後の対策についてお答えします。

3回目のワクチン接種につきましては、町内医療機関と継続して連携しますとともに、町民の皆様には交互接種への御理解や、県民広域接種センターでの接種を御検討いただきながら、速やかな接種を進めてまいります。しかしながら、ワクチンは、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果が確認されているものの、ウイルスの変異による影響もあり、100%感染を防ぐものではございません。今後も引き続き、町民の皆様には基本的な感染防止対策を継続していただくようお願いするとともに、町としまして、町内の施設等における感染対策の徹底を図ってまいります。

最後に、三つ目の御質問の4点目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、今年度行った事業支援と今後の支援につきましてお答えします。

当該交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援などを目的として、国から各地方公共団体へ交付されるものです。今年度は本町に対しまして2億1,535万6,000円が交付されることになっており、この財源を基に、これまで24の事業を適時適切に実施してまいりました。

主な事業としましては、感染症対策として、福祉施設などへの非接触型体温計や検査キット購入等に対する支援、高齢者のワクチン接種会場への移動を支援するためのタクシー券配付額の上乗せなどを行いました。また、困難な状況にある方々への支援としまして、町出身大学生への3万円の直接給付や、プレミアム付商品券の発行に加え、コロナ禍での起業や業態転換、事業拡充にチャレンジする事業者などへの支援などを幅広く行ったところです。さらに、町の未来につながる施策として、町図書館への電子図書の導入や、地域サロンへのICT機器導入などにつきましても取り組みました。

次に、当該交付金を活用しました今後の支援につきましてお答えします。昨年12月に成立しました国の補正予算におきまして当該交付金が積み増しをされており、本町に対しまして1億

6,790万8,000円が追加で交付される予定です。この財源に関しましては、全額国で繰り越され、令和4年度予算としての活用を見込んでおります。国から示された交付金の使途につきましては大きな変更があっておりませんので、これまで同様に、感染症対策、困難な状況にある方々への支援、町の未来につながる施策の三つの柱を軸としながら、ポストコロナを見据えた中長期的な視点で支援策を検討しているところです。

具体的には、まず、営業時間の短縮や外出自粛により大きな影響を受けている飲食店などの事業者や生活困窮者の皆様への支援が最も重要であると考えています。これまでに実施しました事業を検証し、住民のニーズが高かった施策や、効果が高かった施策につきましては継続しますとともに、新たな事業の実施についても検討してまいります。

さらに、コロナ禍において接触の機会を減らすことが求められていますが、スマートフォンやタブレットの普及や、これらを活用しました電子決裁や電子申請の推進は、町民の皆様の利便性を大きく向上させるものであり、ポストコロナ社会においても大変有用なものです。そのため、町では各種手続の電子申請対応や公共料金等のスマホ決済に向けて具体的な検討を行っているところです。次年度も、本町の実情に応じた支援策を展開できるよう、知恵を絞りながら検討を進めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 木村議員。

○1番（木村正史君） 1回目の答弁、ありがとうございます。

ワクチンの接種ですが、接種状況についてお伺いした件ですけれども、18歳以上、2回目のワクチン接種後6か月を経過した方を対象として、3月3日時点で、全体では21.8%、65歳以上で55%、60歳から64歳までで12.5%、50代で12.8%、40代12.5%、30代10.2%、20代6.9%、18歳から19歳が1.4%とのことでした。私自身、介護施設の職員として働いておりますので、多少優遇され早くなっておりますが、3月3日以降に3回目のワクチン接種というふうに来ておりましたので、多分65歳以上の方がほとんどで、あと12.5%というのは医療関係者と介護施設の職員だけであるかと思います。これから年齢が下がっていくと、やはり打たずにおこうという方も増えるかと思いますが、ワクチン接種が有効であるということについては、やはり啓発していく必要があるかと思います。

続きまして、ワクチン接種の終了ですけれども、9月30日までにということです。

また、3回目のワクチン接種の第6波、第7波について、町長のお考えですけれども、そのとおり、やはりコロナウイルスに関しては持久戦となっております。今後も変わることなく同じように対策していくことが必要かと思います。

最後に、感染症対応地方創生臨時交付金については、本年度、よろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、最初の子育て世代のほうで、コロナ禍の影響によるイベント中止で、外で遊べる場所の減少等について少し答弁がありました。子どもが健やかに過ごせる機会が減っているように感じておりますということで、惣領に新しく公園を造るのが本年度の予算に載っておりますけれども、大変すばらしいことだと思います。

益城町には公園がありません。私なども公園の話をする、「田んぼで遊ぶとよかたい」みた

いな感じで言われる方もいるんですけども、そうそう田んぼでは遊べないんですよね、実際子どもというのは。やはり芝生の生えた公園で遊べる場所をつくることが大変大事かと思います。益城町もテクノロジーパークなどありますけれども、あちらに休みの日に行ってみると分かると思いますけれども、御家族が小さい子どもを連れて顔で楽しんでおられます。ああいった場所がもっと近くにあれば変わってくるかと思いますので、そちらのほうも今後頑張っていたきたいと思います。

以上にて私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 木村正史議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。10時50分から再開します。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時50分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、甲斐康之議員の質問を許します。

8 番甲斐康之議員。

○8 番（甲斐康之君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の甲斐康之です。ロビーにてモニター画面で傍聴されている皆さん、おはようございます。

益城町の新型コロナウイルス感染者が連日 2 桁で推移しています。今年の 1 月から本日まで、感染者が 950 人を超えています。本当に危機的状況にあります。国内で大流行しているオミクロン B A. 1 株から、さらに感染力の強いステルスオミクロン B A. 2 株と言われる変異株に、今月にも置き換わろうとしています。ますます感染拡大防止に努めなければなりません。

国外に目を向けると、ロシアによるウクライナ侵攻により、双方でかけがえのない多くの命が奪われています。プーチン大統領は、核兵器による威嚇をにおわすなど、非人道性をあらわにしていることで、ロシアによるウクライナ侵攻を国連憲章違反だと断定し、国連総会で 141 か国の賛成で非難決議を採決しました。ロシアに対する経済制裁が行われています。今、原油をはじめ、食料品の値上げが連日のように報道されています。春が近いのに、ますます私たち庶民の生活は厳しい冬再来と言わざるを得ません。

では、今議会での質問は、1 問目、全国自治協会が運営する建物災害共済事業の災害見舞金が減額された件について、2 問目、子育て世代へのさらなる支援拡充を求める、以上、2 問について質問を行います。

それでは、質問席に移ります。

それでは、質問に移ります。1 問目、全国自治協会が運営する建物災害共済事業の災害見舞金が減額された件について質問いたします。

この質問は、昨日 2 名の同僚議員が同様の質問を行っていますので重なる部分があるかと思いますが、よろしくお願いいたします。本日の熊本日日新聞にも、この件について、昨日 2 名の同

僚議員が質問を行ったと、本日は1名が予定していると、こういう記事が載っています。非常に関心を持たれている内容だと思います。

先月の2月6日、地元紙の1面で「自治体共済災害見舞金大幅減 県内10市町村 益城町は8億8,000万円」、3面では「自治体減収 住民に不利益も」と大きく報じられています。特に益城町は名指しで報じられていたため看過できない記事であります。記事を読んだ町民の方からは、「どういうことか尋ねてほしい」、このような声も上がりました。私自身このような共済事業があるということを知らなかったのも、町民の皆さんに周知をさせ理解を深めるために、質問として取り上げた次第であります。よろしくお願いします。

この建物災害共済事業について調べてみました。この事業は、全国自治協会、理事長は荒木泰臣嘉島町長ですが、自治体が所有する建物、工作物、動産などの財産が火災や雷、風水害により被災すれば共済金を支払うこと、地震の場合は対象外であるが、災害見舞金として、被災自治体に決められた額を給付するとあります。74年前の1948年から事業化されているようです。建物災害共済業務規程によると、地震災害の見舞金の総額は、前年度末現在の基金積立金の額の5%を支払い限度額として、その中から建物の損害額の15%を見舞金として支払うとあります。

新聞報道によると、地震の翌年の2017年度は規程どおりの15%を給付したが、その後、申請が相次ぎ、被害額を調査した結果、見舞金総額が限度額を超えることが判明したとして、益城町を含む県内10市町村に、給付が終わっていない約80棟について引下げを提示したとあります。益城町では、申請した49棟のうち31棟は規程の15%給付を受けたが、残り18棟は引下げを提示され、規程の3分の1以下の4.81%を示されたとあります。

そこで、次の4点について伺います。

1点目、町はこの共済にいつから加入し、年間の掛金はどのぐらいか。今までに共済金や見舞金の給付を受けたことがあるか。

2点目、報道では、町が申請した49棟のうち31棟で規程の15%給付を受けたとあるが、給付額は幾らで、何年度の決算書に計上されているか。

3点目、申請のタイミングで不公平が生じている、規程の見直しが必要という専門家の指摘もあります。町はどう考えるか。

4点目、今後、規程どおりの給付を受けるべく自治協会と交渉を行う考えがあるか。この点について、町民の方に周知・説明をすべきである。

以上どのように考えるか、4点について伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の一つ目の御質問の1点目、町はこの共済にいつから加入し、年間の掛金はどのぐらいか、今まで見舞金を受けたことはあるのかについてお答えをします。

本町の建物災害共済事業への加入につきましては、制度発足が町制施行前の昭和23年4月となっておりますので、当初から加入しているものと考えております。また、年間の掛金は、今年度が81棟で約912万円となっております。

これまで見舞金を受けたことがあるのかにつきましては、災害見舞金は地震災害による損害に

対して給付されますことから、これまでに災害見舞金を受けたことはございません。

次に、一つ目の御質問の２点目、報道では、49棟のうち31棟で15%給付を受けたとあるが、給付額は幾らで、何年度の決算書に計上されているのかについてお答えします。

これまでに給付を受けた災害見舞金の額は、令和元年度が384万3,914円、令和２年度が1,063万3,654円、令和３年度につきましては、現在までに４億8,973万7,226円が給付されております。なお、令和元年度、令和２年度につきましては、それぞれの決算書におきまして、歳入、諸収入の雑入に計上しております。

次に、一つ目の御質問の３点目、申請のタイミングで不公平が生じている、規程の見直しが必要との専門家の指摘もある、どう考えるか。４点目、今後、規程どおりの給付を受けるべく交渉を行う考えはあるのかについてお答えします。

今回の災害見舞金の給付率の引下げにつきましては、協会の規程に基づくものであるとの説明を受けたところではありますが、東日本大震災では、当初から給付率を引き下げた上で給付が開始されております。しかし、災害見舞金の支払い限度額である基金残高の５％を超える支払いとなった後も、途中で給付率を引き下げることとはせず、ひとしく被災自治体に給付が行われていると伺っております。

熊本地震では、本町のように被災が甚大であるがゆえに、災害見舞金の請求に長期間を要している自治体もあり、請求時期により給付率が大幅に減額されることは、共済制度の相互救済の趣旨からも逸脱するものであると考えております。

こうした、同一の災害で被災した自治体間で給付に格差が発生することとなる今回のような不公平な共済事業の運営に対し、先月、私自ら全国自治協会理事長と直接面談し、強く改善の要望を行いますとともに、要望書についても提出したところで。

今回の給付率引下げの提示を受けた各自治体からの要望を受ける形で、協会としては今後、外部有識者を中心とした検討組織を立ち上げ、誠心誠意、十分な検討を進めていくということです。その検討状況を注視してまいりたいと考えております。

また、この件について町民に周知・説明をすべきとの点につきましては、今後の災害見舞金の給付に係る協会の対応状況を見ながら、町民の皆様に必要な情報を分かりやすく届けられるよう検討を行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○８番（甲斐康之君） １回目の質問について答弁いただきました。

１点目の、建物災害共済事業には事業発足時から加入している。年間の掛金は81件分で912万円となっている。結構毎年掛金を掛けているんだなというふうに思います。さらに、これまでに災害見舞金は受けていないということでした。

２点目の給付は、31棟で15%給付を受け、見舞金は、令和元年度から令和２年度の２年間で約1,447万円の給付を受けている。それぞれの決算書に雑入として計上している。令和３年度は、約４億8,900万円の給付を受ける予定で、決算書には雑入として計上予定であること。これ、前の決算書を見たんですけれども、ちょっと分かりませんでした。非常に金額的には小さかったの

で、別に書くことはないんだろうと思いますが、今回3年度については4億8,000万円でありますので、ぜひ掲記していただきたいと思います。

3点目と4点目は、益城町のように、被害が甚大で申請までに期間を要したことで、給付が引き下げられたことは不公平である。町長が直接全国自治協会理事長と面談をし、改善要望書を提出した。町民の方への周知・説明については、今後の協会の対応状況を見て報告を検討したい。このような答弁であったというふうに理解します。

今回の問題は、全国自治協会の災害見舞金をめぐる件で、申請の期限が明確でなかったことや、自治体によって申請が出そうまでに期間を要し、早く申請した自治体は規程の15%の給付を受け、遅れた申請分を調査したところ、規程の見舞金の総額が限度額を超えることが判明したので、支払い途中で引き下げて減額する。このように、申請のタイミングで給付額に10%もの差が出てくる。益城町のように甚大な被害が出た自治体は、調査などに日数を要します。減額を提示された10市町村で申請が遅れることは協会としても予測できたはずであります。途中で減額すれば不公平だとの声が上がってくるのは当然であります。

町が全国自治協会理事長に対し改善要望書を出したことは評価できるものであります。ほかの自治体も、減額に対する改善を求めているとの情報もあります。このことを受けて、2月25日の熊本日日新聞に「災害見舞金、年内に方針、減額も一つの案」の見出しで、全国自治協会の武居常務理事が「既に15%給付した自体の分も含めて、ゼロから見舞金を算出し直す案も排除しない」、このような発言も書かれております。「安定的な制度へ改善検討」の見出しでは、「結果的に起きてしまったこと。見舞金制度を安定的な制度に改善していくことを検討する。そして、外部の有識者の助言を聞きながら検討したい」このような記事であります。

減額提示も一つの案としている。減額が既定の3分の1以下の4.81%とする減額提示では差が大きすぎます。自治協会は、災害見舞金であることから、減額されてももらえるだけありがたいというふうに考えているのかもしれませんが、重要なことは申請のタイミングで不公平感が生じることです。

この制度ができて74年間、今まで問題がなかったのか分かりませんが、当初から損害が膨大になることは予想されたのではないかと。不公平とならないように、制度の改善が行われるべきだと思います。

今回の問題について、町は引き続き不公平を改善するよう要望を続け、規程どおりの給付を受けられるよう交渉を継続することを求めたいと思います。そして、これらの交渉の経過をしっかりと町民の方に周知すべきと考えます。

2回目の質問です。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の一つ目の御質問の2回目、不公平を改善するよう要望を続け、規程どおりの給付を受けられるよう、交渉を継続することを求めるについてお答えします。

議員御指摘のとおり、申請のタイミングで災害見舞金の給付額に差が発生することは、同一の災害である熊本地震により被災しました自治体間で不公平が生じることとなります。そのため、

1 回目の御質問でもお答えしましたとおり、今回のような不公平な共済事業の運営に対し、私自ら全国自治協会理事長への改善要望を直接お伝えするとともに、要望書についても提出したところです。また、本町を含め他の自治体からも同様の要望がなされ、それを受けて、全国自治協会において外部有識者を中心とした検討委員会を立ち上げ、誠心誠意検討を行うとの連絡を受けております。

今後、協会での検討状況を注視しながら、その対応状況によりましては、関係自治体との協力も視野に入れ、適切に処理してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8 番（甲斐康之君） 規程額どおりに 8 億 8,000 万円の給付を受けておれば、町としては、たくさんの行政サービスを行うことができます。「自治体減収 住民不利益も」の見出しに町民の方が敏感に反応しておられることを考えれば、しっかり改善を求めていることを強く要望します。これで 1 問目の質問を終わります。

次に 2 問目の、子育て世帯へのさらなる支援拡充を求めるについて質問を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大の第 6 波で、益城町でも連日 2 桁の感染者が発生しています。感染状況は、10 歳代の児童や、30 代から 50 代の働く世代、家族内感染も多く見られ、様々な困難に直面している町民の方たちも多いと思われます。特に子育て世帯については、国も町も地方創生臨時交付金などで支援を行っているところですが、以前から要望している、町でできる支援を今だからこそ拡充させることが大事だと考え、今回、3 点について質問を行います。

1 点目、就学援助支給金の認定基準の拡充と改善。受給対象の収入の目安額を明確にして申請漏れを防止する。

2 点目、学校給食費の補助再開を求める。

3 点目、子ども医療費の、高校 3 年生までの無料化を求める。

以上の 3 点です。

それでは、1 点目の質問について。

私は過去 3 回、平成 24 年 3 月、平成 25 年 6 月、令和元年 9 月の議会で質問を行っています。就学援助制度は、義務教育は無償とした憲法第 26 条によって、小中学生のいる家庭に学用品や入学準備金、給食費などを援助する制度であります。益城町就学援助金支給規則は、学校教育法第 19 条の規定に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童または生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助することにより、義務教育の円滑な実施に資するため町が行うとうたっています。就学援助世帯は、生活保護法による要保護者、そして要保護者に準ずる程度に困窮している者で、教育委員会が認定基準に基づき就学援助の必要があると認めた準要保護者であります。

1 点目の準要保護者の益城町の認定基準は、世帯全員の所得金額が教育委員会で定める生活保護基準額の 1.05 倍以下の者とする。また、基準の 1.05 倍を超えるが教育委員会が特別に必要と認める者となっています。今回も、準要保護者の認定を生活保護基準額の 1.05 倍以下としている認定基準を、せめて他町村もやっておるような 1.3 倍に拡充を求める質問であります。

平成28年度の地震後の認定基準は、半壊以上の被災世帯は所得制限なしで被災就学援助として認定をしています。平成29年度は、被災就学援助認定基準を生活保護基準額の1.5倍としています。平成30年以降は基準を1.3倍までとしていましたが、熊本地震から5年後の令和3年度は、国の被災に対する補助の打ち切りにより、被災就学援助はなくなりました。よって、現在の準要保護者は、通常の基準額の1.05倍となっています。

冒頭でも話しましたが、新型コロナウイルスの感染者は拡大を続けており、特に1月と2月、3月もほぼ毎日2桁の発生で、ほかの町村と比較しても高水準にあります。1月から本日まで感染者が累計950人を超え、既に1,000人に迫る勢いで推移しています。コロナ感染で職を失う、休職状態となり収入が減少する子育て世帯もあると聞いています。生活が困窮する世帯が年々増加傾向にあるのではないのでしょうか。

本来、義務教育は無償という憲法26条の精神を生かすべきところではありますが、国の方針がそうっていないのは残念と言わざるを得ません。町には、現在の基準には該当しないが、基準額を拡充することで対象となり、困っている子育て世帯に教育を保障することができると考えます。そこで、準要保護者の基準額を最低1.3倍とすることを求めます。

次に2項目めの、受給対象の収入の目安額を明確にして申請漏れを防止するについて質問いたします。

新型コロナウイルス感染症により収入が減少し、新たに就学援助給付対象に該当するケースも生まれているのではないかと。今まで対象にならなかったと思い、申請を躊躇している世帯があれば、分かりやすくするためにも、申請用紙に対象収入上限を掲載することで申請漏れがなくなるように改善を求めたいと思います。

宇土市などは、認定基準を1.3倍未満として、収入認定額の目安も明らかにしています。そこで2項目めは、認定基準の収入の目安を分かりやすくすることで、申請漏れを防止できるように求めたいと思います。

2点目の学校給食費の補助再開を求めるについて質問いたします。

学校給食費の補助は、地震前の平成25年度から一人につき500円の補助がありました。地震後、学校給食が一時途絶え、給食が再開してからは財政が厳しいという理由で補助が廃止されています。1点目の、子育て世帯の厳しい環境もあることから、子育て世帯応援のためにぜひ再開を求めたいと思います。

この学校給食費の補助がなくなったことは、子育て世帯への行政サービスの後退であります。現在、災害復旧計画では再生期になります。もう再開する時期に来ているのではないのでしょうか。最低月500円の補助再開を求めます。

次に、子育て世帯支援のさらなる支援拡充を求める、3点目として、子ども医療費の高校3年生までの無料化を求めるについて質問いたします。

この質問も先ほど同僚議員が行いました。町長の答弁がありました。益城町の子ども医療費の助成については、県内ではいち早く中学3年生までの無償化を実現し、益城町は子育てに優しいまちとして、子育て世帯から「子育てなら益城町」と言われてきました。多くの子育て世帯が、

定住促進住宅支援等も相まって、益城町に移住しているとも思います。

しかし昨今は、中学３年生ではなく高校３年生まで所得制限なしで医療費の助成を行っている自治体も増加しています。現在、県内の６割の自治体が高校３年生まで助成をしています。今まで先陣を走っていた益城町がいつの間にか追いつかれています。最近、甲佐町では高校３年生までの無料化が実現しました。

今議会で同僚議員の質問に、６月議会で高校生までの子ども医療費無償化の必要な予算を提案する、秋頃からの助成開始を目指したいとの答弁でした。このことは、子育て世帯への大きな支援策となると考えます。大いに歓迎したいと思います。同僚議員と同じような答弁内容となりますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） ８番甲斐議員の二つ目の御質問の１点目と２点目につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、就学援助支給金の認定基準の拡充と改善についてお答えします。

先ほど議員もおっしゃったとおり、就学援助は経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助するものであります。対象者は、生活保護法に規定された要保護者と、教育委員会が規定で定めた基準に基づき必要であると認めた準要保護者となっております。準要保護者の認定基準につきましては、世帯全員の所得合計額が生活保護基準額の１．０５倍以下の者、または生活保護基準額の１．０５倍を超える者で、教育委員会が特別に必要と認める者とされております。

受給児童生徒数の推移につきましては、熊本地震前の平成２７年度が３０５人ですが、議員も御指摘のとおり、地震後には国の被災者支援事業を活用し従来の認定基準を緩和しており、その結果平成２８年度には受給者が１，０６６人と急激に増加しているところでございます。その後、受給者は年々減少しまして、令和２年度が合計５６１人、また、熊本地震の発生から５年が経過した令和３年度には国の支援が終了し、それ以降は従来の基準による受給者のみが対象となっております。

なお、従来の基準による受給者の推移を見ますと、地震後の平成２９年度には１９３人であったものが、その後年々増加しまして、令和３年度には４７８人となっております。その背景には、生活に困窮する家庭が年々増加傾向にあることが考えられます。こうした生活困窮家庭においては、貧困を理由に子どもが教育の機会を失われ、学力不足のまま大人になり、貧困が連鎖してしまうとも言われております。

教育委員会といたしましては、こういう状況を踏まえ、義務教育における学びの保障の観点からも、各家庭や子どもたちへの支援の充実に向けた方策等について、認定基準の見直しを含め、関係各課と連携しながら引き続き検討してまいりたいと考えます。

次に２項目めの、受給対象の収入の目安額を明確にして、申請漏れを防止するについてお答えします。

準要保護者の認定基準となる世帯全員の所得合計額につきましては、世帯構成、児童生徒数、その他各世帯の状況によりその算出方法が大きく異なります。そのため、受給対象となる収入の

目安額を一律に示すことは難しい状況ですが、議員御指摘のとおり、県内で目安額を公表している自治体も一部見受けられるところです。

本町では、申請前の問合せや申請時に丁寧に説明を行うように努めているところですが、支援を必要とされている御家庭に対して、自分が受給対象者となる可能性があるかどうか事前に判断できるよう、あらかじめ目安となる何らかの情報を提供することは大変重要なことであると認識しております。教育委員会といたしましては、今後、適切な情報提供の在り方等について、同様の基準を設けている他自治体の状況も参考にしながら、検討してまいりたいと考えます。

次に、二つ目の御質問の2点目、学校給食費の補助についてお答えします。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、児童生徒が食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で、大変重要な役割を果たすものであります。学校給食の費用につきましては、学校給食法の規定により、給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに運営に要する経費など、学校設置者が負担するもの以外は保護者が負担することとされております。

給食費につきましては、平成27年度以降、熊本地震が発生した平成28年度を除き据え置いておりますが、保護者の皆様の御理解と御協力で、収納率はほぼ100%という状況になっております。学校給食センターでは、給食の内容に工夫を凝らしながら、健全な運営に努めているところです。

議員御指摘の給食費につきましては、平成25年度から児童生徒1人当たり月額500円の補助を実施しておりましたが、熊本地震をきっかけに見直しを行いまして、平成28年度をもって補助を終了させていただいた経緯がございます。この補助金を復活させてはという議員の御意見ですが、これに関しましては財政面を含め総合的に判断した上で廃止したものですので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番甲斐議員の一つ目の御質問の3点目、高校生までの子ども医療費無償化についてお答えをします。

昨年9月の議会で甲斐議員に「検討を急ぐ」とお答えしましたが、その後、財政面への影響、先行自治体の状況なども検証しました結果、助成額は年間2,500万円程度増えるものの、子育てしやすいまちづくりを目指す本町としましては、子どもの健康に対する親の不安解消や家庭の経済的負担の軽減を図る上でも必要であるとの考えに至りました。

このため、今後町長に選んでいただいた場合は、6月議会におきまして、高校生までの子ども医療費無償化に必要な予算を提案させていただき、秋頃からの助成開始を目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） では2回目の質問です。

まず、1点目の就学援助金の認定基準の拡大と、受給対象の収入の目安額を明確にして申請漏れを防止してはどうかという質問については、地震による半壊以上の被災世帯には、被災就学援助が適用され認定基準が引き上げられたことで、利用者が増加している。5年たって、通常の規則に定められた1.05倍に戻ったことにより一時利用者が減少したものの、令和元年度が406名、

令和2年度が466名、3年度は478名と増加傾向にあります。これは、新型コロナウイルス感染拡大等により収入が減少し、生活困窮世帯が増加している要因の一つであると考えられます。

要保護者は生活保護世帯です。国の保護を受けておられても、現状は生活維持がやっとの状況ではないでしょうか。準要保護者の収入は1.05倍までが基準です。収入が要保護者の僅か5%を上回ったことで、援助を受けられない。ほかの自治体のように、せめて1.3倍とすれば、救われる世帯も増えるのではないのでしょうか。被災就学援助が1.3倍であったときは、対象者が増加しています。僅か5%を超えた段階で援助を受けられない。こういう世帯も援助の対象にして、教育が受けられるようにすべきではないかと考えます。

教育委員会は、支援の充実に向けて基準の見直しを含め、関係各課と連携しながら引き続き対応を検討する、このようでありますので、改善ができるよう教育委員会は頑張りたいと思います。

また、就学援助金の受給対象の収入目安額を明確にして、申請書に掲載している自治体もあります。明確にすることで対象世帯の判断材料を示すことは、大事なことではないでしょうか。明確にしている自治体の状況も参考にさせていただいて、ぜひ検討を求めたいと思います。

2点目の学校給食費の補助再開については、学校給食法に基づき学校設置者が負担するもの以外は保護者の負担とされていることや、財政面を含め補助しないこととしているとの答弁でした。じゃあなぜ、平成25年度から月500円が補助されたのか。今、保護者負担を無償にしろと言っているではありません。子育て世帯の厳しい生活環境を鑑みて、せっかく補助をしていた益城町が教育福祉面で後退したと捉えられることは残念であります。ぜひ、再開を求めるように、再度質問をいたします。

3点目の子ども医療費の高校3年生までの無料化を求める。これについては、今年の6月議会で予算を提案し、秋頃に実施したいとの答弁でした。子どもが安心して病院にかかることは、子育て世帯への大きな支援につながるものである。この3点目の子ども医療費については、ぜひ実施をお願いしたいということで質問を終わります。

1点目と2点目について、繰り返しになりますけれど、答弁を伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 8番甲斐議員の二つ目の御質問の1点目と2点目の2回目の御質問にお答えします。

1回目の答弁でもお答えしましたように、準要保護家庭の就学援助につきましては、先ほど申し上げましたように、子どもたち、生活困窮家庭において教育の機会が失われないように、学びの保障の観点からも、各家庭や子どもたちへの支援に向けて誠実に、また、先ほど申し上げましたように、関係各課と情報交換をしながら引き続き検討させていただきたいというふうに思います。

また、認定の基準につきましても、先ほど申しましたように、同様の基準を設けている自治体等の状況も踏まえまして、どういう形で情報が提供できるのかということについて真摯に検討させていただいて、できることをまたさせていただきたいと思います。

また、給食費につきましては、議員がおっしゃるそのお気持ちは本当によく分かるんですけども、先ほど申し上げましたように、財政面を含め、現在のところは総合的に判断した上で、そういうふうな現在に至っておりますので、それについては御理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 就学援助金の対象者の拡充と学校給食の補助再開についてお聞きいたしました。

ますます私たちの生活は厳しくなるのではないかと思います。ガソリンの値上げ、小麦の価格高騰など、あらゆる物価の上昇が予想されます。我々の生活も厳しい環境になりますけれども、特に低所得世帯や子育て世帯への値上げによる生活への影響は厳しいものがあります。町としてサービスを後退させないように強く求めて質問を終わります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

午前中は、これで終わります。午後は1時30分から再開します。

休憩 午前11時34分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

次に榮正敏議員の質問を許します。

9番榮正敏議員。

○9番（榮 正敏君） こんにちは、9番榮です。議長、今回も一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。

さて、今世間では、北京オリンピックの日本選手の活躍に一喜一憂した熱気も冷め、現実に戻されて、3月の年度末の煩わしさに翻弄されているところであります。しかし、このオリンピックで、10代の選手たちの目覚ましい活躍に、コロナ禍で粛清生活を余儀なくされている皆さんも希望と夢を持たれたことだと思います。今後のワールド大会、4年後のオリンピックへと、夢はしっかりとつながりました。今後の検討と活躍をお祈りいたします。また、パラリンピックにおいても、先日、女子の選手が一人で金メダルを2個も取り、男子の選手も銅メダルを2個も取るなど、身体的ハンデのある中で日本人選手たちの活躍には目を見張るものがありました。健常者に勝るとも劣らない活躍に驚きを感じ、大変感動したところであります。

さて、今回の一般質問は、通告していた質問事項の、都市部と集落部の地域格差問題について、認知症とヤングケアラーについて、この問題二つに絞って、しっかりと質問させていただきます。

せっかくの議会傍聴が新型コロナウイルス対策において、今回もモニター越しになることを残念に思います。早く町民の皆さんの前で質問できる日が来ることを待ち望んでいます。日頃から町政に御理解いただき、感謝いたしております。

また、町長には、西村町政２期目最後の議会ではありますが、４月の選挙で再選を果たし、しっかりと益城町の首長として西村町政３期目を復興最終期と心し、益城町民の思い、願いをしっかりと聞き、すばらしい益城町をつくり上げることに邁進し、自分の思いをやり遂げてほしいと思う。

それでは、質問席に移させていただきます。

それでは、通告していた一つ目の質問です。都市部と集落部との格差問題について伺います。

今、益城町は、都市計画審議会において立地適正化計画が策定され、町の中央区画整理事業に伴い町の都市部のにぎわいづくりが本格化していきます。そこで、今こそ東部や南部の集落部も発展の効果を享受できるような思い切った政策の展開が必要だと思われる。時を同じくして、町内では、新しい空港ターミナル、東海大学の新キャンパス、企業の進出と、大きなプロジェクトが動き出します。

そこで、私の構想ではあるが、まず一つには人の移住と定住、二つ目には都市部と結ぶ交通ネットワーク、三つ目には町内ビッグプロジェクトとの連携が、今後の集落部の発展の鍵になるのではないかと考えています。さきに同僚議員から企業誘致の質問がありましたが、まさに企業を誘致し、そこに人流が生まれ、定住促進につなげ、過疎化が進む、地価の安い集落部に定住促進団地をつくり、交通網を整備し、住環境の整備を促していくことが、少しでも都市部と集落部の格差解消になり、ストップ過疎化につながっていくのではないかとと思われる。この都市部と集落部の格差が将来的に非常に大きくなっていくことが危惧される。今後の集落部の発展と、ストップ過疎化に対する町長の考えを伺う。

２点目、この都市部と集落部の格差解消は永遠の課題だと思うが、限界集落となりつつある集落部をどうやって蘇生させていくのか。私の中山間地区に限って言いますと、もう中じゃなくて山間地域ですが、40数軒の地域で二人暮らし以外の家庭は４軒しかありません。その中で学校に通っている世帯は１軒だけです。ほとんどは二人暮らしか、あるいは三人でも一人は施設に入居中であるという状況であります。しかも60歳以上の世帯が全てであります。

このように、限界集落進行中の集落部をどうやって蘇生させていくのか。町長の３期目の挑戦の課題であると思うがいかがか。町長の方針と施策展開を伺う。

町長は近頃、元のように少し早口でありますので、ゆっくりとはっきり答弁していただきたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） ９番議員の一つ目の御質問の１点目、都市部と集落部の格差が非常に大きくなっていくことが危惧されるが、今後の集落部の発展とストップ過疎化に対する町長の考えを伺いたいについてお答えします。ゆっくりお答えしたいと思います。

本町では、議員御指摘のとおり、この２月に立地適正化計画を策定しました。立地適正化計画は、本来、将来的な人口減少、少子高齢化社会に対応するため、市街地のコンパクト化と、市街地と集落部を公共交通によりネットワーク化することなどで、持続可能な都市運営を行おうとするものです。本町でも、国立社会保障・人口問題研究所が将来的な人口減少を推計しており、これに備えるため計画を策定しました。

しかし、本町にはもう一つ、熊本地震からの創造的復興という大変大きな喫緊の課題があります。このため、本町の立地適正化計画は、将来の人口減少に備えて市街地のコンパクト化と市街地と集落部のネットワーク化を図るとともに、熊本地震からの復興を同時に図るという二つの目的を持った町独自の計画内容としているところです。

具体的には、将来の人口減少に対応し、持続可能な都市運営を図るため、市街化区域内に居住誘導区域と都市機能誘導区域を設定し、商業、医療、福祉といった都市機能の維持と充実を図り、これらの区域と集落部を公共交通で結びます。このことにより、市街地に良好な都市機能が集積するとともに、将来車が使えなくなった集落部の高齢者の方なども、都市部の商業、医療、福祉といったサービスを楽しむことができるようになります。

また、熊本地震からの復興のためには、市街化区域の北側の市街化調整区域である災害復興ゾーンに、町独自の区域として居住想定区域を設定し、住宅や公共施設などの集積を図ることとしております。

これらの立地適正化計画の内容が示しますように、将来の人口減少は何も施策を講じないと集落部で顕著になりますが、これにしっかりと備えるとともに、中心部だけではなく集落部も含めて、町全体で復興を図るというのが私の考えであります。

現在、木山地区で土地区画整理事業が進み、熊本高森線の4車線化や惣領のにぎわい拠点整備など、一見すると中心部のみで復興が進んでいるように見えるかもしれません。しかし、同時にこれまで集落部におきましても、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業などによる宅地復旧や避難地、避難路の整備など、集落の維持に必要となる各種の施策を行ってまいりました。

今後は、中心市街地のにぎわいや、商業、医療、福祉といった生活サービスを充実させると同時に、これらを令和3年に策定しました益城町地域公共交通計画により、集落部の方々も容易に享受できるように、しっかりと立地適正化計画を推進してまいります。さらには、地域の方々の声をしっかりお聞きし、必要となる施策を地域再生計画などにより取り組むことで、集落部の発展と過疎化の抑制に対応してまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目、都市部と集落部の格差解消は永遠の課題だと思うが、限界集落になりつつある集落部をどうやって蘇生させていくか、町長の3期目の挑戦と課題であると思うが、その方針と展開を伺うについてお答えします。

集落部は市街化調整区域にあり、開発を行うには様々なハードルがありますことから、何も手だてを講じなければ、議員の御質問にある限界集落となることなどが危惧される地域です。また、本町の市街化調整区域はほとんどが優良な農地や中山間地で、良好な景観や豊かな自然環境に恵まれています。これらの良好な景観や豊かな自然環境、さらには水田の持つ多面的な機能の維持は、主に集落部の方々が担い手となっており、この観点からも集落部の維持・発展は大変重要な課題と認識しています。

このため、現在既に集落部では、子育て世帯が住宅を新築などした場合、補助金を交付し、移住定住を促進しているところであり、今後もこの施策を最大限活用するとともに、新たな宅地開発を促進するための誘導策についても検討するなど、集落の維持・発展に努めてまいりたいと考

えています。

さらに本町では、開発の許可権者である県に対し、市街化調整区域で開発を行う場合に、地域の実情に合った開発ができるよう許可基準の運用を行っていただきたいとの要望を、本町と合志市、菊陽町、嘉島町の1市3町で組織する市街化調整区域活性化連絡協議会として行っているところでは。

具体的には、熊本地震などで更地となった集落内の自己用住宅地の開発要件を緩和して、土地の持ち主以外でも開発が可能となる要望や、集落内で開発可能な生活利便施設の店舗面積の緩和や事務所の新設が可能となる要望です。現在、市街化調整区域活性化連絡協議会と県の間で協議の場を設置して要望項目に対する協議を行っているところで、この協議の場においてしっかりと町の考えをお伝えしてまいります。

併せて、先ほどお答えしましたように、立地適正化計画や地域公共交通計画、地域再生計画などをしっかり推進することで、集落部の課題に対応してまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） ゆっくりでありがとうございました。課長席の空白が目立つと、何か気合が入らんですね。びっしりおらんと。

2回目の質問です。答弁の中で、今後は、中心市街地のにぎわいや、商業、医療、福祉といった生活サービスを充実させると同時に、これらを令和3年に策定した益城町地域公共交通計画により、集落部の方々も容易に享受できるように立地適正化計画を推進していくと言われたが、これがなかなか難しい問題であることは重々承知しております。

まず、集落部の人口を増やすということは何か、どうすればよいか、これが喫緊の課題であるということは言うまでもありません。答弁にもありましたが、優良な農地や中山間地で、良好の景観や豊かな自然環境に恵まれています。しかし町長、豊かな自然環境だけでは飯は食えません。水田機能維持は農業人口の減少に伴い崩壊寸前であり、このような状況を鑑み、様々なハードルをクリアして、先ほども言ったが、企業を誘致し、人口増加政策を町の中心部でなく集落部に誘導していただきたい。

町長の言われるとおり、まず開発の許可権者である県に対して、市街化調整区域での開発ができるよう、許可基準の緩和運用を行っていただき、答弁の中で、本町と、合志、菊陽、嘉島の1市3町で組織する市街化調整区域活性化連絡協議会の要望として行っていると言っていたが、他の町村とは実情が益城は少し違うと思っている。現在、県との間で協議しているということだが、しっかりと過疎化が進む集落部の開発を進めるに当たっての立地適正化計画に十二分に反映するような施策を盛り込んでほしい。

昨年の12月議会でも言うておりましたが、もう一度言わせてください。益城町は木山、広安地区だけではないということを肝に銘じて3期目に挑んでいただきたい。町長の覚悟を伺う。端的に一言をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の一つ目の質問の2回目。ちょっと一言では終わらないと思

いますが。

私も市街化調整区域に住んでおりまして、私の周りもほとんどが65歳以上の二人暮らしということで、榮議員のお気持ちはよく分かります。ただ、やはり広安、木山地区が元気でないと、やはり益城町全体が一方で元気にならないという思いもあります。おっしゃられるように、これからも定住補助金を活用し、集落部への移住定住を進めますとともに、市街化調整区域活性化連絡協議会は私が今会長を務めておりますので、しっかりと県に要望しながら、中心部だけではなくて、集落部の活性化に向けてしっかりと頑張ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） これからの益城町をしっかりと過疎化から守って、生活していけるような基準に持ち上げていってください、県にしっかりと要望して行って。

それでは、二つ目の質問に入ります。昨年末、とうとうヤングケアラーの死亡者が出たとニュースで言うておりました。高齢者、認知症、ごみ屋敷、ヤングケアラー、このキーワードが何を指しているのか。やっと政府がヤングケアラー問題を昨年末に大々的に取り上げたとのことでありました。これは氷山の一角ではなかったのか。

認知症問題は私がライフワークとして取り上げている事案ではありますが、この問題を追求していくことで、認知症、高齢者、ごみ屋敷、ヤングケアラーとつながっていきます。本町におけるこの問題に対する今後の取組と対策を伺う。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の二つ目の御質問、高齢者、認知症、ごみ屋敷、これらのキーワードが指している意味と本町の取組についてお答えをします。

近年、高齢者が身の回りのことに無頓着になり、例えば物を大量にためこんだごみ屋敷で暮らすといった事例が新聞などで報道されています。医学的にはディオゲネス症候群と呼ばれ、適切な支援がなければ誰もがこの症状に陥る可能性があると言われており、決して他人事ではない問題です。この問題の背景には、当事者の生活を支える家族、親類がおらずに孤立した生活を送っていることや、認知力の低下が進行していることなどが要因として挙げられます。ほかにも、周りに迷惑をかけたくない気持ちや支援を求める煩わしさ、自立しているというプライドから支援を拒むケースもあります。このような問題を解決するためには、地域が一体となって寄り添い、当事者の抱えている課題を把握しながら適切な支援を行っていくことが重要であると考えています。

本町の認知症施策の取組としましては、より身近な地域におきまして、認知症サポーターが認知症当事者の希望や必要としていることをできる限り酌み取り支援する、「チームオレンジ」の設置を目指しております。外出支援、見守り、声かけ、認知症の人の居宅へ出向く支援など、対人援助のみならず、単身高齢者が暮らす地域を巡回するなど、地域のニーズを踏まえた上で、柔軟に支援できる体制を整えてまいりたいと考えております。

また、認知症の人が、支えられる側としてだけではなくて、チームオレンジの一員として社会参加できる環境を整え、社会的な孤立を減らしていけるような体制づくりを推進するとともに、

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしが続けられるよう地域全体で支えるために、関係機関と連携を図り高齢者施策をさらに推進してまいります。

また、議員御指摘のヤングケアラーにつきましては、子どもが親の介護などを担ったり、親の代わりに兄弟の世話をすることが大きな負担であるとともに、勉学や遊びなど本人の自由な時間が制限されてしまい、子ども自身の権利が守られているとは言い難い状況です。

町としても、しっかりと支援を行っていく必要があると考えており、親への支援や助言を行い自立を促すことで、間接的に子どもへの負担を軽減させる取組を行っています。親の自立支援にはどうしても時間を要することや、様々な要因が複雑に絡み合ったケースも存在しますことから、一朝一夕に解決できない場合も多々ありますが、根気強く支援を行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○9番（榮 正敏君） 高齢者、認知症、ごみ屋敷、ヤングケアラー、このキーワードは、縦割りの施策ではなく、各課がお互いに情報を共有して対応しなければ手後れになるということです。ただいまの答弁で、チームオレンジという言葉が出ましたが、チームオレンジを私は初めて聞きました。今の内容を聞いておりますと早く実現してほしいものです。このチームオレンジは、昨年立ち上げた重層的支援体制事業の一環なのか、非常に期待できる事業と思いますが、全てに柔軟に支援できる体制を構築していただきたい。

2回目の質問に入ります。2月の最後の土曜日と日曜日の新聞に、県が公表したヤングケアラーに関する初の実態調査が載っていました。県内中高生2.8%が家族の世話をしている。35人に一人、クラスに約一人いるということになっています。世話をしている家族がいると答えたのは、1万7,165人中481人が世話をしている。世話をしている対象は誰か。まず1番目は、兄弟が最多の73.2%で、幼さや知的障害などで、次に世話をしているのは父母16.8%で、高齢や精神疾患。その次が祖父母で16%、要介護や認知症となり。世話に費やす時間は、平日では1日当たり3時間が約半数を占め、7時間以上と答えた生徒も10.6%あったということです。休日では24.1%と跳ね上がります。このような状況下では、子どもたちは個人の時間がほとんど望めず、精神的に非常にダメージを受けているのではないか。この状況を知れば知るほど、哀れみと憤りを覚えます。

このヤングケアラーは、家事や家族の世話でやりたいことができないなど、自身の権利が守られていない子どもと定義されています。勉強や睡眠の時間が足りないことによる学習や体への影響、同世代からの孤立が懸念されている中、「家族の世話でできないことは」との問いかけに、自分の時間がとれない、友人と遊べない、宿題や勉強の時間がほとんど取れないことなどを挙げております。「学校や大人に助けてほしいことは」という問いには、学校の勉強や受験勉強のサポート、進路や就職など将来の相談などの支援を訴えております。この当人たちが周囲に相談していなかった理由として、誰かに相談するほどの悩みではないというのが81%で、家族外に相談するような悩みではない、相談しても状況は変わらない、恥ずかしいということも入っています。こう続いた。また自分が実際にヤングケアラーの当事者になっていると気づかず、そういう自覚

がないために相談につながらず、潜在化しやすい。ヤングケアラーは周りの大人が気づこうとしないと見えない。まずは子どもが声を上げやすい体制を構築してほしいと、社会福祉学のある大学の教授が言っている。

このようなことを踏まえて、我々大人がどうやって気づいてあげられるか、助けてやれるか。支援体制の構築が急務だと思われる。まだこの市町村も体制ができていないのが現状だと思います。しかし本町は、地震からの復興も踏まえて、ソフト面での支援体制の構築は、現状では他の町村より少し進んでいるのではないかと私は思っております。本町は昨年、重層的支援体制整備事業を立ち上げましたが、その中でどのように位置づけていくのか否か、町長に陳述を伺う。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番議員の二つ目の御質問の2回目、ヤングケアラーへの支援体制の構築についてお答えします。

ヤングケアラーへの支援につきましては、進路や就職といった将来に関する相談対応などの直接的な支援と、親や家族への支援を通して子どもの家事や介護の負担を和らげる間接的な支援の両面に取り組むことが重要と考えております。

一つ目の直接的な支援としましては、学校現場におきまして先生やスクールソーシャルワーカーが、丁寧な相談対応に努めております。新聞記事もありましたように、自分がヤングケアラーに当てはまるという自覚がない子どもも多く、相談につながりにくいケースがあります。そのため、学校現場等でふだんから身近に接する大人たちが、学校を休みがち、忘れ物が多い、宿題ができないことが多いなどの兆候をつかむことが重要だと考えております。県が開設しております子ども・若者総合支援センターなどとも連携し、相談しやすい環境を整えてまいります。

また、学習支援としまして、民間団体が県の補助事業を活用しました支援活動を行っております。行政だけで全てを担うのではなく、このような民間団体や地域とも連携して、できることに取り組んでまいり所存です。

二つ目の間接的な支援としましては、ケース・バイ・ケースではありますが、例えば、子どもが親の介護を担っている場合には、親に対して病院受診や訪問看護を促すことによりまして、子どもの負担軽減を図っております。

ヤングケアラーの問題は、家庭の問題が複雑に絡み合っている場合が少なくありません。関係機関と情報を共有し、対策に向け連携していくことが重要です。そのため本町では、様々な状況の子どもたちに対して適切な支援ができるよう、関係機関と調整及び連携を図りますとともに、子どもから直接相談を受ける窓口となる子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた取組を行っているところです。この拠点を中心に、直接的支援及び間接的支援を包括した総合的な支援体制を整えてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 議員。

○9番（榮 正敏君） だいぶんまた早口になってきたごたつですよ。

この認知症、高齢者、ごみ屋敷、ヤングケアラーの問題は、子どもの貧困問題、ハーレムチルドレンなどと全てはつながっています。このヤングケアラー問題においては、昨年6月議会にお

いて、益城町議会一般質問で私が初めて取り上げました。ここに来てやっと政府が本腰を入れ、熊本県も実態調査に乗り出したわけでありましたが、要するに、認知症から始まり、子どもの貧困、ハーレムチルドレンとつながり、ヤングケアラーに行きついたわけでありました。つまり、対象である子どもたちが貧困問題の負のスパイラルに落ちこまないように、行政としてしっかりと調査、対策を講じていくことが急務であると思われます。

3期目を目指す西村町長には、この益城町の将来を担う子どもたちが、安心して夢を託せるまちづくりを必ずやり遂げると約束してほしい。3期目を臨むに当たり、この問題に対する決意を再度伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番榮議員の御質問3回目、益城町の将来を担う子どもたちが安心して夢を託せるまちづくりへの決意についてお答えします。

3期目の挑戦に当たりましては、8つのマニフェストを挙げておりますが、町の将来像である「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」の実現を目指しております。子育てにつきましては、“ワンランク上の子育てしやすい町”をマニフェストに掲げ、産前、産後、子育ての切れ目ない支援制度の構築、そして、小中学校における教育水準を高めることなどに力を入れております。

いずれにしても、子どもたちは町の大切な宝です。大きな夢を持つことができ、そして、益城町に住んでよかったと思ってもらうとともに、わくわくするようなまちづくりを強い決意を持って、そして信念を持って進めてまいります。以上でございます。

○9番（榮 正敏君） 頑張ってください。質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。2時15分から再開します。

休憩 午後2時06分

再開 午後2時15分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

11番野田祐士議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。本議会において一般質問の機会を与えていただいたこと、そして最後まで傍聴いただいた町民の皆様に感謝を申し上げます。

今回は、一つ目、木山区画整理について、二つ目、県道4車線化との関係について、三つ目、建設発生土砂処分問題と政治倫理について、四つ目、小池バイパス沿線について、以上4項目について、町政に携わる一人として、町民の声、町民の意見に基づき質問をいたしたいと思います。

それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

まず1項目めの、木山地区土地区画整理事業の現状及び問題、課題点と今後の取組についてでございます。

木山区画整理事業は、熊本地震からの被災者の住まい再建と着実な復旧・復興（防災・減災のまちづくり）に取り組んだもので、住民の意見を十分に取り込み、反映することが重要で、最優先事項であります。このことを踏まえ質問を行ってまいります。

一つ目、現状と地元住民の声そして分析、見解についてということであります。

事業自体の進捗状況はどうか。区画整理内の県道（熊本高森線）及び町道、里道等の進捗状況はどうか。

仮換地指定前に住民への個別説明が行われております。工事の出来上がりに近づき、当初の説明と一致しないとの声が多くなってまいりました。住民への説明不足か、住民意見の取り込みが不十分か、いずれにせよ、住民の声が反映されていないとの声にどう対処し対応を行うか伺います。

これは例でございます。下町地区里道が消滅する計画になっております。付替えがなされておりますが、地元からは里道は必要だとの意見が出ております。また、例でありますけれども、上町地区内で道路工事が進んでおりますが、既存の家との取付けがでたらめ、以前より使いづらい、しわ寄せが大きいとの意見も出ております。

事業に賛成をしていました住民から聞こえてくる声が、「熊本県にお任せだから」と嘆き落胆の声が多くなったことも誠に遺憾でございます。益城町は地元自治体として、もっと住民の声に耳を傾け、熊本県に任せっきりでなく、積極的に熊本県と一緒に頑張って取り組んでいくべきで、多くの住民がそれを望んでおります。町長の見解を求めます。そして、今後何が必要と考え、どう行動するかについて伺いたいと思います。

区画整理につきましてあと一つ、1月27日の熊本県益城復興事務所発行の「区画整理だより」というものがございます。この記載内容の中に、仮換地指定箇所が赤色で塗ってありました。この土地の仮換地指定について、承認を得ている箇所、そして得られていない箇所が間違っただけ着色してあるのではないかと指摘が地元から上がっております。真相はどうなのでしょう。また、町によるチェック、確認作業はどうなっているのか教えていただきたいと思います。このことによりまして地元が困惑をしております。このような事態を招くことは避けていただくのがよいと思いますけれども、今後の町の姿勢と対応をお伺いいたします。以上であります。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の一つ目の御質問の1点目、現状の地元住民の声、そして分析、見解についてにお答えします。

益城中央被災市街地復興土地区画整理事業は、熊本地震の被害で相当数の建築物が滅失しており、これを放置すれば再び不良な街区が形成されるおそれがあるという、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に制定されました被災市街地復興特別措置法の要件に沿いますことから、この特措法に基づき都市計画決定された事業です。

この土地区画整理事業の実施により良好な都市空間が創出されるとともに、被災された住民の

生活再建に大きく寄与することとなります。併せて、第6次益城町総合計画に位置づけられた都市拠点の形成を図るための大変重要な事業であり、町では復興整備課にまちづくり推進室を設置するとともに、熊本県益城復興事務所に5名の町職員を派遣するなど、県と連携して取り組んでいるところです。

まず、土地区画整理事業の進捗率ですが、令和4年3月1日現在で画地ベースで約68.8%の仮換地指定が完了し、そのうち工事着手したものは45.9%となっております。また、宅地の引渡しが完了したのは19%となっております。

次に、土地区画整理地内の県道熊本高森線及び町道などの整備状況ですが、県道熊本高森線は寺迫交差点付近におきまして工事着手しており、町道につきましては仮換地指定後に工事着手し、完了した場所から町道認定を行い供用開始している状況です。

続いて、仮換地後の工事が各箇所で行われているが、関係者の方々から「仮換地前の説明と工事が一致していない」「元あった道路がなくなっている」「新しい道路との宅地の取付けに問題があり使いづらくなっている」「地元自治体として、もっと住民の声に耳を傾け、県に任せきりではなく積極的に県と一緒に頑張って取り組むべき」との意見が出ていることについてお答えをします。

住民の方々との合意形成は、どのような事業に限らず大変重要です。中でも、木山地区の土地区画整理事業は、熊本地震が、宅地が密集する中、道路が狭い、避難地となる公園が極めて少ないなど都市構造上の課題がある中で発生しましたことから、土地区画整理事業の本来の目的である公共施設の整備改善と宅地の利用増進とともに、被災された方の生活再建をいかにして図っていくかが大切な観点となります。したがって、土地区画整理事業の目的と、権利者お一人お一人の御意向をいかにして融和させていくのが大変重要となります。

このため、都市計画の決定に当たりまして、町と県が連携して全ての権利者の方を訪問し丁寧に説明するとともに、仮換地指定の際も、県益城復興事務所が権利者の方を戸別訪問する際に必要に応じて町も同行するなど、連携して取り組んだり、また、町が単独で御意向をお聞きするなど、町としても丁寧な対応を行ってきたところです。

このような中で、議員の御質問にあるような「実際工事を行ったら思っていた内容と異なる」などの住民の方の声をいただいたこともあります。このことは真摯に受け止めており、復興整備課内のまちづくり推進室の職員や県益城復興事務所に派遣している町職員を中心として、県とのさらなる連携を図り、権利者の方の声にしっかりと耳を傾けるとともに、より一層丁寧な説明に努めてまいります。また、工事を進める際には、土地区画整理事業の目的を果たしながら、対応可能な部分にはしっかりと対応するなど、丁寧な取組を進めてまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目、復興事務所発行の『区画整理だより』の記載内容で、仮換地指定箇所の赤着色についてお答えします。

県益城復興事務所発行の『区画整理だより』は、土地区画整理事業を円滑に進めていくために、取組内容や進捗状況に関する情報を関係者の方々と共有することが重要でありますことから、これまでに12回発行されております。

今回の『区画整理だより』の地図は、新しく仮換地指定を行う画地と、仮換地指定を行わない画地を含む街区におきまして、街区の全てを赤色で着色しております。これは、仮換地の情報は権利者の方の個人情報となるため、仮換地指定を行った方とそうでない方が特定されないようにする個人情報保護の観点からの対応だと県益城復興事務所から伺っており、町としても適切な対応であると考えているところです。

その上で、『区画整理だより』には赤色着色に関する注釈として、「街区単位で着色していますが、街区の一部を指定した箇所もあります」と明記することで、街区の全てにおいて仮換地を行っていない街区もあることを説明しているところです。しかし、議員の御質問にもあるように、このことにより困惑している住民の方がいらっしゃるのであれば、『区画整理だより』による情報提供に限らず、あらゆる機会を通じて、より丁寧で分かりやすい説明に県とともに努めてまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 丁寧なご回答をいただき、ありがとうございました。

今町長が言われた部分でとても重要な部分が幾つかありまして、それをやっていかれているということは分かった上での質問というよりも、それがどうなんだろうという意味での質問でありました。

例えば、住民との合意形成、あとは元々いらっしゃる方の生活再建、これを一緒にやっていくことがとても難しいということ。ただ、これは一緒にやっていかなければなりません。そのために今回、これは町長のほうにぜひ行っていただきたい。これは今の回答からいえば「行っていますよ」という御回答になるかもしれませんが、いま一度、これはぜひ行っていただきたいというのを言うておきますので、検討というか、ぜひやっていただきたいと思います。

まず一つ目、住民への説明についてです。これは、丁寧な説明、この説明という意味は、住民に分かっていただく説明をしていただきたい。なかなか出来上がらないと分からないというのがありますので難しいかもしれませんが、そこで話が違ふとかいう部分が出てきますので、住民側に分かっていただく説明をしていただくように努力していただきたいというのが1点目です。

そして2点目として、町として協力しているというのはごもっともですし、連携しているということもおっしゃっていただきました。ここでもう一つ付け加えるならば、さらなる強化ですね。県への協力体制をさらに強化していただきたいと。熊本県への協力をさらに強化していただきたい。そして、できることなら町のプロパーの地元の職員をつけていただきたいというふうにお願いをしたいと思います。あとは、住民の声を吸い上げる努力、これはもうやられていると思いますけれども、ここであえて言わせていただきます。

それともう一つですけど、住民が困られること、先ほど申しましたように、今自分が使っている町道の高さと、今度できる町道の高さとかが違ってきて、自分の家の入り口、宅地の進入口の高さが違ったりして、もともとは上って入っていたのを下がらんといかんとか、いろいろな問題が出てきます。これについては、事前にやはり住民の方々にしっかりとした周知をしていただか

ないと、本当にもめる原因になると思いますので、そのところをぜひよろしくお願いしたいと思います。

それと２項目めの、仮換地指定箇所の赤色の着色についてですけれども、これについては私も、益城復興事務所さん、また本庁の都市計画課にもお伺いに行きました。確かに、「こういうやり方、こういう書き方しかできないんですよ」、そして「下のほうに説明を書いていますよ」というのは分かります。ただ一般の人はなかなかこういう説明を理解するのは難しいと思いますので、先ほどのお話にも戻るとは思いますけれども、こういうものを出される際には、きちんとした……。これは住民が分かっているればあんまり問題ないところなんですけど、なかなか個人情報がありますので、いろんなことを聞くこともできない状況ですので、その辺も含めて周知のほうをしっかりとお願いしたいと思います。

１点目の質問については以上で終わりたいと思います。

次に２点目、これも木山の区画整理事業と関係いたします。

木山地区土地区画整理事業と県道熊本高森線４車線化事業の関係性についての問題、課題と今後に向けた取組についてであります。

木山地区内の土地区画整理地内の県道４車線化事業の状況を鑑みると、土地区画整理事業の仮換地指定の終了を待って４車線化事業に進む状況になるようです。現在、益城町役場周庁舎建設などの事業が進行中であります。このままだと新庁舎完成後には、以前のように交通量が増加し、木山交差点付近は渋滞が発生してまいります。それに伴い中心市街地の復興が遅れるという要因にもつながってまいります。

ここで質問をさせていただきますけれども、この二つの事業を効率的に進めるために、２事業を融合させた取組、いわゆる区画整理事業と県道４車線化を融合させるような取組でもいいです、手段、手法を益城町のほうから県のほうに積極的に提案してはいかがでしょうか。また、そういう考えはございませんか。ここにかっこ書きで、県道部をいわゆる道路事業の一部として取り扱うということを書いております。今のままであれば工事が遅れるのは必至ではないでしょうか。そうすると、町としての、または木山校区としての、先ほど申しましたように復興が遅れる要因になりますので、町長として熊本県のほうに、二つの事業を融合させた取組を提案するのはいかにかというのを質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の二つ目の御質問、木山地区内の県道４車線化事業と区画整理事業の二つの事業を効率的に進めるために、２事業を融合させた取り組み方（手法・手段）を益城町から熊本県に対し積極的に提案することは考えているかについてお答えをします。

議員の御質問は、新庁舎建設完成により交通量が増加し、現在の土地区画整理事業の進捗状況では、木山交差点付近に渋滞が発生するのではないかと。県道熊本高森線４車線化事業を区画整理事業と切り離して進めるなど、早期完成が見込まれる手法を県に対して積極的に提案する考えはあるかという趣旨の御質問と認識しております。

この木山交差点付近はこれまでも、地震前から渋滞が起きているなどの課題があり、県へ改良

の要望も行ってきたところです。このような中、熊本地震からの復興を図るため、木山地区におきましては土地区画整理事業を実施することとなり、このため、土地区画整理地内での県道熊本高森線の4車線化は、同じく土地区画整理地内で行われる公園や町道とともに、減歩などによる公共施設の整備として行われることとなりました。

県道熊本高森線を4車線に拡幅する事業としまして、直接買収による道路事業として取り組む場合は、道路となる区域の全てを公共用事業用地として提供していただくため、用地買収がスムーズに進めば事業が一気に進展することもあります。残地での生活再建などの課題が発生する場合は、事業が思うように進展しないことがあります。

これに対して土地区画整理事業では、減歩により土地の一部を公共用地として提供していただきますが、照応の原則に沿った減歩であり、直接買収である道路事業のように提供していただく土地の割合に大きな差が発生することはありません。しかし、換地が街区単位で行われるため、街区によっては仮換地計画が全ての地権者の御希望に沿うような計画になりにくい場合もあります。

このように、道路事業による場合と、土地区画整理事業による場合は、それぞれに特徴があると認識しております。これまで、土地区画整理事業に着手して以来、多くの地権者の方の御理解と御協力をいただき、令和4年3月1日現在、画地ベースで約69%の仮換地指定が完了しているところです。

ここで、スピードということで話がありましたが、迅速に進めるということで、やはり木山地区の土地区画整理事業については、都市計画法の手續に基づいて都市計画決定をされた事業です。このため、熊本高森線を土地区画整理事業の事業区間から切り離して県道事業として行うには土地区画整理事業の都市計画変更が必要となりまして、これには相当の時間がかかると私は考えております。変更には、町の都市計画審議会の審議や住民説明会といった手續を踏まなければならない。また何より、区画整理事業が既に事業着手していることから、権利者の方々へのさらなる丁寧な説明も必要となるからです。

また、区画整理区間の熊本高森線を県道事業として取り組むには新たな事業認可を受ける必要があります。これにも相当な時間が必要かと思っております。また、公平性といった観点からもなかなか難しいかなと。熊本高森線沿いは既に仮換地指定が済んでいる区画もあり、仮に4車線化を県道事業で行うとすると直接買収となりますことから、同じ区域に、用地提供を減歩で行う方と直接買収により行う方が混在するというので、公平性の観点からも非常に難しいと思っております。

このため、4車線化を県道事業で行うために、都市計画の変更などに時間をかけるより、地権者の方へのより丁寧な説明を心がけ、事業の進捗を図ることが適切な対応であると考えております。

また、土地区画整理事業に協力していただいた権利者の皆様をはじめ、県道熊本高森線4車線化を待ち望んでいる多くの方たちの期待に応えるためにも、土地区画整理事業制度の中で関係者の方々へ丁寧な説明を行い、御理解と御協力をいただきながら、早期完成に向け県と町が一体と

なって事業を進めてまいりたいと考えております。このため、町から県に対して議員御指摘のような提案を行うことは考えておりません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 1回目の御答弁をいただきました。なかなか難しい事業になっているという認識ではありますけれども、公平性のお話とかをいただきました。

そもそも同じ益城町の中で、木山から西については道路事業ですので用地買収が発生しており、同じ町の中で4車線道路を造るので既に公平性は崩れていると。それは最初からの話ですね。区画整理事業にしたところは減歩等での用地になっておるところもありますし、安永、広崎等では最初から用地購入になっておりますので、公平性は当たらないのかなとは思っておりますが。今言われたように、もともと区画整理事業をやるといって減歩によって土地を提供されたところと、今回、今言われるように、道路事業によって用地を購入するとなると、確かにその部分についてはよく思えない人たちもいらっしゃると思いますが、そういうことを言ったら多分切りがないですね。

熊本県がしっかり今努力をさせていただいているという中で、益城町がどういう努力をするかについてお尋ねをしているところです。県の事業であります。区画整理事業も熊本県にお任せをしているところでもあります。私が言っているのは、益城町としてもっと何かやれることを県に提案してくださいということなんです、事業を。これは4車線についてもそう、区画整理についてもそうです。もっと益城町がやれること、やらなければならないことを県にしっかり協力してやっていかなければ県も大変ですし、いずれは手を引かれるかもしれませんよ、これは。大変なことになるかもしれません。公共事業ですのでそういうことはないにしても、私が言いたいのは、先ほどから言っているように、もっと町として汗をかくべきで、そのための取組を県と一緒にしてもいいし、そうふうな形で考えていくべきだ、県にお任せするだけではなく、益城町からいろんなことを提案してみてもどうかということです。

いろんな都市計画の変更であったり、町長が言われるように時間がかかるのも分かります。ただ、先ほど同僚議員とも話しておりましたけれども、町の活性化にはやはり、社会資本整備の中でも道路施設というのは一番最初につくらなければならなくて、必要なものであるんじゃないかというふうに私は思っております。つまり、道路ができれば、変な話、あとはどうにかなると。

例えば、木山も県道高森線と、横町線、益城菊陽線ができれば4分割されるんですよ、既に。東西南北の四つの区画に分かれますので、そうなれば、今すぐの話ではないかもしれませんが、都市防災であったり、いろんな手法が使えると思います。まずは、道路整備を主体に考えていただきたいと、再度ここはお願いになりますけれども、お願いをして、次の質問に移りたいと思います。ぜひ、再度の御検討をよろしくお願いいたします。

それでは、3項目めの質問でございます。建設発生土砂の処分問題と政治倫理条例の制定についてでございます。

新庁舎建設造成工事に伴う建設発生土砂の処分に関わった議員が、自己の地位による影響力を行使し、利益を図ったものと考えられます。現在、議会において益城町議会政治倫理条例策定特

別委員会が発足され、議論が行われており、近く制定される予定になっていると思います。この状況を受けて質問を行います。

この土砂処分地の問題より、議員は政治倫理条例の必要性を認識したものだと思っております。町長は工事発注前に処分場についての覚書等を所有者と交わしていらっしゃいます。今どのような認識かについてお聞かせください。また、町の責任者として今後どのような対応で臨むべきと考えるかについて質問をいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の三つ目の御質問の1点目、この土砂処分地の問題により、議員各位は政治倫理条例の必要性を認識したものだと思う。町長は工事発注前に処分場についての覚書を土地所有者と交わしている。今どのような認識かを伺うについてお答えします。

まず、政治倫理条例の制定目的につきましては、住民を代表する公職者が、その権限や地位に伴う影響力を行使して、自己または特定の第三者の利益を図ることを防止するために制定されるものと考えております。政治倫理条例等の制定につきましては、郡内におきましては、本町を除き全ての町で議会議員における政治倫理条例などが定められております。そのため、本議会におきましても、条例の制定に取り組まれることになったと認識しております。議員各位が政治倫理の一層の向上に努められ、町民に信頼される議会づくりを進められるとのことですので、町民にとっても非常によいことであると考えております。

次に、三つ目の御質問の2点目、町の責任者として今後どのような対応で臨むべきと考えるかについてお答えします。

新庁舎建設に伴う土砂処分につきましては、これまでの議会におきましても、選定の経緯や覚書の締結について適正に処理を行っていることを丁寧に御説明してまいりました。そのため改めて御説明することはありませんし、今後の対応についても特に申し上げることはございません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 建設発生土砂の問題と、政治倫理条例の制定ですけれども、まず、私たちは町政に関わっておりますし、私の前にいる皆さんも町政に携わってしっかりと活躍していらっしゃいます。我々は町民の公僕であるということを再認識する必要があると思っております。その上で、町長、職員、議員の倫理が問われたものであります。

この政治倫理条例はほとんどの町がつくっておりますけれども、その目的は今町長が述べられたとおりであります。自己の地位の影響力を行使して自己の利益を図ることをしないというのが、政治倫理条例の第一義的な目的であります。その辺をよくよく検討して、今回、政治倫理条例の策定を急いでいるところであります。

今の御回答で、町民によいことですということを町長に言っていただきました。そのとおりでございまして、これは町のため町民のためにつくっているということでもありますので、その辺は、我々もしっかりとした内容で策定すべきだと認識しております。

私も町民のためだよということを言おうと思ってましたけれども、町長が言われまして、それ

で十分納得いたしましたので結構です。町民のために政治倫理条例を策定したいと思っております。この質問は以上で終わります。

最後の質問です。1時間とと思っていましたけれども、少し時間がまだあるようですので、最後の質問です。

小池竜田線、バイパス沿線についてですけれども、県道小池竜田線（小池バイパス）は熊本市東部と小池高山インターチェンジ（九州中央自動車道）をつなぐ県道になっております。令和元年10月の小池バイパスの供用開始でアクセスが向上し、飯野地区の発展に寄与すると期待されているところでございます。このバイパス沿線について質問をいたします。今回、産業用地ということ、グランメッセ北側というのが一つ出ました。これは前の質問段階ですので少しずれるところもありますけれども、そこは御容赦いただきたいと思っております。

町長は以前に議会の中で、産業用地として開発していく予定との発言をなされております。そこで質問ですが、この小池バイパス沿線の開発等の計画や予定について、現在どのような話が出ておりますか、お伺いをいたします。また、小池バイパス沿線に土砂処分場となった土地が約3,000坪ございます。この隣には工場や物流倉庫が建ち並び、開発済みになっておりますけれども、ここの開発に伴う土地評価の見込みについてお伺いいたします。これは、隣接地であったり近隣の土地評価値としての答弁も併せてお願いをいたします。

次に、町長として、議員の処分地問題が発端となり、このバイパス沿線の開発を足踏みするようなことはありますかについてお尋ねをいたします。また、この議員所有地の土地処分の問題が、この小池地区に停滞を及ぼし、飯野校区そして益城町の発展に悪影響を及ぼすようなことはないでしょうか。このような問題に対し、住民の目はとても厳しくなっていると思っております。住民に対して、この処分地問題についてきちんと説明をしておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上の点について、ご回答をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の四つ目の御質問の1点目、県道小池竜田線沿線の開発等の計画や予定と、2点目、開発に伴う土地評価見込みにつきましては、関連がございますので併せてお答えします。

小池竜田線沿線の開発につきましては、令和3年9月定例会における木村議員からの御質問に対する答弁の中で、まずは現在の産業用候補地である空港やインターチェンジ周辺への企業誘致を図り、将来的には小池竜田線沿線を対象に土地利用保全エリアから産業用候補地への用途変更を検討するという方向性を御説明させていただきました。なお、産業用候補地に設定された場合も、都市計画マスタープラン上の土地利用方針の位置づけにとどまるものであり、直ちに開発につながるわけではございません。したがって、現時点で県道小池竜田線沿線の開発などの計画や予定はございません。また、開発予定がないことから、隣接地と近隣を含めて開発に伴う土地の評価の変化もないものと考えております。

次に、四つ目の御質問の3点目、町長として議員の処分地問題の件で、小池地区（バイパス沿

線)の開発を足踏みすることはあるかについてお答えします。

将来、小池竜田線沿線で企業誘致などの開発を進めていくには、空港やインターチェンジ周辺の産業用候補地への企業の進出動向や、そのほかにも全国的な企業の意向などの情報収集に努めながら、先ほども御説明したとおり、必要に応じて都市計画マスタープランの土地利用を土地利用保全エリアから産業用候補地に変更するなどの所要の進め方を進める必要があります。

議員の御質問にある町議会議員所有の土砂処分地としての選定は、これまでの議会でもお答えしているとおり適正に行われたものであり、開発を進める上での手続に何ら関係するものでも、影響を与えるものでもありません。このため、この件により小池竜田線沿線の開発が足踏みするというようなことはありません。

最後に四つ目の御質問の4点目、議員所有地の土地処分問題が発端となり、小池地区が停滞し、飯野校区そして益城町の発展に悪影響を及ぼす可能性も大きい。このような問題に対し住民の目は厳しくなってくる。特に地元住民に対しては土地処分問題の経緯をきちんと説明しておくべきだが、いかがかについてお答えします。

御質問の土地処分問題は土砂処分のことと推測されますので、土砂処分という表現で回答させていただきます。これまでの答弁でお答えしていますとおり、新庁舎建設造成工事におきまして土砂処分は適正に行われていますので、議員御指摘の小池地区、飯野校区、益城町に悪影響を及ぼすとは考えておりません。また、この件につきまして地元住民の方に対する説明は特に必要ないと考えております。以上でございます。

○議長(稲田忠則君) 野田議員。

○11番(野田祐士君) まず、2番目の土地評価見込みについて伺うということで、これは議長のほうから言っていたかかったんですけれども、隣接地、近隣の土地評価値としての答弁も併せてお願いしたいというふうに書いておりますので、ここはきちんと答えていただくべきかなと。これは議長にも再度お願いをいたします。

それから、3番、4番につきまして、足踏みをするのではないとおっしゃいました。これは結構なことです。こういうことで足踏みをしとったら、それこそ地元は怒り心頭になると思いますので、足踏みをすることなく進めなければいけないんだろうと。

それと産業用地の選定箇所は6か所だったですね。もともとですね。その中にここは含んでおられたんですね、たしか。それについて、含んでいたか含んでないか、ちょっとはっきりしていませんので、できれば教えてください。それによって質問の内容も多少変わってくると思います。

今言いましたのは、これは通告に書いておりますところです、隣接地、近隣の土地評価値としての答弁について言っておりますので、これについてはきちんと答えていただきたいということと、産業用地の選定箇所に当初から含んでおったのか含んでいないのかということです。

地元の説明に対しては、いろんな見解がありますので、私どもはそう思っているということで、町長が、「いや、適正ですよ」ということであれば、「それは説明しないよ」ということであれば、それはもう説明されないんでしょう。それについては認識の違いだというふうに考えており

ます。

質問二つについてはきちんと答えてください。

今回この質問をさせていただいたのは、小池秋永地区を含む飯野校区の発展に欠かせない場所だと考えているからです。それは地元の住民が望む声、または地元の議員に努力していただいている箇所であると考えております。町には、先ほどから言っておりますけれども、汗をかいてきちんとしたものをつくり上げていただきたいという思いから質問をさせていただいております。

まず、2回目の質問で言っていないところを言ってくれというのも変なんですけれども、先ほどの回答については、ぜひよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員の2回目の御質問にお答えします。

土地の評価とか、四つ目の質問の3点目と言ったその前に、隣接市と近隣を含めて開発に伴う土地の評価に変化ないものと考えておりますということで、ここはお答えしていると思うんですが、よろしいですか。

○11番（野田祐士君） その下の隣接地、近隣の土地評価値として。

○町長（西村博則君） 隣接地、近隣を含めて開発に伴う土地の評価に変化はないものと考えておりますということで先ほど答弁しております。

○11番（野田祐士君） 認識が違うんだろうな。じゃあ、そういう回答ということですね、今言われたのは。

○町長（西村博則君） ちょっと早口でいかんだったかもしれませんが。それと産業団地が候補地に入っているかという話なんですけど、これは入っていません。

それと、先ほど益城町は木山、広安だけではない、集落部に人口増加策を誘導してほしいという叫びにも近い要望が出ております。こちらの津森、福田、飯野の住民、そして議員さんたちの思いは本当に切実かなということで、こちらについてもマッチングするような企業の誘致のため、しっかり調査研究をやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 早口かどうか分かりませんが、私が意図したところは、評価見込みなんですよね。要するに予測なんですよね、見込みというのは。見込みだから予測について答えてほしいという意味だったんですけれども。書き方が悪いよと言われれば何も言えませんが言いませんけれども、できれば評価の見込み、要するに予測を答えていただきたいと。そして、隣接地、近隣というのは、前に書いておりますとおり、その裏には、工場とか、物流倉庫があります。その辺の評価値を併せて答えていただきたいということでした。

今回については、認識の違いかもしれませんが、それについては、今答えられれば答えていただきたいんですけれども、産業用地については産業振興課になるんですかね。おられますようですけど、分かれば答えていただきたいですけど、分からなければ個別にでもいいので教えていただければ結構です。

今言われましたように、木山、広安だけではなくて飯野校区についても、例えば定住促進であ

ったり、産業用地としての開発をやっていくべきだと思っております。今、飯野校区について御船町のほうからの開発が進んでおって、あちらのほうからだいぶ攻めてこられるというか、いような形で開発が進んできていると思いますので、土山とか、あの辺からだんだん、要するに南側からになりますかね、南側からの開発も進んでまいりますので、これは飯野校区の住民の方々、または頑張っている地元議員さんがいらっしゃいますので、その辺もしっかりと協力をして、ぜひ住民の声に応えるような形でやっていただきたいと思います。

3回目の質問ですね、これは。3回目なんで、先ほどの回答をもしいただければありがたいと思いますし、最後に町長から一言、きちんとやっていただけるともう一度言っていただければ幸いです。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番野田議員3回目の質問ということで、ちょっとそこは予測してない、今の時点でどうだというのはちょっと読めないところもあります。ほかの全部の候補地、いろんなところがありますが、それはなかなか、「だろう」という推測で、そこが具体化しないとなかなか出せないかなというのがあります。ただ、地元のいろんな、市街化調整区域の津森、福田、飯野の議員さんたち、また皆さん方からも意見をいただきながら、そして野田議員ほか全ての議員さんたちから、そういったことでいろいろ知恵出しもいただきながらまた取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○11番（野田祐士君） 分かりました。じゃあ、後ほどでもいいので教えていただければと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後3時04分

3 月 15 日（火曜日）

令和4年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和4年3月7日午前10時00分招集
2. 令和4年3月15日午前10時00分開議
3. 令和4年3月15日午後0時21分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第 1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決

日程第 2 議案第26号 工事請負契約の変更について

日程第 3 議案第27号 工事請負契約の変更について

日程第 4 議員提出第1号 ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議

日程第 5 特別委員会委員辞任の件

日程第 6 特別委員会委員選任の件

日程第 7 議員派遣の件

日程第 8 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（17名）

1番 木村正史君	2番 西山洋一君	3番 上村幸輝君
4番 下田利久雄君	5番 富田徳弘君	6番 松本昭一君
7番 吉村建文君	8番 甲斐康之君	9番 柴正敏君
10番 中川公則君	11番 野田祐士君	12番 宮崎金次君
13番 坂本貢君	14番 中村健二君	16番 荒牧昭博君
17番 坂田みはる君	18番 稲田忠則君	

8. 欠席議員（1名）

15番 渡辺誠男君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 金原雅紀

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	桶谷哲也君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	水上眞一君

総務課長	塘田 仁 君	危機管理課長	岩本 武 継 君
企画財政課長	山内 裕 文 君	企画財政課審議員	山口 拓 郎 君
税務課長	深江 健 一 君	住民課長	吉川 博 文 君
福祉課長	松本 浩 治 君	福祉課審議員	荒木 薫 君
こども未来課長	水口 清 君	健康保険課長	松永 昇 君
産業振興課長	姫野 幸 徳 君	建設課長	増田 充 浩 君
都市計画課長	村上 康 幸 君	都市計画課審議員	齊藤 計 介 君
復興整備課長	米満 博 海 君	街路課長	荒木 栄 一 君
新庁舎等建設課長	田上 勝 志 君	学校教育課長	遠山 伸 也 君
生涯学習課長	富永 清 徳 君	下水道課長	吉本 秀 一 君
下水道課審議員	福島 恭 一 君	水道課長	竹林 浩 幸 君
代表監査委員	戸塚 誠 司 君		

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、15番渡辺議員から欠席をする旨の届出があります。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員会委員長報告、質疑、討論、議決、その他となっております。

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 議決

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員会委員長報告を議題とします。

まず、総務常任委員会報告、中川公則委員長。

○総務常任委員会委員長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会報告書。令和4年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第3号、令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表地方債補正。議案第7号、令和4年度益城町一般会計予算中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為、第3表地方債。議案第13号、益城町一般職の職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第14号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第15号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第16号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第17号、益城町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第18号、益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例の制定について。議案第19号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第20号、益城町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について。議案第21号、益城町消防団に関する条例の制定について。議案第22号、益城町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例について。議案第23号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理事務の変更及び規約の一部変更について。議案第24号、公有財産の取得について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和4年3月8日。

②審査状況。令和4年3月11日午前9時52分から、役場仮設庁舎総務常任委員会室において全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月14日午前10時から、全委員出席の下、木山中学校施設改修工事及び四賢婦人記念館を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第3号外13件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第3号及び議案第13号から議案第23号までについては、原案どおり全会一致で可決することに決定した。議案第24号については、原案のとおり賛成多数で可決することに決定した。議案第7号については、賛成少数で否決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第3号については、歳入では、20款寄附金1項寄附金6目一般寄附金のふるさと納税が年度末に増加する要因についてとリピーターの把握を行っているかとの質疑があり、担当課長から、ふるさと納税は年末に増加し、それを後追いで3月の定例会への補正予算に計上しているとの説明とリピーターの獲得が重要と考えているため、今後、リピーターの獲得及び把握について検討していきたいと説明を受けた。

また、24款町債1項町債1目総務債の臨時財政対策債の減額理由について質疑があり、担当課長から臨時財政対策債の償還基金の上乗せ分による減額との説明を受けた。

歳出では、9款消防費1項消防費2目消防施設費の消火栓維持管理負担金の減額理由について質疑があり、担当課長から、道路の拡幅等に伴う消火栓の敷設替え工事の事業完了報告があり、減額が確定したことによるものと説明され、併せて、この負担金は消火栓の修繕等の負担金ではないとの説明を受けた。

次に、10款教育費で6項社会教育費3目文化会館運営費及び10款教育費7項保健体育費1目保健体育総務費の新型コロナウイルス指定管理者応援事業補助金で、指定管理者もある程度のリスクを負う必要があるのではないかとの質疑があり、担当課長から、指定管理者には町からの依頼で貸出し停止等の対応や感染防止対策のための消耗品購入も行ってもらっている。なお、応援事業補助金は、地方創生臨時交付金を利用した補助であるとの説明を受けた。

議案第7号については、歳入では質疑はなかった。

歳出では、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の地域手当の支給について質疑があり、担当課長から、地域手当は派遣される職員の給料、管理職手当、扶養手当の合計の20%を支給するものであるとの説明を受けた。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の広報紙アドバイザー業務委託料、デザイン業務支援委託料及び2款総務費1項総務管理費4目企画費の総合計画策定業務委託料について、町の職員だけでできないのかとの質疑があり、担当課長から、広報紙作成については職員だけの作成も可能ではあるが、よりよい広報紙を作成するための業務委託で好評を得ているとの説明を受けた。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の地域おこし企業交流プログラム負担金で、派遣で来られている方の活動について質疑があり、担当課長から、民間のノウハウを生かし、町の観光振興、地域おこしについて活動を行ってもらっており、負担金については全額特別交付税で措置されているとの説明を受けた。

次に、2款総務費1項総務管理費4目企画費のふるさと納税受領等手数料が昨年度より増加している理由について質疑があり、担当課長から、送料を安くするため委託料から支払われていた送料を手数料のほうへ組み替えて計上したためとの説明を受けた。

次に、10款教育費2項小学校費1目学校管理費の学校送迎用バス等運行業務の期間について質疑があり、教育長及び担当課長から、益城中央小学校において寺迫交差点付近の工事が続いており、安全な通学路が確保できないことから、送迎バスを延長したいとの説明を受けた。

次に、10款教育費6項社会教育費5目四賢婦人記念館運営費の記念館説明案内人謝礼及び入館料券発売機リース料で、案内人と入館者の人数について質疑があり、担当課長から、案内人は307日の通常日対応2名と35日の団体対応1名で予算を計上しており、入館者は0人から10人と日によってばらつきがあるとの説明を受けた。

次に、10款教育費6項社会教育費9目交流情報センター運営費の電子図書利用料の契約内容について質疑があり、担当課長から、1冊2,500円で400冊の蔵書とシステムの使用料月5万円を予算計上し、今後利用状況を確認しながら紙と電子の書籍の割合を検討していきたいとの説明を受けた。

議案第18号については、会計年度任用職員をどこかへ派遣することを想定しているのかとの質疑があり、担当課長から、一般職の職員の給与に関する条例の改正で地域手当を支給することを定めたことによる関連条例として改正するもので、会計年度任用職員を派遣することを前提として改正したものではないとの説明を受けた。

議案第20号については、ほかに署名押印を見直す必要がある改正はあるのかとの質疑があり、担当課長から、議会の議決が必要な条例については今回提案している条例のみであり、その他規則等で定めている申請書等については、今年度押印見直しの判断基準を作成し、来年度から不必要な押印を省略できるよう準備しているとの説明を受けた。

議案第24号については、災害時に備え、グラウンドのかさ上げが必要ではないかとの意見があり、担当課長から、工事費等を考慮し検討していきたいとの説明を受けた。

議案第13号から議案第17号まで、議案第19号及び議案第21号から議案第23号までについては、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、木山中学校施設改修工事については、現地におい

て担当課長から校舎改修及びエレベーター増築について説明を受けた。

四賢婦人記念館については、現地において担当係長から、施設の概要、設置目的及び開館状況について説明を受けた。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。令和4年3月15日、総務常任委員会委員長、中川公則。益城町議会議長、稲田忠則殿。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告。吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。福祉常任委員会報告書を読ませていただきます。

令和4年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第3号、令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第4号、令和3年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。議案第6号、令和3年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）。議案第7号、令和4年度益城町一般会計予算中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第8号、令和4年度益城町国民健康保険特別会計予算。議案第9号、令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計予算。議案第10号、令和4年度益城町介護保険特別会計予算。議案第12号、令和4年度益城町水道事業会計予算。

2、審査経過。

①付託年月日。令和4年3月8日。

②審査状況。令和4年3月11日午前9時50分から、役場仮設庁舎福祉常任委員会室において全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月14日午前10時から、全委員出席の下、子ども・地域食堂はなえみ食堂（馬水はなえみ保育園内）及びみんなの家移築現場チャレンジショップ（宮園地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第3号ほか7件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第3号、議案第4号、議案第6号、議案第8号、議案第10号、議案第12号については、原案のとおり全会一致で可決した。また、議案第7号、議案第9号については、賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。議案第3号については、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費18節負担金補助及び交付金の私立保育所等運営給付費の増額について質疑があり、利用児童の増加によるものとの説明を受けた。また、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金について質疑があり、月当たりおおむね9,000円の増額になるとの説明を受けた。

議案第6号については、31款益城町水道事業資本的収入1項企業債1目企業債1節企業債の減額補正について質疑があり、令和3年度施工で事業計画をしていて、中止または縮小した事業があり、起債の減額を行った。また、中止、縮小した事業ごとに起債を減額した理由について説明

を受け、41款益城町水道事業資本的支出 1 項建設改良費 2 目拡張事業費31節負担金の減額についても、起債の減額理由と同じであるとの説明を受けた。

議案第 7 号については、2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費12節委託料のマイナンバーカード申請サポート委託料に関連し、マイナンバーカードの交付実績について質疑があり、昨年度より13%増加し、令和 4 年 2 月末現在で41%の交付率との説明を受けた。

また、3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費18節負担金補助及び交付金の保育所等整備交付金について、公募の私立保育所の整備場所についての質疑があり、利用児童が多い範囲での公募になるとの説明を受けた。

また、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費18節負担金補助及び交付金の被災者民間賃貸住宅入居支援助成金の対象者について質疑があり、木山仮設団地入居者、みなし仮設住宅入居者、親類宅避難者等になるとの説明を受けた。併せて、仮設住宅入居者数についての質疑があり、令和 4 年 2 月末現在で木山仮設団地19戸、53名、みなし仮設住宅20戸、47名との説明を受けた。

また、3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費 1 節報酬の民生委員推薦会委員報酬に関連し、民生委員の成り手不足を懸念する意見が出された。

議案第 8 号については、2 款保険給付費 1 項療養諸費 3 目一般被保険者療養費18節負担金補助及び交付金の治療用具等一般被保険者療養費についての質疑があり、けが等の際のギプスやコルセットなどの装具であるとの説明を受けた。

議案第 9 号については、歳入の 1 款後期高齢者医療保険料 1 項後期高齢者医療保険料が昨年に比べて 1 億円増加の理由について質疑があり、対象者の増加との説明を受けた。

議案第10号については、5 款地域支援事業費 3 項包括的支援事業・任意事業費 2 目任意事業費 12節委託料の認知症ステップアップ講座委託料について質疑があり、チームオレンジ設置に向け、認知症サポーター養成講座を受講した者を対象に講座を開催するとの説明を受けた。

また、歳入 4 款国庫支出金 2 項国庫補助金 7 目保険者機能強化推進交付金について質疑があり、国が定めた指標により、その達成状況で交付金が配分されるとの説明を受けた。

議案第 4 号、議案第12号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。視察した子ども・地域食堂はなえみ食堂については、現地において、代表者より、子ども食堂と学習支援の活動の場が子どもの居場所になっている状況であるとの説明を受けた。

みんなの家移築現場チャレンジショップについては、福祉課担当職員及び産業振興課担当職員より、整備目的、活用計画及び施設概要の説明を受けた。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。令和 4 年 3 月 15 日、福祉常任委員会委員長、吉村建文。益城町議会議長、稲田忠則殿。

以上、常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告。柴正敏委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） おはようございます。建設経済常任委員会委員長の榮です。

建設経済常任委員会報告書。令和4年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

一つ、事件名。議案第3号、令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第5号、令和3年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）。議案第7号、令和4年度益城町一般会計予算中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第11号、令和4年度益城町下水道事業会計予算。議案第25号、工事請負契約変更について。

二つ、審査経過。

①付託年月日。令和4年3月8日。

②審査状況。令和4年3月11日午前10時から、役場仮設庁舎建設経済常任委員会室において全委員中5名出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月14日午前10時から、全委員中5名出席の下、株式会社アミカテラクまもと益城工場（広崎）と安永地区雨水ポンプ場造成本体工事（安永）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。議案第3号ほか4件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第3号、議案第5号、議案第11号、議案第25号については、原案のとおりで全会一致で可決した。また、議案第7号については賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。議案第3号については、町営住宅長寿命化計画改定業務委託料について、予定よりかなり安い金額で落札されているので成果品は大丈夫なのかとの質疑があり、業務作業が適切に終了していることを確認した。

また、産地生産基盤パワーアップ事業補助金について、制度周知はどのように行ったのかという質疑があり、平成28年度開始された事業で、農業関係団体等に制度周知は行われたと認識している。今後、新たな制度が創設された場合にも、対象者に対し適切な周知に努めるとの説明があった。

避難路等整備費については、避難路はこれからも継続して整備していくのかとの質疑があり、小規模住宅地区改良事業での避難路整備は終わるが、あとは、都市防災総合推進事業の中で国に要望し整備していくとの説明があった。

議案第5号については、以前報告のあった下水道使用料の賦課漏れが判明した件の予算計上はされているのかについて質疑があり、今回の補正では計上していないが、適正に予算計上をしていくとの説明があった。

議案第7号については、産業用地基本設計業務委託料について質疑があり、令和7年の分譲開始に向けて早急に取り組む必要があるとの説明があった。

また、道路橋梁費のアンダーパスについて、これまで何度か計上されたものではないのかとの質疑があり、これまでは、基本構想、予備設計であり、今回は交通管理者との交差点協議終了に伴う実施測量設計であるとの説明があった。

都市計画費の惣領地区公園用地購入費について、このような新規事業は骨格予算にはそぐわないとの意見が出された。

また、都市計画費の駐車場設計業務委託料の計上に伴い、設計委託費の高騰についての懸念が示され、内容を精査し、委託費の低減を図るよう意見が出された。

議案第11号については、汚泥運搬料について、浄化センターと福田処理場の単価の差について質疑があり、運搬時のし尿の状態で単価が異なるとの説明を受けた。

また、町の一般会計からの補助金についての質疑があり、資本費平準化債を計上することで、一般会計からの繰り出しを減らして運営していくとの説明があった。

議案第25号については、横町線道路改良工事（その3）の仮設工の工法について、金額が大きいので金額が抑えられる別の工法はできなかったのかとの質疑があり、条件的に別の方法は困難であったとの説明を受けた。

③視察の結果と意見。視察した株式会社アミカテラクまもと益城工場については、現地において工場関係者より説明を受けるとともに、製品の製造状況を視察した。

委員からは、同社の事業は環境意識の向上にもつながることから、学校給食において同社製品を利用するなど、町としても連携を検討するべきとの意見や、将来は原料工場を益城町内に建設してほしいとの要望が出された。

安永地区雨水ポンプ場造成本体工事現場については、担当課より、現在の進捗状況、今後の工程について説明を受けた。今後の工程については、4月中旬から予定している建築杭の施工までに、ゲートポンプ本体工、水路工の施工を完了するとの報告があった。

委員からは、引き続き受注者と密に協議を行い、梅雨前までに稼働できるよう工程管理に努め、また、今後の工事については、安全には万全を期し、進捗に遅れを来さないよう要望が出された。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。令和4年3月15日、建設経済常任委員会委員長、柴正敏。益城町議会議長、稲田忠則殿。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、これから各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。総務委員長と福祉委員長に1点ずつお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、総務委員長ですけれども、第7号議案につきまして、10款6項5目四賢婦人費の入館料券売機リース料の質疑があったとのことですが、どのような内容であったか、具体的に教えてください。

次に、福祉委員長に1点の質問でありますけれども、これも議案7号の3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費18節負担金補助及び交付金について、仮設住居者数についての質疑があったとありましたけれども、具体的にどのような内容だったかについて教えてください。

以上2点です。

○議長（稲田忠則君） 中川総務常任委員長。

○総務常任委員会委員長（中川公則君） 10番中川です。11番野田議員の質問にお答えいたします。

四賢婦人記念館についてのお尋ねでございましたけれども、今全体の予算につきましては194万7,000円の中で、券売機といいますか、あれのリース料が36万9,000円ということで非常に高く、入場料に対して高いんじゃないかということで、費用対効果があんまりということで、委員会でも話がありました。今後は、あと2年ほど券売機も残っているということでございますけれども、入館者をもう少し増やしながら対応していきたいということでございました。こういうことでございます。以上です。終わります。

○議長（稲田忠則君） 吉村福祉常任委員会委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 11番野田議員の質問にお答えいたします。

79ページ、3款民生費1項社会福祉費18節負担金補助及び交付金に関連して、現在、仮設住宅に入居しているのは、区画整理事業等の関係で再建が遅れている人だと思われませんが、被災民間賃貸住宅入居者支援助成金というのは、どういった方が対象になるのかという部分もありまして、現在2月末現在で、木山仮設住宅は19戸、53名、みなし仮設20戸、47名でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 総務常任委員長の御回答で分かりましたので。総務常任委員長、ありがとうございました。

福祉常任委員長にお尋ねですけれども、木山仮設は19戸、53名と今なっておりますけれども、これは区画整理事業とか4車線によるものというふうなものと認識しておりますけれども、これはいつまでこのような形でやるとかいう質疑とか御回答とかはあったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（稲田忠則君） 吉村委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） 11番野田議員の2回目の質問にお答えいたします。

木山仮設住宅、また、みなし仮設住宅等に住んでいらっしゃる方がどれくらいで復帰されるのかという御質問だったと思いますけれども、この質問は、中村委員からもそのような同等の質問があっております。それに対する執行部の意見ですけれども、県の復興事務所や住まい住宅対策と連携しながら対応を行っていきますということで、まだ具体的にどのように減っていくというのは予想がつかないとの回答でございました。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。建設常任委員長に1点だけお伺いします。

というのは、これは我々議会のほうでも注視しておりますが、地域住民にとっては安心な日々を送るため、安永の雨水ポンプ場造成本体工事のほうを視察されていると思いますが、その中で、さっきの説明では、現在の進捗状況、それから今後の工程について説明を受けたということ

だったんですが、実際、それで雨季まで間に合うようにということで要望されておりますけれども、委員長が実際に見た今の現況、本当に雨季まで間に合うのかどうかというのを委員長の見た感じで説明をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 榮建設経済常任委員会委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 14番中村議員の質問にお答えいたします。

非常に個人的な意見が挟まるあれだと思いますので、私の見た状況をちょっと説明させていただきます。

あその安永ポンプ場は昨年の12月議会の時点では、本工事は3月中旬頃までには大栄企業さんのコンクリート本体工事は完了させると、それ以降、電気の工事に入るという予定でありましたが、私たち建設常任委員会の継続調査によりまして、先月、工事の修正工程をもらいました。そしてその中で、この議会前にいただきましたが、4月中旬頃までには完了させる予定であると報告を受けております。

私たちが、先日、本議会におきまして調査した時点で工事状況を見れば、非常に厳しい状況には変わりはないと思います。コンクリートの水路工とか、ポンプを据え付けるところの建屋工とかいろいろありますけれども、それがまだ現在、水路を養生するための両サイドに矢板を打っている状況で、そこでまだ止まっている。杭は12本、水路工とかのポンプを据え付けるゲートに絡む杭はもう12本打ってあります。今後、そこを掘削して、底版づくりして、片桢鉄筋、それかコンクリート打設となっていく状況ですけど、コンクリート強度を出すために工事状況によって通常2週間の工程管理をして養生するわけですよ。ところが今は気候がよくなりましたので、2週間の14日をせめて10日ぐらいに縮められないか、9日にできないかとか、そういうことはちょっと要望してまいりました。

そういう状況におきまして、向こうの報告が、大体4月中旬には、電気の建屋工と。その前に、ポンプゲートの躯体が終わりますので、ポンプゲートの躯体が終わればポンプは据え付けられるわけです。今、工場で相当の進捗で完了前という報告は受けています、ポンプは。ポンプゲート工が終われば、そこで据付けは、私の経験で言えば、15日もあればポンプが稼働できる状況にあると思います。ただ、問題は電気なんです。ポンプを動かすための所要電源を引っ張って稼働するためには、電気の……。

○議長（稲田忠則君） 委員長、説明を受けたことだけを言ってください。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） そこで説明をお互いあれしておりますけれども、もうちょっと言わせてください。

建屋工の基礎杭が4月の中旬、大栄さんが終わってからしか工事ができないので、それをもうちょっと縮めるように、そういう要望をしておきました。

梅雨時期までには何とか稼働できるように頑張って工程管理をしていくという報告を受けております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） 詳しく説明いただきました。今やっている工事が4月中旬ぐらいには何

とかできるかなということですかね。それから、ポンプを据えて、その後、建屋、電気工事というような感じで、雨季までに何とか間に合わせてもらわないとですね。だから、これから先も委員会のほうとしてもずっと注視していかれるでしょうけれども、ぜひとも間に合うように、町のほうもそうですけど、議会としてもそういうふうにして進めてもらいたいと思っております。よろしくをお願いします。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

12番宮崎議員。

○12番（宮崎金次君） おはようございます。12番宮崎です。建設経済常任委員長に質問をします。

委員長の報告の中で、議案第7号の中で、産業用地基本設計業務委託料という質疑等があっておりましたけれども、その中で、産業用地としてグランメッセ北側という話だろうとは思いますが、すけれども、そのほかに、例えば、将来の町の発展を見据えて、戦略的に町のもう少し中央部、例えば惣領とか木山とか、そういうところの話は出なかったのでしょうか。それだけ確認をします。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 榮建設経済常任委員会委員長。

○建設経済常任委員会委員長（榮 正敏君） 12番宮崎議員の質問にお答えします。

今、報告していた用地のほかに意見はなかったかということですが、特段に、次の候補地はどこか、もういっちょ別に予定しているとか、そういう報告はありませんでした。

ただ、順次そういう現況を踏まえて用地確保に努めていくという方針であると報告を受けてます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案第3号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から議案第6号「令和3年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

4番下田議員。

○4番（下田利久雄君） よかです。何もかんも入っとなつてでしょう。

○議長（稲田忠則君） 3から6と言うたでしょう、今。

○4番（下田利久雄君） 11号と言うた。すみません。

○議長（稲田忠則君） 下田議員、いいですか。議案を間違っておられますので。

○4番（下田利久雄君） はいはい。

○議長（稲田忠則君） 討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第3号から議案第6号までに対する討論

を終わります。

次に、議案第7号「令和4年度益城町一般会計予算」から議案第12号「令和4年度益城町水道事業会計予算」までに対する原案に反対者の発言を許します。

4番下田議員。

○4番（下田利久雄君） おはようございます。4番下田です。

私は、議案第7号、令和4年度益城町一般会計予算について、これまでの復興事業の継続や住民のための福祉関係事業は、よく配慮された予算だと思いますが、次の2点について反対します。

まず1点目は、執行部から本予算は来月町長選挙を控えて骨格予算として編成したと説明がありました。しかし、内容を見ると、惣領地区公園用地購入費1億8,500万円、町駐車場用地購入費7,920万円や産業用地基本設計業務委託料1億1,869万円など、明らかに政策的事業で、これから始まる選挙のための先取り事業を予算に含めたと言われても仕方がない予算であり、とても骨格予算とは言えないと思います。

2点目は、令和3年度末、町債は約482億円に増加。この町債の返済に当たっては、たとえ国や県の支援を受けたとしても、現時点でさえ町民1人当たり100万円以上の負担をすることになり、町債はできるだけ増やさないことが将来を担う子どもたちのために必須であり、また、令和4年度から始まる行政改革大綱にも自主財源の確保と歳出抑制の重要性が述べられており、この観点から本予算を見る限り、歳出抑制の努力があまり感じられません。

特に、本庁職員で行うべき業務で、若い職員の職能向上に有効に活用できる、例えば、総合計画策定業務委託、広報紙アドバイザー業務委託、デザイン業務支援委託など、業者に千数百万円から数百万円を支払うようになっており、今後、町民に町の厳しい財政状況等を理解してもらい、上からも、このような事業は理解してもらえないと思われ、以上から議案第7号、令和4年度一般会計予算に反対します。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

16番荒牧議員。

○16番（荒牧昭博君） 皆さん、おはようございます。16番荒巻です。

議案第7号、令和4年度益城町一般会計予算について賛成討論を行います。

議案第7号、令和4年度益城町一般会計予算については、本年4月に町長選挙が執行されるため、政策的な経費を極力除いた骨格予算で編成されています。しかしながら、熊本地震からの復旧・復興や新型コロナウイルス感染対策という特殊な事情もあり、熊本地震からの生活再建を図るための益城中央土地区画整理事業負担金やまちづくりの基本となる街路整備事業、さらには、TSMCの進出に伴い、企業誘致の推進を図るための産業用地基本計画業務委託料などの投資的な経費が予算化されているところでございます。

これらの予算は、継続的な事業であるとともに、早急な対応が求められる事業だと認識しておりますので、適正な予算措置がなされているものと考えます。

以上のことから、議案第7号、令和4年度益城町一般会計予算について賛成するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

8 番甲斐議員。

○8 番（甲斐康之君） 8 番甲斐でございます。おはようございます。

議案に対する反対討論を行います。

まず、令和 4 年度益城町一般会計、特別会計予算のうち、議案第 7 号、益城町一般会計、議案第 9 号、後期高齢者医療特別会計につきましては、原案のままでの採決には反対であります。

まず、議案第 7 号、令和 4 年度益城町一般会計予算については、児童福祉総務費の中で、私立保育所等運営給付金の増額や保育士等处遇改善臨時特例事業補助金など待機児童の解消に向けての取組、文化財保護対策費の中で、布田川断層帯保存事業、指定文化財等災害復旧事業補助金などの文化財を大切に後世に継承していく事業などは、私が質問で事業を求めたものでもあり、必要な予算措置は反対するものではなく、賛成をしたいと思います。

しかしながら、不用で廃止すべき予算が含まれています。それは毎回指摘をしていますけれども、同和関連予算であります。地方改善費の支部助成金、集会所運営費などの予算は、部落差別解消の歴史に逆行するものと考えます。不公平な同和对策を継続すること自体が新たな偏見を生み出すものであり、速やかに改善すべきものと考えます。

よって、議案第 7 号に反対するものであります。

次に、議案第 9 号、令和 4 年度益城町後期高齢者医療特別会計予算について反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を若い世代と分離して別勘定の制度に囲い込み、重い負担を押しつける仕組みであります。高齢者だけを別勘定にすれば、高齢者が負担する保険料は高齢化とともに膨れ上がってしまいます。医療にかかりたいなら重い負担を我慢せよと迫るこの制度に、後期高齢者の方たちから批判の声が沸騰しています。

一定の所得がある 75 歳以上の医療費窓口負担を 1 割から 2 割に引き上げる法案が昨年成立しました。単身世帯は年金を含めて年収 200 万円以上、複数世帯では合計 320 万円以上が対象になります。

団塊世代がもうすぐ後期高齢者に加わり増加してまいります。現在 75 歳以上の大半は、1 割窓口負担であります。現役並みの所得の人は 3 割を負担しますが、全体の 7 % にすぎないようです。2 割負担の層をつくり 3 段階とする。2 割負担となるのは 75 歳以上の約 20 % で、370 万人が該当するようであります。導入時期を今年の 22 年 10 月から 23 年 3 月を予定しています。

後期高齢者医療制度は、年齢で区切る理由はありません。早急に廃止すべき制度であります。

以上から、議案第 7 号、議案第 9 号について反対するものであります。

議員各位の御賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9 番榮議員。

○9 番（榮 正敏君） 9 番榮です。議案第 7 号、令和 4 年度益城町一般会計予算、議案第 9 号、

益城町後期高齢者医療特別会計予算について賛成討論を行います。

議案第7号、令和4年度益城町一般会計予算中、地方改善費については、国及び県の動向を見ますと、国においては部落差別が現在も残っていることを認め、部落差別の解消の推進に関する法律を平成28年に施行され、それに伴い県も熊本県部落差別の解消の推進に関する条例を令和2年に施行されています。

このことから、町においても昨年の9月議会で、益城町部落差別等をなくし人権を擁護する条例について全会一致で可決、制定しているところです。地方改善費には、部落差別解消を目指し、その活動費が計上されており、適正な予算措置であると考えます。

次に、議案第9号、令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計予算については、後期高齢者医療制度は高齢者の医療の確保に関する法律により定められたものです。県内全ての市町村が加入する医療制度であり、国の制度にのっとったもので、適正な予算措置であると思うものです。

以上のことから、議案第7号、令和4年度益城町一般会計予算、議案第9号、益城町後期高齢者医療特別会計予算について賛成するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。議案第7号、令和4年度益城町一般会計予算について、反対する立場から意見を述べさせていただきます。

まず、骨格予算でありますけれども、骨格予算とは年間予算として政策に関わる収支を除き、人件費等の義務的経費を主体として、必要最小限の収支のみを計上する予算であり、長の改選直前に作成されるものです。

今回は4月に町長選挙が予定されていることから骨格予算としての計上となっておりますが、歳入歳出については211億9,083万円であり、残りの部分、つまり肉づけ予算については約10億円程度になるのではないかと説明を受けております。割合で言えば、今回の骨格予算は本予算の95%程度になるということです。先ほど申し上げました骨格予算の定義から随分とかけ離れたものになっております。

次に、町として財政再建が必要であると声高らかに叫んでいるにもかかわらず、予算に反映できていないということです。

現在、益城町の住民は、1世帯当たり約100万円の借金を背負っております。思い切った財政再建を行わないと町の将来が危うい状況で、結果として将来を担う子どもたちに大きな負担を強いるものになります。この状況において、削減できるもの、不必要と思えるものは少しでも削ることが必要で重要になるにもかかわらず、この予算においてできておりません。

例えば、先ほど質問もございました記念館入館料がよい例です。年間10万2,000円の収益に対して、入館料券売機リース料36万9,000円となっており、実質26万7,000円の赤字であります。これについては、多くの議員から改善すべきであるとの意見に対しても、改善していない、またはできていないのが現状で、とても残念なことです。

先ほど来お話ししたように、益城町の住民は1世帯当たり100万円の借金を返済していかなければならない状態です。益城町の将来のために、行政として小さな損失も見過ごさず検証し、みんなで知恵を絞って努力することがとても重要になってまいります。

やれることから、やらなければならないこと、全てのことについて目を配り、改善を行っていくべきではないでしょうか。この予算にはそれが見られないため、断腸の思いで反対せざるを得ません。

これが原案に反対する主な理由です。議員の皆様の良識ある判断と御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第7号から議案第12号までに対する討論を終わります。

次に、議案第13号「益城町一般職の職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第22号「益城町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

8番甲斐議員。

○8番（甲斐康之君） 8番日本共産党の甲斐であります。

議案第13号、益城町一般職の職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

この条例改正は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に伴い、町職員の期末手当及び地域手当の改正を行うものであります。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の期末手当第18条では、従来の期末手当基礎額に100分の127.5を乗じる額を100分の120に乗ずるとする。再任用職員については、100分の72.5とあるのを100分の67.5とするものであります。

この期末手当の引下げは人事院勧告によるものでありますが、岸田文雄首相がケア労働者の賃上げを掲げながら、町職員である保育士や幼稚園教諭の賃下げにつながる今回の人勧による賃下げ勧告は矛盾するのではないのでしょうか。

また、国の行政職俸給月額を100として計算した指数でありますラスパイレス指数は、直近の令和2年3月末では、全国町村平均は96.4%、類似団体平均は97.4%、ここ益城町は92.7%と町村平均、類似団体平均より低くなっています。

このことは、残念ながら町職員の給与は低い数値と言わざるを得ません。益城町職員は、熊本地震からの復旧・復興に全力で取り組んでいます。加え、新型コロナウイルス感染症対策などで公私ともに頑張っておられる職員に対して、賃下げとなる条例改正は認められるものではありません。

よって、議案第13号については反対するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番木村議員。

○1 番（木村正史君） おはようございます。1 番木村です。

議第13号、益城町一般職の職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

提案されました議案第13号は、益城町一般職の職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人事院勧告に基づき改正しようとするものです。人事院の給与勧告制度は、団体交渉権のない、争議権を制約され民間のように労使の交渉で給与を決めることができない地方公務員について、その代償措置として設けられているものであり、公務員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本としております。

そのため、今回の勧告は、昨年の人事院の調査により、公務員のボーナスが民間企業のボーナスの支給割合を超過したため、民間企業との均衡を図るため期末手当の支給率を0.15か月分引き下げるものです。

町職員におかれましては、熊本地震からの復旧・復興の業務、新型コロナウイルス感染症対策など、大変な状況かと推察します。しかし、民間給与との均衡を図るための人事院勧告による対応でありますので、改正は必要であると考えます。

以上のことから、議案第13号、益城町一般職職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成するものです。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第13号から議案第22号までに対する討論を終わります。

次に、議案第23号「熊本市市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」から、議案第25号「工事請負契約の変更について」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで、議案第23号から議案第25号までに対する討論を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時25分から再開します。

休憩 午前11時18分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第3号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から議案第25号「工事請負契約の変更について」までの23議案について採決します。

まず、議案第3号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から議案第6号「令和3年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までについて、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第3号「令和3年度益城町一般会計補正予算（第11号）」から議案第6号「令和3年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号「令和4年度益城町一般会計予算」について、本案に対する委員長の報告は、総務常任委員会是否決、福祉常任委員会及び建設経済常任委員会は可決です。

よって、原案について採決します。

原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって、議案第7号「令和4年度益城町一般会計予算」については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「令和4年度益城町国民健康保険特別会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第8号「令和4年度益城町国民健康保険特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号「令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって、議案第9号「令和4年度益城町後期高齢者医療特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号「令和4年度益城町介護保険特別会計予算」から議案第12号「令和4年度益城町水道事業会計予算」までについて、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第10号「令和4年度益城町介護保険特別会計予算」から議案第12号「令和4年度益城町水道事業会計予算」までについては、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号「益城町一般職の職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の設定について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって、議案第13号「益城町一般職の職員の給与に関する条例及び益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第22号「益城町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」まで、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第14号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第22号「益城町就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について」までは、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号「熊本市市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第23号「熊本市市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号「公有財産の取得について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。よって、議案第24号「公有財産の取得について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号「工事請負の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議案第25号「工事請負契約の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第26号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、議案第26号「工事請負契約の変更について」を議題とします。
提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第26号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和3年3月定例会におきまして、議決をいただきました議案第50号、大規模滑動防止事業（宮園2地区）工事の請負金額の変更を行うものでございます。当初契約金額1億400万9,400円を1億2,066万4,839円に変更するもので、1,665万5,439円の増額となります。

本工事は、平成28年熊本地震により被災しました宮園2地区の宅地擁壁の復旧を大規模盛土造成地滑動崩落防止事業により行うものでございます。

変更の主な理由としましては、コンクリートブロック積擁壁工において、ブロック工の技能者を確保できず、間知ブロックによる施工が困難なため、中型ブロック積へ変更するものでございます。

また、固化材盛土の攪拌につきまして、隣接地での借地を予定しておりましたが、借地の同意が得られず、場外での作業となりましたため、土砂の搬出・搬入が発生するものでございます。さらに、アスファルト舗装工の復旧範囲を影響部のみとしておりましたが、現地を精査しました結果、沈下・亀裂が判明したため、復旧範囲を広げるものでございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第26号の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。議案第26号、工事請負契約の変更について質問をさせていただきます。

まず、今回の工事の契約変更ですけれども、変更理由の中に、コンクリートブロック積擁壁工において、ブロック工の技能者確保が困難なため中型ブロックへ変更するものであるとなっております。

そこで、質問をさせていただきます。この業者の選定はどうやって行われたのでしょうか。一般競争入札であるとか指名競争入札であると思います。その際に、入札説明書、設計書、設計図書、特記仕様書の確認や詳査は行われるのが当然であると思いますけれども、それは実際行われていたのでしょうか。それがもし行われていて、設計書にコンクリートブロック積擁壁工ということをやったあってもそれができないとなると、その業者は要件に合致していたのか不安になりますけれども、その点はいかがでしょうか。まず、これが1点目です。

2点目、このコンクリートブロック積擁壁工というのは最も一般的な擁壁の工法であると思いますけれども、それができない、技能者がいないというのに少し驚いております。コンクリートブロックをやられているほかの工事があると思うんですけれども、そちらの工事についてもブロック積ができないとおっしゃっている方がいらっしゃるのか、お尋ねいたします。

それともう1点、今までの工事でコンクリートブロック積を中型ブロック積に変更したもののについては、全て契約の変更がなされてきたのでしょうか。

この3点についてお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 11番野田議員の御質問にお答えします。

議案第26号での工事変更契約についての御質問で、入札参加要件、それから配置予定技術者等についての御質問かと思えます。

本工事につきましては、予定価格が5,000万円を超えるため、条件付一般競争入札により土木一式工事として令和3年1月29日に入札公告、令和3年2月24日に開札を行っております。

入札参加資格要件につきましては、施工能力担保の観点から、土木一式工事に係る経営事項審査、総合評定値や施工実績を求めています。また、御質問の技術者の配置要件につきましては、建設業法第26条の規定により、配置技術者として、当該建設の施工に当たり、主任技術者となる資格を要する技術者を工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として置かなければならないとされておりますため、今回の工事に限らず、これまでの発注においても同様に配置技術者の要件としております。

本工事の入札参加資格の審査につきましては、事後審査型入札のため、町指名審査会を令和3年3月3日に開催をし、落札候補者から提出のあった関係書類を基に資格審査を行い、参加資格要件を全て満たしていることを確認した上で落札決定を行い、その後、令和3年3月定例会において契約に関する議案の可決をいただき契約に至っております。

一方、それぞれの工事内容に必要となる各専門技術者については建設業法に定める旨の規定はなく、入札参加資格要件の技術者の配置要件としては定めておりません。このため、これら各専門技術者については、工事を発注した際の社会経済状況から工事実施中の社会経済状況が変化したことなどにより技術者の確保が困難となった場合には、工事の工期などを念頭に工法の変更などを行うことは妥当なものであると考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 増田建設課長。

○建設課長（増田充浩君） 建設課長の増田でございます。11番野田議員の御質問にお答えいたします。

2点ございました。1点目が、ほかに町のほうで今現在発注している工事で、ブロック工がないためにできない工事があるのかということでございますが、建設課のほうに限って申し上げますと、現在ブロック積を発注しているのはこの工事だけでしたので、それについては特にございません。

それと中型ブロック積を全て変更しているのかという御質問ですけれども、こちらのほうにつきましては、平成29年の1月17日付で、県の土木技術管理課長名、それから河川課長名で、間知ブロック積から中型ブロックへの変更が可能という形にしておりますので、これ以降については、中型ブロックに協議書が上がってくれば変更したところでございます。以上でございます。

○11番（野田祐士君） いやまだ。全工事について言ってますけど。ほかの工事もある、建設課

以外の工事もあるんじゃないですか。

2回目になりますかね。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） すいません、質問に対して答えがうまくちょっと。質問が悪いのか、答えがちょっとうまく出てないと思うんですけど。

まず、入札に関して経営事項審で、土木一式で5,000万以上、益城町というAクラスの工事だと思っております。この際に、土木工事の書類を、入札などの事後に書類をチェックしたということでございます。この際、設計書、設計図書、特記仕様書の調査、確認を土木業者は行わなければならないとなっておりますけれども、それを行ったときにもうコンクリートブロック積工の技能者がいないということになっていたんですかということをお尋ねしたい。その点について、もう一度きちんと教えていただいてよろしいですか。最初からブロック積技能者がいないのにこの入札に参加していたんですかということをお尋ねしたい。それが1点目のお尋ねです。

それと、今、建設課長のほうから御回答がありましたけれども、ブロック積工、今益城町の工事において、現在から過去においてということをお尋ねしたわけであって、建設課がやっている工事というわけではございませんで、ほかの課でブロック積を現在やっている工事はありませんかというお尋ねをしたところですよ。多分、今、ブロック積の工事をAクラス以外のB、Cとかやっていて、普通に工事をやっている、もしくはブロックを積んでいると思ってるんですけど、それについて質問をしました。

それと、建設課長が最後に言われた部分についてですけれども、ブロック積を中型ブロック積に変えて、そこで契約の変更が必要になると。まず、ブロック積を中型ブロック積に変えれば、工期はだいぶ短縮されると思うんですけども、工期の短縮と手間の短縮はどのようにかを質問をいたしますので、御回答をよろしくお願いいたします。

この3点をもう一度、質問に対してお答えをしていただければよろしいでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 11番野田議員の2回目の御質問にお答えをします。

落札後、受注業者につきましては、ブロック工の確保ができないということを知っていたのではないかという御質問。

○11番（野田祐士君） いや、ちょっと違いますけど。

○総務課長（塘田 仁君） 落札の際には、当然ブロック工の手配が可能ということで入札を行ったものと考えております。

○議長（稲田忠則君） 増田建設課長。

○建設課長（増田充浩君） 11番野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

私のほうに問われたのは、ほかの課でどうかということと、3番目、間知ブロックから中型ブロックの工期についてというお話だったかと思います。

まず、2番目の件につきましては、私が全部の課の分を掌握しておりませんので、ちょっと私だけからはお答えできません。

それから、3番目の間知ブロックから中型ブロックについての工期の話ですけれども、基本的に工期につきましては、工事費を基準に工期算定を行ってまいりますので、特に間知ブロックから……。

○11番（野田祐士君） 工程。

○建設課長（増田充浩君） 工期ですね。

○11番（野田祐士君） 工程。

○建設課長（増田充浩君） 工程は、手元に資料がございませんのでちょっと分かりませんが、工程の中で全体的な工程が関わってくるかと思います。ただ、工期につきましては、基本的には、あくまで工事費を基準にして工期を算定してまいりますので、基本的には変わらないというふうに私自身としては認識しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員、2回目の中で2点目の質問ですね、ほかの課ではなかったのですかということですが、これについては調べなければ分からないということでございますので、こちらのほうでいろいろしてから報告させたいと思います。

○11番（野田祐士君） 分かりました。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 3回目の質問とさせていただきます。

まず、先ほど総務課長のほうにお答えいただきました。私が聞いたのは、入札を行う業者の責務として、設計書や設計図書、特記仕様書の確認や照査は必要でありますよねと。これは必ずやるべきことで、それを受けて入札に参加しなければ、入札に偽った報告をして参加したということになるのではないのですかという質問だったんです。それについて、今、総務課長のほうから、入札時点ではコンクリートブロック積工がいたというふうな回答を得ました。

それでは質問ですけれども、そのコンクリートブロック工がいたのに、今回、変更理由の中でコンクリートブロック技能者確保が困難となっております。この困難になった特別の理由というのをお聞かせください。これが1点目です。困難となった特別の理由というのをお聞かせください。

それと、建設課長が今言われた部分なんですけれども、今、工事でブロック積を積んでいる、コンクリートブロック積を施工している箇所があります。私、見に行きました、現地を。何を言いたいかというと、益城町のAクラスの業者がブロック積の技能者の確保ができていない特別な理由は何だという点と、なぜほかの業者は普通に積んでるんだという点を疑問に思うということをお尋ねしているわけです。

それと3点目で、工期の話をされましたけれども、私が言ったのは、コンクリートブロック積から中型ブロック積に変更した場合、工程というのは大分短縮されるもので、これは歩掛を建設課長も見られてるので分かるかと思いますけれども、工程というのはだいぶん日にちが短縮されますし、手間も省けます。それについてお答えをくださいといったことです。3回目の質問になりますので、すいません、もうできませんので、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 増田総務課長。

○総務課長（塘田 仁君） 11番野田議員の3回目の御質問にお答えをします。

ブロック積工の配置が困難となった理由と、当初は配置を当然するということでの落札で、施工の段階でどうしてもできなかったのかということですが、1回目の答弁でも申し上げましたとおり、専門技術者については、工事を発注した際の社会経済状況から工事実施中の社会経済状況の変化などにより技術者の確保が困難となったというふうに理解しております。以上でございます。

○11番（野田祐士君） 答えになってないですけど。特別な理由を聞いているんですけど。

○議長（稲田忠則君） 増田建設課長。

○建設課長（増田充浩君） 11番野田議員の3回目の御質問にお答えいたします。

先ほど、私、工期のほうの話をさせていただいたんですが、工程という形でお話しされました。非常に申し訳ございませんが、手元にその資料、1日当たりの出来高といいますか、可能施工量がどれだけのなのかというのはちょっと手元に資料ございませんので、この場ではお答えできません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。議案第26号工事請負契約の変更について反対する立場から意見を述べさせていただきます。

今、質疑応答をさせていただきました。質疑についてきちんとした回答が出れば反対することはなかったと思っておりますけれども、とても残念です。

反対理由及び意見。工事請負費変更、変更前1億400万9,400円、変更後1億2,066万4,839円、増額1,665万5,439円の主な増額の要因が、コンクリートブロック積擁壁工において、ブロック工の技能者確保が困難で中型ブロックへ変更したために増額したとの説明を受けました。このことについて質問いたしましたけれども、回答が私の中で納得できませんので賛成できません。

反対理由として3点を説明いたします。

まず1点目、入札を行う業者の責務についてであります。

先ほども質問いたしましたけれども、入札を行う業者は、入札説明書、設計書、設計図書、特記仕様書の確認や調査を行う必要がございます。この今回の工事の経緯として、まず、発注者益城町が工事を発注します。次に、入札が行われ、入札の際には、業者は発注者に対し、その工事の内容における質問等を行うことができ、その質問に対する回答をもらう仕組みになっていると思います。入札説明書、設計書、設計図書の確認や詳査を行い、そして入札金額を決定し、入札をし、これが落札につながっていくというものでありますので、この設計書にありますコンクリートブロック積擁壁というのは、当然やれるということで落札をしたものでございます。つまり、これは業者の問題となっております。

2点目、先ほども申し上げましたが、擁壁工の工事の中で最も基本的な工法がコンクリートブロック積擁壁です。この最も基本的な工法であるコンクリートブロック積擁壁の技能者の確保ができていないこと、益城町のAクラスだと思いますけれども、それには驚いております。今回の工事は1億円を超える金額の発注で、業者ランクAランクによる発注になっております。現在、益城町のBクラス、Cクラスにおいても、現時点でコンクリートブロック積の工事が遜色なく実施されておることを確認しております。益城町のAクラスの業者が最も一般的なコンクリートブロック積の施工もできないとなると大変なことではないでしょうか。

ここからは余談になりますけれども、益城町において、Bクラス、Cクラスの業者は仕事がないと苦慮している状況であります。その業者のためにも益城町は考えていく必要があるのではないのでしょうか。そして、建設業は地域を担う、経済効果を上げる役割があることも忘れてはいけません。

そして、先ほど来、質問させていただきましたけれども、コンクリートブロックを中型ブロック積に変更したのであれば、まず、工期がかなり短縮されます。これは歩掛を見なければ分からないということでもありますけれども、まず、工期の短縮がかなりされます。そして技能者が不要となることから、手間についても大分短縮されていきます。工事金額以外において、業者は、ある意味、安易なものにすることができるということになってきます。

次に3点目、現在進行中及び過去の工事で、同じようにコンクリートブロック積を中型ブロック積に変更した工事があると聞いておりますが、その全てにおいて工事金額の変更がなされているのでしょうか。これについては検証する必要があると思います。これを検証しないで、一部は変更して、一部は変更しないということになると、補助事業等になれば様々な問題が出てくるのではないのでしょうか。会計検査対象になったとき大変であると思っております。

以上、言いましたように、この契約変更については町民にも理解していただけないのではないのでしょうか。これが原案に反対する主な理由です。議員の皆様方の良識ある判断と御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成者の方の発言を許します。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第26号に対する討論を終わります。

これから議案第26号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。したがって、議案第26号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第27号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第27号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第27号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

今回の変更は、令和3年9月定例会において議決いただきました議案第104号、益城中学校運動場整備工事の請負金額の変更を行うものでございます。

当初契約金額6,622万8,800円を8,599万6,767円に変更するもので、1,976万7,967円の増額となります。

変更の主な理由としまして、運動場の現場発生土を隣接する外構工事現場へ運搬し、路床材に利用する計画でありましたが、土質試験、いわゆるC B R試験を行いましたところ路床材に使用できないことが判明しましたため、現場発生土を全て場外に搬出して処分するものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第27号の説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。議案27号、工事請負契約の変更について質問をさせていただきます。

執行部からの説明をいただきましたときに、現場発生土の表土が1,822立米だったのが3,712立米と2倍になっております。それについての説明がよく分かりませんので、ここでもう一度説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 村上都市計画課長。

○都市計画課長（村上康幸君） 都市計画課の村上です。11番野田議員の質問にお答えいたします。

現場発生土が1,822立米から3,712立米に増加した理由でございますが、土砂が増加したのは、グラウンド内の仮設校舎と仮設駐輪場が建設された場所でございます。グラウンド工事の設計時にはこの両建築物があったため、グラウンド、その他の部分と同程度の土砂があるものと想定して設計が行われておりました。その後、グラウンド工事の設計と工事着手との間に両建築物が撤去されましたが、その際、土砂が予想以上に現地に残置されていたことから、今回の数量増となったものです。このため、グラウンド工事の設計段階では土量の把握が困難だったものでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 2回目の質問をいたします。

今図面のほうを見せていただいているんですけども、今言われた仮設校舎跡地であったり現場仮設駐輪場跡地であったりというのは、グラウンドの面積に対して約半分ぐらいの面積のことによろしいでしょうか。

これが約半分ぐらいの面積であって、それなのに土量が倍になっているのはちょっと考えにくいんですけども、この設計段階からこれは……。というのが、半分の面積の中で、土量を倍に

するということは、もともと数倍の高さの違いが必要になるというふうな理解をしています。その数倍の高さの違いが運動場みたいな広いところで本当に確認できなかったのかということについて疑問なんですけれども、そこについてもう一度御説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 村上都市計画課長。

○都市計画課長（村上康幸君） 都市計画課の村上でございます。11番野田議員の2回目の質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、地図上、仮設校舎及び現場事務所、駐輪場と約半分ぐらいの面積になるかと思いますが、先ほどと同様の答弁になりますけれども、この場所に建築物がありましたもので、それをグラウンドその他の部分と同程度の土砂があるものとして設計を行っておりましたので、その後、両建築物が撤去され、その後に土砂が予想以上に現地に残置されていたことから、今回の数量増となったものでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田議員。

○11番（野田祐士君） 3回目の質問とさせていただきます。今、御回答があった部分は、当初は分からなかったというお話だという認識でありますけれども、数メートルの違いの土砂があるのに本当に認識できないのかというのは、甚だこれは疑問で、多分1メートルが3メートルぐらいあったということになるんですよね。半分で土量が倍ということは、2分の1の面積で土量が2倍なんで、単純に1メートルが2メートルではなく、1メートルが3メートルとか4メートルあったというお話になって、それが分からなかったというのが甚だ疑問なんですけど、3回目の質問として、当初設計時から数量が間違ってたんじゃないですか。3回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 村上都市計画課長。

○都市計画課長（村上康幸君） 11番野田議員の御質問にお答えいたします。

先ほどからの答弁と同じになりますけれども、面積的に約半分になりますので、恐らく野田議員がおっしゃるように土が高くなっていた部分が、計算上は恐らく20センチ程度は高くなっていたのではないかと推定いたしますが、先ほどと同じ答弁になりますけど、土砂が増加したのは、グラウンド内の仮設校舎と仮設駐輪場及び現場事務所が建っていた場所でございます。グラウンド工事の設計時にはこの両建築物があったため、グラウンドその他の部分と同程度の土砂があるものと当初設計を行っておりました。その後、グラウンド工事の設計と工事着手の間に両建築物が撤去されましたが、その際、土砂が現地に残置していたことから今回の数量増となったものです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） これで質疑を終わります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

11番野田議員。

○11番（野田祐士君） 11番野田です。議案第27号、工事請負契約の変更について、反対をする

立場から意見を述べさせていただきます。

今の質疑の中でなかなか納得のいく御回答をいただけませんでしたので、反対をさせていただきます。

反対理由といたしまして、工事請負費変更前6,622万8,800円を変更後8,599万6,767円、1,976万7,969円の主な増額の要因が、現場発生土に予想以上の土砂が堆積していたため発生土の数量が増加したことによるとの説明を受けました。この説明については疑義があり、到底賛成できないので反対をいたします。

今回の工事は、益城中学校運動場整備工事に伴う契約変更であります。この運動場の整備において、現場発生土の土量が増前が1,822立米、変更後が3,712立米と、土量が約2倍になっております。平たんな運動場で土量が当初設計の2倍になったという理由が、先ほどの答弁ではよく分かりません。今説明をいただきましたが、仮設構造物の下が盛土であったことの確認ができていなかったとのことなのですが、土の量が2倍になるようなことの確認ができないことがあるのでしょうか。

1メートルの高さのものが2メートルだったと。今回の説明で、運動場面積の約半分で変化した土量とのことから、実際は2メートルではなく、高さが3メートルとなると考えております。つまり、説明によると、1メートルと思ったら3メートルの高さがあったということを説明されたと認識しております。人が入れないような場所ならまだしも、学校の運動場のように何も無い広い場所において、例えば、人間で言えば腰までの高さと思ったら、実際には屋根までの高さの土量があったというようなものです。確認できなかったとの説明に不信感を抱いてしまいます。

当初設計から施工管理まで携わった業者の方にも確認し、説明を求める必要があるのではないのでしょうか、そう考えます。そして、責任の所在をはっきりした上で、今回の契約変更の判断がなされるべきであるというふうに考えております。このような契約変更を議会が認めれば、私たちも同罪となります。議会のチェック機能が全く果たせないのではないのでしょうか。きちんとした検証をする必要がありますので、確認をしなければならないと思っております。

以上のことから、この契約変更については町民の御理解もいただけないと考えております。

これが、原案に反対する主な理由です。議員の皆様の良識ある判断と御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案第27号に対する討論を終わります。

これから、議案第27号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立多数です。したがって、議案第27号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決されました。

日程第４ 議員提出第１号 ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議

○議長（稲田忠則君） 日程第４、議員提出第１号「ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議」を議題とします。

提出者議員の説明を求めます。

10番中川公則議員。

○10番（中川公則君） 10番中川です。

議員提出第１号。令和４年３月15日、益城町議会議長、稲田忠則様。

提出者、益城町議会議員中川公則。賛成者、益城町議会議員木村正史、西山洋一、上村幸輝、下田利久雄、富田徳弘、松本昭一、吉村建文、甲斐康之、榮正敏、野田祐士、宮崎金次、坂本貢、中村健二、渡辺誠男、荒牧昭博、坂田みはる。

ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議。

上記の決議を益城町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

提案理由。ロシアのプーチン政権に対し、一連のウクライナ侵攻が国際連合憲章の明らかなる違反であることを表明するとともに、断固抗議し、ロシア軍がウクライナの国土から即時無条件で撤退するように強く求めるため、本決議を提案する。

ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議。

ロシアのプーチン政権は、我が国を含む国際社会が強く自制を求める中、本年２月24日にウクライナへの侵攻を開始した。これは国際連合憲章の明らかなる違反であり、国際社会の秩序を著しく損ない、国際平和と安全を脅かす行為そのものである。

よって、益城町議会は、一連の侵攻行為によって奪われた、ウクライナ人、ロシア人、その他多くの尊い人命に対して心より哀悼の意を表するとともに、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議し、ロシア軍がウクライナの国土から即時無条件で撤退するように強く求める。

同時に、ウクライナにおける邦人や難民の確実な保護や我が国への影響対策についても万全を尽くすべきである。

以上、決議する。

令和４年３月15日、熊本県益城町議会。

以上、案文の朗読に代えさせていただきます。よろしくお願いします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 提出者議員の説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、議員提出第１号「ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議」についてを採決い

たします。この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員です。よって、議員提出第1号「ロシアのウクライナ侵攻に断固抗議する決議」は原案のとおり可決されました。

日程第5 特別委員会委員辞任の件

○議長(稲田忠則君) 日程第5、特別委員会委員辞任の件を議題とします。

2月17日、渡辺誠男議員から、一身上の都合により益城町議会政治倫理条例策定特別委員会委員を辞任したいとの申出がありました。

お諮りします。本件は申出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、渡辺誠男議員の益城町議会政治倫理条例策定特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

日程第6 特別委員会委員選任の件

○議長(稲田忠則君) 日程第6、特別委員会委員選任の件を議題とします。

お諮りいたします。委員1人の欠員が生じました益城町議会政治倫理条例策定特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定により、3番上村幸輝議員を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、益城町議会政治倫理条例策定特別委員会委員に3番上村幸輝議員を選任することに決定しました。

日程第7 議員派遣の件

○議長(稲田忠則君) 日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

日程第8 閉会中の継続調査の件

○議長(稲田忠則君) 日程第8、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員長から、会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一

覧表のとおり閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。3月7日から本日まで9日間にわたりまして御協力いただき、ありがとうございました。

これで、令和4年第1回益城町議会定例会を閉会します。

閉会 午後0時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益 城 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員